

みどり市地域防災計画 (素案)

令和 8 年 2 月
みどり市防災会議

全体目次

総則編	総則-1～23
風水害・雪害対策編	風雪-1～198
震災対策編	震災-1～39
原子力災害対策編	原子力-1～5
火災対策編	火災-1～10
資料編	資-1～202

総則編

総則編

第1節	計画の目的	総則-1
第2節	防災の基本理念	総則-2
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	総則-3
第4節	みどり市の概況	総則-10
第5節	過去の災害	総則-11
第6節	群馬県の地震環境	総則-14
第7節	県による被害の想定	総則-21

第1節 計画の目的

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、みどり市防災会議が策定するものであり、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して市の地域における風水害、雪害、原子力災害及び火災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

さらに、住民が自ら行う事項、地域企業が行う事項、市町村間の広域応援体制の整備等について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

2 みどり市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「みどり市国土強靱化地域計画」(令和4年3月)は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に基づき、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

このため、国土強靱化に関する部分については、みどり市国土強靱化地域計画の基本目標である、いかなる災害等が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

を踏まえ、みどり市地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、まち並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

近年、気候変動の影響等により、過去に経験したことのないような大型の台風や豪雨が発生し、甚大な被害をもたらしている。このような状況を踏まえ、令和3年に『みどり5つのゼロ宣言』を表明し、災害に強いまちづくりとともに住民の防災意識を高め、自然災害による死者「ゼロ」を目指している。

災害対策の実施に当たっては、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、市、県及び指定地方行政機関を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。

1 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。
- (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）にも十分な支援を提供し、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

みどり市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は次表のとおりとする。

1 市

処理すべき事務又は業務の大綱	
1 防災会議に係る事務に関すること。	15 避難指示等及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。
2 みどり市災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること。	16 災害時における文教、保健衛生に関すること。
3 防災施設の整備に関すること。	17 災害広報に関すること。
4 防災に係る教育、訓練に関すること。	18 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
5 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。	19 復旧資機材の確保に関すること。
6 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。	20 災害対策要員の確保・動員に関すること。
7 生活必需品、食料等の備蓄に関すること。	21 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
8 給水体制の整備に関すること。	22 防災関係機関が実施する災害対策の調整に関すること。
9 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。	23 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付等に関すること。
10 災害危険箇所の把握に関すること。	24 被災者生活再建支援制度に係る事務に関すること。
11 各種災害予防事業の推進に関すること。	25 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること。
12 防災知識の普及に関すること。	26 義援金品の受領、配分に関すること。
13 水防、消防等応急対策に関すること。	
14 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。	

2 事務委託

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
桐生市消防本部 桐生みどり消防署	1 災害時における施設の保全、保安に関すること。
	2 災害時における各業務の円滑活動調整に関すること。
	3 災害時における被害の防除と拡大防止に関すること。
	4 災害時における被災者の救助・保護等に関すること。

3 県の機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
桐生警察署 桐生警察署大間々分庁舎	1 人命救助、避難誘導及び災害情報の収集に関すること。 2 交通規制の実施及び緊急交通路の確保に関すること。 3 災害時における治安対策に関すること。 4 被災地及び避難場所の警戒に関すること。
桐生みどり振興局 桐生行政県税事務所	1 地方部内の総合調整に関すること。 2 地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。 3 人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集に関すること。 4 庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関すること。 5 市との連絡調整に関すること。 6 緊急通行車両の確認事務に関すること。 7 商工業に係る災害情報の収集及び被災中小企業からの融資相談に関すること。（ただし、産業経済部が直接実施できない場合に限る。） 8 生活必需品の調達及び供給に関すること。 9 その他地方部内各班に属しない事項に関すること。
桐生みどり振興局 桐生土木事務所	1 公共土木施設に係る災害情報の収集に関すること。 2 公共土木施設に係る災害応急対策に関すること。 3 水防計画の実施に関すること。
桐生みどり振興局 桐生保健福祉事務所	1 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害情報の収集に関すること。 2 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害応急対策に関すること。 3 飲料水の供給に関すること。
東部農業事務所	1 農業に係る災害情報の収集に関すること。 2 農業に係る災害応急対策に関すること。
東部環境事務所	1 環境汚染及びごみ・し尿の処理に係る災害情報の収集に関すること。 2 環境汚染及びごみ・し尿の処理に係る災害応急対策に関すること。
桐生みどり振興局 桐生森林事務所	1 林地、治山・林道等施設及び林産物に係る災害情報の収集に関すること。 2 林地、治山・林道等施設及び林産物に係る災害応急対策に関すること。 3 林野火災に係る情報収集に関すること。
東部教育事務所	1 学校教育に係る災害情報の収集に関すること。 2 学校教育に係る災害応急対策に関すること。

4 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 前橋財務事務所	- 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関すること。 - 災害復旧事業費の査定立会いに関すること。 - 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融通に関すること。 - 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関すること。 - 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関すること。
関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 桐生出張所 大間々砂防出張所 高崎河川国道事務所 桐生国道維持出張所	管轄する河川・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること。 - 災害予防 - 防災上必要な教育及び訓練 - 通信施設等の整備 - 公共施設等の整備 - 災害危険区域等の関係機関への通知 - 官庁施設の災害予防措置 - 豪雪害の予防 - 災害応急対策 - 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 - 水防活動、土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等 - 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 - 災害時における復旧用資材の確保 - 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 - 災害時のための応急復旧用資機材の備蓄 - 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 - 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。
群馬労働局 桐生労働基準監督署 ハローワーク桐生	- 事業場における労働災害の防止に関すること。 - 災害応急工事、災害復旧工事等に必要なる労働力の確保に関すること。 - 災害による離職者の早期再就職の促進に関すること。
東京管区气象台 前橋地方气象台	- 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 - 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 - 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 - 地方公共団体が行う防災業務に関する技術的な支援・助言に関すること。 - 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
関東森林管理局 群馬森林管理署	- 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること。 - 災害復旧用木材（国有林材）のあっせんに関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東農政局 群馬県拠点ほか	1 災害予防 (1) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (2) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 2 災害応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (3) 主要食糧の供給に関すること。 (4) 生鮮食料品等の供給に関すること。 (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (6) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること。 3 災害復旧 (1) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関すること。 (2) 被災農業者等に対する資金の融通に関すること。 4 その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。

5 陸上自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第12旅団	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係情報資料の整備に関すること。 (2) 防災関係機関との連絡、調整に関すること。 (3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (4) 防災に関する教育訓練の実施に関すること。 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

6 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (桐生・薮塚本町・笠懸・笠懸鹿・大間々・大間々南・花輪・沢入簡易の各郵便局)	- 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 - 災害特別事務取扱いに関すること。 - 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 - 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 - 被災者が差し出す郵便物の料金免除 - 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 - 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分 - 指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置 - その他、要請のあったもののうち協力できる事項
東日本旅客鉄道株式会社 岩宿駅	- 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関すること。 - 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
N T T 東日本株式会社 群馬支店	- 電気通信設備の保全に関すること。 - 重要通信の確保に関すること。
株式会社N T T ドコモ 群馬支店	- 携帯電話設備の保全に関すること。 - 重要通信の確保に関すること。
東京電力パワーグリッド 株式会社太田支社	- 電力施設の保安の確保に関すること。 - 電力の供給の確保に関すること。
独立行政法人 水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所	- 水資源開発施設の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業に限る。）又は改築の実施に関すること。 - 水資源開発施設の保全（施設管理）に関すること。
日本赤十字社 群馬県支部みどり市地区	- 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関すること。 - 救護所の開設及び運営に関すること。 - 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること。 - 輸血用血液の確保及び供給に関すること。 - 義援金品の受領、配分及び募金に関すること。 - 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 - 外国人の安否の調査に関すること。 - 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関すること。

7 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
一般社団法人桐生市医師会	1 医療及び助産活動の協力にすること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力にすること。 3 医療救護活動の実施にすること。
ガス事業者 桐生瓦斯株式会社 大間々ガス協同組合	1 ガス施設の保安の確保にすること。 2 ガスの供給の確保にすること。
地方鉄道事業者 東武鉄道株式会社 上毛電気鉄道株式会社 わたらせ渓谷鐵道株式会社	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保にすること。 2 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力にすること。
土地改良区 待矢場両堰、大間々用水、岡 登堰、藪塚台地、阿左美沼、 早川、勢多郡東村	1 各土地改良区の水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧にすること。

8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
報道機関	1 防災思想の普及に関すること。 2 気象予報・警報の周知に関すること。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
病院経営者	1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。 2 被災傷病者の救護に関すること。
社会福祉施設経営者	1 入所者及び通所者の安全の確保に関すること。
新田みどり農業協同組合 桐生広域森林組合 わたらせ森林組合	1 共同利用施設の保全に関すること。 2 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関すること。 3 県又は市が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関すること。
みどり市社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の生活の支援に関すること。 2 義援金品募集及び配分に関すること。 3 ボランティア活動の支援及び推進に関すること。
みどり市商工会 笠懸町商工会	1 被災事業者に対する支援に関すること。 2 県又は市が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。 3 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関すること。 4 物価の安定についての協力に関すること。
金融機関	1 被災事業者等に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。
学校法人	1 児童、生徒等の安全の確保に関すること。 2 避難場所及び指定避難所としての施設の整備に関すること。
危険物等施設の管理者	1 危険物等施設の保安の確保に関すること。 2 周辺住民の安全の確保に関すること。
みどり市建設業者	1 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
自動車運送業者	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。 2 被災地の交通の確保に関すること。
みどり市区長会等	1 市が行う災害救助等の協力に関すること。 2 自主防災組織の育成に関すること。
群馬東部水道企業団	1 水道施設に係る災害情報の収集及び応急復旧に関すること。 2 飲料水の供給、搬送に関すること。

第4節 みどり市の概況

1 地勢の特性

みどり市は、群馬県の東部にあり、東西を桐生市、南を伊勢崎市及び太田市、北を沼田市、栃木県日光市、鹿沼市及び佐野市に接し、総面積208.42k㎡の細長い形状をしている。

地形は、北部は、日光火山群と東側を南北に連なる足尾山地の急峻な山嶺に囲まれており、南部は北から南に広がる扇状地を形成している。

標高は、袈裟丸山頂の1,878mから扇状地南部の107mと1,771mの標高差があり、その87%は山林・その他が占めている。

2 地質構造の特性

みどり市の地質は、北部の砂岩・粘板岩互層と珪岩質岩石の固結堆積物と火山性岩石の安山岩質岩石や花崗岩などからなり、南部の関東ローム層まで変化に富んでいる。

3 気象の特性

気候は、気象庁の地域気象観測システム（観測局：桐生）のデータによると過去10年間（2009年～2018年）の年平均気温は、15.0℃、年平均降水量は、1,232mmとなっている。

第5節 過去の災害

本市において過去に発生した災害のうち、被害の大きかったもの又は社会的に影響の大きかったものは、次のとおりである。

1 風水害

(1) 昭和10年9月25日

概要	台風が接近し早朝から豪雨のなか、8時55分頃藪塚方面で発生した大旋風が北上し、鹿の川地区を直撃し、家屋倒壊や農産物の被害等発生したもの。 約5分間の惨事で、大旋風は北上を続け衰退し、この地区に被害集中。
被害 【地区】	【笠懸村】被災世帯96戸492人、死者5人、負傷者39人、家屋全壊52戸、半壊45戸 非家屋全壊118戸、半壊45戸、養蚕・農作物・林野産物 被害多数

(2) 昭和13年8月31日～9月1日 洪水

概要	31日朝から1日朝まで136mmの雨量。渡良瀬川上流の足尾で407.2mmの降水量。桐生市赤岩橋で2.42mの増水で赤岩仮橋を流出。
被害 【地区】	【東村】行方不明者1人（神戸、濁流に吞まれ）、床下浸水150戸、床上浸水3戸（花輪） 家屋被害3戸（沢入、山津波）、道路被害多数

(3) 昭和22年（1947年）9月14日～15日 カスリーン台風

概要	トラック島付近に発生した台風は、徐々に北西に進み、接近とともに南岸に停滞していた前線を刺激し、前線は関東の北部山沿いまで北上して山岳部一帯は豪雨となった。 台風は次第に衰えながら房総半島をかすめて16日には三陸沖へ抜けたが、利根川は豪雨による水量を飲みきれず、遂に栗橋上流で決壊し、関東一円は未曾有の大水害となった。 県内の風は大体西ないし北寄りで弱く、台風の影響による雨は14日から始まり、15日は未明から強風を交え6時頃には一時やみ、のち再び強くなって夕刻ないし夜半前期に終わった。
被害 【地区】	【大間々町】死者8人（塩沢7、下神梅1）、家屋被害6戸、非家屋被害3戸 道路橋梁被害12箇所 【東村】土砂崩れ12箇所、鉄橋流出3箇所

(4) 昭和23年9月16日 アイオン台風

概要	台風は伊豆半島から房総半島をかすめて北東に進み、東方海上に抜ける。16日14時30分で足尾161mm、前橋84mm、中之条325mm、草津156mm。
被害 【地区】	【東村】家屋被害 流出16戸、半壊3戸（渡良瀬川の氾濫）

(5) 昭和24年（1949年）8月31日～9月1日 キティ台風

概要	台風は八丈島を通過したのち、31日19時過ぎに神奈川県小田原市の西に上陸、関東南部は20m/sを超える暴風雨となり東京湾では高潮が起きた。 台風は東京都、熊谷市を経て北上し、22時前後には前橋市の西を通過、8月31日24時柏崎市付近から日本海へ抜けた。 平野の雨量は少なかったが山岳部では多かったため、河川上流部の出水が多く、県内の被害は大きかった。また、船舶の被害が多かった。 県内では31日の昼前後から東寄りの暴風雨となり、夜に入ってますます強くなったが、夜半頃から風は弱まり、雨は1日の明方にやんだ。
被害 【地区】	【大間々町】家屋被害 全壊 3戸(福岡村2、大間々町1) 半壊・屋根破損・床上下浸水 201戸(福岡村80、大間々町121) 堤防 流出6箇所、決壊4箇所 村道決壊22箇所、県道決壊4箇所(福岡村)、田畑の流出・埋没・冠水など多数 【東村】被災世帯5戸31人、死者2人、重傷2人、行方不明27人

(6) 平成20年7月25日 ダウンバースト

概要	大雨雷洪水注意報発令時の15時30分くらいに風雨が強まり突風が発生。大間々町南部と笠懸町で北西から南東方向に被害が発生。
被害	家屋被害55棟(半壊1、一部破損54)、非住家被害6棟(全壊1、半壊2、一部破損3) 倒木等38箇所、その他フェンス倒壊等6箇所 農業被害(ビニールハウス・野菜)9,386万9千円、畜産被害(堆肥舎等)696万8千円

(7) 平成25年（2013年）9月13～16日 台風第18号、太田市竜巻、みどり市・桐生市竜巻

概要	9月13日3時に小笠原の近海で発生した台風第18号は、日本の南海上を北西に進みながら14日9時に大型となり、15日夕方には四国の南海上に達した。その後、台風は進路を北東に変え、16日8時前に愛知県豊橋市付近に上陸し、勢力を維持したまま北上、関東地方を北東に進んだ後、東北地方南部を経て16日18時には三陸沖に達した。 群馬県では、15日3時頃から雨が降り始め、16日17時にかけて断続的に降り、16日昼前から昼過ぎにかけて大雨となり、16日昼前から16日夜遅くにかけて、やや強い風が吹いた。 雨の降り始めた15日3時から雨の降り終わる16日17時までの降水量は、前橋で119.5mmを観測し、アメダスの観測では榛名山（高崎市）で246.0mm、神流で179.5mm、西野牧（下仁田町）で155.0mm、みなかみで146.5mmを観測。 また、16日2時頃に埼玉県熊谷市四方寺から太田市高林西町にかけて発生した突風は、熊谷地方气象台、前橋地方气象台及び東京管区气象台により竜巻と推定され、16日2時20分頃にみどり市と桐生市で発生した突風は前橋地方气象台により竜巻と推定された。 みどり市と桐生市における竜巻の強さは藤田スケールでF1と推定され、被害範囲の長さは約5km、幅は約200mであった。
被害	人的被害3件（軽傷）、家屋被害104件、停電や倒木、ビニールハウスの倒壊が大規模に発生した。

(8) 令和元年（2019年）10月12日～13日 令和元年東日本台風（台風第19号）

概要	10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、マリアナ諸島を西に進みながら、7日には大型で猛烈な台風となった。小笠原近海を北北西に進み、12日には北よりに進路を変え日本の南を北上した。12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通り、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。 群馬県内では10月11日午後から台風からの湿った空気の影響で雨が降り始め、12日朝からは台風周辺の雨雲の影響で高崎・藤岡地域では激しい雨となった。12日昼前からは台風本体の雨雲の影響で県内に非常に激しい雨の降る範囲が広がった。 下仁田町西野牧では降り始め（11日0時）から14日0時までの総降水量が496.5mmとなるなど、県内の雨量観測17地点の内10地点で日降水量が統計開始以来の極値を更新した。 また、県内ではやや強い風が吹き、日最大風速は伊勢崎で14.9メートル（北西、12日21時53分）、日最大瞬間風速は草津で28.9メートル（北、12日23時30分）を観測した。なお、桐生では12日の日最大瞬間風速は22.2m/s（北西、22時18分）で統計開始以来の極値を更新した。
被害	・12日14時42分に災害対策本部を設置 ・笠懸町久宮、東町草木、座間、沢入地区に避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3を発令） ・12日18時5分に市内で初の大雨特別警報が発令 ・市内の3か所の拠点避難所に50世帯90名が避難 ・国道、市道への倒木が数箇所

2 地震

(1) 平成23年3月11日 東北地方太平洋沖地震

概要	14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震と、それに伴って発生した津波及びその後の余震により大規模地震災害が発生した。この地震によって福島第一原子力発電所事故が起こった。笠懸町で震度5弱、大間々町と東町で震度4を観測した。
被害	家屋被害181件、非住家被害17件（ブロック塀の倒壊等）、公共施設被害 54件

(2) 平成26年9月16日 茨城県南部を震源地とする地震

概要	9月16日12時28分ごろ、茨城県南部を震源地にした地震が発生し、市内では、震度5弱を観測した。
被害	家屋被害39件、非住家被害2件、道路2件や公共施設15件等

3 その他

(1) 平成26年（2014年）2月14～15日 大雪

概要	2月13日21時に南西諸島で発生した低気圧は、本州の南海上を北東に進み、次第に発達しながら15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約1,500m付近は-6℃以下の寒気に覆われていた。 この低気圧と上空の寒気の影響により、群馬県では14日朝から雪が降りはじめ大雪となり、本市では最深積雪が45cmとなった。
被害	家屋被害189件、非住家被害53件のほか、カーポートの倒壊267件、農業被害約28億円

第6節 群馬県の地震環境

地震防災対策を講じる上で、その地域の地震環境を把握し分析しておくことは重要であることから、群馬県の地震環境を以下に記す。

1 過去の被害地震

群馬県に被害をもたらした主な地震は次表のとおりである。

発生年月日	地震名 (震源)	規模 (M)	震度	被害状況
1916. 2. 22 (大正 5)	・・・※1 (浅間山麓)	6. 2	3：前橋市昭和町	家屋全壊 7 戸、半壊 3 戸 一部破損109戸
1923. 9. 1 (大正12)	関東地震 (神奈川県西部)	7. 9	4：前橋市昭和町	負傷者 9 人、家屋全壊49戸 半壊 8 戸
1931. 9. 21 (昭和 6)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6. 9	5：前橋市昭和町	死者 5 人、負傷者55人 家屋全壊166戸、半壊1, 769戸
1964. 6. 16 (昭和39)	新潟地震※2 (新潟県下越沖)	7. 5	4：須田貝通報所・前橋市昭和町	負傷者 1 人
1996. 12. 21 (平成 8)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5. 6	5 弱：板倉町板倉 4：沼田市西倉内町・片品村 東小川・桐生市織姫町	家屋一部破損64戸
2004. 10. 23 (平成16)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震※2 (新潟県中越地方)	6. 8	5 弱：片品村東小川・高崎市 高松町・渋川市北橘町	負傷者 6 人 家屋一部破損1, 055戸
2011. 3. 11 (平成23)	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震※2 (三陸沖)	9. 0	6 弱：桐生市元宿町 5 強：沼田市白沢町・前橋市 富士見町・高崎市高松 町・桐生市新里町・太 田市西本町・渋川市赤 城町・明和町新里・千 代田町赤岩・大泉町日 の出・邑楽町中野	死者 1 名、負傷者42名 住家半壊 7 棟 住家一部破損17, 679棟
2014. 9. 16 (平成26)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5. 6	5 弱：前橋市粕川町・伊勢崎 市西久保町・太田市西 本町・千代田町赤岩・ 大泉町日の出・邑楽町 中野・みどり市大間々 町	負傷者 5 人 住家一部破損689棟
2018. 6. 17 (平成30)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4. 6	5 弱：渋川市赤城町 4：沼田市西倉内町・東吾妻 町本宿・前橋市昭和町・ 前橋市堀越町・前橋市粕 川町・前橋市富士見町・ 桐生市黒保根町、桐生市 新里町、伊勢崎市西久保 町・渋川市石原・渋川市 北橘町・渋川市吹屋・吉 岡町下野田	住家一部破損 4 棟

※1 1916年(大正5年)の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっている。

※2 気象庁が命名した地震。

本表に見るとおり、近年において群馬県を震源とする被害地震は少ない。

本県に被害を及ぼした比較的大きな地震としては、1931年(昭和6年)の西埼玉地震がある。この地震は、群馬県南西部から埼玉県東部に分布する深谷断層帯(旧関東平野北西縁断層帯)で発生した可能性が指摘されているが、地表に明確な変位が認められないことから、この断層帯の固有地震ではないと考えられている。

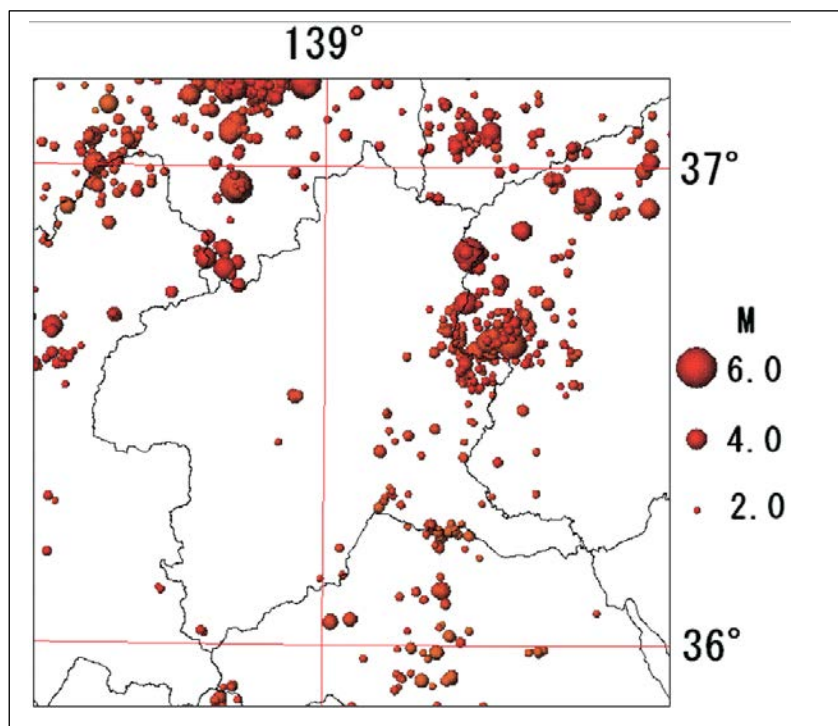
また、『類聚国史』(892年に菅原道真によって撰修された歴史書)に記載のある818年(弘仁9年)の地震では、関東諸国の相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野で大きな被害があったとされ、この地震によると推定される地割れや噴砂が群馬県や埼玉県の遺跡調査で確認されている。特に群馬県では、赤城山南麓の数多くの遺跡で地割れ、噴砂、山崩れ等が生じた痕跡が見つかっており、818年の地震による可能性が高いとされている。地震をもたらした活断層については特定されていない。

以上のように、近年、群馬県を震源とする大規模地震は発生していないが、過去には大規模地震が生じていた痕跡があり、今後、群馬県においても大規模地震が発生する可能性は否定できない。

2 地震活動の状況

群馬県は、南部に深谷断層帯(旧関東平野北西縁断層帯)、東部に大久保断層、太田断層、また北東部には片品川左岸断層があり、深谷断層帯(旧関東平野北西縁断層帯)では断層帯に沿って微小地震活動が定常的にみられる。

栃木県との県境(皇海山付近)から栃木県の日光・足尾地域にかけての地域では、定常的に小規模な地震活動がみられ、関東地方の陸域の浅いところにみられる地震活動の中で最も活発となっている。また、この地域には、火山が複数分布するが、これらの火山と地震活動との関係は不明である。



(マグニチュード2以上:1997年10月～2007年7月:深さ30km以浅)

群馬県とその周辺における、小さな地震まで含めた最近の浅い場所で発生した地震活動
(地震調査研究推進本部地震調査委員会編(2009) 日本の地震活動 第2版)

3 地質構造と群馬県の地震との関係

県内の地質は、県の南西部、東部、北部に中・古生界が分布し、その間に第三系が分布している。また、県北西部、中央部、東部に活火山が分布し、利根川や渡良瀬川及びその支流による谷や盆地に第四系が分布している。この第四系には、液状化が発生しやすい軟弱な砂層が分布する地域が含まれる。

関東山地と足尾山地の地質構造には大きな差違が認められる。

関東山地の中・古生界は、一般に北西-南東方向の走向を示しているが、足尾山地の中・古生界は

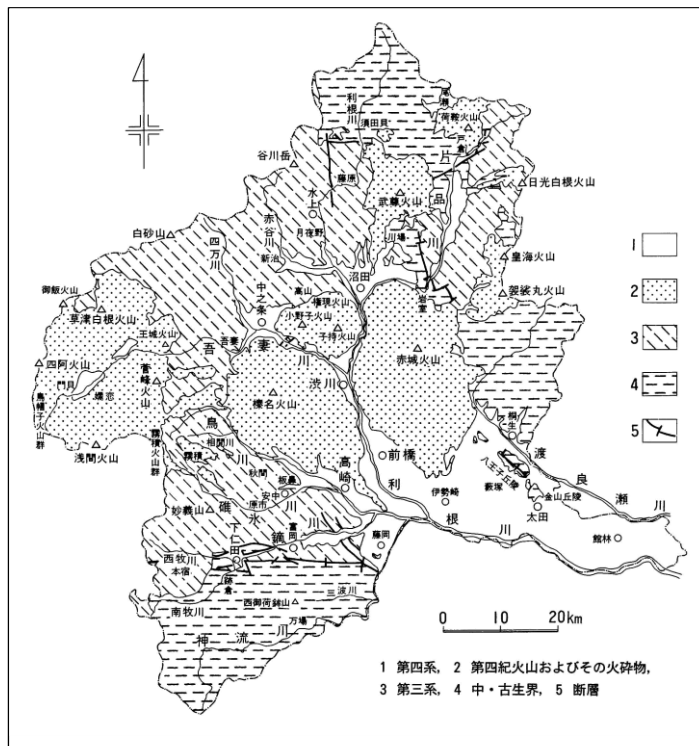
北東－南西方向の走向を示し、複雑な褶曲を繰り返している。

この隣り合った山地の地質構造の食い違いは、両山地間に地質構造線が伏在しており、これを境として両山地が別個の運動をした結果と考えられている。

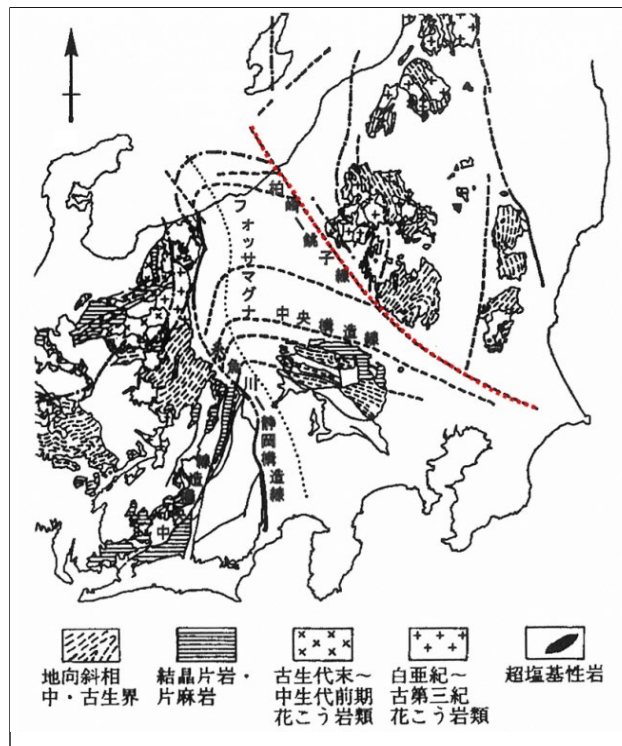
両山地間に伏在している構造線は、柏崎－銚子(構造)線※1と呼ばれており、大地溝帯であるフォッサマグナの東縁とされている。

また、現在、群馬県内で確認されている活断層のほとんどは関東山地と足尾山地の間に位置しており、その走向は概ね北西－南東方向であり、柏崎－銚子(構造)線の走方向と一致する。

※1 柏崎－銚子(構造)線：新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り銚子付近へ抜ける構造線



群馬県の地質図
(群馬県地質図作成委員会(1999))



群馬県周辺の地質構造図
(日本の地質『関東地方』編集委員会編(1986))

4 プレート運動と群馬県の地震との関係

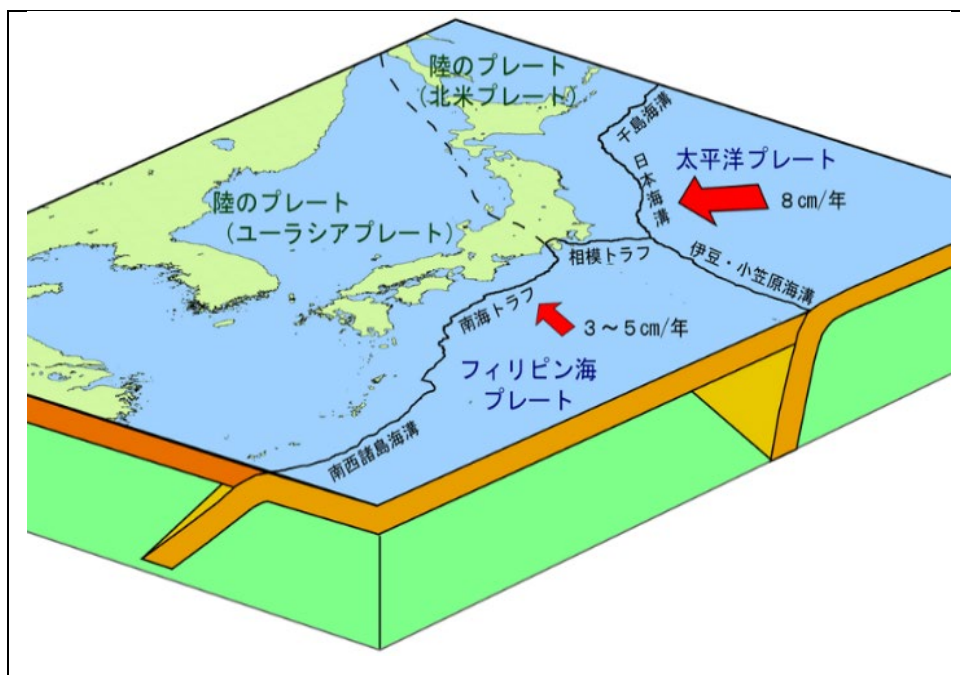
日本列島の地震活動は、日本列島を乗せた陸のプレート（ユーラシアプレートと北米プレート）とその下に沈み込んでいる2枚の海洋プレート（フィリピン海プレートと太平洋プレート）の相対運動で説明されている。

群馬県は、フィリピン海プレートが沈み込む相模トラフ及び駿河トラフから100～200km、太平洋プレートが沈み込む日本海溝から250～350kmの地点に位置しており、本県直下では、陸のプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込み、さらにその下に太平洋プレートが沈み込んでいる。

また、本県直下のフィリピン海プレートの上面の深さは80km前後、太平洋プレートの上面の深さは100～140kmとされている。

プレート境界で発生した地震としてはフィリピン海プレートの上面で発生した関東地震(1923年、M7.9)が典型例であり、プレート内部で発生した地震としては千葉県東方沖地震(1987年、M6.7)が典型例である。

本県直下のプレートに起因する地震は、太平洋プレートに起因すると思われるものが地下120～160kmで発生しているが、震源が深いため、このタイプの地震で県内に被害が発生したという記録はない。



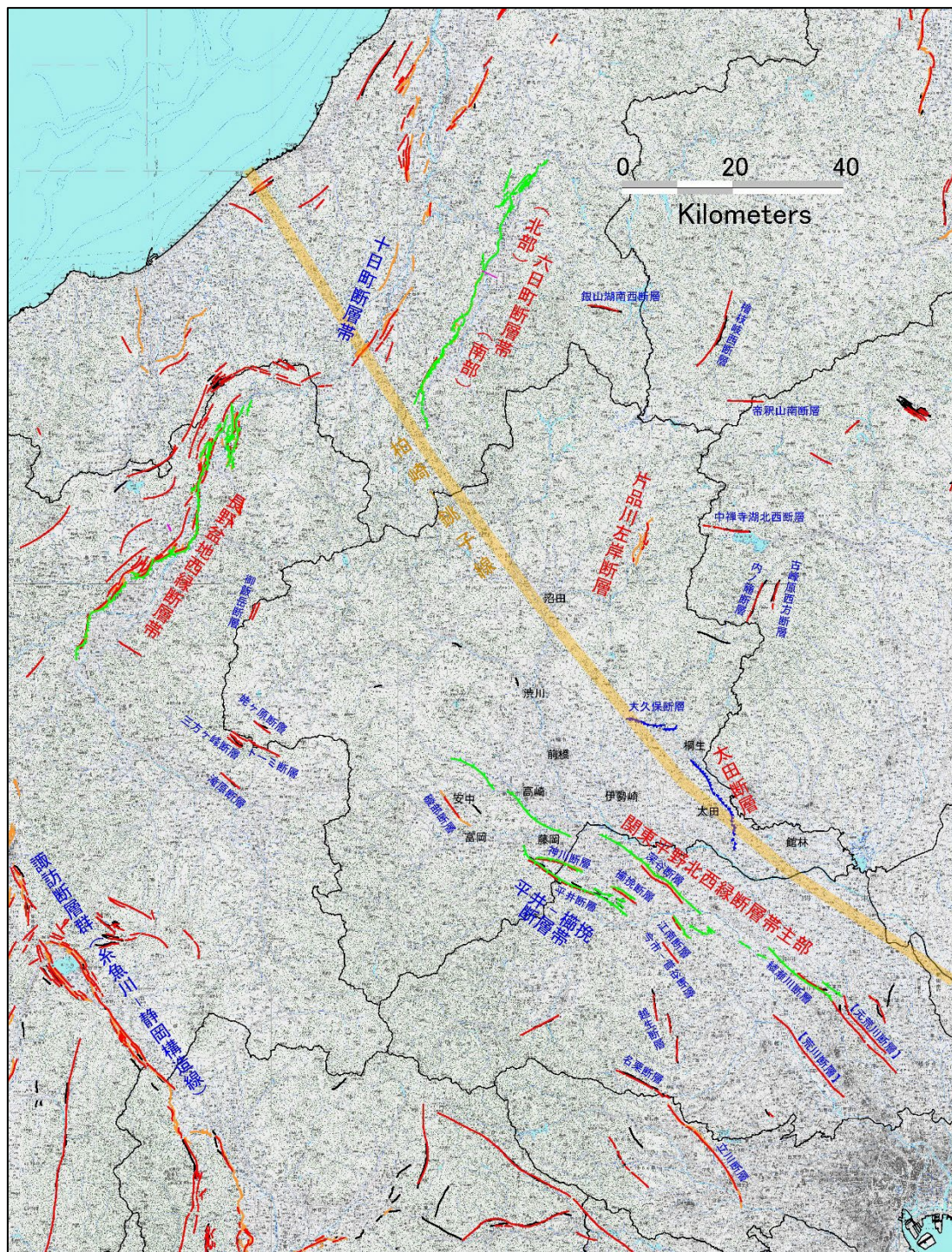
5 群馬県及びその周辺に分布する活断層

政府の地震調査研究推進本部において、全国に多数分布する活断層のうち、主要活断層帯として現在114の活断層帯を選定しており、このうち、群馬県においては、深谷断層帯（旧関東平野北西縁断層帯）及び大久保断層の2つが選定されている。また、「活断層の地域評価」により地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率等を評価しており、本県においては、2つの主要活断層帯に加え、片品川左岸断層及び太田断層の評価が行われている。

深谷断層帯は、深谷断層とその副次的な断層（磯部断層、平井断層、神川断層、櫛挽断層、江南断層）をあわせた全長約69kmの断層帯であり、安中市、高崎市、藤岡市から埼玉県北部に分布している。片品川左岸断層は、長さ約13km程度であり、片品川流域に分布している。大久保断層は、長さ約9kmの活断層であり、前橋市、桐生市、みどり市、栃木県足利市に分布している。太田断層は、長さ約18kmの活断層であり、桐生市、太田市、邑楽町、大泉町、千代田町にかけて分布している。

また、群馬県の近隣には比較的長い活断層として、新潟県南部に長さ約52kmの六日町断層帯、長野県北部に長さ約74kmの長野盆地西縁断層帯が分布する。

本県及びその周辺の活断層分布については、次ページ以降の図及び表のとおり。なお、以降の図及び表における「関東平野北西縁断層帯主部」の表記は、「深谷断層帯」と読み替えるものとする。



凡 例

線 種	断 層 名	出 典
—	(活断層：確実度Ⅰ・Ⅱ)	新編日本の活断層 (1991)
—	(活断層)	活断層詳細デジタルマップ (2002)
—	(推定活断層)	
—	関東平野北西縁断層帯主部 (平井-櫛挽断層帯)	地震調査研究推進本部 (2005)
—	長野盆地西縁断層帯	地震調査研究推進本部 (2001)
—	六日町断層帯	地震調査研究推進本部 (2009)
—	大久保断層	松田ほか (1977)、熊原・近藤 (2008)
—	太田断層	熊原・近藤 (2009)
—	(柏崎-鏡子線)	

本県及びその周辺の活断層分布図
(群馬県地震被害想定調査, 2012)

群馬県に分布する活断層一覧表

断層名	長さ	幅	地震規模 (M) ※1	平均変位速度 ※2	変位量 (1回の活動)	活動区間	出典
深谷断層帯	約69km	20-25km	7.9程度	0.2-0.5m/千年程度 (上下)	5m程度 (上下成分)	全域	※3
片品川左岸断層	約13km	不明	6.7程度	0.2m/千年程度 (上下)	1m程度 (全体)	全域	※3
太田断層	約18km	不明	6.9程度	不明	2m程度 (上下)	全域	※3
大久保断層	約9km	不明	7.0程度	0.4m/千年程度 (上下)	2m程度 (上下)	全域	※3
姥ヶ原断層	約4km	不明	不明	不明	不明	全域	※4
御飯岳断層	約4km	不明	不明	不明	不明	全域	※4

※1 地震規模 (M) : 断層全体が活動した場合に発生する可能性のある地震の規模

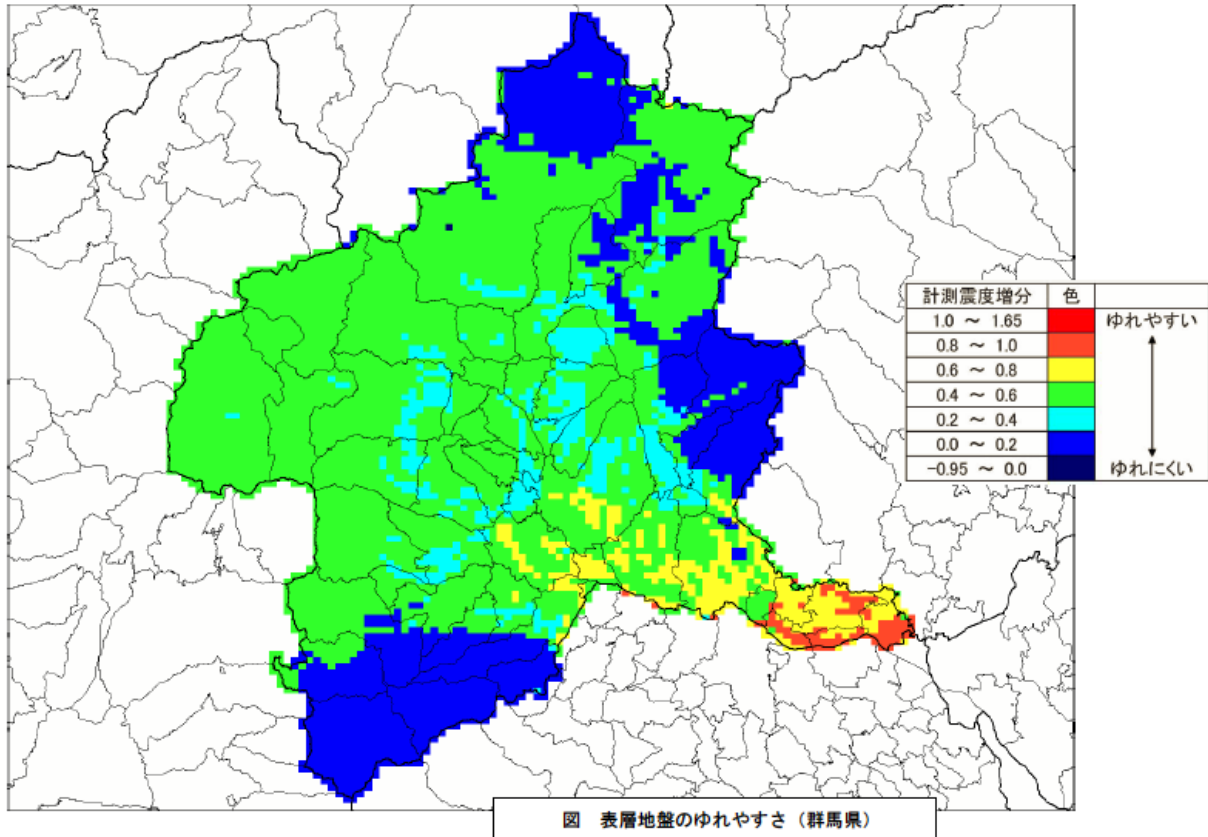
※2 平均変位速度 : 1,000年当たりの断層のズレの長さ

※3 地震調査研究推進本部(2015)

※4 新編日本の活断層(1991)

6 表層地盤のゆれやすさ

地震による地表でのゆれの強さは、主に、「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なり、一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは異なり、このことを「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。平成17年10月に中央防災会議では、「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」を作成している。群馬県の表層地盤のゆれやすさマップは、次図のとおり。



このマップからは、邑楽郡や館林市などの平野部は、やわらかい地盤で覆われ、ゆれが大きくなることが分かる。防災対策上、そのような場所を知っておくことは重要で、特にゆれやすい地域に居住する人は、家具の固定、住宅の耐震診断や耐震補強などの対策を優先的に行うなど、日頃の地震への備えの参考にすることができる。

第7節 県による被害の想定

群馬県では、防災対策の強化・充実に役立てるため、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、最新の知見及び技術を用いて、平成24年度に地震被害想定調査の見直しを行った。

この調査は、県内に大きな地震が発生した場合を想定し、県内各地の揺れや各種の被害、影響を科学的知見に予測したものである。

以下に地震被害想定調査の概要を示す。

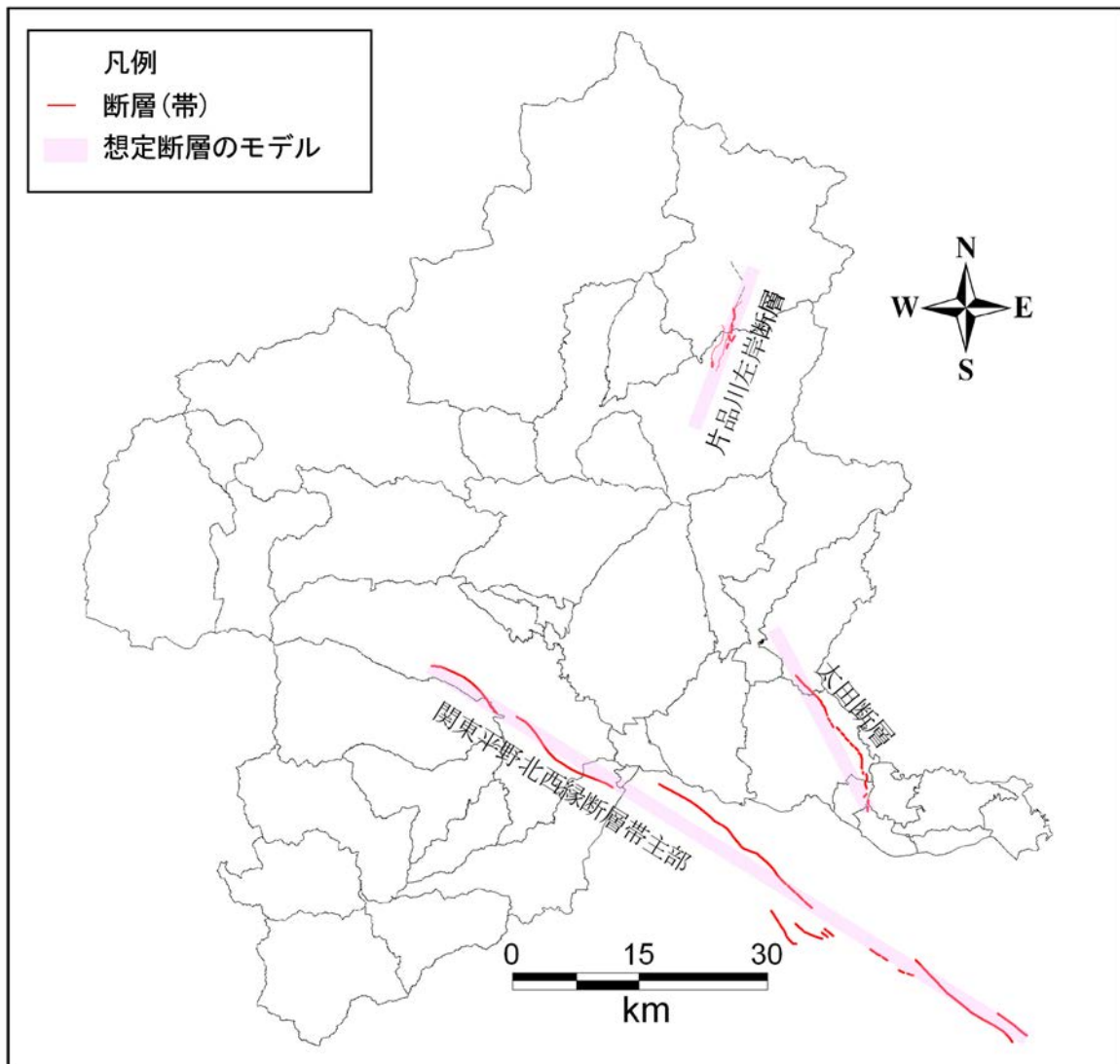
1 想定した地震

この調査で被害予測を行った想定地震は、発生確率が低い、あるいは不明であるが、活動した場合に大きな被害を及ぼす可能性がある、県内に分布する3つの活断層（帯）とした。

現在確認されている状況においては、太田断層の長さは約18km、片品川左岸断層の長さは約7～9kmであるが、近年までの日本における内陸地震に関する知見から、全長20km程度以下の活断層については、必ずしも地下の震源断層の長さ全てが地表に活断層として現れる訳ではなく、一部の短い断層としてしか現れていない場合があることが分かってきている（地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会, 2010）。以上により、断層の不確実さを考慮した上で、長さが20km以下であるとされる両断層については、断層の長さを延長して震源断層とした。

想定地震名	規模 (M)	想定断層の概要	震源断層モデル					本市の 最大震度
			走向 (度)	傾斜 (度)	長さ (km)	幅 (km)	上端 深さ (km)	
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	県南西部から埼玉県東部に かけて分布する活断層	121°	60° 南西傾斜	82	20	5	震度6強
太田断層による地震	7.1	県南東部の太田市周辺に 分布する活断層	154.8°	45° 南西傾斜	24	18	2	震度7
片品川左岸断層による地震	7.0	県北部の沼田市周辺に分 布する活断層	16.8°	45° 東傾斜	20	18	2	震度5弱

被害想定を行った3つの断層(帯)と想定断層モデルの位置図



2 被害の想定

3つの想定地震による被害予測結果は、次のとおりである。この被害予測は、最新の知見をもとに、可能な範囲で収集したデータを基に揺れや液状化危険度、地震被害量などを算出して想定したものであり、実際に想定地震が発生した場合には、その震源や規模、震度の分布も想定結果と違う結果となる場合がある。

(1) 人的被害（カッコ内は群馬県全体）

項目		想定地震ごとの被害			備考
		関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震	
死者	冬の5時	4人 (3, 133人)	22人 (1, 133人)	0人 (23人)	建物被害、屋内転倒、屋外通行、土砂災害、火災による被害者数
	夏の12時	3人 (2, 297人)	13人 (1, 020人)	0人 (9人)	
	冬の18時	3人 (2, 655人)	15人 (1, 054人)	0人 (14人)	

負傷者	冬の5時	95人 (17,743人)	336人 (7,784人)	1人 (85人)	
	夏の12時	63人 (14,074人)	213人 (6,454人)	1人 (56人)	
	冬の18時	72人 (15,109人)	244人 (6,831人)	1人 (72人)	
重傷者	冬の5時	4人 (3,340人)	24人 (1,291人)	0人 (16人)	
	夏の12時	4人 (2,472人)	18人 (1,079人)	0人 (9人)	
	冬の18時	5人 (2,880人)	21人 (1,209人)	0人 (15人)	
避難者		1,659人 (543,589人)	4,488人 (244,864人)	3人 (766人)	建物被害による 避難者数、断水に よる避難者数(1 日後)

(2) 物的被害(カッコ内は群馬県全体)

項目		想定地震ごとの被害			備考
		関東平野北西縁 断層帯主部による 地震	太田断層による 地震	片品川左岸断 層による地震	
死者	冬の5時	4人 (3,133人)	22人 (1,133人)	0人 (23人)	建物被害、屋内転 倒、屋外通行、土 砂災害、火災によ る被害者数
	夏の12時	3人 (2,297人)	13人 (1,020人)	0人 (9人)	
	冬の18時	3人 (2,655人)	15人 (1,054人)	0人 (14人)	
負傷者	冬の5時	95人 (17,743人)	336人 (7,784人)	1人 (85人)	
	夏の12時	63人 (14,074人)	213人 (6,454人)	1人 (56人)	
	冬の18時	72人 (15,109人)	244人 (6,831人)	1人 (72人)	
重傷者	冬の5時	4人 (3,340人)	24人 (1,291人)	0人 (16人)	
	夏の12時	4人 (2,472人)	18人 (1,079人)	0人 (9人)	
	冬の18時	5人 (2,880人)	21人 (1,209人)	0人 (15人)	
避難者		1,659人 (543,589人)	4,488人 (244,864人)	3人 (766人)	建物被害による 避難者数、断水に よる避難者数(1 日後)

みどり市においては大規模な地震が発生しないという保障はなく、さらにそのような地震が発生すれば、住民の生命、身体及び財産をはじめ社会インフラ等に大きな被害が発生することが判明する。本計画の策定に当たっては、この被害想定を基本に据えて各種対策を講じることとする。

風水害・雪害対策編

風水害・雪害対策編

第1部 災害予防..... 風雪-1

第1章 風水害・雪害に強いまちづくり	風雪-1
第1節 河川事業の推進	風雪-1
第2節 砂防事業の推進	風雪-3
第3節 山地防災事業の推進	風雪-4
第4節 農地防災事業の推進	風雪-5
第5節 雪害の予防	風雪-6
第6節 指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の整備	風雪-9
第7節 建築物の安全性の確保	風雪-10
第8節 ライフライン施設の機能確保	風雪-11
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	風雪-13
第1節 避難誘導体制の整備	風雪-14
第2節 災害危険区域の災害予防	風雪-17
第3節 災害未然防止活動体制の整備	風雪-20
第4節 情報の収集・連絡体制の整備	風雪-21
第5節 通信手段の確保	風雪-22
第6節 職員の応急活動体制の整備	風雪-24
第7節 防災関係機関の連携体制の整備	風雪-25
第8節 防災中枢機能等の確保	風雪-27
第9節 救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備	風雪-29
第10節 緊急輸送活動体制の整備	風雪-30
第11節 避難の受入体制の整備	風雪-32
第12節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	風雪-35
第13節 広報・広聴体制の整備	風雪-36
第14節 二次災害の予防	風雪-38
第15節 複合災害対策	風雪-39
第16節 防災訓練の実施	風雪-40
第3章 住民等の防災活動の促進	風雪-42
第1節 災害被害を軽減する住民運動の展開	風雪-42
第2節 防災思想の普及	風雪-44
第3節 住民の防災活動の環境整備	風雪-49
第4章 要配慮者対策	風雪-54
第1節 要配慮者対策	風雪-54
第5章 その他の災害予防	風雪-61
第1節 孤立化集落対策	風雪-61
第2節 災害廃棄物対策	風雪-63
第3節 罹災証明書の発行体制の整備	風雪-64
第4節 学校施設等の災害予防	風雪-65
第5節 文化財の災害予防	風雪-66

第2部 災害応急対策.....風雪-67

第1章 災害発生直前の対策.....	風雪-67
第1節 警報等の伝達.....	風雪-67
第2節 水防計画.....	風雪-78
第3節 避難誘導.....	風雪-79
第4節 広域避難.....	風雪-83
第5節 災害未然防止活動.....	風雪-85
第6節 物資及び電力確保に関する事前対策.....	風雪-86
第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	風雪-87
第1節 災害情報の収集・連絡.....	風雪-87
第2節 通信手段の確保.....	風雪-93
第3章 活動体制の確立.....	風雪-95
第1節 災害対策本部の設置.....	風雪-95
第2節 災害対策本部の組織.....	風雪-98
第3節 災害対策連絡調整.....	風雪-104
第4節 災害警戒本部等の設置.....	風雪-105
第5節 職員の非常参集.....	風雪-106
第6節 広域応援の要請等.....	風雪-108
第7節 自衛隊への災害派遣要請.....	風雪-113
第8節 応急措置.....	風雪-117
第4章 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動.....	風雪-120
第1節 災害の拡大防止及び二次災害の防止.....	風雪-120
第5章 救助・救急及び医療活動.....	風雪-122
第1節 救助・救急活動.....	風雪-122
第2節 医療活動.....	風雪-124
第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	風雪-126
第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	風雪-126
第2節 交通の確保.....	風雪-127
第3節 緊急輸送.....	風雪-129
第4節 障害物除去.....	風雪-136
第7章 避難の受入活動.....	風雪-138
第1節 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営.....	風雪-138
第2節 応急仮設住宅等の提供.....	風雪-144
第3節 広域一時滞在.....	風雪-146
第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ.....	風雪-147
第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動.....	風雪-149
第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給.....	風雪-149
第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動.....	風雪-153
第1節 保健衛生活動.....	風雪-153
第2節 防疫活動.....	風雪-157
第3節 行方不明者の搜索及び遺体の処置.....	風雪-158
第10章 被災者等への的確な情報伝達活動.....	風雪-159

第1節 広報・広聴活動	風雪-159
第11章 社会秩序の維持に関する活動	風雪-163
第1節 社会秩序の維持	風雪-163
第12章 施設、設備の応急復旧活動	風雪-164
第1節 施設、設備の応急復旧	風雪-164
第2節 公共土木施設の応急復旧	風雪-165
第3節 電力施設の応急復旧	風雪-166
第4節 ガス施設の応急復旧	風雪-167
第5節 上下水道施設の応急復旧	風雪-168
第6節 電気通信設備の応急復旧	風雪-169
第13章 自発的支援の受入れ	風雪-170
第1節 ボランティアの受入れ	風雪-170
第2節 義援物資・義援金の受入れ	風雪-172
第14章 要配慮者対策	風雪-174
第1節 要配慮者の災害応急対策	風雪-174
第15章 その他の災害応急対策	風雪-177
第1節 農業の災害応急対策	風雪-177
第2節 学校の災害応急対策	風雪-178
第3節 文化財の災害応急対策	風雪-181
第4節 労働力の確保	風雪-182
第5節 災害救助法の適用	風雪-184
第6節 動物愛護	風雪-186
第7節 帰宅困難者支援	風雪-187

第3部 災害復旧・復興..... 風雪-188

第1節 復旧・復興の基本方向の決定	風雪-188
第2節 原状復旧	風雪-189
第3節 計画的復興の推進	風雪-191
第4節 被災者等の生活再建の支援	風雪-192
第5節 被災中小企業等の復興の支援	風雪-195
第6節 公共施設の復旧	風雪-196
第7節 激甚災害法の適用	風雪-197
第8節 復旧資金の確保	風雪-198

第1部 災害予防

風水害・雪害に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大雨、強風又は大雪に見舞われても、それに耐えられるまちをつくる
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める
- 住民の防災活動を推進する

特に住民の防災活動の推進に関しては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る必要がある。

第1章 風水害・雪害に強いまちづくり

地方公共団体は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。（災対法第8条第2項第2号、第3号、第4号）

特に、市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

このため、市は、次の計画の実現に向けて努力する。

第1節 河川事業の推進

《都市建設部、産業観光部、土地改良区》

1 河川改修事業の推進

本市においては、渡良瀬川を代表とする急峻な大小河川があり、南部においては逆に河川の無い地形となっている。

渡良瀬川は、急峻な溪谷を形成しながら流下し、高津戸で関東平野に流れ出る。草木ダムにより洪水調整機能を持ち、国土交通省による砂防事業により砂防ダム・床固工・護岸工・山腹工などの施設整備が進んでいるが、今後も中小河川も含めた改修整備の要望と整備促進に努める。

また、南部の農業用水も近年の宅地化及び施設園芸の増加により、雨水が地下浸透せず表流水となり、集中豪雨時には道路冠水や用水路からの溢水をしばしば発生している。

県事業や市単独の調整池の設置や雨水幹線管渠の整備など、対策を推進しているところであるが、

更にこの事業を推進し予防を図る必要がある。

2 水害リスク情報の提供

市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

〈関係資料〉

資料編 2－1	災害危険区域一覧
資料編 2－2	砂防指定地

第2節 砂防事業の推進

《都市建設部》

本市においては、これまで土石流、地すべり及び急傾斜地崩壊における大きな災害は発生していないが、降雨時に小規模な土砂崩れは発生している。近年の宅地化により平坦地でない所にも住宅建設が進むことが考えられるため、常時調査し関係者と協議のうえ防止事業を推進する。

1 急傾斜地崩壊危険区域

崩壊する恐れがある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれがある区域、又はこれに隣接する土地のうち崩壊を防止するために一定の行為を制限すべき土地として知事が指定する区域が、市内では24区域となっている。

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

県が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき、平成25年11月19日に指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除し、その上で新たに令和3年3月31日付けにて土砂災害警戒区域等を指定する再指定をし、東町小夜戸ほか19地区において542箇所の土砂災害警戒区域を指定した。

また、上記土砂災害警戒区域と重複するものを含め、521箇所の土砂災害特別警戒区域を指定した。

3 情報の収集及び伝達等

(1) 情報の内容

危険区域内における地表水、湧水、竹木等の傾斜等の有無、人家等の損壊等の現象などとする。

(2) 情報の収集及び伝達

災害の発生するおそれがある場合、又は気象警報等が発令された場合には消防団、市職員及び行政区長等と連絡を密にし、情報の収集及び伝達を図るものとする。

(3) 降雨量の観測

測定値は市内6箇所に設置の雨量計を参考とし、前橋地方気象台が発表した数値を使用する。

〈関係資料〉

資料編 2－3

急傾斜地崩壊危険区域指定

資料編 2－4

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

第3節 山地防災事業の推進

《産業観光部》

山地災害危険地区における土砂災害を未然に防止するため、常時調査し関係者と協議のうえ防止事業を推進する。

1 山腹崩壊危険地区

(1) 山腹崩壊危険地区

山腹が崩壊したか、又は発生するおそれがあり、人家、公共的施設等に被害が生ずるおそれのある地区が、市内では71地区となっている。

(2) 地すべり危険地区

地すべりが崩壊したか、又は発生するおそれがあり、人家、公共的施設等に被害が生ずるおそれのある地区が、市内では5地区となっている。

(3) 崩壊土砂流出危険区域

山腹の崩壊等により発生した土砂、火山噴出物が土石流となり流出するおそれがあり、人家、公共的施設等に被害が生ずるおそれのある地区が、市内では161地区となっている。

2 情報の収集及び伝達等

情報の内容、情報の収集及び伝達等は、第1部第1章第2節「砂防事業の推進」に定めるところによる。

〈関係資料〉

資料編 2－5	山腹崩壊危険地区
資料編 2－6	地すべり危険地区
資料編 2－7	崩壊土砂流出危険区域

第4節 農地防災事業の推進

《産業観光部、土地改良区》

1 ため池等整備事業等の推進

市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成等により、住民等に適切な情報提供を図るものとする。

農業用排水施設管理者は、農業用のため池、用排水路等の損壊による水害の発生を未然に防止するため、それぞれが管理する施設について、補強工事又は改修工事を危険度の高い箇所から順次計画的に進めるものとする。

2 湛水防除事業の推進

県及び関東農政局は、農地に係る湛水被害の発生を未然に防止するため、湛水防除事業を危険度の高い箇所から順次計画的に進めるものとする。

〈関係資料〉

資料編 2－9

みどり市水防重要箇所

第5節 雪害の予防

《関係各部》

1 雪害に強いまちづくり

市は、地域の特性に配慮しつつ、雪崩災害、大雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立及び都市機能の阻害等の雪害に強いまちづくりを行うものとする。

2 雪に強い道路の整備

道路管理者は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止めの実施や、次のような道路整備に努めるものとする。

- (1) 滞留車両の排出を目的とした転回路の整備
- (2) 雪崩危険箇所における雪崩予防柵、防護柵等の設置
- (3) チェーン着脱帯の確保

3 道路の除雪体制の整備

道路管理者は、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進め、最大限の効果的・効率的な除雪に努めるものとする。

特に、集中的な大雪に対しては道路管理者は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

- (1) 除雪資機材の整備
- (2) 排雪場所の確保
- (3) 融雪剤の備蓄
- (4) 除雪資機材の格納庫、融雪剤の保管庫の整備
- (5) 所管施設の緊急点検
- (6) 予防的な通行規制による集中的な除雪
- (7) オペレーターの確保及び除雪技術向上の取り組み

4 建設事業者の健全な存続

市は、熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設事業者の健全な存続に努めるものとする。

5 除雪に関する基本的な方針や計画の策定

道路管理者は、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、各機関が連携した道路除雪の方法等について、次の事項に考慮した基本的な方針や計画を定めるよう努めるものとする。

- ア 各道路管理者の連携強化による効率的な除雪体制
- イ 優先して除雪作業を行うべき区間
- ウ 効率的な除雪作業を行うための通行規制の実施
- エ 道路管理者間の道路交通規制情報の共有
- オ 道路利用者等に対する情報提供
- カ 災害の危険があり、早急に人命救助の必要な孤立集落が発生するおそれがある地域等における

関係道路管理者の相互協力

6 雪害対策マニュアルの整備等

市は、市内全域にわたる大雪にも対応できるよう、体制整備、人命救助活動、除雪体制、孤立集落への対応、道路の交通規制及び広域応援の要請等の応急活動等を実施するためのマニュアルを作成し職員に周知するとともに、訓練を行い、活動手順や他機関等との連携等について徹底を図るものとする。

7 除排雪（雪下ろしを含む）援助体制の整備

- (1) 市内においては、一人暮らし高齢者世帯の割合が高く、大雪時には、個人による除雪作業がうまく進まない状況となる。また、このことは、障害者世帯や母子家庭についても同様である。さらに、今後は、除雪の担い手のいない空き家の増加も予測される。

このように個人では、対応が難しくなった家屋や家屋周辺の除雪作業は、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、消防団等の地域コミュニティ、さらには、市による対応も必要となってくる。

市は、平時から、大雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進めるものとする。

- (2) 市は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。
- (3) 市は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。

8 住民に対する大雪時の留意事項の周知

市、消防機関及び事業者等は、防災週間、防災等関連行事、各種研修等を通じ、住民や車両の運転者等に対し、第1部第3章第2節「防災思想の普及」に加え、以下の留意事項の周知、徹底を図るものとする。

- (1) 大雪時には、次のことに留意して行動する。

ア ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。

イ 計画的・予防的な通行規制

ウ 不要不急の外出・道路利用は見合わせる。

エ 自家用車の使用は極力避ける。

やむを得ず車で外出する場合は、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーン、携帯トイレ、スコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心掛ける。

オ エンジンのかけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。

カ カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根の下に近づかないようにする。

キ 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。

ク 事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等

ケ 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根の下に近づかないようにする。

コ 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。

サ 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。

シ 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。

第6節 指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の整備

《防災危機管理課、都市建設部、教育部》

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

市は、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、指定緊急避難場所や指定避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設の整備に努めるものとする。

2 避難路等の整備

市は、避難路となる道路の整備等において、避難に要する時間の短縮、有効幅員の拡大、安全性の向上等に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止等の対策を推進するものとする。

〈関係資料〉

資料編 7-1-1 指定避難所、指定待避所※、広域避難場所及び指定緊急避難場所一覧

※指定待避所 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内の避難所を待避所として別に指定する。

第7節 建築物の安全性の確保

《総務部、保健福祉部、都市建設部、教育部》

1 防災上重要な施設の堅ろう化

市及び施設管理者は、それぞれが管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、風水害及び雪害に対する構造の堅ろう化を図るものとする。

- ア 災害対策本部が設置される施設(市役所等)
- イ 応急対策活動の拠点施設(市の事務所、桐生警察署、桐生みどり消防署等)
- ウ 救護活動の拠点施設(保健所、病院等)
- エ 避難施設(学校、体育館、公民館等)
- オ 社会福祉施設(介護保険施設、障害者支援施設等)
- カ 劇場等不特定多数の者が使用する施設

2 建築基準の遵守指導

市は、住宅をはじめとする建築物の風水害及び雪害に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

3 強風による落下物対策

市、建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

4 空き家等の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

5 盛土による災害防止

市は、県による盛土による災害防止に向けた総点検や宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく既存盛土等調査を踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、県と協力して速やかな監督処分や改善命令など、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

第8節 ライフライン施設の機能確保

《防災危機管理課、政策企画部、市民部、都市建設部》

1 ライフライン施設の機能確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市、ライフライン事業者は、次によりライフライン施設の機能確保を図るものとする。
 - ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。
 - イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。
 - ウ 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
- (2) 市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。
- (3) 市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- (4) ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

2 防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災業務計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制を整備する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに県又は市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

3 応急復旧用資機材の整備

- (1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。
- (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

4 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めるものとする。

5 関係機関が連携した長期停電・通信障害対策

電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策

として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努めるものとする。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

災害時の備えとして、市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。

また、市は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

災害応急対策としては、まず災害発生直前又は発生するおそれがある場合の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、広域避難、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床（ベッド）、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、住民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、NPO等オールみどりで行きとるものとする。

また、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。（以下風水害・雪害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」をまとめて「避難指示等」という。）

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

さらに、効果的・効率的な防災対策を行うために、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第1節 避難誘導体制の整備

《防災危機管理課、保健福祉部、こども未来戦略局》

1 警報等伝達体制の整備

- (1) 市は、警報等を住民、水防管理者等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておくものとする。
- (2) 市は、警報及び避難指示等の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、有線放送、同報系無線、広報車等の整備を図るものとする。
- (3) 市は、様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ（ワンセグ放送を含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭ及び臨時災害放送局を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。
- (4) 市及びライフライン事業者は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

2 避難誘導計画の作成

- (1) 市は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- (3) 市は、消防機関、桐生警察署等と協議して避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

- (4) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (5) (3)の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。
 - ア 避難指示等の発令を行う基準
 - イ 避難指示等の伝達方法
 - ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
 - エ 避難経路及び誘導方法
- (6) 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (7) 市は、避難指示等について、県、河川管理者、水防管理者、前橋地方気象台等の協力を得つつ、

豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。

なお、作成に当たり、洪水等に関する家屋倒壊等氾濫想定区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）を考慮した内容とする。

また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

- (8) 市は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。
- (9) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報や洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。
- (10) 市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。
- (11) 市は、避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。
- (12) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (13) 劇場等の興行場、駅、その他の不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

3 避難誘導訓練の実施

市は、消防機関、警察機関等と協力して住民の避難誘導訓練を実施するものとする。

4 指定緊急避難場所及び指定避難所等の周知

市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知するものとする。

- ア 避難指示等の発令を行う基準
- イ 避難指示等の伝達方法

- ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区
- エ 避難経路
- オ 避難時の心得

5 案内標識の設置

- (1) 市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。
- (2) 市は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。
- (3) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であることを明示するよう努めるものとする。
- (4) 市は、災害種別記号を使った指定緊急避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

6 要配慮者への配慮等

- (1) 市は、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ。）を速やかに避難誘導するため、第1部第4章第1節により、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (3) 市は、外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備に努めるものとする。また、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人の避難支援等が適切に行われるよう努めるものとする。
- (4) 市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (5) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

〈関係資料〉

資料編 7-1-1 指定避難所、指定待避所※、広域避難場所及び指定緊急避難場所一覧

※指定待避所 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内の避難所を待避所として別に指定する。

第2節 災害危険区域の災害予防

《防災危機管理課、保健福祉部、産業観光部、都市建設部》

1 災害危険区域の種類

(1) 土木関係	(2) 治山関係	(3) 農地関係
ア 重要水防箇所	ア 山腹崩壊危険地区	地すべり危険箇所
イ 浸水想定区域	イ 地すべり危険地区	
ウ 急傾斜地崩壊危険区域	ウ 崩壊土砂流出危険地区	
エ 土砂災害警戒区域		
オ 土砂災害特別警戒区域		

2 住民等に対する危険性の周知

- (1) 市は、住民に対し、広報紙への掲載、説明会の開催、標識の設置等の方法により、災害危険区域の位置及び予想される災害の態様を周知するものとする。
 なお、浸水被害については、浸水実績、浸水想定区域等の公表にも努めるものとする。
 また、災害危険区域の点検等に際しては、地域住民の協力を得つつ実施するものとする。
- (2) 市は、鉄砲水による水難事故を防止するため、過去の災害履歴等から鉄砲水が発生するおそれの大きい溪流について、危険性を周知する看板の設置や周辺宿泊施設へのチラシの配布など、入山者への注意喚起に努めるものとする。

3 浸水被害拡大防止用資機材の備え

市は、浸水被害の拡大を防止するため、緊急時に排水対策を行えるよう、移動式ポンプ等の備蓄等に努めるものとする。

4 警戒避難体制の整備

- (1) 市は、『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、警戒区域の指定があったときは、本計画において、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- (2) 市は、『水防法』に基づき、洪水浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。
- (3) 市は、県、河川管理者、水防管理者、前橋地方气象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。

5 ハザードマップの作成

- (1) 市は、本計画において定められた洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地を住民に周知するため、これら事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されてい

ないか住民等に確認を促すように努めるものとする。

なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (2) 市は、本計画において定められた土砂災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布するものとする。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。

なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

6 要配慮者への配慮

- (1) 市は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、本計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、市は、本計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
- (2) 市は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、本計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、市は、本計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

7 防災まちづくりの推進

- (1) 市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、本計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
- (2) 市は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、建築基準法に基づく災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、建築基準法に基づく災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県及び市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- (3) 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

- (4) 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、原則として都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- (5) 市は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行うものとする。

〈関係資料〉

- 資料編 2－9 災害危険区域に関する類似用語の説明
- 資料編 7－1－7 要配慮者利用施設一覧表

第3節 災害未然防止活動体制の整備

《関係各部》

1 公共施設における活動体制の整備

公共施設の管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うものとする。

2 ダム等の適切な操作体制の整備

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者、ダム、せき、水門、ポンプ場等の管理者は、これらの施設の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

3 大雪に対する道路管理体制の整備

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ県及び市その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努めるものとする。また、道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする。

第4節 情報の収集・連絡体制の整備

《防災危機管理課》

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

1 気象・水象情報の収集・伝達の迅速化

気象観測又は水象観測を行う防災関係機関は、雨量等の気象、河川水位等の水象の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実に努めるものとする。

2 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

市は、災害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

3 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

- (1) 市は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、当直体制等を整備するものとする。
- (2) 市は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
- (3) 市及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

4 多様な情報の収集体制の整備

- (1) 市は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、インターネット、消防庁映像共有システム等による情報収集体制を整備するものとする。
- (2) 市は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。
- (3) 市は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（群馬県総合防災情報システム及び内閣府新総合防災情報システム（S O B O－W E B））に集約できるよう努めるものとする。

5 情報の分析整理

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

〈関係資料〉

資料編 4－1	防災行政無線一覧表
資料編 4－2	全国消防団波無線一覧表

第5節 通信手段の確保

《防災危機管理課》

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、市及び電気通信事業者は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておくものとする。

1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

市及び電気通信事業者は、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び構造の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底するものとする。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化するものとする。

2 災害時優先電話の指定

市は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめNTT東日本(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。

3 代替通信手段の確保

市は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。

なお、市においては、一般加入電話の代替手段として、次の無線系の通信手段を備えるものとする。

(1) 県防災行政無線

県の組織間及び市町村、桐生市消防本部その他防災関係機関との間で使用する。

(2) 市防災行政無線

状況の把握、対応指示等のため本庁舎と公用車及び消防団車両の間で使用する。

4 通信の多ルート化

市は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

5 通信訓練への参加

市は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟、平常時からの連携体制の構築等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)への積極的な参加に努めるものとする。

〈関係資料〉

資料編 4-1	防災行政無線一覧表
資料編 4-2	全国消防団波無線一覧表
資料編 4-3	災害時優先電話一覧表

資料編 4－4 群馬県地方通信ルート

第6節 職員の応急活動体制の整備

《関係各部》

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等並びに県及び市の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することも必要である。

1 職員の非常参集体制の整備

市は、次により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

- (1) 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
- (2) 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
- (3) 必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。

2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

市は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。

第7節 防災関係機関の連携体制の整備

《関係各部》

防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては、訓練を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する必要がある。

1 市における受援・応援体制の整備

- (1) 市は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内及び県外の市町村との間で相互応援協定締結に努めるものとする。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮することとする。また、雪害の少ない本市にあっては、雪害対応に係る経験が豊富な市町村等との協定締結についても考慮することとする。

また、市は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を受援計画等に定めておくなどの必要な準備を行うものとする。

- (2) 市は、避難指示等を発令する際に、また、土砂災害については、それらの解除を行う際にも、災害対策基本法61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関（前橋地方気象台、河川管理者等）又は県（河川課、砂防課、各土木事務所等）に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 市は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
- (4) 市は、県と協力し、応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施及び他の都道府県等からの応援職員の円滑な受け入れに努めるものとする。
- (5) 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 一般事業者等との連携体制の整備

市は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

3 建設業団体等との連携体制の整備

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

4 郵便局との連携体制の整備

市は、あまねく市内に拠点が存在し、かつ各世帯・各事業所まで配達するネットワークを有するなどの強みを持つ、郵便局との新たな協定の締結や協定に定める内容の充実について、郵便局と連携した取組の推進に努めるものとする。

5 救援活動拠点の整備

市は、関係機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点として西鹿田グリーンパーク及び笠懸西小学校を整備するとともに、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

6 円滑な救助の実施体制の構築

市は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

7 水災に対する連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（河川事務所）及び県（河川課）が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

〈関係資料〉

資料編 5	広域応援関係
資料編 7－3	輸送・交通関係

第8節 防災中枢機能等の確保

《関係各部》

1 防災中枢機能の整備

- (1) 市及び公共機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
- (2) 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

2 災害応急対策に当たる機関の責任

市、公共機関及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、コージェネレーションシステム、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

3 災害活動拠点等の整備

- (1) 市は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、指定緊急避難場所、指定避難所等の機能を持つ施設の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、笠懸庁舎会議室に災害対策本部室、防災危機管理課に防災通信室（放送室）を設置する。
- (3) 市は、笠懸庁舎が使用不可能となった場合に備え、災害対策本部室を設置できる施設を検討しておくものとする。
- (4) 市は、道路及び都市公園等に県域を超えた応援を受けるための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。
- (5) 市は、防災機能を有する道の駅を防災拠点として位置付け、大規模災害時等の広域的な復旧・活動拠点としての機能強化に努めるものとする。

4 公的機関等の業務継続性の確保

市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

特に、市は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

5 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備

市は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局、総務部局、福祉部局、保健所、その

他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。

第9節 救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備

《防災危機管理課、健康づくり局》

1 救助・救急活動体制の整備

(1) 救急・救助体制及び機能の強化

消防機関及び市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(2) 救急・救助用資機材の整備

ア 消防機関及び市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、市は、これを資金面で支援するものとする。

2 医療活動体制の整備

災害時に多数の負傷者が発生した場合、管内医療機関の稼動状況の把握、救護所の設置、医療救護班の派遣要請・受け入れ、重傷者の後方搬送や被災医療機関の支援、更に住民への広報等さまざまな活動が求められる。市は、これらの活動を適切に行えるよう以下の体制の整備に努めるものとする。

(1) 医薬品、医療資機材の備蓄等

市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

(2) 消防機関と医療機関等との連携

ア 救急搬送を受け持つ消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

イ 災害時において救急患者を医療機関に搬送する場合、迅速な施療の観点では被災地に近い医療機関への搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合には遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。

このため、医療機関及び消防機関は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連携体制の整備を図るものとする。

3 消火活動体制の整備

(1) 消防水利の多様化

市は、災害による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(2) 関係機関等との連携強化

市は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

(3) 消防用機械・資機材の整備

市は、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

《防災危機管理課、都市建設部》

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設(道路、ヘリポート等)及び輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場等の物資の集積、配分スペース)が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

市は、トラックターミナル、卸売市場、運動場、展示場、体育館やその他の民間事業者の管理する施設等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、常設ヘリポート又は臨時ヘリポートの位置を考慮するものとする。

2 ヘリポートの確保

大規模災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、市は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知するものとする。

3 災害に対する緊急輸送道路の安全性の確保等

道路管理者は、緊急輸送道路の構造について、災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

4 道路の応急復旧体制等の整備

- (1) 道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておくものとする。
- (2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施するものとする。
- (3) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。
- (4) 道路管理者は集中的な大雪に備え、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、建設業団体等と連携しトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるほか、簡易な除雪車の配備や融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。

5 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努めるものとする。

6 緊急通行車両の事前確認

(1) 趣旨

知事(危機管理課)又は県公安委員会(警察本部、警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条第2項の規定に基づき、緊急通行車両の確認及び緊急通行車両確認標章等の交付を災害発生時等よりも前に行えるものである。

(2) 緊急通行車両等の事前届出

災害対策基本法第50条第2項に規定する指定行政機関等(指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関)は、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、可能な限り緊急通行車両の確認及び緊急通行車両確認標章等の交付を事前に受けるよう努めるものとする。

(3) 確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。

ア 申出者	当該車両の使用者
イ 申出書の様式	資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式1
ウ 申出書の添付書類	(i) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し (ii) 災害応急対策等を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類 (iii) 災害対策基本法第50条第2項に規定する指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類
エ 受付窓口	県…総務部危機管理課 公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課
オ 交付物件	(i) 緊急通行車両確認証明書(資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式2) (ii) 標章(資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式3)
カ 確認処理簿	資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式4の例による。

〈関係資料〉

資料編 7-3 輸送・交通関係

第11節 避難の受入体制の整備

《保健福祉部、都市建設部、教育部》

1 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

ア 市は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

2 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

ア 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定基準

指定避難所について、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(3) 学校を指定避難所として指定する場合の配慮

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、市は教育委員会

及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

(4) 指定避難所における生活環境の確保

ア 市は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努め、備蓄のためのスペースの整備等を進めるものとする。

イ 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。

加えて、高温や低温の環境下での避難者の健康と快適な避難生活を実現するために、停電対応型空調を検討する。

ウ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

エ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

オ 市は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(5) 物資の備蓄

市は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。

(6) 案内標識の設置

市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるような指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。

(7) 運営管理に必要な知識の普及

市は、指定避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努めるものとする。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(8) 指定福祉避難所

ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を指定福祉避難所に指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 市は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 市は、指定福祉避難所について、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して周知するものとする。

エ 市は、前述の周知を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(9) 避難所以外の避難者等の支援

ア 市は、医療関係者、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

イ 市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

ウ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

3 応急仮設住宅等

(1) 資機材の調達・供給体制の整備

市は、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

(2) 用地供給体制の整備

市は、応急仮設住宅の建設に要する用地に関し、災害危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(3) 学校の教育活動への配慮

市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

市は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

〈関係資料〉

資料編 7-1	避難関係
資料編 7-2	物資備蓄関係

第12節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

《防災危機管理課》

1 備蓄計画

- (1) 市は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土嚢袋及びその他の関連資機材の備蓄を推進するものとする。
- (2) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努めるものとする。
- (3) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。
- (4) 市は、新物資システム（B-P L o）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- (5) 市は、各家庭において「最低3日間、推奨1週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努めるものとする。

2 調達計画

市は、県と相互連携し、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくものとする。

3 孤立地域への輸送

市は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

4 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施

市は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

5 市における備蓄・調達・供給の体制

- (1) 備蓄場所を定めるものとする。
- (2) 備蓄量は、被災者の3日分相当量とする。
- (3) 備蓄品目は、避難行動要支援者にも配慮して決める。
- (4) 救助用資機材等についても備蓄を進める。
- (5) 民間の流通在庫備蓄等を活用するものとし、業者との協定の締結に努める。

〈関係資料〉

資料編 7-2

物資備蓄関係

第13節 広報・広聴体制の整備

《防災危機管理課、政策企画部、総務部》

1 広報体制の整備

- (1) 市及びライフライン事業者等は、大規模停電時も災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

ア 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。

イ 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

(例)

気象・水象状況 被害状況 二次災害の危険性 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難指示等の内容 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項	受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否 スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況

ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

(例)

テレビ、ラジオ(コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。)、有線放送、市防災行政無線(戸別受信機)、IP通信網、ケーブルテレビ網、広報車、インターネット、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(緊急速報メール機能等を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等

エ 広報媒体の整備を図る。

(例)

広報車、有線放送、市防災行政無線(戸別受信機)、携帯電話、Lアラート(災害情報共有システム)

オ 災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

- (2) 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

2 広聴体制の整備

市、ライフライン事業者及びその他防災関係機関は、住民等からの問い合わせ等により的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図るものとする。

3 障害者への情報伝達体制等の整備

市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な

施策を講ずるものとする。

4 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

市は、県（ぐんま暮らし・外国人活躍推進課）及び国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

第14節 二次災害の予防

《防災危機管理課、都市建設部》

1 被災宅地危険度判定のための備蓄

- (1) 県(建築課)は、宅地が被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士の養成・登録の施策を推進することとなっている。
- (2) 市は、被災宅地危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。

2 災害関連死の予防

被災後の避難生活で体調を崩すこと等により亡くなってしまう災害関連死を予防するため、市は、快適な避難所環境や被災者の健康維持の取組について平時から検討するものとする。

第15節 複合災害対策

《関係各部》

1 複合災害への備え

本市では、地形特性から、北部山地において大雨により地盤が緩んだ状態で大規模地震が発生した場合、地震災害に加えて土砂災害が発生するおそれがある。

このため、市は、同時又は連続して二以上の災害が発生し、その影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる「複合災害」の発生可能性を十分に認識し、これに備えた対策の充実を図るものとする。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

市は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

3 複合災害を想定した訓練の実施

市は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第16節 防災訓練の実施

《防災危機管理課》

市は、自衛隊等国の機関と協力するとともに、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体との連携や、地域の災害リスクに基づいた訓練を実施するものとする。

1 本部運営訓練

市は、非常災害時において本部の迅速かつ円滑な活動体制に入るとともに、本部における、班の各応急対策計画の習熟を図るため、夜間等あらゆる機会を通して本部の運営訓練を実施するものとする。

(1) 訓練項目

- ア 非常招集訓練
- イ 本部設営訓練
- ウ 各災害事務運営訓練
- エ 通信訓練
- オ 情報収集伝達訓練

(2) その他の訓練

初期消火、応急救護、災害対策用資機材取扱訓練等とし、上記訓練と併せて適宜行うものとする。

2 個別防災訓練の実施

- (1) 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。
- (2) 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行うものとする。
- (3) 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。
- (4) 市は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。
- (5) 道路管理者は、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

3 防災機関の訓練

(1) 基礎訓練

防災関係機関は、防災技術の修得を主体とした、消火、避難、救出・救護、復旧訓練等の技術訓練、情報伝達訓練及び図上（机上）訓練等の実施を重ねる。

(2) 特別訓練

防災関係機関は、突発的災害に対処するため、勤務時間外に情報伝達及び招集訓練等を実施し、防災活動の初動体制の早期確立を図る。

4 住民参加の訓練

自主防災組織及び自治会等の住民参加による初期消火、救護及び避難訓練等を実施する。

5 事業所の訓練

防災の日、防災とボランティアの日及び火災予防運動等を中心に出火防止、初期消火、応急救護措置及び避難訓練等を実施する。

6 防災総合訓練

市は、警察、自衛隊及びその他の防災関係機関並びに相互応援協定締結市町村等との連携体制の強化及び地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、地域住民の参加を得て通信、動員、消防、警備、避難、救助、復旧等の総合防災訓練を実施するよう努めるものとする。

7 広域的な訓練の実施

市は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、県及び他の市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むものとする。

8 図上訓練の実施

市は、関係職員の状況判断能力等災害対応能力の向上を図るため「図上訓練」を適宜実施するものとする。

9 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 市が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 市は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3章 住民等の防災活動の促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、市に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動することが重要である。

また発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、住民には、災害時に、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、市が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、市は、気候変動の影響も踏まえつつ時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1節 災害被害を軽減する住民運動の展開

《防災危機管理課》

災害から安全・安心を得るためには、公助、自助、共助の取組が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動を展開する必要がある。

1 防災（減災）活動へのより広い層の参加

- (1) 地域に根ざした団体における身近な防災への取組
 - ・地域の祭りやスポーツイベント等に防災コーナーを設置など
- (2) 予防的な取組を加味した防災訓練の工夫
 - ・ハザードマップの確認や家具の固定など
- (3) 地域における耐震補強の面的な広がりへの推進
- (4) 防災教育の充実
 - ・学校教育の充実
 - ・大学生の課外事業の促進
 - ・一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供
 - ・公民館の防災講座の開催など
- (5) トップから一人一人までの参加者への動機づけ

2 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供

- (1) 多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実
- (2) 災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実
 - ・実写やシミュレーション映像の活用
 - ・過去の災害体験談の収集、活用
 - ・郷土の災害史の継承（石碑やモニュメントの活用等）
 - ・防災教育素材のユニバーサルデザイン化や多言語化など
- (3) 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底

3 企業や家庭等における安全への投資の促進

- (1) 企業や家庭等における安全への投資の促進
- (2) ビジネス街、商店街における防災意識の醸成
事業継続計画（BCP）への取組の促進

4 より幅広い連携の促進

- (1) 企業と地域社会の連携
- (2) 国、大学、学校、企業等の様々な主体が連携した地域における防災教育の推進
- (3) 災害に関する情報のワンストップサービス
- (4) 防災ボランティアの地域社会との積極的連携

5 住民一人一人、各界各層における具体的行動の継続的实践

- (1) 住民運動の継続的な推進、枠組みの形成
- (2) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進
- (3) 防災活動の優良な実践例の表彰
- (4) 人材育成のためのプログラム開発
- (5) インセンティブの拡大の検討

第2節 防災思想の普及

《防災危機管理課》

市及び防災関係機関は、職員等に対して防災知識の普及を図るとともに、相互に協力して住民等に対して防災知識の普及を図り、常に防災意識の高揚に努めるものとする。

1 普及の担当者

防災知識の普及は、防災知識の普及事務を担当するそれぞれの機関の長が、適宜な方法により行うものとし、全市的な普及は、防災危機管理課が実施するものとする。

2 職員等に対する防災知識の普及

防災業務に従事する市及び防災関係機関の職員等に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に実施するため、次により防災知識の普及徹底を図るものとする。

(1) 普及の方法

- ア 講習会、研修会等の実施による普及
- イ 現地視察、現地調査等の実施による普及
- ウ 防災活動手引等印刷物の配布による普及

(2) 普及の内容

- ア 防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 災害の特性及び過去の主な被害事例
- エ 防災に関する一般知識と市の防災対策の現況と課題
- オ 防災関係法令の運用
- カ その他必要な事項

3 住民に対する防災知識の普及

災害から住民の生命、身体、財産を保護することは、市に課せられた重要な使命であるが、災害対策の万全を期するためには、住民の一人ひとりが正しい防災知識を持ち、「自らの安全は自分で守る」という意識を持つことが重要であるため、次により住民への防災知識の普及と防災意識の高揚を図るものとする。

(1) 普及の方法

- ア 学校教育、社会教育を通じての普及

学校教育においては、防災関係の指導カリキュラムを取り入れるとともに、防災訓練又は防災関係行事等を実施して、防災上必要な知識の普及、実施訓練を図る。

社会教育においては、PTA、婦人団体などの会合及び各種研究集会等の社会教育の機会を活用して、防災上必要な知識の普及を図る。

- イ 広報媒体による普及

- (i) 広報車等の広報による普及
- (ii) 広報紙、広報資料等(パンフレット、ポスターの掲示等)による普及
- (iii) ハザードマップによる普及
- (iv) 映画、スライド、講演会等による普及
- (v) 図画、作文等の募集による普及

(vi) 研修会、展覧会等の開催

(vii) その他必要な事項

(2) 普及の内容

ア 風水害及び雪害の危険性

イ 地域の災害リスクと災害時にとるべき避難行動

ウ 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること。

エ 早期避難の重要性

オ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。

カ 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

(i) 災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割
(誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。)

(ii) 家族間の連絡方法

(iii) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所等の避難先及び避難経路の確認（避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた指定緊急避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は屋内に留まることも考える。)

(iv) 安全な避難経路の確認

(v) 非常持ち出し品のチェック

(vi) 自動車へのこまめな満タン給油

(vii) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難方法

(viii) 避難指示等避難情報の入手方法

(ix) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(x) 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

(xi) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

キ 非常持ち出し品の準備

(i) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄(乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料)

(ii) 貴重品(現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等)

(iii) 持病薬、お薬手帳、応急医薬品等(消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常備薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等)

(iv) 携帯ラジオ

(v) 照明器具(懐中電灯(電池は多めに)、ろうそく(マッチ、ライター))

(vi) 衣類(下着、上着、タオル等)

(vii) 感染症対策用品(マスク、消毒液、体温計等)

ク 避難時の留意事項

(i) 崖や川べりに近づかない。

(ii) 避難方法

・徒歩で避難する。

・携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。

・山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し、避難する。

(iii) 応急救護

対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。

(iv) 避難協力

自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。

ケ 正しい情報の入手

ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。

市、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

コ 電話等に関する留意事項

(i) 不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問い合わせ等は、消防活動に支障を来すので控える。

(ii) 輻そう等により電話がつながりづらくなったときは、N T Tが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

サ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

シ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ス 市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

4 防災上重要な施設等の管理者等に対する防災知識の普及

防災上重要な施設及び事業所等の管理者等に対して、防災知識の普及及び資質の向上を図るとともに、各施設等における出火防止、初期消火及び避難等の災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図るものとする。

(1) 普及の方法

ア 防火管理者等に対する技能講習会を含む講習会、研修会の実施及び災害時における防災体制の強化

イ 事業所独自あるいは地域単位での訓練、講習会等を通じての災害時における行動力の強化

ウ 防火管理者及び危険物施設の保安監督者等の自主研究会、連絡会議等を通じての防災知識、防災思想の普及

エ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等の必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等の配布

(2) 普及の内容

ア 防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制

イ 災害の特性及び過去の主な被害事例

ウ 危険物施設の位置、構造及び設備の保安管理

エ パニック防止のための緊急放送等の体制整備

オ 出火防止、初期消火及び避難誘導等の災害時における行動及び体制整備

カ 施設利用者、収容者等の安全確保措置に係る管理者等の責務

キ 従業員、施設収容者等の3日分の飲料水、食糧、生活必需品等の災害時に必要な物資の確保

5 防災意識調査

住民等の防災意識を把握するため、アンケート調査等の防災意識調査を必要に応じて実施するよう

努める。

6 理解しやすい防災情報の提供

市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

7 学校教育による防災知識の普及

- (1) 市は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材（副読本）の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

- (2) 市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

8 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

9 風水害等に備えた「マイ・タイムライン」の作成支援

市は、災害リスクの把握ととるべき行動の理解促進のため、台風などの接近に合わせ、いつ、だれが、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した住民一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を支援するものとする。

10 防災訓練の実施指導

市及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

11 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

12 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

13 家庭動物への配慮

市は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

14 疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

15 被災地支援に関する知識の普及

市は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

16 過去の災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 住民の防災活動の環境整備

《防災危機管理課》

災害時においては、市及び防災関係機関が総力を挙げて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身につけ、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。さらに、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

1 住民の果たすべき役割

住民は、自らの安全は自らの手で守る意識を持ち、平常時から災害発生後に至るまで、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

(1) 平常時から実施する事項

- ア 防災に関する知識の吸収
- イ 家庭における防災の話し合い
- ウ 災害時の指定緊急避難場所、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認
- エ 対震自動消火装置付き石油ストーブ等の導入
- オ 家屋の補強等
- カ 家具その他落下倒壊危険物の対策
- キ 飲料水、食糧、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄（最低3日分、推奨1週間分備蓄の励行）
- ク 非常持ち出し物資の準備・点検

(2) 災害発生時に実施する事項

平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心におおむね次の事項が実施できるようにする。

- ア 正確な情報の把握
- イ 火災予防の措置
- ウ 適切な避難
- エ 自動車運転の自粛

(3) 災害発生後に実施が必要となる事項

- ア 出火防止及び初期消火
- イ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- ウ 秩序ある避難生活
- エ 自力による生活手段の確保

2 自主防災組織の活動

地域における防災対策は、自治会に、「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」との住民の連帯意識に基づき結成された自主防災組織により共同して実施することが効果的である。このため自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って次の事項を中心に充実強化を図るものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 火気使用設備器具等の点検
- ウ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄
- エ 防災訓練の実施
- オ 災害発生時の緊急避難ルートの確保

(2) 災害時の応急活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 避難行動要支援者をはじめとする住民の避難・誘導
- エ 被災者の救護・救出、その他の救助
- オ 給食及び給水
- カ 衛生

3 自衛防災組織の活動

事業所等の防火管理者は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うものとする。このため自主防災組織を作り、おおむね次の自主防災活動をそれぞれの事業所等の実情に応じて行う。

- (1) 従業員等の防災教育
- (2) 情報の収集及び伝達体制の確立
- (3) 火災その他災害の予防対策
- (4) 避難体制の確立
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 応急救護等
- (7) 飲料水、食糧、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

4 消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

(1) 消防団の育成強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織の育成強化

市は、自主防災組織の組織率100%を目指し、次により、その育成強化を図るものとする。

- ア 自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努めるとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- イ 青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

(3) 自主防犯組織の育成強化

市は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

5 災害時におけるボランティア活動の環境整備

市は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。

なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

(1) 災害時におけるボランティア活動の啓発

市は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努める。

(2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

市は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

(3) 災害ボランティアセンター設置団体との連携

市は、災害ボランティアセンター設置団体（社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、市は、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所について、本計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(4) 各領域における専門ボランティアとの連携

市の関係各課は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

(5) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携

市は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(6) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

6 事業所（企業）防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、市が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の

強化を進める。

- (1) 事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行うものとする。

- ア 従業員の防災教育
- イ 情報収集伝達体制の確立
- ウ 火災その他災害予防対策
- エ 避難体制の確立
- オ 防災訓練の実施
- カ 応急救護体制の確立
- キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）
- ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

- (2) 事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行えるという特徴があり、地域防災力向上の鍵をにぎるものである。

- (3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、市が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ市と協定を締結するなど、平時から市との連携に努める。

また、市は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスをを行うものとする。

- (4) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (5) 災害時の事業活動の維持または早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図って行かなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。

- (6) 市及び各業界の民間団体は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、市は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

- (7) 市は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

- (8) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

- (9) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- (10) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- (11) 市及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

7 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。
- (3) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体の避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

8 特定動物逸走に対する管理者の措置

特定動物の管理者は、災害発生時に特定動物逸走防止に努めるとともに、地域住民・関係機関に対する通報・連絡体制及び緊急措置など、逸走した際に取りべき措置をあらかじめ確立しておかなければならない。

〈関係資料〉

資料編 7-6

ボランティア関係

第4章 要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

《総務部、保健福祉部》

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、市、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素から連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

＜用語の定義＞

本計画で使用している「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義は次のとおりとする。

「要配慮者」

高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者

「避難行動要支援者」

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新

- (1) 市は、内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、本計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- (2) 市は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- (3) 市は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (4) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 介護保険法の要介護認定により要介護3、要介護4又は要介護5に該当する者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、1級又は2級に該当する者

- (3) 群馬県の療育手帳の交付を受けた者で、障がいの程度がAと判定された者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害等級が1級に該当する者
- (5) 群馬県特定疾患医療給付実施要綱別表1又は群馬県小児慢性特定疾患医療給付実施要綱別表1に定める疾病の特定疾患医療を受給している難病患者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、これらの者と同程度に支援を要すると市長が認める者

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報は以下のとおりとし、関係部局（介護保険及び障がい者福祉担当等）が把握している情報を集約するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

4 名簿の更新

市は、避難行動要支援者の状態は変化しうることから、定期的な名簿情報の更新が必要であるため、名簿の更新は原則として年1回とする。

市は、新たに避難行動要支援者となった者の登録、死亡等による削除を行うとともに、避難支援等関係者への名簿情報の提供について同意の確認を行うものとする。

5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿情報を受けた者に守秘義務を課すとともに、名簿情報の漏えいの防止のための必要な措置として、避難行動要支援者名簿情報は、避難支援等関係者が、次の事項を徹底するものとする。

- (1) 他に漏らさないこと。
- (2) 利用目的以外に使用しないこと。
- (3) 他に提供しないこと。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。
- (4) 使用期間終了後、又は利用目的の達成後は、速やかに返還（焼却、裁断等による廃棄又は消去）すること。
- (5) 責任をもって管理し、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (6) 事故が発生した場合は、速やかに報告するとともに、実施機関の指示に従うこと。
- (7) その他、個人情報の取扱いに関し、適正な措置を講ずること。

6 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

- (1) 市は、本計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安

否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

- (2) 市は、本計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (3) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (4) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

7 要配慮者が円滑に避難するための通知又は警告の配慮

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、気象警報の発表、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令については、高齢者や障がい者等にもわかりやすい表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるように努めるものとする。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用する。

主な情報伝達手段は次のとおりである。

- ア 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）（公共施設34施設）
- イ 防災行政無線
- ウ 登録制メール
- エ 緊急速報メール、エリアメール
- オ 広報車
- カ 区長及び自主防災組織代表者への連絡
- キ ホームページ等

8 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援が行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとする。

避難支援等関係者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難支援者として実効性のある活動ができるよう、平常時には要支援者本人や関係者等とともに、具体的な支援方法を決めておくものとする。発災時には、自分自身の安全確保を最優先するとともに、可能な範囲での支援を実施し、少人数での活動に限界が生じた場合には、地域内のほかの支援者に応援を求めるものとする。

9 避難体制の強化

市は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意して内閣府（防災担当）作成「避難行動

要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を参考にして、「個別避難計画」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う指定福祉避難所の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者等の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の整備

市長が発令する避難指示等が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 避難誘導体制の整備

避難行動要支援者が避難するに当たっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

(3) 指定緊急避難場所から指定福祉避難所又は指定避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定福祉避難所又は指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 指定福祉避難所の指定・整備

指定福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するよう努める。

指定福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び指定福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備に当たっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(6) 指定福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に指定福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、指定福祉避難所の指定を受けている施設の管理者等の協力を得て、指定福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

10 環境整備

市は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を附記した指定避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

11 人材の確保

市は、要配慮者の支援に当たり、指定福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

12 要配慮者利用施設管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

この章において、要配慮者利用施設とは、次表に掲げる施設をいう。

施設の種類
①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター
②介護保険等施設 【老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)及び介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく施設】 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、通所リハビリ施設
③障害福祉サービス事業所 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第1項に基づく事業所(附則第20条第1項に基づく旧法指定施設を含む)】 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助
④障害者支援施設 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第12項に基づく施設】 施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設
⑤障害者関係施設 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第21項、第22項に基づく施設】 地域活動支援センター、福祉ホーム
⑥身体障害者社会参加支援施設 【身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第5条第1号に基づく施設】 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
⑦医療提供施設 【医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の2第2号に基づく施設】 病院、診療所
⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】
⑨その他 ア【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4項に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設 イ【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校 ウ【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第8号に基づく施設】 無料低額宿泊所 エ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】

(2) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害及び

雪害に対する安全性を確保するものとする。特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(3) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

- ア 自施設の立地環境による災害危険性(洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり、雪崩等)の把握及び職員への周知
- イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺状況の確認(情報の収集)
- オ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 市、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実
- コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- サ 燃料の調達体制の確保

(4) 市の支援

- ア 市は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性(洪水、土石流、急傾斜、地すべり、雪崩等)を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供するものとする。
- イ 市は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
- ウ 市は、要配慮者利用施設に避難指示等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。
- エ 市は、要配慮者利用施設に防災気象情報の提供を行う。

13 消防機関及び警察機関の支援

消防機関及び警察機関は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、市と協力して次の支援を行うものとする。

- ア 緊急時における消防機関・警察機関と避難行動要支援者との連絡体制の整備
- イ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備(地域住民や自主防災組織の協力を含む。)
- ウ 避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

14 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するものとする。

15 防災教育及び啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット(外国語を附記した)等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

16 防災と福祉の連携

市は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の

連携により、高齢者及びその家族に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

17 在宅の要配慮者支援体制の整備

在宅の要配慮者が災害に見舞われると、その介護者も含めさまざまな障害に直面する。これらの人々を支援するため、市は、次の対策を推進するものとする。

- (1) 安否確認体制の整備
- (2) 地域での避難等支援体制の整備
- (3) 指定福祉避難所の指定及び周知

〈関係資料〉

資料編 7-1-2	福祉避難所一覧
資料編 7-1-6	みどり市災害時要援護者避難支援全体計画
資料編 7-1-7	要配慮者利用施設一覧

第5章 その他の災害予防

第1節 孤立化集落対策

《防災危機管理課、都市建設部》

大規模な土砂災害等による道路や通信の途絶による孤立化するおそれのある集落については、事前に集落の状況を把握し、通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止策を検討しておく必要がある。

1 孤立化のおそれのある集落の把握

市は、道路の状況や通信手段の状況から孤立化が予測される集落について、事前に把握するとともに、県、消防、警察等関係機関との当該情報の共有化が常に図られるよう努めるものとする。

なお、孤立化のおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

- (1) 集落につながる道路等において迂回路がない。
- (2) 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。
- (3) 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- (4) 地すべり等の土砂災害の危険性が高い箇所及び雪崩危険箇所並びに山地災害危険地区が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。
- (5) 架空線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- (6) 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

(1) 市

ア 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（行政区長、消防団員等）を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。

また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。

イ 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び通信会社や電力会社等の防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。

ウ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携に努める。

エ 停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。

オ 孤立化のおそれのある集落においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話を配置する。

カ 孤立化のおそれのある集落においては、救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。

キ 孤立化の可能性に応じて、水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も積極的に行う。

また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充を進める。

(2) 道路管理者（市及び県）

孤立化するおそれのある集落に通じる道路の災害危険箇所の防災工事に計画的に取り組む。

3 災害時における孤立化集落対策指針

孤立化集落対策については、この計画に定めるほか、事前対策から孤立化解消までの具体的な対策を定めた「災害時における孤立化集落対策指針」によるものとする。

第2節 災害廃棄物対策

《市民部》

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
- (2) 市は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
- (3) 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- (4) 市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

〈関係資料〉

資料編 7－4

衛生関係

第3節 罹災証明書の発行体制の整備

《防災危機管理課、市民部》

1 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第4節 学校施設等の災害予防

《教育部》

学校及び社会教育施設の災害予防計画は、次により行うものとし、学校及び社会教育施設の公共性、教育効果の向上等十分考慮して、災害発生を未然に防止するとともに、災害時には避難施設としての重要な役割を持つことから、常時その防除措置を行って恒久的な災害予防に努めるものとする。

1 老朽建物の改築促進

学校及び社会教育施設が異常な気象現象により被災する場合は、建築年の古い老朽建物は極めて被害が大きく、通常発生する風圧程度のものでも被害を受けやすいので、今後はこれらの建物の改築を重点的に行うものとする。

- (1) 建築年の古いもの又は国等の調査により構造上危険と判定された老朽建物等は、改築年次計画に合わせ改築の促進を図るものとする。
- (2) 改築に当たっては、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨造りの耐震耐火構造化を図る。
- (3) 学校及び社会教育施設の建物は、定期点検及び臨時点検を実施し、要補修箇所は修理又は補強を行い、災害の予防防除に努めるものとする。

2 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設の被災は、健全な施設や人畜に大きな被害が及ぶことが多いので、次のような施設については、常時十分な点検を実施し、災害の防除に努めるものとする。

- (1) 国旗掲揚塔や野球のバックネット等相当の高さ又は容量のあるものは、その健全度を確認、危険と認められるものは早急に補強工事等を実施する。
- (2) 比較的飛散しやすい器具機械等については、常時格納できる体制を整える。
- (3) 災害防除のために必要な施設等は、平時に整備し、特に消防設備等については、いつでも使用できるよう体制を整える。
- (4) 建物以外の施設設備についても建物と同様に定期点検及び臨時点検を実施し、常時その状態を把握し、要補修箇所等は補修又は補強に努め、災害防除施設、設備の整備を行うものとする。

第5節 文化財の災害予防

《教育部》

教育委員会は、国、県及び市指定文化財について、火災、風水害等による滅失、き損を防止するため、国、県教育委員会、消防機関、警察機関と協力して所有者、管理者等に指導を実施するものとする。

- (1) 防火管理の体制の指導
- (2) 保存環境の整理整頓の実施指導
- (3) 火の使用及び制限の指導
- (4) 火災危険の早期発見とその箇所の改善指導
- (5) 消火設備、警報設備等の設置指導
- (6) 避雷装置の設置指導
- (7) 消防用水の確保及び消防自動車進入道路の確保指導
- (8) 防火壁、防火戸の設置指導
- (9) 自衛消防組織等による訓練の実施指導
- (10) 防火塀、防火帯を設ける措置等の指導
- (11) 耐震強度に留意した所要の保存修理指導
- (12) き損等の事故防止措置の指導

〈関係資料〉

資料編 7－7

文化財関係

第2部 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、第1次的には市が当たり、県は、市を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、県及び市の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。この他広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

第1章 災害発生直前の対策

風水害及び雪害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

第1節 警報等の伝達

《防災危機管理課》

防災気象情報の伝達ならびにその周知方法は、本節の定めるところによる。

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、みどり市に発表される。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(1) 特別警報・警報・注意報の種類及び概要

前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類は、次表のとおりである。なお、発表基準は資料編に示す。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるために重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 命を守る最善の行動が求められる警戒レベル5に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程

特別警報・警報・注意報の種類		概要
		障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。

(注)

ア 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな

特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

イ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

ウ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。また、浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

(2) 特別警報・警報・注意報の発表区域

特別警報・警報・注意報の発表単位は市町村とする。なお、大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。



府県 予報区	一次細分 区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域 (市町村)
群馬県	北部	利根・沼田地域	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
		吾妻地域	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
	南部	前橋・桐生地域	前橋市、桐生市、渋川市、みどり市、榛東村、吉岡町
		伊勢崎・太田地域	伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
		高崎・藤岡地域	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町

みどり市は「南部」「前橋・桐生地域」に属する。

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

前橋地方気象台が気象警報等の補足として発表する危険度分布等の種類と概要は、次のとおりである。

警報の危険度分布等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更

種類	概要
	新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。 6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県南部または北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

2 気象業務法に基づく府県気象情報等

(1) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、群馬県気象情報

警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかけたり、警報や注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために発表する。

(2) 記録的短時間大雨情報

当該市町村が警戒レベル4相当の状況となっているときに、数年に一度程度しか発生しないような記録的な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、より一層の警戒を呼びかけるよう、気象情報の一種として発表する（1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測又は解析した場合）。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、群馬県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、群馬県を対象に発表する。発表区域は「群馬県南部」「群馬県北部」とする。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、気象庁が群馬県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

3 消防法に基づく火災気象通報

(1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県(危機管理課)に通報するものとする。

(2) 火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行うものとする。

ア 実効湿度が50%以下で最小湿度が25%以下になる見込みのとき。(乾燥注意報の発表基準と同じ。)

イ 平均風速が13m/s以上になる見込みのとき。(強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。)

(3) 火災気象通報は、注意報・警報の発表区分に従い、市町村単位での通報とする。

4 消防法に基づく火災警報

市は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発するものとする。

5 水防法に基づく洪水予報・水防警報

(1) 洪水予報

渡良瀬川の基準観測点の水位が危険水位又は警戒水位を超えると予想され、洪水による被害の生じるおそれのある場合に、水防法第10条及び第11条に基づき、気象庁長官と国土交通大臣が共同で発表する情報

(2) 水防警報

渡良瀬川の基準観測点の水位が水防団待機水位を超え、洪水による被害のおそれがある場合に、水防法第16条に基づき国土交通大臣が発令する警報

指定河川	基準観測点	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	計画高水位
渡良瀬川	高津戸	2.20m	3.30m	4.40m	5.00m	8.54m
発表機関 洪水予報 ・ 前橋地方気象台 ・ 国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 水防警報 ・ 渡良瀬川河川事務所						

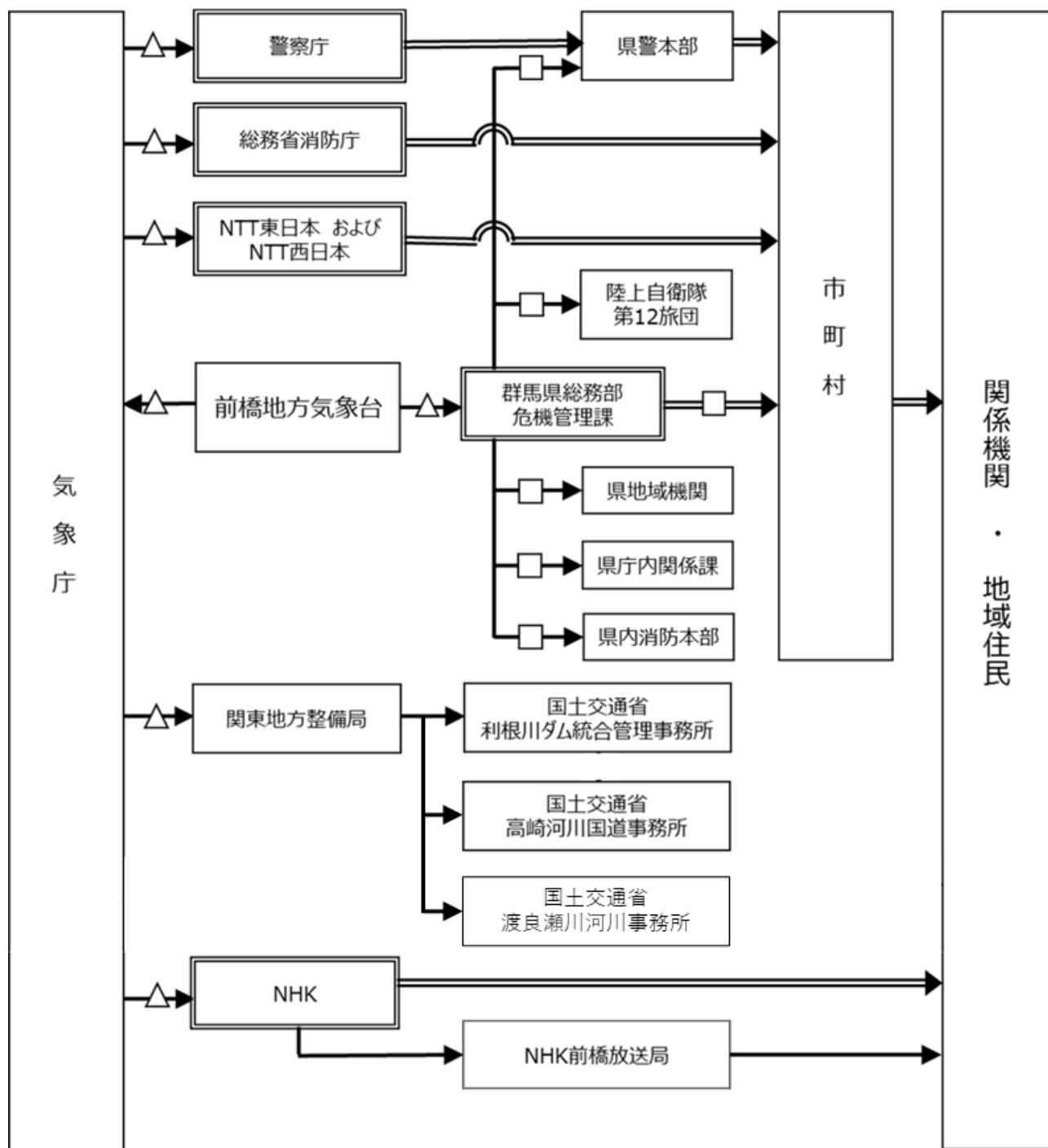
6 気象業務法、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報

- (1) 群馬県（砂防課）と前橋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の発令対象区域の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の発令対象区域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。
- (2) 土砂災害警戒情報の発表は、市町村単位で行う。
- (3) 土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。
- (4) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度を、降雨に基づいて判定し、発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものでないことに留意する。

7 気象情報の伝達系統

(1) 前橋地方気象台からの伝達系統及び伝達手段

前橋地方気象台からの気象情報の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。



※ 各種防災気象情報は前橋地方気象台から配信される

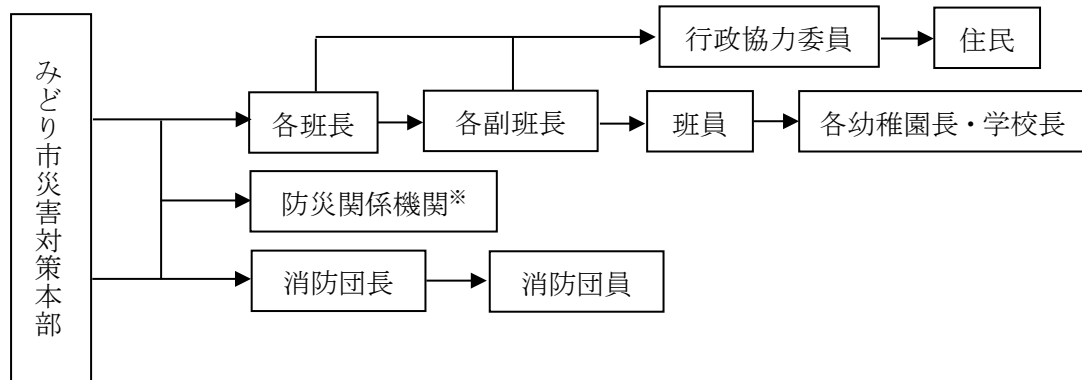
(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2から6及び第15条の二の2から5によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

△ 専用回線

☐ 県防災情報通信ネットワーク

(2) 防災危機管理課からの通報伝達系統



※ 総則編第3節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に記載の機関を指す

(3) 警報等の受領及び伝達責任者

- ① 勤務時間内における責任者は、防災危機管理課防災危機管理係長の職にある者とする。
- ② 勤務時間外における措置は、宿日直者とする。

宿日直者は警報等を受領したときは、防災危機管理課防災危機管理係長に直ちに連絡するものとする。

(4) 水防法に基づく伝達系統

(群馬県水防計画の定めるところによる。)

8 住民等に対する気象情報等の周知

- (1) 市は、県から注意報又は警報等の伝達を受け又は桐生市消防本部が火災警報を発し、あるいは異常現象を覚知したときは、災害が発生する危険性が高い地域の住民等に対し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、有線放送、防災行政無線、登録制メール、緊急速報メール（エリアメール）、広報車、サイレン、使走、区長及び自主防災組織代表者への連絡、ホームページ等の方法により、速やかに周知するものとする。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に確実に伝達するように配慮するものとする。なお、県及び市が、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けたときは、県は直ちに市に通知し、市は直ちに住民等に周知するものとする。
- (2) 県及び警察機関等と緊密な連絡を取り、テレビ、ラジオ放送には特に注意し、的確な気象情報の把握に努め、その対策に万全を期する。
- (3) 県から火災気象情報の伝達を受けたときは、その地域の条件を考慮して桐生市消防本部が火災警報を発する。
- (4) 警報等を住民及び関係機関に周知するときは、予想される災害の応急措置に関する措置も併せて徹底するものとする。
- (5) 防災関係機関は、市からの予警報の伝達について、でき得る限り協力するものとする。
- (6) 道路管理者は、大雨により土砂崩れや落石等のおそれのある区間について、一定雨量に達した際に通行規制を行う場合には、事前に周知・広報するものとする。雨量による通行規制を行う場合には、遅滞なくホームページや道路情報板等により、規制開始日時等を示すものとする。
- (7) 道路管理者は、降雨予測及び降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測及び降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

9 異常現象発見時の手続

災害が発生する異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は次の機関に通報するものとする。

(1) 発見者

直ちに自己又は他人により市長若しくは警察官に通報するものとする。

(2) 市長

前記により異常現象を承知したときは、直ちに次の機関に連絡するものとする。

ア 前橋地方気象台

イ その異常現象に関係ある隣接市町村

ウ 行政事務所、土木事務所の異常現象に関係ある県の出先機関

(3) 異常現象はおおむね次のとおりである。

ア 豪雨、豪雪、暴風、河川の著しい増水

イ 火山関係の異常現象（噴火、降灰、鳴動、噴気、噴煙の顕著な異常変化、湧泉の異常変化等）

ウ 地震

(4) 通報手段

通報は電報又は電話によることを原則とするが、火山関係については文書でもよい。

〈関係資料〉

資料編 10－1

警報・注意報発表基準一覧表

第2節 水防計画

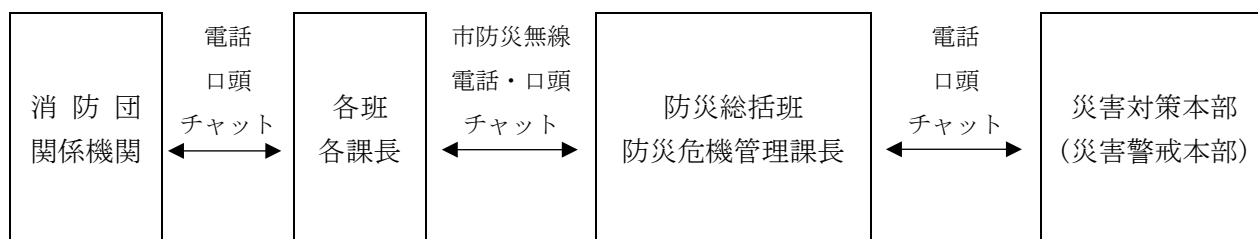
《防災危機管理課、産業観光部、土地改良区》

1 情報連絡

- (1) 防災気象情報の伝達
- (2) 配備状況
- (3) 出水及びダム・調整池の状況
- (4) 農業用水流量及び沼水位の状況
- (5) その他重要と認める情報

2 連絡方法及び連絡責任者

上記の状況及び情報連絡については、次のとおりとする。



3 水防団員

水害のあった場合は、消防団員が水防団員になり、計画作業に従事する。

4 地域住民への周知

地域住民への周知徹底は、次による。

- ・ サイレン、掲示板等による方法
- ・ 防災メールによる方法
- ・ 広報車による方法
- ・ 防災行政無線による方法
- ・ 行政自治委員組織により周知する方法
- ・ ラジオ放送、テレビ放送による方法

5 その他

具体的計画については、群馬県水防計画に準ずる。

〈関係資料〉

資料編 2-10

みどり市水防重要箇所

群馬県水防計画

第3節 避難誘導

《防災危機管理課、市民部、保健福祉部》

災害が発生し、又は発生するおそれがある危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達、誘導等を実施することにより居住者等の生命、身体等を災害から保護するため、被災者を速やかに避難誘導する必要がある。

1 避難指示等

(1) 避難指示等の発令

- ア 市長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等の発令を行うものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
- イ 市は、住民に対する避難指示等の発令に当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。
- ウ 市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。
- エ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- オ 市長は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。
- カ 市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- キ 市長のほか法令に基づき避難の指示を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の指示を行うものとする。
- ク 避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、表1のとおりである。また、避難指示等の警戒レベル及び避難指示等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動は表2のとおりである。
- ケ 市は、必要に応じて、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対して避難指示等の対象地域、判断時期等について、その所掌事務に関し、助言を求めることができる。また、県（危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所）は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

表 1

	発令者	措置	発令する場合（判断基準）
高齢者等避難	市長 (災害対策基本法第56条)	・要配慮者の避難開始 ・一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第29条)	・立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	・立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	・立退きの指示 ・立退き先の指示 ・屋内安全確保の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	・立退きの指示 ・立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	(警察官職務執行法第4条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。
緊急安全確保	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	・立退きの指示 ・立退き先の指示 ・緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又は切迫している場合において、特に必要があると認められるとき。知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

表2

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

(2) 明示する事項

避難指示等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難を必要とする理由
- ウ 避難先（屋内安全確保を含む）
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）

(3) 伝達方法

避難指示等は、有線放送、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ（コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。）等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。

また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(4) 市から関係機関への連絡

市は、避難指示等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県（桐生行政県税事務所を経由して危機管理課、桐生行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課）、桐生警察署、桐生みどり消防署等に連絡するものとする。

(5) 避難指示等の解除

- ア 市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

2 避難誘導

市、消防機関及び警察機関は、相互に連携し次により避難の誘導を行うものとする。

- (1) 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、最も安全と思われる避難経路を選定する。
- (2) 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
- (3) 常に周囲の状況に注意し、指定緊急避難場所や指定避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

3 要配慮者への配慮

市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難指示等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

4 警戒区域の設定

(1) 市長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、市長その他市長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(4) 市から関係機関への連絡

市は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県(桐生行政県税事務所を経由して危機管理課、桐生行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課)、桐生警察署、桐生みどり消防署等に連絡するものとする。

〈関係資料〉

資料編 7-1-1 指定避難所、指定待避所※、広域避難場所及び指定緊急避難場所一覧

※指定待避所 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内の避難所を待避所として別に指定する。

第4節 広域避難

《防災危機管理課》

災害が発生するおそれ段階において、予測される被害が広域にわたる場合、県内の他市町村や他都道府県の市町村への立ち退き避難が必要となることが想定される。

このため、以下に、広域避難が必要となった場合の手続等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域避難を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、市は、他市町村等へ住民の広域避難に係る協議を行う段階等において、県（危機管理課）へ広域避難に係る情報を適宜報告するものとする。

1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 市は、(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、当該避難者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、(1)による滞在（以下「広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供するものとする。
- (4) (3)の場合において、協議先市町村は、当該市町村において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者等に通知するとともに、市長に通知するものとする。
- (5) 市は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を周知し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県（危機管理課）に報告するものとする。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、1 (1)の場合において、他の都道府県内の市町村への受け入れについては、県（危機管理課）に対し、当該他の都道府県と当該要避難者の受入れについて協議することを求めるものとする。
- (2) 県（危機管理課）は、市から協議要求があったときは、他の都道府県と協議を行う。
- (3) 市は、県（危機管理課）からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した要避難者を受け入れるべき避難場所の決定に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を周知するとともに、現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するものとする。

3 市による県外広域避難の協議等

- (1) 市は、2 (1)の場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受け入れについて、他の都道府県内の市町村に直接協議するものとする。
- (2) 市は、(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- (3) 市は、都道府県外協議市町村から要避難者を受け入れるべき避難場所の決定通知を受けたときは、

速やかに、その内容を周知し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県（危機管理課）に報告するものとする。

4 広域避難に係る助言

市は、必要に応じて、県（危機管理課）に対して地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を求めることができる。

第5節 災害未然防止活動

《産業観光部、都市建設部》

1 ダム、堰、水門、ポンプ場等の適切な操作

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者その他のダム、堰、水門、ポンプ場等の管理者は、洪水、豪雨の発生が予想されるときは、これらの施設について適切な操作を行うものとする。

なお、その操作を行うに当たり、危害を防止するために必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び桐生警察署に通知するとともに一般に周知させるものとする。

第6節 物資及び電力確保に関する事前対策

《産業観光部》

1 物資調達・輸送等に関する事前対策

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B－P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

2 電力確保に関する事前対策

電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

風水害又は雪害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第1節 災害情報の収集・連絡

《防災危機管理課》

市は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報(以下この節において「災害情報」という。)を迅速に収集しなければならない。

また、情報の収集に当たっては、住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。

ところで、情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する必要がある。

なお、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告することで足りるものとする。

1 災害情報の収集

(1) 市における災害情報の収集

市は、本計画の定めるところに従い災害情報を収集するものとする。

特に、安否不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で安否不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

市長は、災害対策基本法第51条の規定に基づき次の災害に関する情報を迅速かつ的確に収集するものとする。

ア 風水害時に収集すべき情報

市長が風水害時に収集すべき情報としては、気象情報及び雨量情報、地域の災害危険状況、住民の避難状況、発災状況、被害状況、ライフライン被災状況、復旧に関する情報等とし、これらの情報等は災害の警戒段階、発災段階、復旧過程に応じて適宜収集、伝達するものとする。

(i) 警戒段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
1 雨量等の 気象情報の 収集	① 予警報の内容、予想される 降雨及び災害の程度 ② 降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化 ③ ダム・河川・沼等の水位等 ・水位の時間変化 ・水位・流量の時間変化	発表後即時 毎時 毎時 (随時) 随時	・前橋地方気象台、 気象庁アメダス 雨量データ ・市内6箇所雨量計 ・市職員、消防職 ・消防団員 ・住民	・テレビ、ラジオ ・県防災行政無線 ・市防災行政無線 ・インターネット ・消防用無線 ・電話
2 地域の災 害情報の収 集	ダム・河川・沼等及び災害危険 箇所における発災危険状況 ・河川・沼等の氾濫 ・(いっ水決壊)の予想される時 期、箇所 ・土砂災害の予想される箇所の 発生前兆現象	異常の覚知 後即時	・市職員、消防職 ・消防団員 ・住民	・市防災行政無線 ・消防用無線 ・電話
3 住民情報 の収集	① 警戒段階の避難実施状況 (避難実施区域、避難人数、 指定緊急避難場所等) ② 自主避難実施状況	指定緊急避 難場所受入 れ後	・指定緊急避難場所 管理者、勤務要員 ・消防職・消防団員 ・警察職員 ・自治会組織 ・住民	・市防災行政無線 ・消防用無線 ・警察無線 ・電話

(ii) 発災段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
1 発災情報	① 河川・沼等の氾濫状況(い っ水、決壊箇所時期等)浸水 区域浸水高及びその拡大増 水傾向 ② がけ崩れ、地滑り、土砂災 害の発生状況(発生箇所、時 期、種類、規模等) ③ 発災による物的、人的被害 に関する情報特に死者、負傷 者等人的被害及び発災の予 想される事態に関する情報	発災状況の 覚知後即時	被災現場災害危険 箇所等を中心とす る警戒区域ごと ・市職員 ・消防職・消防団員 ・警察職員 ・自治会組織 ・住民 ・各公共施設(避難 現場)	・電話 ・市防災行政無線 ・消防用無線 ・警察無線

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
	④ ライフラインの被災状況及び応急対策の支障となる各道路、橋梁、電気水道、電話通信施設、ガス等の被害状況	被災後、被害概況が把握された後	・各ライフライン関係機関	・電話 ・市防災行政無線 ・県防災行政無線 ・災害応急復旧用無線電話
2 住民の避難状況	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、指定緊急避難場所名等）	指定緊急避難場所受入れ後	・指定緊急避難場所管理者 勤務要員 ・消防職・団員 ・警察職員 ・自治会組織 ・住民 ・自主防災組織	・市防災行政無線 ・消防用無線 ・警察無線 ・電話 ・有線放送

（iii）復旧過程

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
1 全体的な被害状況	各地区の所定の様式に基づく物的人的被害の確定値	暴風雨等が一応終息した段階	・市職員	・市防災行政無線 ・電話等
2 住民の避難に関する状況	① 指定緊急避難場所周辺の状況（再避難等の対策の必要性）、避難住民に必要な措置事項 ② 今回の災害時に開設された指定緊急避難場所名、受入人数、世帯数、避難を行った住民の地区名、開設、受入時刻、閉鎖の日	指定緊急避難場所への受入れ後、事態が収まった段階	・指定緊急避難場所勤務要員（市職員）	・電話 ・市防災行政無線
3 ライフライン等の復旧の見通し水道、下水道、電気、電話、ガス等	① 電話等の通信機器施設の破損、復旧状況 ② 道路、橋梁の破損、復旧状況	豪雨の終息とともに即時着手	・各ライフライン関係機関	・電話 ・消防用無線
4 各関係機関の応急復旧対策の実施状況	① 応急復旧工事等の実施進捗状況 ② 食料、物資等の調べ ③ その他 環境対策情報（大型ごみ、崩壊土砂の改修、防疫			

イ その他の災害時に収集すべき情報

市長は、その他の災害時においても災害の状況に応じて適宜収集、伝達するものとする。

(2) 消防機関における災害情報の収集

消防本部は、119番通報による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ消防職員を現地に派遣して情報の収集に当たらせるものとする。

また、人的被害については医療機関に照会して確認するものとする。

(3) その他の防災関係機関における災害情報の収集

その他の防災関係機関は、それぞれあらかじめ定められた方法により災害情報を収集するものとする。

2 被害等の調査

(1) 被害状況等の調査

被害状況等の調査は、関係機関及び団体等の協力、応援を得て行うものとする。

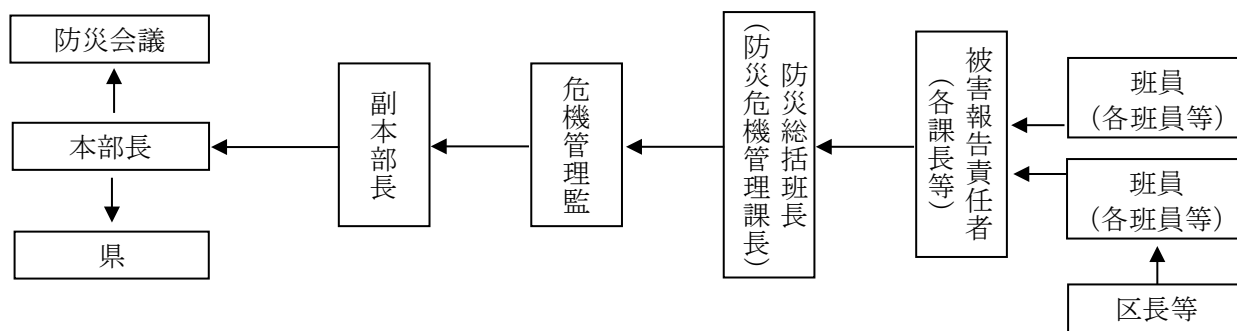
なお、人的被害を最優先事項とし、総力を挙げて迅速に調査するものとする。

(2) 被害状況等の調査に当たっては、関係機関相互と連携を密にし、調査の内容について脱漏や重複などの点に十分留意し、異なった被害状況は調整するものとする。

(3) 被災世帯員数等の調査については、現地調査のほか、住民登録と照合する等適確を期するものとする。

(4) 教育関係には、史跡、文化財を含むものとする。

3 被害状況等の報告系統



4 市における災害情報の連絡

市における災害情報の連絡は、次による。

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに桐生行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

イ この際、桐生行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。消防庁長官より要請の場合は、第2報以降も消防庁に報告する。

ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡するものとする。

エ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

オ 具体的な報告方法は次による。

(i) 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況即報)により報告する。

(ii) 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)(被害状況即報)により報告する。

報告の頻度は次による。

①第1報は、被害状況を確認し次第報告。

②第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。

人的被害に変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。

③災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。

(iii) 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」(災害確定報告)により報告する。

(iv) 記入要領

被害認定基準は、資料編 3-1 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告による。

○死者(うち災害関連死者)、行方不明、重傷、軽傷	人数
○住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水	棟数、世帯数、人数
○非住家被害のうち公共建物、その他	棟数
○その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水	面積
○その他のうち学校、病院、道路、橋りょう、河川、港湾、砂防、清掃施設、鉄道	箇所数
○その他のうち被害船舶	隻数
○その他のうち水道、電気、ガス	戸数
○その他のうち電話	回線数
○その他のうちブロック塀等	箇所数
○罹災世帯	世帯数
○罹災者	人数
○火災のうち建物、危険物、その他	件数

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

市は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関
その他関係機関に連絡する。

(3) 市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

5 その他の防災関係機関における災害情報の連絡

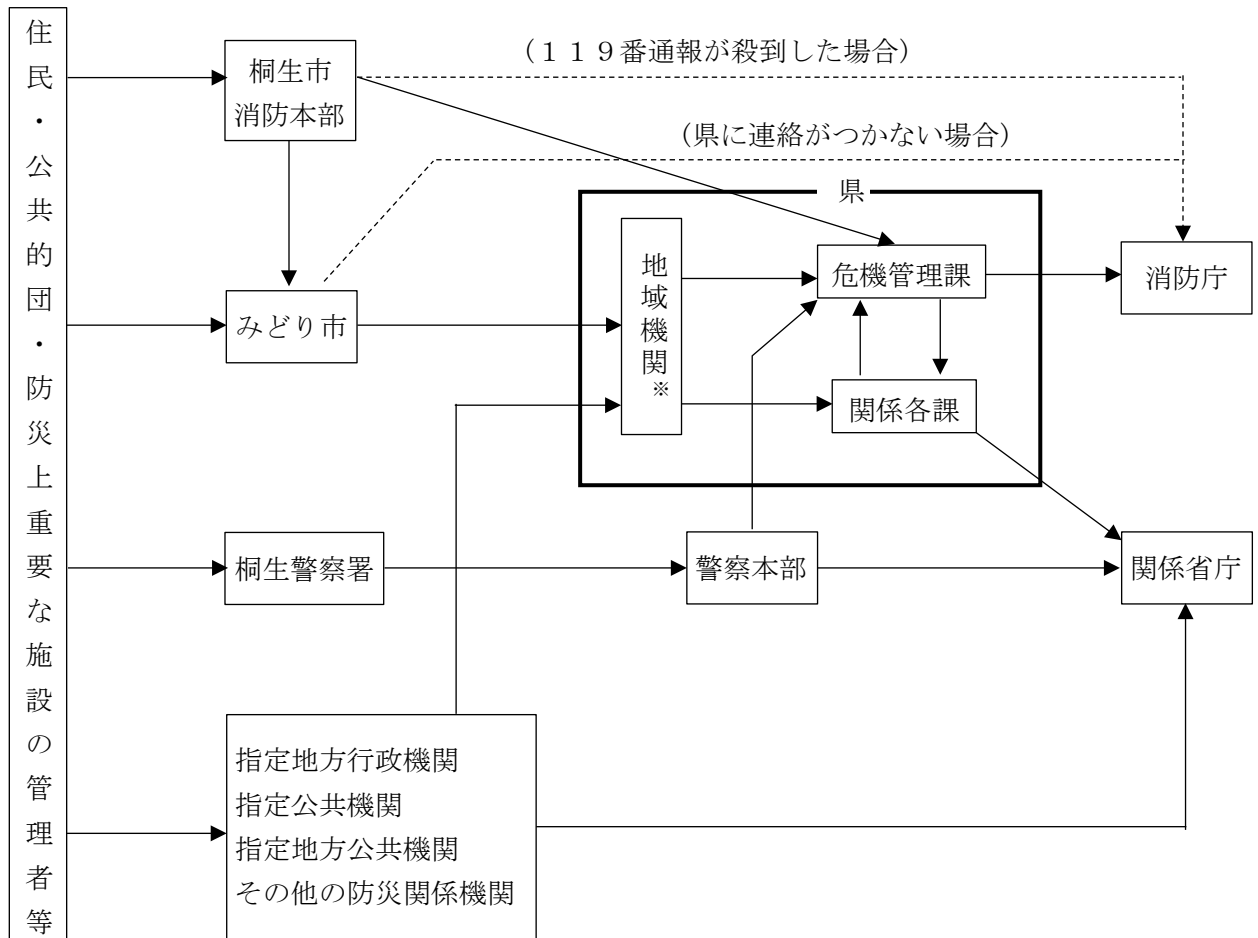
その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた計画に従い、収集した災害情報を市、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。

〈関係資料〉

資料編 3-1 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

資料編 3-2 その他関係法令等による報告

〈情報連絡系統図〉



※ 桐生行政県税事務所、桐生保健福祉事務所等の県の地域機関を指す。

第2節 通信手段の確保

《防災危機管理課》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における防災気象情報の伝達、災害情報の収集その他災害応急処置等の通信は、本節の定めるところによるものとする。

1 基本方針

防災関係機関は、気象注意報・警報等の伝達、災害情報の収集、その他災害応急措置等の迅速かつ円滑な実施を図るため、通信の確保に努めるものとする。

(1) 通信施設の複数化

防災関係機関は、激甚災害等による施設被災を考慮し、サブセンターの設置防災行政無線の複数系統化等、代替通信施設の整備に努めるものとする。

(2) パソコンネットワークシステムの構築

県内の防災関係機関を結ぶ県パソコンネットワークシステムに協力し、情報管理の一元化に努める。

2 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

3 緊急情報連絡用回線の設定

市及び電気通信事業者は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

4 県防災行政無線による通信

市及び消防機関は、防災気象情報の伝達、災害情報の収集、その他災害応急措置等を迅速かつ円滑に実施するため、県防災行政無線の通信の確保に努めるものとする。

(1) 県防災行政無線による通信

防災事務を目的とした県防災行政無線による通信を活用した、災害時における防災関係機関の通信に協力するため、市及び消防機関は「防災行政無線運営要綱」及び「群馬県地域防災計画」の定めるところにより適切な運用を図るものとする。

5 災害時優先電話の利用

防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにN T T東日本(株)群馬支店及び(株)N T Tドコモ群馬支店等の電気通信事業者であらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。

6 非常用無線電話による通信

災害により有線が途絶し、電話による通話が不可能になったときは非常用無線電話により市本部と県本部間の連絡用として通信の確保を図るものとする。

7 他機関が保有する通信設備等の利用

防災関係機関は、必要に応じ、他機関が保有する通信設備等を利用するものとする。

これらの通信設備等の種類は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法に基づく通信設備等の優先利用

根拠	利用機関	利用設備等	通信内容
第57条	県、市	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
		放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
第79条	県、市 指定地方行政機関	(第57条と同じ)	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

(2) 電波法第52条に基づく非常通信の利用

利用機関	利用設備等	通信内容	利用形態
各防災関係機関	各無線局	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う無線通信	利用機関からの依頼に基づき各無線局が発受する。

〈発信依頼手続〉（関東地方非常通信協議会の例示）

発信を希望する通信文を次の要領で電報頼信紙(なければ適宜の用紙で可)に記載し、依頼先の無線局に持参する。

- ① 冒頭に「非常」と朱書きする。
- ② 宛て先の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。
- ③ 本文を200字以内で記載する。(濁点、半濁点は字数に数えない。)
- ④ 末尾に発信者の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。

(3) アマチュア無線の利用

市は管内のアマチュア無線クラブに対し、あらかじめ災害時におけるアマチュア無線の活用について理解と協力を求め協力体制を確立し、災害発生時には緊密な連携のもとにその活用を図るとともに、可能な支援を行うよう努める。

8 すべての通信が途絶した場合の措置

災害によりすべての通信が途絶した場合の通信は、次により措置するものとする。

(1) 市における措置

市長は、通信が途絶した地域に通信を確保する必要があると認めるときは、車載防災行政無線を災害の現地に派遣して、通信の確保を図るものとする。

(2) NTTにおける措置

広域災害時に備え、衛星通信(衛星通信移動車)の確保を依頼し、通信体制の確保を図るものとする。

〈関係資料〉

資料編 4-3	災害時優先電話一覧
資料編 4-4	群馬県地方通信ルート

第3章 活動体制の確立

災害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

第1節 災害対策本部の設置

《防災危機管理課》

1 設置の決定

市長は、次のいずれかに該当するときは、防災の推進を図るため、みどり市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置を決定する。

- (1) 暴風雨等の警報が発令され、市の地域に非常災害の発生するおそれがある場合及び発生した場合
- (2) (1)のほか、著しく激甚である災害により特に災害対策を必要とする場合

2 設置場所

災害対策本部は、みどり市役所笠懸庁舎「防災危機管理課」に設置する。

なお、災害の状況により笠懸庁舎に設置できないときは、次の順に設置する。

1. 大間々庁舎
2. 教育庁舎
3. その他市内の設置可能公共施設

3 廃止の決定

災害対策本部長は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

4 設置及び廃止の通知

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに桐生みどり消防署、桐生警察署、県、報道機関その他関係機関に対し、その旨を通知するものとする。

5 本部室

災害対策本部に本部長、副本部長及び本部員（各部長及び各部の防災担当者）をもって構成する本部室を置き、本部長が必要の都度招集する。

- (1) 本部室の業務
災害対策に関する重要な事項を決定し、その推進を図る。
- (2) 庁舎本部
各庁舎に、庁舎本部を設置し、情報収集、伝達及び連絡調整を行う。
- (3) 公共施設等の被害状況調査
公共施設の被害状況の確認に当たっては、施設管理者又は当該施設職員による施設及び敷地を調査し、被害箇所を確定し、施設の所管課へ報告、部で取りまとめ、防災総括班へ報告する。
- (4) 被災宅地危険度判定実施本部
地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、「群馬県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき判定業務に当たる。

6 現地災害対策本部

- (1) 災害対策本部長は、特定の区域において災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、当該区域内に現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部には現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 現地災害対策本部長の指名の順位は、副市長、その他の職員の順とする。

7 本部連絡員

- (1) 災害対策本部の各部長は、部内に本部連絡員若干名を置く。
- (2) 各部の本部連絡員のうち1人は、本部室において部長に同伴する。
- (3) 本部連絡員は、本部室決定事項の伝達、各部相互間及び各庁舎間の連絡調整、各種の情報収集等の事務を担当する。

8 関係機関に対する職員派遣の要請

災害対策本部長は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。

9 県災害対策本部との連携

災害対策本部は、県災害対策本部が設置されたときは、相互に緊密な連携を図り、協調しながら、災害応急対策を実施する。

この際、必要に応じ職員を県災害対策本部に派遣するなどして、連携強化を図る。

10 災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともに行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。

したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。

活動の優先順位は、概ね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- ①通信手段の確保
- ②被害情報の収集、連絡
- ③負傷者の救出・救護体制の確立
- ④医療活動体制の確立
- ⑤交通確保・緊急輸送活動の確立
- ⑥避難受入活動
- ⑦食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給
- ⑧ライフラインの応急復旧
- ⑨保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- ⑩社会秩序の維持
- ⑪公共施設・設備の応急復旧
- ⑫災害広報活動(随時)
- ⑬ボランティアの受入れ(随時)
- ⑭二次災害の防止(随時)

11 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

〈関係資料〉

資料編 1－2 みどり市災害対策本部条例

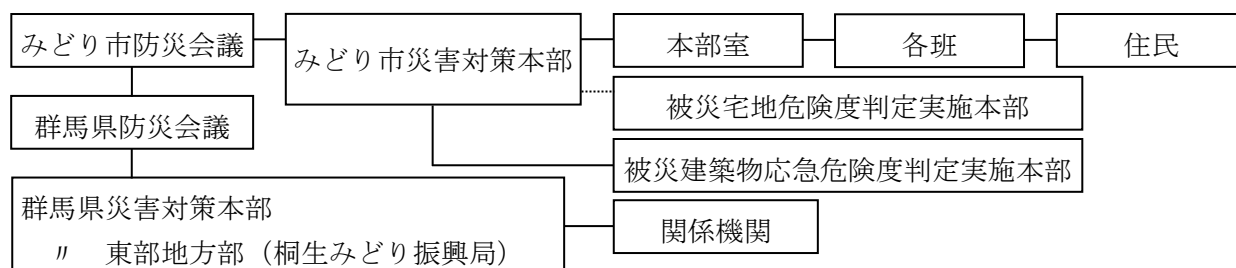
第2節 災害対策本部の組織

《防災危機管理課》

災害対策本部の組織及び編成は、「みどり市災害対策本部条例」及び本計画に定めるところによる。

1 災害対策本部の組織編成

災害対策本部の組織系統は、次図のとおりとする。



(注) ① 地震又は降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合は、災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を組織する。

② 群馬県において、現地災害対策本部が設置されたときは、地方部は現地災害対策本部に吸収される。

(1) 本部室体制

本部室	本部長	市長	本部員	総括責任者 総務部長兼危機管理監 (下記◎は各庁舎等責任者)	
	副本部長	副市長		笠懸庁舎 ◎政策企画部長、市民部長、会計管理者	
		教育長		大間々庁舎 ◎保健福祉部長、子ども未来戦略局長、健康づくり局長、議会事務局長、監査委員事務局長	
				農林業センター ◎産業観光部長、都市建設部長	
				東支所 ◎東支所長	
				教育庁舎 ◎教育部長	
				競艇事業局 ◎競艇事業局長	
	被災宅地危険度判定実施本部			実施本部長 ：都市建設部長	本部連絡員
	被災建築物応急危険度判定実施本部				

(2) 各班体制

部	笠懸庁舎	大間々庁舎	農林業センター	東支所	教育庁舎
総務部	防災総括班 総務部機動班			東支所 東市民班	教育部 教育部総務班 教育部機動班
政策企画部	政策企画部機動班				
市民部	市民部総務班 市民部機動班	大間々市民班			
保健福祉部		保健福祉部総務班 保健福祉部機動班			

		(注 こども未来戦略局と健康づくり局は保健福祉部機動班に含める。)			
産業観光部			産業観光部総務班 産業観光部機動班		
都市建設部			都市建設部総務班 都市建設部機動班		
	(競艇事業局) (会計局)	(議会事務局) (監査委員事務局)			
消防団	みどり市消防団				

2 本部長の職務代理

本部長が事故等によりその職務を遂行できないときは、副本部長がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、副市長、教育長、総務部長兼危機管理監の順とする。

3 本部員の職務代理

本部員が事故等によりその職務を遂行できないときは、当該本部員があらかじめ指名した者がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、当該本部員があらかじめ指定した順位とする。

4 災害対策本部内の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は、概ね次表のとおりとする。

◎…統括、○…班長、その他は副班長

部	班	分掌事務
{総務部長兼危機管理監}		1 災害対策の総括に関すること。
総務部	防災総括班 ○防災危機管理課長 総務課長 財政課長	1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。 3 各部・班及び庁舎本部との総合調整に関すること。 4 県及び消防機関との連絡調整及び各種情報収集及び伝達報告に関すること。 5 地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。 6 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 7 相互応援協定又は消防応援協定に基づく要請に関すること。 8 市庁舎の機能維持及び市有施設の被災状況の調査に関すること。 9 指定行政機関若しくは指定地方行政機関職員の派遣の要請又は派遣のあっせんの要請に関すること。 10 被災地における道路交通の指示、制限及び交通の確保に関すること。 11 緊急運行車両の確認事務に関すること。 12 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付に関するこ

部	班	分掌事務
		と。 13 人的被害及び住家被害を中心とする包括的な災害情報の収集及び各部からの災害情報の取りまとめに関すること。 14 被災市有施設の応急復旧に関すること。 15 広報車両の確保及び維持に関すること。 16 応急対策物資購入に係る出納及び災害救助基金の出納・保管に関すること。 17 災害時における市議会議員との連絡調整に関すること。 18 その他総務部長兼危機管理監が命じた事項に関すること。 19 その他いずれの部にも属しない事項に関すること。
政策企画部 ◎政策企画部長	政策企画部機動班 ○企画課長 地域創生課 秘書課	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。 2 報道機関との連絡調整に関すること。 3 住民広報及び記録に関すること。 4 公共交通機関に係る災害情報の収集に関すること。 5 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。
競艇事業局長 会計管理者 議会事務局長 監査委員事務局長		1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。 2 被災市有施設の応急復旧に関すること。 3 応急対策物資購入に係る出納及び災害救助基金の出納・保管に関すること。 4 災害時における市議会議員との連絡調整に関すること。
東支所 ◎東支所長	東市民班 ○東市民生活課長	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。 2 庁舎間の連絡手段の確保及び庁舎の機能維持に関すること。 3 地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。 4 簡易水道に係る災害情報の収集及び応急復旧に関すること。 5 当該区域内の人的被害及び住家被害を中心とする包括的な災害情報の収集に関すること。 6 その他東支所長が命じた事項に関すること。
市民部 ◎市民部長	市民部総務班 ○税務課長	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。 2 部内各班の総合調整に関すること。 3 被害資産の実態調査と検討並びに被害納税者の減免等の税務に関すること。 4 環境汚染・ごみ・し尿の処理に係る災害情報の収集に関すること。 5 環境汚染に係る災害応急対策に関すること。 6 そ族、昆虫等の駆除及びその他防疫業務及び応急的清掃に関すること。

部	班	分掌事務
		7 小水道に係る災害情報の収集及び応急復旧に関すること。 8 外国人に対する情報の提供・生活相談・援護に関すること。 9 埋火葬に関すること。 10 その他市民部長が命じた事項に関すること。
	市民部機動班 ○納税課長 市民課長 保険年金課長 SDGs推進課長	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。 2 市民部総務班からの指示又は指令等に係る事項に関すること。 3 環境汚染・ごみ・し尿の処理に関すること。 4 災害廃棄物処理に関すること。 5 動物愛護に関すること。
	大間々市民班 ○大間々市民サー ビス係	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。 2 庁舎間の連絡手段の確保及び庁舎の機能維持に関すること。 3 庁舎内各班の調整に関すること。 4 地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。 5 当該区域内の人的被害及び住家被害を中心とする包括的な災害情報の収集に関すること。 6 その他総務部長が命じた事項に関すること。
保健福祉部 ◎保健福祉部 長	保健福祉部総務班 ○社会福祉課長	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。 2 部内各班の総合調整に関すること。 3 避難行動要支援者に係る災害情報の収集・援護に関すること。 4 避難所の設営・運営及び炊出し計画に関すること。 5 ボランティア活動の支援及び調整に関すること。 6 義援金品の募集及び配分に関すること。 7 社会体育施設の被害状況の調査及び災害情報の収集に関すること。 8 社会体育施設の応急復旧に関すること。 9 その他保健福祉部長が命じた事項に関すること。
	保健福祉部機動班 ○介護高齢課長 こども課長 子育て相談課長 健康管理課長 スポーツ振興課長	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。 2 保健福祉部総務班からの指示又は指令等に係る事項に関すること。 3 医療及び防疫に係る災害情報の収集に関すること。 4 救護班の編成及び救護所の開設に関すること。 5 医薬品及び医療資機材の調達及び供給に関すること。 6 精神保健及び感染症の予防に関すること。 5 保育園、幼稚園及びこども園施設の被害状況の調査、幼児及び職員に係る災害情報の収集に関すること。 6 公私立保育園、幼稚園及びこども園の幼児及び職員の安全の確保に関すること。

部	班	分掌事務
産業観光部 ◎産業観光部長	産業観光部総務班 ○農林課長	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関する こと。 2 部内各班の総合調整に関する こと。 3 農林業関係災害情報の収集に関する こと。 4 被害農作物用農薬及び肥料の供給指導に関する こと。 5 被害農作物及び被災農地、農業用施設の応急措置に関する こと。 6 被災地の死亡獣畜に関する こと。 7 家畜の防疫診断及び畜産施設の応急措置及び飼料の供給に関する こと。 8 商工関係災害情報の収集に関する こと。 9 応急食料等の調達配給に関する こと。 10 生活必需品の調達及び供給、物価の安定に関する こと。 11 救援物資の保管及び受払いに関する こと。 12 商工業に係る災害応急対策に関する こと。 13 観光施設の災害情報の収集に関する こと。及び、その維持管理に関する こと。 14 その他産業観光部長が命じた事項に関する こと。
	産業観光部機動班 ○商工課長 観光課長 農業委員会事務局長	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関する こと。 2 産業観光部総務班からの指示又は指令等に係る事項に関する こと。
都市建設部 ◎都市建設部長	都市建設部総務班 ○都市計画課長	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関する こと。 2 部内各班の総合調整に関する こと。 3 下水道に係る災害情報の収集及び応急復旧に関する こと。 4 農業集落排水に係る災害情報の収集及び応急復旧に関する こと。 5 建設業者に対する災害応急対策業務の協力の要請に関する こと。 6 被災宅地の危険度判定実施に関する こと。 7 被災建築物の応急危険度判定実施に関する こと。 8 土木関係・市営住宅に係る災害情報の収集に関する こと。 9 被災地における交通状況の調査・道路の確保に関する こと。 10 道路及び橋梁に係る応急復旧に関する こと。 11 応急仮設住宅の建設、修理に関する こと。 12 その他都市建設部長が命じた事項に関する こと。
	都市建設部機動班 ○建設課長 建築住宅課長	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関する こと。 2 都市建設部総務班からの指示又は指令等に係る事項に関する こと。

部	班	分掌事務
	簡水下水道課長	と。
教育部 ◎教育部長	教育部総務班 ○教育総務課長	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る伝達に関すること。 2 部内各班の総合調整に関すること。 3 指定緊急避難場所に指定された市立学校施設の機能の維持に関すること。 4 公立学校施設の応急復旧に関すること。 5 学校施設の被害状況の調査、児童、生徒及び教職員に係る災害情報の収集に関すること。 6 公私立学校の児童、生徒及び教職員の安全の確保に関すること。 7 応急教育の実施・支援に関すること。 8 社会教育施設、文化振興施設の被害状況の調査及び災害情報の収集に関すること。 9 社会教育施設、文化振興施設の応急復旧に関すること。 10 社会教育団体等の協力要請に関すること。 11 文化財に係る災害情報の収集・災害応急対策に関すること。 12 その他教育部長が命じた事項に関すること。
	教育部機動班 ○学校教育課長 小中学校長 社会教育課長 各公民館長 各図書館長 笠懸野文化ホール館長 文化財課長 各博物館長 富弘美術館事務長	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。 2 教育部総務班からの指示又は指令等に係る事項に関すること。

(注) 担当部・班が明確でない事務が生じたときは、関係部・班で調整の上、担当班を定め、又は共同で処理するものとする。

第3節 災害対策連絡調整

《防災危機管理課、社会福祉協議会》

1 災害対策本部設置後の連絡調整

災害対策を図るうえで各機関との間に連絡調整が重要となるため、次のとおりとする。

(1) 連絡調整体制

本部室へ消防職員及び警察官の派遣を求める等、桐生みどり消防署及び桐生警察署等との連絡調整体制を確保する。

(2) 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアとの連携を図るため、必要に応じて市災害ボランティアセンターをみどり市社会福祉協議会内に設置する。

2 災害対策調整会議等の開催

(1) 災害対策調整会議

災害対策本部を設置した場合、防災関係機関及び公共的団体との間の連絡調整を図るため、「災害対策調整会議」を原則として朝夕開催する。

災害対策調整会議	みどり市災害対策本部	自衛隊派遣部隊	庶務	防災総括班
	群馬県現地対策本部 群馬県災害対策本部地方部	みどり市災害ボランティアセンター		
	桐生みどり消防署	その他防災関係団体		
	桐生警察署・桐生警察署大間々分庁舎	公共的団体		

(2) 現場災害対策調整会議

救出、捜索、火災現場で複数の防災関係機関及び公共的団体が活動する場合、「現場災害対策調整会議」を適時開催して、関係者間の連絡調整を図る。

(3) 会議の庶務

「災害対策調整会議」及び「現場災害対策調整会議」の庶務は防災総括班が当たる。

第4節 災害警戒本部等の設置

《防災危機管理課》

1 災害警戒本部の設置

総務部長兼危機管理監は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し、関係部局長と協議のうえ必要と認めたときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 気象警報が発表され、市内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。
- (2) 気象警報の発表の有無にかかわらず、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。

2 災害警戒本部の組織等

災害警戒本部の本部長は総務部長兼危機管理監とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

警戒本部長	総務部長兼危機管理監

笠懸庁舎	◎政策企画部長、市民部長、会計管理者
大間々庁舎	◎保健福祉部長、こども未来戦略局長、健康づくり局長、議会事務局長、監査委員事務局長
農林業センター	◎産業観光部長、都市建設部長
東支所	◎東支所長
教育庁舎	◎教育部長
競艇事業局	◎競艇事業局長

各部の班長、副班長

3 災害警戒本部廃止の決定

危機管理監は、災害による被害の発生するおそれがなくなり、警戒体制をとる必要がなくなったと認めた場合は、災害警戒本部の廃止を決定する。

4 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない災害に対しては、各部署において関係機関と連携をとりながら適宜対応するものとする。この場合の各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

第5節 職員の非常参集

《関係各部》

1 本部設置前の配備

各部長は、災害対策本部又は災害警戒本部を設置前においても、常に気象状況、その他災害現象に注意し、災害発生に対処できるよう準備を整えておく。

2 職員配備体制基準

災害発生前後の職員の配備は次のとおりとする。

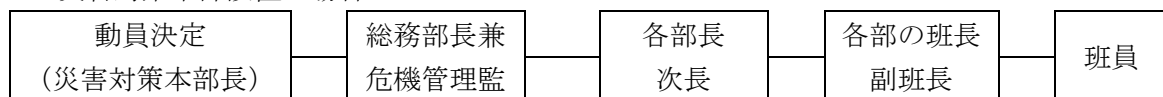
動員区分		決定者	動員規模	適用基準
監視体制		危機管理監	防災危機管理課（課長・補佐・担当係員）	- 気象注意報（大雨・洪水・強風）又は気象警報（大雨・洪水・暴風）が発令され、監視の必要があるとき。 - 危機管理監が監視を必要と認めたとき。
災害警戒本部		危機管理監	指定職員	- 気象警報（大雨・洪水・暴風）が発令され、警戒の必要があるとき。 - 危機管理監が警戒を必要と認めたとき。
災害対策本部	1号動員	市長	各所属の約25%に相当する人数	- 気象警報（大雨・洪水・暴風）及び気象情報（記録的短時間大雨・土砂災害警戒・竜巻注意）が発令され、市域に局地的な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。 - 状況により市長が必要と認めたとき。
	2号動員		各所属の約50%に相当する人数	- 市内数地域に災害が発生したとき。 - 災害が拡大するおそれがあり、1号動員で対処できないとき。 - その他状況により市長が必要と認めたとき。
	3号動員		全職員	- 市内全域に甚大な災害が発生したとき。 - 災害が拡大するおそれがあり、2号動員で対処できないとき。 - その他状況により市長が必要と認めたとき。

3 動員指示の伝達

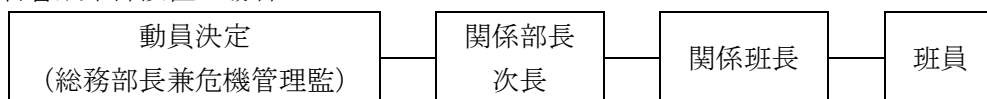
- (1) 動員決定に基づき、総務部長兼危機管理監は、本部連絡員を通じて各部長に伝達する。伝達を受けた各部長は、それぞれ各班長及び各副班長に伝達する。伝達を受けた各正副班長は、それぞれ各班員に伝達するものとする。

動員指示別の伝達系統は、次図のとおりとする。

ア 災害対策本部設置の場合



イ 災害警戒本部設置の場合



- (2) 動員決定時の指示伝達方法は次のとおりとする。

ア 勤務時間内の場合

動員の指示は、庁内放送、庁内電話等で伝達する。

イ 勤務時間外の場合

勤務時間外においては、連絡網に加え、日直勤務時にあつては日直者、それ以外にあつては本部連絡員による電話等により速やかに伝達し、要員の確保に努めるものとする。

4 動員の方法

職員を要する各班長等は、動員職員の動員順位及び連絡の方法について、計画しておくものとする。

(1) 動員の伝達

動員の伝達は、一般加入電話（携帯電話含む）等を通じて行うものとする。

(2) 登庁場所

勤務時間外において連絡を受け登庁する場所は、自己の勤務場所とする。ただし、安全に自己の勤務場所に行くことが困難な場合は、最寄の庁舎（施設）に登庁することとする。

(3) 登庁の方法

登庁に当たっては、被害の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩、自転車又はオートバイ等の活用に配慮する。

(4) 登庁時の留意事項

ア 登庁に当たっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部・防災総括班に報告する。

イ カメラ付携帯電話を所持する職員は、被害等の状況を簡単な説明とともに写真を防災危機管理課宛送信する。

(5) 登庁の免除等

ア 災害により、本人若しくは家族が中傷以上の怪我を負い又は住居が破損するなど自らが被災した場合には、所属長に対してその旨を報告し、登庁の免除を受けるものとする。

イ 自己の勤務場所、最寄の庁舎あるいは最寄の市有施設にも登庁することができない場合には、所属長にその旨を報告し、登庁可能になるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものとする。

〈関係資料〉

資料編 1－5

みどり市職員動員計画

第6節 広域応援の要請等

《防災危機管理課》

災害により自力による応急対策等が困難な場合において、県、他の市町村及びその他の機関に応援を求める場合又は隣接市町村等から応援を求められた場合は、別に定めるものを除き、本節の定めるところによるものとする。

1 市が行う応援の要請

市は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。

応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

応援の受入れ体制・手順については、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」と整合を図るものとする。

(1) 他市町村に対する応援の要請

あらかじめ締結した相互応援協定又は災害対策基本法第67条の規定に基づき、市長が他の市町村の市町村長に対し応援を求める。

他の市町村長に応急措置等の応援要請を行う場合は、次に掲げる事項について、電話等をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請するものとする。

- ア 災害の状況及び応援を要する理由
- イ 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- ウ 応援を必要とする活動内容
- エ 応援の場所及び応援場所への経路
- オ 応援を必要とする期間
- カ 連絡責任者
- キ その他必要となる事項

災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、本市の指揮の下に行動するものとする。

(2) 県に対する応援の要請

災害対策基本法第68条の規定に基づき、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に定めるところにより、市長が知事に対し応援を求める。

知事（県本部長）に対し応急措置等の応援要請を行う場合は、桐生行政県税事務所長を経由して、次に掲げる事項について、電話等をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請するものとする。なお、大規模災害及び緊急を要する場合、その他やむを得ない理由による場合は、直接県（危機管理室長）に電話等をもって要請し、事後速やかに桐生行政県税事務所長を経由し、文書で要請するものとする。

- ア 災害救助法の適用を要請する場合
 - (i) 災害発生の場所及び日時
 - (ii) 災害発生の原因及び被害の状況
 - (iii) 適用を要請する理由
 - (iv) 適用を必要とする期間
 - (v) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置

- (vi) 連絡責任者名
- (vii) その他必要となる事項

イ 罹災者の移送を要請する場合

- (i) 移送を要請する理由
- (ii) 移送を必要とする罹災者の数
- (iii) 希望する移送先
- (iv) 他の地区へ収容を要する予定期間
- (v) 連絡責任者
- (vi) その他必要となる事項

ウ 県各部局への応援要請又は応急措置の実施の要請

- (i) 災害の状況及び応援を要する理由
- (ii) 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- (iii) 応援を必要とする活動内容
- (iv) 応援の場所及び応援場所への経路
- (v) 応援を必要とする期間
- (vi) 連絡責任者
- (vii) その他必要となる事項

(3) 民間団体等に対する応援要請

災害対策基本法第62条第2項等の規定に基づき、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者又は応援締結団体等に応援要請を行う場合は、次に掲げる事項を電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請するものとする。

ア 建設業者等へ応援を要請する場合

- (i) 応急仮設住宅の場合
 - a 被害戸数（全焼、全壊、流失）
 - b 建設を必要とする住宅の戸数
 - c 調達を必要とする資機材の品名及び数量
 - d 応援を必要とする建設業者数
 - e 連絡責任者
 - f その他参考となる事項
- (ii) 住宅の応急修理の場合
 - a 被害戸数（半焼、半壊）
 - b 修理を必要とする住宅の戸数
 - c 調達を必要とする資機材の品名及び数量
 - d 応援を必要とする建築業者数
 - e 連絡責任者
 - f その他参考となる事項

(4) 応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

市は、応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請することができる。

また、市は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

2 市が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条の規定に基づき、市長が指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。要請を行う場合は、同法施行令第15条の規定に基づく次に掲げる事項について、電話等をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請するものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 連絡責任者
- カ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第30条の規定に基づき、市長が知事に対し、指定地方行政機関の職員又は地方公共団体の職員の派遣についてあっせんを求める。あっせんを求めるときは、知事に対し、桐生行政県税事務所長を経由して、同法施行令第16条の規定に基づき、次に掲げる事項について、電話等をもって要求し、事後速やかに文書をもって要求するものとする。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 連絡責任者
- カ その他職員のあっせんについて必要な事項

(3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17の規定に基づき、市長が知事又は他の市町村の市町村長に対し職員の派遣を要請する。要請を行う場合は、災害対策基本法施行令第15条の規定に基づく次に掲げる事項について、電話等をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請するものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 連絡責任者
- カ その他職員の派遣について必要な事項

3 受援体制の確立

- (1) 市は、受援部門ごとに連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知するものとする。
- (2) 市は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。

- (3) 市は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

4 広域的な応援体制

- (1) 市は、災害時には、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- (2) 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

5 連絡調整

県、他の市町村及びその他の機関に応援要請のための連絡、又は求めに対する調整は、防災総括班が当たるものとする。

6 派遣職員の接遇及び経費の負担

- (1) 宿泊を要する派遣職員の受入れ
 応援派遣職員等の受入れに際しては、被害を免れた公共施設で宿泊可能と認める施設のうちから提供するとともに、できる限りの支援を行うものとする。
- (2) 経費の負担
 県、他の市町村及びその他の機関の応援要請に係る派遣職員の接遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同第92条及び同施行令の定めるところによる。なお、災害時における相互応援協定及び覚書等を締結している市町村においては、協定等の定めるところによる。

7 応援要請に対する措置

- (1) 災害の発生に伴う応急対策のため、隣接市町村等から応援要請があったときは、自ら実施する応急措置等に支障がない限り、速やかにこれに応ずるものとし、平素から体制の整備に努めるものとする。
 なお、隣接市町村等に対する応援は、相互応援協定締結市町村を優先するものとする。
- (2) 応援の種類は、次のとおりとする。
- ア 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその補給に必要な資機材の提供
 - イ 罹災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材と物資の提供
 - ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
 - エ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
 - オ 罹災者の一時収容のための施設の提供
 - カ その他特に要請のあった事項

8 防災関係機関の活動拠点の整備

市は、西鹿田グリーンパーク及び笠懸西小学校を自衛隊や消防機関、県警察などの防災関係機関の活動拠点として位置づけ、大規模な災害が発生した場合に応援機関の集結及び駐留拠点などとしての活用を想定している。災害フェーズごとに想定される役割は以下のとおりである。

施設名称		用途	平常時	災害時【緊急段階】 (発災後概ね3時間から3日)	災害時【応急段階】 (発災後概ね3日から7日)	災害時【応急・復旧段階】 (発災後7日以降)	災害時【復旧復興段階】 (一年後)
西鹿田グリーンパーク	メイングラウンド (サッカーグラウンド)	運動施設	各種大会／各種団体練習	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	メイングラウンド (サッカーグラウンド)
	広場	広場	軽スポーツ／イベント ／遊び機能／レクリエーション／休息	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	広場
	イベント広場	広場	遊び機能／休息	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	イベント広場
	にぎわい広場	広場	遊び機能／休息	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	にぎわい広場
	パークステーション	便益施設	更衣室／控室	救援部隊打ち合せスペース	救援部隊打ち合せスペース	救援部隊打ち合せスペース	パークステーション
	四阿	休憩施設	休憩所	救援部隊打ち合せスペース	救援部隊打ち合せスペース	救援部隊打ち合せスペース	四阿
	北側駐車場	便益施設	公園利用者駐車場	駐車場（車中泊用）	駐車場（車中泊用）	駐車場（車中泊用）	北側駐車場
	南側駐車場	便益施設	公園利用者駐車場	駐車場	駐車場	駐車場	南側駐車場
西鹿田グラウンド	土グラウンド	運動施設	各種大会／各種団体練習 ／軽スポーツ／イベント／遊び機能／レクリエーション	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	応急仮設住宅候補地
	多目的グラウンド	運動施設	各種大会／各種団体練習 ／軽スポーツ／イベント／遊び機能／レクリエーション	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	応急仮設住宅候補地
	第4駐車場	便益施設	公園利用者駐車場	駐車場	駐車場	駐車場	駐車場
笠懸西小学校	学校校庭	学校施設	学校授業／行事	駐車場（車中泊用）	駐車場（車中泊用）	駐車場（車中泊用）	学校校庭

市は、上記役割と資料編掲載のレイアウト想定図を踏まえ、災害時の円滑な拠点運用に向けた検討を行うものとする。

9 その他

- (1) 災害時における応急対策の万全を期するため、相互応援協定市町村及び隣接市町村等と平素から協力体制の確立に努め、災害対策基本法第67条の規定に基づき、市が他市町村に対し応援を求める場合又は応援をする場合、その事務が円滑に行われるようあらかじめ相互応援協定市町村と応援の種類、手続等の必要な事項について協議に努め、応急措置の万全を期するものとする。
- (2) 災害時における応急対策の万全を期するため、民間団体等と平素から協力体制の確立に努め、その事務が円滑に行われるようあらかじめ民間団体等と応援の種類、手続等の必要な事項についての協定に努め、市は民間団体等の協力体制を確立し、もって災害時の応急対策の万全を期するものとする。

〈関係資料〉

資料編 5

広域応援関係

第7節 自衛隊への災害派遣要請

《防災危機管理課、土地改良区》

1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
- (2) 避難の援助
避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- (3) 遭難者等の搜索救助
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
- (5) 消防活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、県及び市等の提供するものを使用するものとする。
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、県及び市等の提供するものを使用するものとする。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- (9) 給食及び給水
被災者に対し、給食及び給水を実施する。
- (10) 入浴支援
被災者に対し、入浴支援を実施する。
- (11) 物資の無償貸付又は譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
- (12) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- (13) その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 自衛隊の災害派遣要請に係る市長の措置

- (1) 市長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事(危機管理課)に要求するものとする。
- (2) (1)の要求は、資料編の様式に基づき文書で行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

- (3) 市長は、(1)の要求をしたときに、その旨及び市域に係る災害の状況を第12旅団長に通知することができる。
- (4) 市長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、その旨及び市域に係る災害の状況を第12旅団長に通知するものとする。
- (5) 市長は、前項の通知をしたときは、災害対策基本法第68条の2第3項の規定に基づき、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

3 自衛隊の自主派遣

- (1) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、自衛隊法第83条第2項ただし書の規定に基づき、当該要請を待たないで部隊等を派遣(以下「自主派遣」という。)するものとする。
- (2) 自主派遣の基準は、次のとおりとする。
 - ア 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等が入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ウ 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が捜索又は救助の措置を迅速にとる必要があると認められる場合
 - エ 自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合
 - オ その他、災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合
- (3) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行ったときは、速やかに知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するものとする。
- (4) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行った後に知事から派遣要請があった場合には、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するものとする。

4 自衛隊による提案型支援

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の県及び市は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

5 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法に基づき以下の権限を行使することができる。

- (1) 警戒区域の設定(災害対策基本法第63条第3項)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(2) 応急公用負担等(災害対策基本法第64条第8項、第9項、第10項)

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

イ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。

ウ ア、イの措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

エ イにより、工作物等を除去したときは、これを保管するか、桐生警察署長等に差し出さなければならない。

オ その他手続については、災害対策基本法第64条による。

(3) 応急公用負担等(災害対策基本法第65条)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

6 災害派遣活動の総合調整

要救助者の救出に当たっては、警察、消防、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠である。

このため、災害対策本部に自衛隊連絡室を設置するほか、必要に応じて災害対策本部に県、県警察、市、消防機関及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保するものとする。(第2部第3章第1節8参照)

7 派遣要請後の変更手続

市長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行うものとする。

8 派遣部隊等の撤収要請

(1) 市長の撤収要請の要求

市長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなつたと認めるときは、直ちに知事(危機管理課)に対し、文書で撤収の要請を要求するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

9 費用負担区分

- (1) 派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として市が負担するものとする。
- ア 宿泊施設の借上料
 - イ 宿泊施設の汚物処理費用
 - ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
 - エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用
- (2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、市と自衛隊とで協議して定めるものとする。
- (3) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定めるものとする。

10 派遣部隊の受入れ

市における派遣部隊の宿泊可能施設は次のとおりである

施設名	管理者	電話	宿泊場所	収容人員
笠懸公民館	館長	76-2211	和室	56
東公民館	館長	97-2721	3階ホール及び会議室	50
青年研修センター	東市民生活課長	97-2554	和室	45
小平の里キャンプ場	施設長	73-2006	和室	74
浅原体験村	施設長	72-0122	和室	30
笠懸老人憩の家	所長	76-5064	大広間	48
大間々老人憩の家	所長	72-1620	和室	50

(参考) 災害派遣実施の可否の判断 3 原則

人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、

公共性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。

緊急性：差し迫った必要性があること。

非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

〈関係資料〉

- 資料編 5－5 大規模災害時における防災関係機関の活動拠点
- 資料編 6－1 災害派遣要請書（県知事あて）
- 資料編 7－3－3 ヘリポート適地一覧表

第8節 応急措置

《防災危機管理課》

市の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしているときの応急措置に関する取扱いは、本計画に定めるところによる。

1 市長の応急措置

市長は、市の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、必要な応急措置（消防、水防、救助その他必要な措置）を速やかに実施するものとする。（災害対策基本法第62条第1項）

2 出動命令等

市長は、市の地域に災害が発生するおそれがあるときは、消防機関に出動を要請するものとする。また警察官等の出動については状況に応じ桐生警察署長に要請するものとする。（災害対策基本法第58条）

3 事前措置

市長は、防災上事前措置が必要と認めるときは、設備、物件の除去又は保安等について必要な措置をとるものとする。（災害対策基本法第59条、水防法第9条、消防法第5条、屋外広告物法第7条）

4 避難の指示

- (1) 市長は、防災上必要と認めるときは、災害地の住居者、滞在者、その他の者に対して避難のための立退きを指示するものとする。（災害対策基本法第60条、水防法第29条）
ただし、水防については水防法に定めるところによる。
- (2) 警察官は、(1)の避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、災害地の住居者、滞在者、その他の者に対して避難のための立退きを指示するものとする。（災害対策基本法第62条）

5 警戒区域の設定

- (1) 市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人命に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、警戒区域を定めるものとする。
ただし、水防、消防については、水防法、消防法に定めるところによる。
- (2) 市長は、市長の職権を行使する災害応急措置を講ずる吏員をあらかじめ指名し、これを桐生警察署長等の関係機関に通知しておかなければならない。

6 工作物の使用等

市長は、災害応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは災害対策基本法第64条の規定により工作物の使用、収用、除去、保管等の措置をとるものとする。

7 従事命令

- (1) 強制従事、命令の種類と執行者
従事命令及び協力命令は次に掲げるとおりである。

命令対象の作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防職・団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 消防機関の長
災害救助作業（災害救助法適用救助）	従事命令	災害救助法第7条	県知事
	協力命令	災害救助法第8条	
災害応急対策作業（除災害救助）	従事命令	災害対策基本法第71条	県知事
	協力命令		
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災害対策基本法第65条第2項	警察官
災害応急対策作業（全般）	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

(2) 強制命令の対象者

強制命令の対象者は、次に掲げる範囲とする。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	市の区域内の住民又は水防作業の現場にある者
災害救助その他の作業 （災害救助法、災害対策基本法 による知事の従事命令）	（1）医師、歯科医師又は薬剤師 （2）保健師、助産師又は看護師 （3）土木技術者又は建築技術者 （4）大工、左官又はとび職 （5）土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 （6）地方鉄道業者及びその従事者 （7）軌道経営者及びその従事者 （8）自動車運送業者及びその従事者
災害救助その他の作業 （知事の協力命令） 災害対策全般（災害対策基本法 による市町村長、警察官の従事 命令） 災害緊急対策全般（警職法）	救助に要する者及びその近隣の者 市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者 その場所に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(3) 公用令書の交付

従事命令、協力命令、保管命令、管理命令、使用命令、収用命令を発する場合においては公用令書を交付して行うものとする。

なお、命令を変更し、又は取り消しするときも同様とする。

(4) 損失補償

市長は、工作物の使用、収用等の処分が行われたため生じた損失について補償の請求があったときは補償するものとする。

(5) 損害補償

市長は、市長又は警察官が業務従事命令及び警戒区域の設定のため、市の区域内の住民、又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合、その者がそのために死亡し、負傷し、若しくは廃

疾となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に群馬県市町村総合事務組合規約に定めるところによりその損害を補償するものとする。

8 市の委員会等の応急措置

市の委員会、委員、市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、市の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしているときは、市長の所轄の下にその所轄事務若しくは所轄事務に係る応急措置を実施し、又は市長の実施する応急措置に協力するものとする。

第4章 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

風水害及び雪害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、風水害においては、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

第1節 災害の拡大防止及び二次災害の防止

《防災危機管理課、産業観光部、都市建設部、土地改良区》

1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

- (1) 市は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。
- (2) 市は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

2 浸水被害の拡大の防止

- (1) 河川管理者、農業用排水施設管理者その他のダム、水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行うものとする。

3 土砂災害の拡大の防止

- (1) 土砂災害防止事業実施機関及び市は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して土砂災害や山地災害等の危険性がある箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保するものとする。
- (2) 土砂災害防止事業実施機関は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等を行うものとする。

4 風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講ずるものとする。

5 雪害の拡大の防止

- (1) 道路管理者は、積雪による交通障害の発生を防止するため、建設業団体等と連携し、道路の除雪を実施するものとする。
- (2) 道路管理者及び関東地方整備局、関東運輸局(群馬運輸支局)を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。
- (3) 市は、積雪による家屋倒壊による被害の防止や生活道路の早期除雪のため、住民に対し、屋根の

雪下ろしや生活道路の除雪を督促するとともに必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。特に、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、消防団等と連携して除雪の支援を行うものとする。

なお、雪下ろし等の除雪作業に当たっては、転落等の事故防止について、注意を喚起するものとする。

- (4) 雪崩防止事業実施機関及び市は、雪崩災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して雪崩危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保するものとする。
- (5) 雪崩防止事業実施機関は、雪崩災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を実施し、必要に応じて応急工事を実施するものとする。

6 被災宅地の二次災害対策

市は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

7 空き家の二次災害対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当部局と情報を共有するものとする。

第5章 救助・救急及び医療活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、住民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第1節 救助・救急活動

《防災危機管理課、消防団、消防機関》

救出は、災害のため生命、身体の危険が緊急かつ急迫した場合であるから、災害対策基本法、その他の法令により、災害応急対策の実施責任者はもちろん災害の現場にある者は救出を実施しなければならない。

市長は、災害応急対策の第1次的実施責任者として、救出の必要が生じたときは速やかに状況に応じた救出を行うものとする。

1 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

- (1) 大規模災害の発生直後は、道路の損壊等により、道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。

このため、住民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努めるものとする。

- (2) 住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力するものとする。

2 市による救助・救急活動

市は、必要に応じ、消防機関と連携して職員に救助・救急活動を行わせるものとする。

また、国、県又は他の市町村の応援が必要な場合は、迅速に要請するものとする。

3 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、市及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

4 安否不明者の絞り込み

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。

5 携帯電話等の位置情報の活用

救助関係機関は、要救助者の生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、要救助者を早期に発見するために位置情報取得が不可欠であると認められる場合、要救助者の生命及び身体の保護を目的に、電気通信事業者（携帯電話）に対して位置情報提供要請を積極的に行うものとする。

6 被災地域外の市町村の役割

市は、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

7 関係機関の連携

- (1) 消防機関、警察、自衛隊、市及び県は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。

この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行うものとする。（第2部第3章第1節8参照）

また、必要に応じ、国との連絡会議や調整会議等を活用する等により、政府本部、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

- (2) 災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。
- (3) 東日本高速道路(株)、県及び市は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

8 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

9 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。

10 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2節 医療活動

《保健福祉部》

災害のため、その地域の医療の機能がなくなり、また著しく不足し、若しくは機能が混乱した場合における医療及び助産の実施は、群馬県地域防災計画に定めるほか、本節によるものとする。

1 救護の実施機関

災害救助法が適用された場合における医療（助産含む）については、市長の要請に基づき、知事が救護班を現地に派遣して実施する。

ただし、災害救助法が適用されない小災害の場合にあつては、市長が実施する。

2 市内の医療機関による医療活動

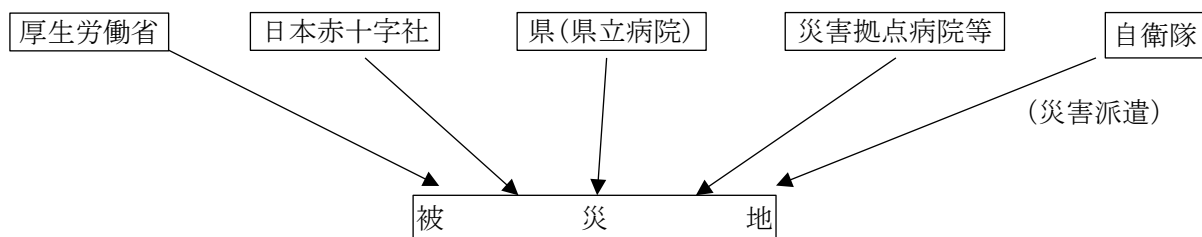
市内の公的医療機関及び民間医療機関は、次により医療活動を行うものとする。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、市又は県（消防保安課又は医務課）等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。
- (6) 医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

3 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 市は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地に救護所を設置するものとする。
- (2) 市は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県（桐生保健福祉事務所）に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

【救護班派遣概念図】



- (3) 救護班を編成した機関は、その旨を県（桐生保健福祉事務所）に連絡するものとする。

4 救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

5 トリアージの実施

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽症傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重症傷病者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。

6 後方医療活動の要請

- (1) 市又は医療機関は、被災地域内の医療機関の施設が被災し十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ市内での医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県(桐生保健福祉事務所)に求めるものとする。

7 被災者のこころのケア対策

- (1) 市は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、県(桐生保健福祉事務所)、関係機関、団体等と連携のもと以下の活動を行う。
 - ア こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
 - イ こころのケア対策現地拠点の設置
 - ウ 精神科医療の確保
 - エ 災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の派遣及び受入れ
 - オ こころのホットラインの設置と対応
 - カ その他災害時のこころのケア活動に必要な措置

8 医薬品及び医療資機材の確保

- (1) 医療機関の管理者は、通常ルートによる医薬品等の供給が困難な場合は、市又は県(桐生保健福祉事務所)に供給を要請するものとする。
- (2) 救護所、指定避難所等の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、市又は県(桐生保健福祉事務所)に供給を要請するものとする。
- (3) 市は、桐生薬剤師会、群馬県医薬品卸売協同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請するものとする。

9 費用の負担

救護のため要した費用(災害救助法が適用された場合は除く。)は、市が負担するものとする。

第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

《防災危機管理課》

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア (1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア (1)、(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

第2節 交通の確保

《防災危機管理課、都市建設部》

災害発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要がある、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

1 交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な交通路を迅速に把握して、県(道路管理課)及び県警察に連絡するものとする。

2 交通規制等の実施

- (1) 市は、交通規制を行う必要があると認めるときは、県警察にその旨を連絡するものとする。
- (2) 市長は、災害時において市管理の道路施設の破損等により交通に支障があるときは、交通支障箇所における通行禁止又は制限の措置をするものとする。
 - ア 暴風、大雨、大雪等による気象及び火山爆発等における道路上の事故を未然に防止するため、必要により交通規制に努めるものとする。
 - イ 市道について破損、決壊、その他の理由により運行の禁止又は制限する必要があると認められるときは、道路標識及び表示板を設置し、交通の安全を図るものとする。
- (3) 市長は、県公安委員会、桐生警察署長、警察官及び消防吏員による交通規制、通行禁止又は制限の措置がとられたときは、住民等一般に周知するよう努めるものとする。
- (4) 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等の設定に努め、交通関係機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。

3 緊急交通路の確保

市長は、災害対策基本法第76条の規定に基づく緊急交通路にあつては、緊急車両等の優先走行を確保するとともに、緊急物資等の緊急性選別を行い、緊急物資拠点集積場所等への円滑な交通を確保するものとする。

4 交通指導員による交通整理

市長は、桐生警察署長の要請により、交通指導員に緊急交通路の確保等、緊急時の交通整理を行わせることができる。

5 道路啓開等

- (1) 道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等(路面変状の補修や迂回路の整備、また、雪害においては除雪を含む。)を行い、道路機能の確保に努めるものとする。
- (2) 警察、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う路上の障害物の除去(除雪を含む。)に協力するものとする。
- (3) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

- (4) 道路管理者は、民間団体等との応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材の確保に努めるものとする。
- (5) 市は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを確保するため、市長が管理する道路において、市長に代わって県や国が道路啓開等（雪害においては除雪を含む）を行うことが適当と考えられるときは、市長に代わって道路啓開等を代行できる制度により、県（道路管理課）や国（国土交通省）へ要請を行う。

6 航空輸送の確保

- (1) ヘリポートの応急復旧等
 - ア 負傷者や物資の緊急輸送については、ヘリコプターによる輸送が大きな効果を発揮する。
このため、市は、必要に応じ、ヘリポート又は臨時ヘリポートを早期に確保するとともに、その周知徹底を図るものとする。
 - イ ヘリポート又は臨時ヘリポートが被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行うよう当該施設の管理者に要請するほか、必要に応じ自ら応急復旧を実施するものとする。

7 輸送拠点の確保

- (1) 第1部第2章第10節「緊急輸送活動体制の整備」に基づく緊急輸送道路ネットワークを参考に、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で、市は市物資集積拠点を開設するとともに、輸送体制を確保する。また、関係機関、住民等にその周知徹底を図るものとする。
- (2) 市は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送等の運営が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、速やかに、運送事業者等の民間事業者と連携して運営に必要な人員や資機材等を確保し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るよう努めるものとする。

〈関係資料〉

資料編 7－3

輸送関係

第3節 緊急輸送

《防災危機管理課》

災害輸送は、その応急対策を実施する課が行うものとする。

ただし、各課において調達できないときには、防災危機管理課が調達を援助するものとする。

1 輸送手段の確保

市は、次により輸送手段を確保するものとする。

(1) 自動車の確保

自ら保有する自動車を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、他の防災関係機関又は民間の自動車を借り上げる。

(2) 鉄道の確保

市は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

(3) ヘリコプターの確保

2 輸送力の確保

(1) 災害輸送のため、自動車等の輸送力の確保はおおむね次の方法による。

ア 市及び災害応急対策実施機関所有の車両等

イ 公共団体等の車両等

ウ 営業用自動車等

エ その他自家用車両等

(2) 緊急交通路の確保及び救援物資広域集積場所の確保

市は、災害応急対策の実施に必要な人員及び物資輸送のための緊急交通路の確保及び迂回路の設定に努める。

また、救援物資輸送のための車両等が被災現場に集中することを防ぎ、救助活動等現場活動が円滑に行われるようにするため、救援物資広域集積場所の設置に努める。

加えて、民間事業者の管理する施設等で、輸送拠点として利用可能な施設を把握しておく。

救援物資広域集積場所の設置に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 郊外に位置し、幹線道路に近く、かつ、接続道路が整備されていること。

イ 大量の物資を集積するのに適した施設であること。

ウ 多数の緊急輸送車両の輸送が可能な場所であること。

(3) 鉄道等による輸送

災害輸送に際し、必要があるとき市は、地方鉄道事業者に協力を要請するものとする。

(4) 臨時ヘリポートの整備

市はヘリコプターによる応援、救援物資輸送等のため、指定緊急避難場所と競合しない臨時ヘリポートの整備に努めるものとする。

3 調達方法

(1) 自動車等の調達は原則として市有車により、不足するときは他の車両による。

(2) 一時に多数の車両等を要し、(1)により不足するときは、次の事項を明示のうえ、防災総括班に調達を依頼する。

- ア 輸送区間又は借上期間
- イ 輸送量又は台数
- ウ その他

4 費用の基準

- (1) 輸送業者による輸送又は車両等の借上げ費用は、県又は市の地域における通常の料金とする。
- (2) 自家用自動車等の借上げは、借上げ謝金として輸送業者に支払う料金内で、実施機関が所有者と協議して定めるものとする。
- (3) 官公署及び公共機関所有の車両使用については、別に定めのあるものを除き、原則として無料又は燃料負担程度の費用とする。

5 緊急物資等の円滑な輸送、供給支援

生活必需品の調達及び輸送は、災害対策本部において行う。なお、地域内において対応が不能になったときは、県に協力を求めるものとする。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化する事、男女間のニーズの違い、食品アレルギーを考慮するなどを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

さらに、被災者の中でも、孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

6 緊急通行車両の確認

(1) 趣旨

知事(危機管理課、行政県税務所)又は県公安委員会(警察本部、警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(2) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分するものとする。

ア 第1順位の対象車両

- (i) 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (ii) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (iii) 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
- (iv) 医療機関に搬送する重傷者
- (v) 交通規制に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

- (vi) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

- (vii) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ 第2順位の対象車両

- (i) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ii) 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
- (iii) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ 第3順位の対象車両

- (i) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ii) 生活必需品

これらの者を輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(3) 確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。

ア 申出者	当該車両の使用者
イ 申出書の様式	資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式1
ウ 申出書の添付書類	(i) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し (ii) 災害応急対策等を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類
エ 受付窓口	県…桐生行政県税事務所又は総務部危機管理課 公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課
オ 交付物件	(i) 緊急通行車両確認証明書(資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式2) (ii) 標章(資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式3)
カ 確認処理簿	資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式4の例による。

(4) 変更手続

緊急通行車両確認証明書及び標章の記載事項に変更が生じたときの手続きは、次のとおりとする。

ア 申出者	当該車両の使用者
イ 申出書の様式	資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式5
ウ 申出書の添付書類	(i) 交付を受けた緊急通行車両確認証明書及び標章 (ii) 変更した事項を確かめるに足りる書類
エ 受付窓口	県…桐生行政県税事務所又は総務部危機管理課 公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課
オ 交付物件	(i) 書換え後の緊急通行車両確認証明書(資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式2) (ii) 書換え後の標章(資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式3)
カ 確認処理簿	資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式4の例による。

(5) 再交付手続

緊急通行車両確認証明書及び標章の再交付が生じたときの手続きは、次のとおりとする。

ア 申出者	当該車両の使用者
イ 申出書の様式	資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式6
ウ 申出書の添付書類	(i) 交付を受けた緊急通行車両確認証明書及び標章で残存するもの
エ 受付窓口	県…桐生行政県税事務所又は総務部危機管理課 公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課

オ 交付物件 (i) 緊急通行車両確認証明書(資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式2)

(ii) 標章(資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式3)

カ 確認処理簿 資料編 7-3-4 緊急通行車両関係の様式4の例による。

(6) 返納手続

緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けた者は、次のいずれかに該当することとなったときは、交付を受けた窓口（県、公安委員会）に緊急通行車両確認証明書及び標章を速やかに返納するものとする。(iii) の場合においては、発見し、又は回復した緊急通行車両確認証明書及び標章を返納する。

(i) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき

(ii) 緊急通行車両確認証明書及び標章の有効期限が到来したとき

(iii) 緊急通行車両確認証明書及び標章の再交付を受けた場合において、亡失した緊急通行車両確認証明書及び標章を発見し、又は回復したとき

〈関係資料〉

資料編 7-3 輸送関係

様式1

年 月 日 知事・公安委員会 殿 緊急通行車両確認申出書 申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
活 動 地 域	
車 両 の 使 用 者	住 所 () 局 番
	氏 名 又 は 名 称
緊 急 連 絡 先	住 所 () 局 番
	氏 名
備 考	

様式2

第 号 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
活 動 地 域	
車 両 の 使 用 者	住 所 () 局 番
	氏 名 又 は 名 称
有 効 期 限	
備 考	

様式3



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の面像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする

様式4

緊急通行車両確認処理簿				
受付年月日	申出者	車両番号	交付年月日	指令番号

様式5

年 月 日 知事・公安委員会 殿 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

様式6

年 月 日 知事・公安委員会 殿 緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書 申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
再 交 付 申 出 の 理 由	
備 考	

第4節 障害物除去

《市民部、都市建設部》

災害に際して土砂、竹木等の障害物を除去し、交通路を確保して必要物資の輸送を円滑ならしめるほか、貯水等の流出による被害の軽減と、罹災者の保護を図るものとする。

1 住居関係障害物の除去

(1) 実施機関

障害物の除去は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、市が行うものとする。

(2) 除去基準

災害救助法における障害物の除去基準は、同法及びその運用方針によるが、次の基準に該当するものを早急に調査の上実施する。

障害物除去の対象者

- (i) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (ii) 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること。
- (iii) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないものであること。
- (iv) 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

2 道路関係障害物の除去

道路における障害物の除去は、道路法並びに道路交通法に定めるところにより、それぞれ道路管理者、桐生警察署長又は警察官が自力又は作業員、技術者及び建設業者を動員して除去を実施するものとする。

警察官は、緊急輸送道路における緊急輸送車両の円滑な運行を確保するために必要があるときは、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移動させる措置をとるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じるものとする。また、命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手が現場にいないときは、警察官は自ら当該措置をとるものとする。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。

3 河川関係障害物の除去

市長、消防団長は、水防のため緊急の必要があるとき、自力又は人夫、技術者を動員して水防の現場において工作物その他の障害物の除去を実施する。

4 集積場所

原則として、工作物等又は障害物は次の場所に集積するものとし、工作物等は当該工作物が設置されていた場所を管轄する警察署長が保管するものとする。

- (1) 状況により一時的に交通の障害にならぬ場所
- (2) 市有空地

(3) その他適当な場所

第7章 避難の受入活動

風水害又は雪害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、速やかに指定緊急避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所等で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる必要がある。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

第1節 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

《防災危機管理課、市民部、保健福祉部》

高齢者等避難、避難指示が発令された場合等、住民を安全な場所に避難させ、良好な避難生活を図る必要がある。

1 指定緊急避難場所の開放

- (1) 市は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (2) 市は、指定緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を新総合防災情報システム等により速やかに県(桐生行政県税事務所を経由して危機管理課、桐生行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課、さらに桐生保健福祉事務所)、桐生警察署、桐生みどり消防署等に連絡するものとする。

2 指定避難所の開設

- (1) 市は、災害時に必要に応じて洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮し、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- (2) 市は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定または協定を締結した施設を指定福祉避難所として開設する。
- (3) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的な指定福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (4) 市は、指定避難所及び指定福祉避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等とともに、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを新総合防災情報システム等により速やかに県(桐生行政県税事務所を経由して危機管理課、桐生行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、桐生警察署、桐生みどり消防署等に連絡するものとする。

ア 開設の日時、場所

イ 箇所数及び収容人数

ウ 開設期間の見込み

エ 避難対象地区名

- (5) 市は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (6) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

3 避難所の収容対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住居が全壊、全焼、流出、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者
 - イ 自己の住宅には直接被害はないが、現実には災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- (2) 災害により、現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 高齢者等避難、避難指示が発令された場合
 - イ 高齢者等避難、避難指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である者
- (3) 市内等に観光又は仕事で来ており、災害により帰宅が困難となった者
- (4) その他避難が必要と認められる場合

4 避難所担当者の配置

市は、指定避難所を開設したときは、当該指定避難所に常駐する担当者を配置するものとする。

5 避難者の受入れ

- (1) 避難所担当者は、避難地域の避難者を受入れるとともに、他地区より避難してきた避難者についても受入れるものとする。
- (2) 避難所担当者は、避難者の受入れをしたときは、直ちに避難者名簿を作成するものとする。
- (3) 避難所担当者は、避難者の受入れに当たり当該指定避難所が被害を受け、受入れ困難となったとき、又は受入れ能力に余力がないときは、災害対策本部の指示を受け、他地区の指定避難所にこれを受入れる。
- (4) 指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者等関係機関への要請、屋外避難所の設置、県への要請等により必要な施設の確保を図るものとする。

6 避難者に係る情報の把握

市は、指定避難所ごとに別記様式例による避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。また、自治会や自主防災組織、消防団、NPO・ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所以外の場所に避難した被災者（以下「在宅避難者等」という。）の情報把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

7 避難者に対する情報の提供

市は、住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。
また、情報提供に当たっては、在宅避難者等への情報提供についても配慮するものとする。

8 避難所の運営・管理

- (1) 市は、避難所内の円滑な運営を行うため、避難生活が長期に渡ることが予想される場合には、避難所運営委員会の設置を推進するものとする。
避難所運営委員会が設置されない場合においても、地域の状況に応じて自主運営の推進を図り、それが不可能な場合は、市職員が主体となり施設管理者、地域住民、ボランティア等の支援を得て避難所の開設、運営を行うこととする。この場合においても、可能な限り早期に避難者の組織化を促し、自主運営を図ることとする。
また、避難所での緊急事態に対応するためガードマン等の配置を検討するものとする。
- (2) 避難所の管理者及び施設の管理者は、住民、自主防災組織及び赤十字奉仕団等ボランティアの協力を得て、避難所の管理をするものとする。
- (3) 避難所管理責任者は、避難所状況報告書により収容状況を災害対策本部に報告する。また、「避難所別避難者一覧表」を作成するものとする。
- (4) 避難所管理責任者は、次の事項が発生したときは、直ちに災害対策本部に報告する。
 - ア 被災者の収容を開始したとき。
 - イ 収容者全部が退出又は転出したとき。
 - ウ 収容者が死亡したとき。
 - エ 避難所に悪疫が発生したとき。
 - オ その他報告を必要とする事項が発生したとき。
- (5) 市は、避難所の自治組織の結成を促し、被災者が互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援するとともに、混乱防止のための避難者心得の掲示等を行うものとする。
- (6) 学校は、児童・生徒の安全確保と教育の早期再開に努めることを基本とするが災害初期において教員は可能な範囲で避難所の運営に協力するとともに、学校職員が学校長の指示を受け必要に応じて避難所の支援業務を行うものとする。
- (7) 常に災害対策本部と情報交換を行い、応急対策の実施状況・予定等、適切な情報を適宜避難者に知らせ、流言、飛語の流布防止と不安の解消に努めるものとする。
- (8) 避難生活が長期化する場合、関係各部は協議のうえ、仮設トイレや公衆電話の設置等避難生活の環境整備に努める。また、高齢者や障がいを持つ人の介護や更衣・授乳等のための設備、スペースについて配慮する。なお、要介護高齢者や障がい者等については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への二次的避難についても対応するものとする。

9 良好な生活環境の確保

- (1) 市は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。
 - ア 受け入れる避難者の人数は当該指定避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の指定避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。
 - イ 指定避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。
 - ウ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。また、高齢者等の要配慮者に対して福祉的な支援の実施に努める。
 - エ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

- オ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。
 - カ 指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給の平等かつ効率的な配給や栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努める。
 - キ 入浴、洗濯、トイレ等の生活に必要な水の確保に努める。
 - ク 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。
 - ケ 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
 - コ 防災拠点となる避難所については、停電時の電力確保等の施設整備に努める。
- (2) 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。
- (3) 避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。
- (4) 市は、良好な避難生活環境の確保を目的に、必要に応じて「湯〜トピアみどモスパ」の温浴施設を被災者に対して開放するものとする。

10 要配慮者への配慮

市は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ指定福祉避難所への移動や社会福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

11 感染症への対応

- (1) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (2) 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、県（桐生保健福祉事務所）へ連絡の上、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

12 男女のニーズの違い等への配慮

市は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、女性や子供等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。

- ア 指定避難所運営担当職員に女性を配置する。
- イ 指定避難所運営体制への女性や子育て家庭の参画を進める。

- ウ 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- エ プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- オ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- カ 安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。
- キ 女性用と男性用、男女兼用のトイレを離れた場所に設置する
- ク トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。
- ケ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。
- コ 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

13 家庭動物への配慮

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

14 在宅避難者等への配慮

市は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮するものとする。

特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、指定福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

また、市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

15 車中泊避難者への配慮

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

16 指定避難所の早期解消

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、指定避難所の早期解消に努めるものとする。

17 救助機関職員等への惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

18 県域を越えた広域医療搬送

市は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送にあたり、広域搬送拠点として使用することが適当な、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくことなど、広域的な救急医療体制の整備に努める。

また、広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構）と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

〈関係資料〉

- 資料編 7-1-1 指定避難所、指定待避所※、広域避難場所及び指定緊急避難場所一覧
※指定待避所 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内の避難所を待避所として別に指定する。
- 資料編 7-1-2 福祉避難所一覧
- 資料編 7-1-3 避難所状況（開設・閉鎖）報告書
- 資料編 7-1-4 避難者名簿
- 資料編 7-1-5 避難所別避難者一覧表

第2節 応急仮設住宅等の提供

《防災危機管理課、都市建設部》

1 応急仮設住宅の提供

- (1) 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、指定避難所の早期解消に努めるものとする。
- (2) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から1か月以内に完成させることを目標とする。
- (3) 市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。
- (4) 応急仮設住宅の提供に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。

2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び調整

市は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国又は関係団体等に調達を要請するものとする。

3 応急仮設住宅の運営管理

- (1) 市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。
- (2) 市は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努めるものとする。

4 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

5 賃貸住宅のあっせん

市は、公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

6 民間賃貸住宅等も含めた多様な避難場所の確保

災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

7 要配慮者への配慮

市は、応急仮設住宅等の提供に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の居住に適した構造の住宅

の提供に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

8 被災者等への「こころのケア」対策の充実

市は、県、関係機関及び関係団体等と連携し、災害時のこころのケアの専門職からなるチームの整備に努める。

〈関係資料〉

資料編 7－1－8 応急仮設住宅建設予定地

第3節 広域一時滞在

《防災危機管理課》

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した住民の避難が市内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域一時滞在が必要となった場合の手續等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域一時滞在を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、市は、他市町村等へ住民の広域一時滞在に係る協議を行う段階等において、県（危機管理課）へ広域一時滞在に係る情報を適宜報告するものとする。また、市は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。

1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 市は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した住民に対し公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供するものとする。
- (4) (1)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、市に対し、通知するものとする。
- (5) 市は、速やかにその内容を周知し、県（危機管理課）に報告するものとする。
- (6) 市は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県（危機管理課）に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 市は、県（危機管理課）からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を周知するものとする。
- (3) 市は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

3 広域一時滞在に係る助言

市は、必要に応じて、県（危機管理課）に対して地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を求めることができる。

第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ

《防災危機管理課、総務部、保健福祉部、教育部》

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下「被災県」という。）から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。

このため、市においては、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入に迅速に対応できるようあらかじめ受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、市内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

1 受入可能な避難施設情報の把握

- (1) 市は、あらかじめ指定した指定避難所の中から、受入可能な施設を選定し、県（総務部）に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

2 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 市は、市内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等市内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「市広域避難者受入総合窓口」を設置する。市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県（総務部）へ報告するものとする。
- (2) 市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (3) 市は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図るものとする。

3 県内市町村との協力

市は、適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入に係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たるものとする。

4 避難所開設の依頼

- (1) 市は、県（総務部）より避難所開設依頼の通知を受けた場合は、第2部第7章第1節2の規定に準じて、開設の準備を行う。

5 広域避難者の受入れ

- (1) 市は、県（総務部）より受入れた広域避難者について実施する救助方針の決定の通知を受けた場合は、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (2) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。
 なお、群馬県と被災県が調整を実施する暇がない場合は、広域避難者は、開設された県又は市の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、県及び市が調整した結果に基づき、市の運営する避難所へと移動することとする。
- (3) 交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県又は市においてバス等の移動手段を手配する。

6 避難所の運営

- (1) 管理責任者の配置及び広域避難者に係る情報の把握等
第7章第1節4～7の規定を準用する。
- (2) 良好な生活環境の確保、要配慮者等への配慮及び新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応
第7章第1節9～11の規定を準用する。
- (3) 広域避難者に係る情報等の県への報告
市は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県（総務部）へ報告する。
- (4) 被災県からの情報等の避難者への提供
市は、県（総務部）を通じて得た、被災県からの広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ随時提供するものとする。

7 小中高校等における被災児童・生徒の受入れについて

市教育委員会は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて避難児童・生徒の市内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

8 避難所の閉鎖

市は、被災県からの要請に基づき、県を通じて避難所の閉鎖の通知を受けた場合は速やかに避難所を閉鎖する。

第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

市は、被災者の生活を維持するために必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-P L o）を活用し、情報共有を図るものとする。

第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

《防災危機管理課、産業観光部、都市建設部、群馬東部水道企業団》

1 需要量の把握及び配給計画の樹立

市は、指定避難所及び被災地において被災者及び災害応急現地従事者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。必要量の確保と供給ができない場合は、県又は相互応援協定締結市町村などに対し応援を要請するものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズ、男女、L G B T Q等性的マイノリティのニーズ、宗教的ニーズに配慮するものとする。

2 応急食料の供給を行う場合

- (1) 被災者に対し、炊き出し等による供給を行う必要がある場合
- (2) 災害により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- (3) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止活動等に従事する者に対して供給を行う場合

3 食料等の備蓄

- (1) 住民は、自らの生命は自らで守るとの基本的精神のもとに、最低3日分、推奨1週間分の非常食料等を家庭内に備蓄するよう励行する。
- (2) 市は、発災時の被害想定、住民の家庭内備蓄状況等を勘案し、被災後3日間は、県及び相互応援協定締結市町村などの援助物資を待つことなく、被災者及び災害応急現場従業員等に食料等が供給できるよう備蓄に努めるものとする。

また、相互応援協定締結市町村等と連携し、備蓄すべき品目あるいは分量を相互に分担して行うなど、効率的、合理的備蓄に配慮するものとする。

4 食料供給品目

- (1) 食品の供給は、被災者等が直ちに食することができるものとする。
- (2) 供給品目は、米穀、乾パン又は麦製品及び副食品とする。

5 食料供給数量

供給数量は、知事又は市長が必要と認める受給者数及び期日の日数に次に掲げる基準量を乗じて得た数量とする。

なお、乾パン及び麦製品の精米換算率は、100%とする。

(1) 炊き出し用として供給する場合	1人1食当たり200g
(2) 通常の供給機関を通じないで供給する場合	1人1食当たり400g
(3) 救助作業用として給食する場合	1人1食当たり300g

6 災害救助法による給水量

1人1日3リットル程度は最小限確保する。

7 食料の調達

- (1) 市は、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 他市町村に対する応援の要請
 - エ 県に対する応援の要請
- (2) 食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとする。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

8 飲料水の調達

- (1) 水道事業者は、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する場合は、他の水道事業者に給水車等の応援を要請するものとする。
- (2) 市は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 他市町村に対する応援要請
 - エ 県に対する応援要請

9 生活必需品等の供給

- (1) 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品等の供給又は、貸与については、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合における罹災者に対する衣料、生活必需品等の供給、物資の確保及び輸送は知事が行い、被災者に対する供給は、知事の補助機関として市長が実施する。
- (2) 物質の供給又は、貸与の対象者
 - ア 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は、床上浸水した者
 - イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
 - ウ 被服、寝具その他生活必需品がないために、直ちに日常生活を営むことが困難な者

10 生活必需品の調達

- (1) 市は、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

- イ 製造・販売業者からの購入
- ウ 他市町村に対する応援の要請
- エ 県に対する応援要請
- オ 義援物資の募集

- (2) 市による生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない物品とする。

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用品
- エ 光熱材料

11 燃料の供給

市は、円滑な燃料の供給実施のため、住民への燃料の供給状況等についての情報提供に努める。

12 物資の配給

市及び群馬東部水道企業団は、市が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。

- (1) 指定避難所に受入れた者
調達した食料等をあらかじめ指定避難所ごとに指定された責任者を通じて供給する。
- (2) 被災者に対するもの
調達した食料等を直接供給するほか、小売販売業者又は取扱者を指定して行う。
- (3) その他災害対策要員に対するもの
(1)に準じて行う。
- (4) 配給に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊出しによる米飯を配給できるように努める。
なお、炊出しについては、保健福祉部局と自主防災組織、婦人会、NPO・ボランティア等が協力して行うものとする。その際は、事前に献立を作成しておくことが望ましい。
 - イ 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者等とを隔てることのないよう配慮する。
 - ウ 配給漏れが生じないように、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。
 - エ 高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

13 炊き出しの場所、方法等

- (1) 炊き出し場所
指定された炊き出し場所で行う。ただし、災害等の状況に応じては、避難施設において行う。

場所	所在地	電話	備考
笠懸小学校調理室	笠懸町鹿346	76-2100	
笠懸東小学校調理室	笠懸町阿左美1010	76-6167	
笠懸北小学校調理室	笠懸町阿左美3730	76-6833	

笠懸中学校調理室	笠懸町鹿362	76-2011	
笠懸南中学校調理室	笠懸町阿左美829	76-6211	
笠懸公民館調理室	笠懸町阿左美1581-1	76-2211	
大間々学校給食センター	大間々町大間々519	46-9491	
大間々老人憩の家	大間々町桐原1251-1	72-1620	
いきいきセンター	大間々町大間々1378	72-1765	
東公民館調理室	東町花輪205-2	97-2721	

必要に応じて各区公民館・集会所でも行う。

(2) 炊き出しの方法

婦人消防隊、赤十字奉仕団、自治会等の団体の協力を得て行うものとする。

14 供給又は貸与の期間

炊き出し、その他による食料等の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情により期間を延長する必要があるときは、必要最小限度の期間を延長することができる。

衣料、生活必需品等を供給又は、貸与する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情により期間を延長する必要があるときは、必要最小限度の期間を延長することができる。

〈関係資料〉

資料編 7-2

物資供給関係

第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

市は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第1節 保健衛生活動

《市民部、保健福祉部》

市は、被災地におけるごみ、し尿及びがれき等の実態を県に報告し、県の指導により、収集処分を行う。被害が甚大で市において処理が困難なときは、県（東部環境事務所）に対し関係機関、近隣市町村、場合によっては県外からの応援体制を求める等、必要な措置を要請するものとする。

1 被災者の健康状態の把握等

- (1) 市は、被災者の心身の健康状態の把握等のために指定避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等又は保健医療活動チームを派遣し巡回健康相談などを実施するものとする。
- (2) 市は、巡回健康相談等に従事する保健師等又は保健医療活動チームが不足する場合は、原則として、桐生保健福祉事務所を通じて、県（健康福祉課）に応援を要請するものとする。
- (3) 巡回健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得て実施するものとする。
- (4) 市は、指定避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。
- (5) 災害時に発生する心的外傷後ストレス障害(PTSD)等に対し、精神医学・臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図る等長期的な被災者のこころのケア対策を行うセンターを被災地域に設置するものとする。
- (6) 市は、必要に応じて「湯〜トピアみどモスパ」の温浴施設を被災者に対して開放し、健康状態の維持に努めるものとする。

2 食品衛生の確保

- (1) 市は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

3 し尿の適正処理

- (1) 市は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努めるものとする。
- (2) 市は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホールトイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置するものとする。また、簡易トイレ、トイレトラック、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

- (3) 仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (4) 市内でし尿を処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとする。

4 し尿処理対策

- (1) 市は、被害状況や避難施設の状況を勘案し、し尿処理計画を策定するものとする。
 - ア 収集ルート決定
 - イ 処分方法及び処分場所決定
- (2) し尿収集作業の実施に当たり、職員、機材等に不足が生じる場合には、災害応援協定を締結している市町村や関係業界等へ応援を要請するものとする。
- (3) し尿の処理に当たっては、処理施設、し尿貯留場やマンホール等状況に応じ処理するものとする。

5 トイレ対策

- (1) 既設トイレの利用
 - ア 災害後の断水等が発生した場合において、各家庭や事業所、避難所等では、施設内の既設トイレに被害がない場合は、その使用を最優先するものとする。
 - イ 各家庭や事業所、公的施設の管理者は、既設トイレを利用するため水道水の代わりの生活用水確保に努めるものとする。
 - ウ 近隣住民は、協力して河川、学校プール水の利用を図り、また周辺の家庭や事業所等が保有する井戸、タンク等水の利用を図るものとする。
 - エ 住民利用施設等の管理者は、施設内のトイレが使用可能な場合は、極力住民に開放するものとする。
 - オ 市は、災害直後の被災者への飲料水の供給に続き、速やかに生活用水の供給を実施するものとする。トイレ用生活水の供給に当たっては、避難施設等の被災状況を勘案し、生活用水の供給により既設トイレが使用可能となる施設に随時供給するものとする。
- (2) トイレトラックの利活用
 - 市は保有するトイレトラックをトイレの不足する地域に配備するとともに、災害派遣トイレネットワークプロジェクトを活用して全国からトイレカーの支援を受けるものとする。
- (3) 仮設トイレの調達
 - 建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレを調達するものとし、非常用トイレの備蓄にも努めるものとする。
- (4) 仮設トイレの配置
 - 既設トイレ等の使用が不可能な指定避難所、地域に対して、計画的に仮設トイレの配置を行うものとする。
 - ア 市は、指定避難所の避難者の状況及び水洗トイレ等の使用可能状況、下水道施設の復旧状況を調査し、仮設トイレの場所、機種、基数(100人に1基を目途)等について、配置計画を策定し、使用に必要な設備、物品及び薬剤等も含め配置するものとする。
 - イ 仮設トイレの使用について、掲示やチラシ等により周知を図るものとし、避難者の協力を得て清掃管理を行うものとする。
- (5) し尿処理業者との連絡調整
 - 処理にあたり、業者との連絡調整を密にし、処理能力等から県及び近隣自治体への応援要請を行うか判断するものとする。

6 生活ごみ・水害廃棄物の適正処理

- (1) 道路の不通による収集経路の変更、短期間での大量のごみの発生、ごみの腐敗・悪臭の発生等に対応するため、市は、人員及び収集運搬車を確保して、ごみの迅速・円滑な収集・運搬・処理に努めるとともに、ごみ処理施設の応急復旧に努めるものとする。
- (2) 収集した生活ごみを早期に処理できない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (3) 収集した水害廃棄物は、水分を多く含んでいる状態のため、そのままでは処理を行うことが難しく、また短期間に大量に排出するため、早期の処理は、困難である。そのため、市は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (4) 市は、収集場所、収集日、分別排出等のごみ収集方法について、住民に対して速やかに必要な情報を広報する。
- (5) 市内でごみを処理しきれない場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請するものとする。

7 ごみ処理対策

- (1) ごみ処理の初期は、次の対応をするものとする。
 - ア 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量の把握
 - イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みの把握
- (2) ごみ処理活動は、次のとおりとする。
 - ア 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
 - イ 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
 - ウ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
 - エ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- (3) 市内で生活ごみを処理しきれない場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請するものとする。

8 廃棄物(がれき)処理対策

- (1) 災害廃棄物については、罹災証明書発行に基づく被災家屋の棟数を把握するとともに、解体申請書類を固定資産評価証明等と照合し、受付を行うものとする。
- (2) 受け付けた物件については、近隣住人に確認のうえ、優先順位をつけ発注名簿を作成するものとする。
- (3) 解体は、市発注による公費解体を原則とし、解体作業を実施するものとする。
- (4) 災害廃棄物の発生量を把握したうえで、ストックヤードに積み置きし、処理又は処分の方法を検討するものとする。
- (5) 災害廃棄物は、市域内での処理を原則とするが、当市は処理施設を有していないことから、市外での処理方法を含め、平時より検討する。

9 報告

災害時に清掃応急対策を行ったときは、群馬県地域防災計画に定める様式により東部環境事務所を経由して県に報告するものとする。

10 災害時における動物の管理等

市は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

〈関係資料〉

資料編 3－2－5	清掃施設被害及び清掃関係事業等状況報告
資料編 7－4	衛生関係

第2節 防疫活動

《市民部、保健福祉部》

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

1 市の防疫活動

- (1) 市は、平常時から住民に対し、感染症対策についての情報提供を行うとともに、県(桐生保健福祉事務所)の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。
 - ア 消毒措置の実施(感染症法第27条)
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)
 - ウ 指定避難所等の衛生保持
 - エ 臨時予防接種の実施(予防接種法第6条)
 - オ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動
- (2) 防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。
- (3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県(桐生保健福祉事務所)に協力を要請する。
- (4) その他、県(桐生保健福祉事務所)の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。
- (5) 市は指定避難所を開設した場合、必要な防疫措置を講ずるものとする。
- (6) 災害時における防疫に関する報告は、群馬県地域防災計画によるほか、群馬県災害防疫対策実施要綱に基づき遅滞なく実施するものとする。

〈関係資料〉

資料編 3-2-4 防疫関係被害状況報告

第3節 行方不明者の搜索及び遺体の処置

《防災危機管理課、消防団》

1 行方不明者の搜索

市、消防機関及び警察機関は、相互に協力して行方不明者の搜索に当たるものとする。

2 遺体の収容

発見された遺体は、市及び警察機関が消防機関の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うのに適当な場所に収容するものとする。遺体の数が多数に上り、市有施設で収容しきれない場合は、市内寺院等に依頼するものとする。

3 遺体の安置

市は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (3) 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

4 身元の確認

市は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

5 遺体の引渡し

市は、遺族等から遺体の引取りの申出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

6 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、市長がこれを行うものとする。
- (2) 市は、遺体の損傷等により、正規の手続を経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続の特例的な取扱いについて、県(食品・生活衛生課)を通じて厚生労働省に協議するものとする。
- (3) 市は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、市の埋火葬能力では対応しきれないときは、県(食品・生活衛生課)に応援を要請するものとする。

〈関係資料〉

資料編 7－5

遺体収容関係

第10章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第1節 広報・広聴活動

《防災危機管理課、政策企画部、総務部》

1 広報活動

- (1) 市、ライフライン事業者等は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報するものとする。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。
- (2) 広報窓口
住民に対する広報及び報道機関に対する発表等は、防災危機管理課が担当するものとする。
- (3) 広報資料の収集等
住民及び報道機関等に対する広報資料の収集等にあつては、おおむね次により行うものとする。
 - ア 第2部第1章第1節及び第2部第2章第1節等により伝達、報告された災害情報若しくは伝達、報告した災害情報
 - イ 災害現場等において総務班等が撮影した被害状況等の写真等
 - ウ 県等関係機関からの災害情報
 - エ その他災害現場からの災害情報
- (4) 広報内容
広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示すると概ね次の事項である。

気象・水象状況 被害状況 二次災害の危険性 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難指示等の内容 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項	受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否 スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況

- (5) 警戒段階の広報（おおむね次の事項を伝達するものとする。）
 - ア 防災気象情報の発令状況
 - イ 災害危険区域等に関すること
 - ウ 避難に関すること
 - エ その他必要な事項
- (6) 災害直後の広報（おおむね次の事項を伝達するものとする。）
 - ア 災害情報及び被害状況

- イ 災害時の一般的注意事項
- ウ 住民及び関係団体等に対する協力要請
- エ 市の災害対策活動体制及び活動状況
- オ 被災者に関すること
- カ 避難に関すること
- キ 交通状況
- ク その他必要な事項

(7) その後の広報（おおむね次の事項を伝達するものとする。）

- ア 災害情報及び被害状況
- イ 災害対策の活動及び実施状況
- ウ 市内各種公共施設の被害及び復旧状況
- エ 市一般平常業務の再開状況
- オ その他必要な事項

(8) 住民に対する広報の方法

収集した災害情報及び応急対策等の住民に対する情報は、広報内容に応じて次の方法により速やかに行うものとする。

- ア 報道機関に対して、積極的に資料等を提供し、報道機関を通じて行う広報
- イ 広報車による災害の状況、応急処置の実施状況等の広報
- ウ 消防職・団員及び自治会組織等による口頭伝達による広報
- エ 市役所及び市内主要箇所等における掲示による広報
- オ 市発行の広報紙（チラシ、広報臨時号等）による広報
- カ あらゆる広報媒体を利用した広報

なお、電波による場合は、第2部第2章第2節の定めるところによるものとする。

(9) 広報媒体

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示すると概ね次のとおりである。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体や広報車等での情報提供に努めるものとする。

テレビ、ラジオ（コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。）、有線放送、市防災行政無線（戸別受信機）、IP通信網、ケーブルテレビ網、広報車、インターネット、新聞、チラシ、掲示板、携帯電話（緊急速報メール機能等を含む。）、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）等

(10) 情報提供機関の連携

市、県（メディアプロモーション課ほか）、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあうものとする。

また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。

(11) 要配慮者への配慮

市、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮するものとする。

(12) 情報の入手が困難な者への配慮

市は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難

者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(13) 報道機関への対応

災害時には報道機関が被災地に集中し、活発な情報収集、報道活動を展開するため、市と報道機関との間に問題が生じぬよう次により対応するものとする。

ア 報道機関に対する情報等の発表は、すべて防災総括班が行うものとし、地域創生課長は災害時における広報担当者（発表者）をあらかじめ定め、可能な限り情報を即時に公開する体制を整えておくものとする。

なお、情報の発表に際しては、大きな広報板又は掲示板を用意し、最新情報の掲示等により、記者個別のニーズに対応するようにする。

イ 情報の発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表するものとする。

(14) 報道機関への発表及び依頼事項

災害の種別、発生場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する高齢者等避難、避難指示及び注意事項については、速報を依頼するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

1 災害防止の事前対策	10 医療救護所の開設状況
2 本部の設置又は閉鎖	11 指定緊急避難場所等（指定緊急避難場所の位置、経路等）
3 気象情報及び気象警報の発令又は解除	12 道路障害物、ごみ及びし尿の状況並びに除去の見込み
4 河川、橋梁等土木施設状況	13 衣料、生活必需品の供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
5 火災状況（発生箇所、被害状況等）	14 防疫状況と注意事項
6 浸水状況（発生箇所、被害状況等）	15 住民の心得等民心の安全及び社会秩序保持のための必要事項
7 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）	16 その他必要と認める事項
8 電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、注意事項等）	
9 給食、給水実施状況（供給日時、量、対象者）	

(15) 広報の記録

市における災害広報の記録は、防災危機管理課において整理、保管するものとする。

2 広聴活動

(1) 窓口の設置

市は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

(2) 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある

る者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

3 広報・広聴体制

市における広報・広聴体制は、次表のとおりとする。

	広報活動	広聴活動
政策企画部長 企画課 地域創生課 秘書課	1 広報活動の総合調整 2 プレスセンターの設置。記者会見・記者発表の設 営 3 放送・報道機関への資料提供（災害対策本部が設 置された場合）	1 広聴活動の総合調整 2 総合相談窓口の設置
総務部長兼危機 管理監 防災危機管理課	総合的な災害情報に係る 1 広報資料の作成。記者会見・記者発表の実施 2 放送・報道機関への資料提供（災害対策本部が設 置されない場合）	1 総合的な広報事案の処理
庁内各課	各分掌事務に関する災害情報に係る 1 広報資料の作成。記者会見・記者発表の資料作成 2 防災総括班への資料提供	1 専門相談窓口の設置 2 専門的な広聴事案の処理

4 報道機関に対する代表取材の要請

応急対策実施機関は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請するものとする。

〈関係資料〉

資料編 3-2

その他関係法令等による報告

第11章 社会秩序の維持に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

第1節 社会秩序の維持

《防災危機管理課、総務部》

1 安全確保に関する広報啓発活動等

桐生警察署等においては、地域の自主防犯組織等と連携し、安全確保に関する広報啓発活動を行うとともに、住民等からの相談については、親身に対応するなど、不安軽減に努めるものとする。

第12章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。そのため、市は、各管理者に速やかな復旧を依頼するとともに、必要な措置を行うものとする。

第1節 施設、設備の応急復旧

《防災危機管理課、都市建設部》

1 実施主体

公共土木施設等の災害応急対策は、施設管理者が行うものとし、市長はその管理する公共土木施設等の災害応急対策を行うものとする。

ただし、市長が行う応急措置の実施が困難なときは、関係機関の応援を得て災害応急対策を行うものとする。

2 迅速な応急復旧の実施

- (1) 市、施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (2) 市は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。
- (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散が懸念される場合は、市、事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。
- (4) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するものとする。
- (5) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。
- (6) 道路管理者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、県及び市のみでは迅速な対応が困難な場合には、国（国土交通省、防衛省等）と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。

3 応急工事の実施

- (1) 市長は、その管理する公共土木施設等の応急工事又は応急対策を施工する工事について、工法上疑義が生じた場合又は生ずるおそれがある場合は、事前に関係機関等と協議しておくものとする。
- (2) 応急工事を施工する場合は、被害状況を知るに足りる写真、その他関係資料を整備しておくものとする。

第2節 公共土木施設の応急復旧

《都市建設部》

1 迅速な応急復旧の実施

道路、橋梁、堤防等公共土木施設の管理者は、被災した施設で緊急を要するものについて、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させるものとする。

3 関係業界団体に対する協力の要請

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請するものとする。

第3節 電力施設の応急復旧

《防災危機管理課》

1 迅速な応急復旧の実施

電気事業者は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 電力関係機関相互間の応援

電気事業者は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

4 送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。

5 広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

第4節 ガス施設の応急復旧

《防災危機管理課》

1 迅速な応急復旧の実施

都市ガス事業者は、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

都市ガス事業者は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施するものとする。

4 ガス関係機関相互間の応援

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

5 供給再開時の安全確認

都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

6 広報活動

都市ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

7 LPガス事業者の実施する応急復旧

LPガス事業者は、都市ガス事業者同様、必要な応急復旧を行うものとする。

第5節 上下水道施設の応急復旧

《防災危機管理課、都市建設部、群馬東部水道企業団》

1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 水道事業者及び下水道管理者は、被災した浄水設備、給水管、下水道管渠等の上下水道施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。
- (2) 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ、その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

2 重要施設の優先復旧

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

水道事業者は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施するものとする。

4 水道関係機関相互間の応援

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

水道事業者及び下水道管理者は、断水の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

6 給水施設の応急復旧

給水施設の応急復旧は、次により速やかに行い、供給の確保を図るものとする。

- (1) 地震により配水管が破裂した場合には、応急的に至近距離にある制水弁を閉鎖して断水区域を最少限度にとどめ、要員を非常招集して復旧する。
- (2) 火災の場合の被害は、主として各家庭の給水立ち上がり等が被害を受けるので、作業員に出動を要請し、漏水を止めるとともに臨時給水栓を設置する。
- (3) 水害等により、災害の発生が予想されるとき、又は発生したときは要員を待機させるとともに、器具資材等を整備して施設の損壊、漏水等を速やかに復旧するものとする。
- (4) 水害及び地震等の災害により、甚大なる被害を受け、井戸の汚染による使用不能又は、水道施設等の復旧に相当の期間がかかると認められるときは、近接市町村又は、自衛隊に給水の応援を要請するものとする。

第6節 電気通信設備の応急復旧

《防災危機管理課》

1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

- ア 指定避難所等への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
- イ 指定避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し
- ウ 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板（web171）」及び「災害用伝言板」の提供

4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻輳の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

第13章 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられる。
このため、市は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

第1節 ボランティアの受入れ

《保健福祉部、社会福祉協議会》

1 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導 情報連絡 給食、給水 物資の搬送・仕分け・配給 入浴サービスの提供 指定避難所の清掃 ゴミの収集・廃棄 高齢者、障害者等の介助 防犯 ガレキの撤去 住居の補修 家庭動物の保護	被災者の救出(消防・警察業務経験者等) 救護(医師、看護師、救命講習修了者等) 建物応急危険度判定(建築士等) 被災宅地危険度判定 外国語通訳 手話通訳 介護(介護福祉士等) 保育 アマチュア無線 各種カウンセリング

2 受入窓口の開設

- (1) 災害対策本部を設置した場合、ボランティアとの連携を図るため、市社会福祉協議会は必要に応じて「みどり市災害ボランティアセンター」を開設し、ボランティア活動の調整等を行う。
- (2) 医療ボランティア、応急危険度判定士等の専門技能を持つボランティアについては、それぞれ関係する班が活動の調整を行う。

3 ボランティアニーズの把握

市及びみどり市災害ボランティアセンターは、各指定避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ(種類、人数等)を把握するものとする。

4 ボランティアの受入れ

みどり市災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの活動環境に配慮するものとする。

また、各指定避難所等のボランティアニーズに基づき受け付け、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに、受付名簿を作成する。

5 ボランティア活動の支援

市及びみどり市災害ボランティアセンターは、次によりボランティア活動を支援するものとする。

- (1) ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、行政職員等に周知する。
- (2) 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舎等の提供又はあっせんに努める。
- (3) ボランティアの健康管理に関し、必要に応じ医療救護者の巡回等を調整する。

6 ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営

大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、市及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

市が、県から事務の委任を受けた場合は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託するにあたり、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

7 平常時の対策

市は、広報紙等防災ボランティアの啓発を行い、災害時の専門ボランティアを募集し、専門分野ごとに組織しボランティアリーダーの育成を行い、連絡体制の確立を目指す。

また、一般ボランティアについても、協力体制の整備を図る。

〈関係資料〉

資料編 7－6 ボランティア関係

第2節 義援物資・義援金の受入れ

《保健福祉部、社会福祉協議会》

1 義援物資の受入れ

(1) 需要の把握

義援物資の受入れを決定した場合、市は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとし、県が義援物資の受入れ可否を判断する際に情報共有を行う。

(2) 受入機関の決定

県(健康福祉課)及び市は、相互に調整の上、義援物資の受入機関(県と市が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。

(3) 集積場所の確保

受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保するものとする。

なお、集積場所の選定に当たっては、市における仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選定も検討するものとする。(第2部第6章第2節7参照)

(4) 受入希望物資の公表

受入れを希望する物資のリスト及び送り先を報道・放送機関を通じて公表するものとする。また、同リストは、現地の需給状況を勘案して随時改定するよう努めるものとする。

(5) 受入物資の仕分け

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。

(6) 受入物資の配分

市が受け入れた物資については、市が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、県(健康福祉課)と市とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

(7) ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

(8) 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、市の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

2 義援金の受入れ

(1) 義援金の募集

市は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

(2) 「募集・配分委員会」の設置

県(健康福祉課)及び市は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」(事務局：県健康福祉課)を設置し、県内における義援金受入事務を一元化するものとする。

群馬県	群馬県町村会	日本赤十字社群馬県支部
被災市町村	群馬県市議会議長会	群馬県社会福祉協議会
群馬県市長会	群馬県町村議会議長会	群馬県共同募金会

(3) 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。

(4) 義援金の配分

ア 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。

イ 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

ウ 義援金の被災者への支給は、市が行うものとする。

第14章 要配慮者対策

第1節 要配慮者の災害応急対策

《保健福祉部、教育部》

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、市、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

1 要配慮者対策

(1) 災害に対する警戒

ア 市は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者、砂防関係機関等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。

イ 市長は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、避難指示等の発令を行う。特に高齢者等避難は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。

ウ 市は、避難指示等が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。

エ 市は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難指示等を直接伝達するものとする。

(2) 避難

市は、避難指示等を発令する場合には、次の事項を留意の上、個別避難計画等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。

ア 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

イ 指定避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、指定福祉避難所の開設を行う。指定福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。指定福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の指定避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、指定福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県（要配慮者利用施設所管の各課）に応援を要請する。

ウ 指定避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

(3) 安否の確認

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び

個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

2 要配慮者利用施設の管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

(第1部第4章第1節「要配慮者対策」のとおり。)

(2) 災害に対する警戒

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る注意報又は警報等が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

ア 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。

イ 必要に応じ、指定避難所を選定するとともに職員を招集し、入(通)所者の誘導態勢を整える。

ウ 地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

エ 自身の安全を確保しながら自施設周辺の河川の増水や土砂災害の兆候等を監視する。

(3) 避難

要配慮者利用施設の管理者は、市長から避難指示等の発令があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。

ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、市、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

イ 入(通)所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

ウ 避難した入(通)所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。

(4) 他施設への緊急入所等

ア 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請するものとする。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、県(要配慮者利用施設所管の各課)又は市に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

ウ 県(要配慮者利用施設所管の各課)及び市は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努めるものとする。

エ 社会福祉施設の災害時相互応援協定締結団体の管理者は、加盟施設の被災状況等を踏まえ、必要に応じて、群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局(群馬県社会福祉協議会)に対し、協定に基づく利用者受入れや応援職員の派遣等を要請するものとする。

3 住民生活相談等の災害応急対策

(1) 住民生活相談の実施

市は、災害発生後、住宅、教育、就労、中小企業の資金繰り等被災者等の生活相談に応じるため、庁舎内に相談窓口を設置するなど住民生活相談を行うものとする。

(2) 外国人に対する生活相談の実施

市は、国際交流協会やボランティアの協力を得て、災害発生地域の外国人の状況、使用されている外国語の種類等を考慮のうえ、外国人の相談窓口の設置や外国語ボランティアの避難所への配置など、外国人に対する生活相談も行うものとする。

〈関係資料〉

資料編 7-1-2 福祉避難所一覧

資料編 7-1-6 みどり市災害時要援護者避難支援全体計画

第15章 その他の災害応急対策

第1節 農業の災害応急対策

《産業観光部》

1 農作物関係

(1) 病虫害の防除

市は、県から病虫害防除の指示を受けたときは、防除班を編成して防除を実施するものとする。

(2) 転換作物の導入指導

市は、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導するものとする。

2 家畜関係

(1) 家畜の避難

市は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかけるものとする。

(2) 家畜の防疫及び診療

市は、県(農政課)が家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めたとき、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、次の措置を講ずるものとする。

ア 群馬県動物薬品機材協会等を通じて必要な薬品等の確保に努める。

イ 防疫班及び消毒班を現地に派遣し、防疫対策に当たらせる。

ウ 獣医師を派遣又はあつせんする。

エ 病畜を発見したときは、飼養者に対し隔離等を指導する。

オ 死亡家畜については、飼養者に対し、死亡獣畜取扱場等で焼却又は埋却するよう指導する。

(3) 環境汚染の防止

市は、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講ずるよう指導するものとする。

〈関係資料〉

資料編 3-2-7 農地・農業用施設被害状況報告

資料編 3-2-8 農作物被害状況報告

第2節 学校の災害応急対策

《教育部》

1 気象状況の把握

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

2 学校施設の安全性の点検

災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、学校施設の安全性を点検するものとする。

3 児童・生徒の安全確保

学校管理者は、次により、児童・生徒の安全を確保するものとする。

- (1) 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童生徒を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。
- (3) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

4 教育施設の復旧対策

応急復旧の実施は、市長が行うものとする。

5 災害情報の連絡

学校管理者は、児童・生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

6 教育の確保

(1) 教室及び運動場の確保

学校管理者は、校舎が被災したため授業を行えなくなったときは、被災校舎の応急修理、仮設校舎の建設、公民館・図書館等の借上げ等により教室及び運動場の確保を図るものとする。

ア 軽易な校舎の被害の場合は、応急修理を行い、教室不足の時は特別教室を転用する等の措置をとる。

イ 被害が大きく応急修理では使用に耐えられないときは、近隣の学校又は公民館、寺院等を一時使用する措置をとる。

ウ 机、椅子、教材等が不足するときは、近隣の学校等から余剰のものを集め授業に支障ないようにする。

エ 避難者の収容、その他で講堂その他を使用するときは、関係機関とよく連絡のうえ措置するものとする。

(2) 代替教員の確保

教育委員会その他教員の任命権者は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図るものとする。

(3) 学用品の支給

ア 学用品等の支給又は、あっせんは、次により行うものとする。

(i) 災害救助法適用地域で、住家の全焼、全壊、流失、半焼、又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障ある児童、生徒に支給する。

(ii) 災害救助法適用災害時で、住家が(i)の被害に達しなかった場合のあっせん

災害救助法は適用されたが、教科書を失った児童、生徒の世帯の被害が床上浸水又は、半焼に達しない場合は教科書等をあっせんする。

なお、この経費は本人負担とし、調達は(i)と併せて調達するものとする。

(iii) 災害救助法が適用されない場合のあっせん

災害救助法の適用を受けなかったが、同一時の災害で他市町村(県内)に災害救助法が適用されたときに、教科書を災害で失ったものがあり、その必要があるときは、(ii)と同じく一括あっせんするものとする。

イ 調達、配給の実施者

(i) 災害救助法による場合(市で実施)

- a 被災児童、生徒の調査
- b 被災教科書の調査報告
- c 教科書の調達
- d 教科書等の配布

(ii) 災害救助法適用時の非適用者に対する場合は、上記(i)に準ずるが、教科書のみについてあっせんするものとする。

(iii) 災害救助法が適用されない場合は、市において実施する。

注：被災児童、生徒の調査、教科書等の調査に当たっては、教育委員会、学校と十分連絡をし、脱ろう、重複のないよう処置するものとする。

ウ 供給品の範囲(災害救助法適用の場合)

教科書、文房具、通常用品

エ 供給品の費用の基準

(i) 教科書

教科書の発行に関する臨時措置法第2条の第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材の実費

(ii) 文房具及び通学用品

住家が全壊、全焼又は流失により被害を受けた者

群馬県災害救助法施行細目(昭和35年群馬県規則第26号)の定めるところによる。

オ 支給期間

(i) 教科書は、災害発生の日から1ヶ月以内

(ii) その他の学用品については、災害発生の日から15日以内

7 応急教育方法

応急教育方法の実施に当たっては、施設の応急復旧の状態、児童、生徒及びその家族の被災の程度、交通機関、道路の復旧状況等を勘案し、次の措置をとる。

(1) 被害の程度により授業が不可能と認められるときは、休校とする。

(2) ただし、正規の授業は困難であっても、でき得る限り2部授業、3部授業等の方法により応急授業の実施に努めるものとする。

(3) 授業が長期にわたり不可能のときは、学校と児童、生徒の連絡方法、組織(通学班、子供会等)家

庭学習等の整備工夫をする。

- (4) 応急授業に当たっては、被害児童の負担にならないよう配慮するとともに授業の方法、児童、生徒の保健、危険防止等に留意する。

8 給食の措置

- (1) 施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、学校管理者は、速やかに代替措置として応急給食を実施するものとする。
- (2) 学校が指定避難所として使用される場合、給食施設は被災者向けの炊出し施設として利用される場合があるので、学校管理者は、学校給食と被災者向けの炊出しとの調整に留意するものとする。
- (3) 次の場合には、児童、生徒に対する給食を一時中止するものとする。
- ア 学校給食施設を災害救助のための炊き出し等に使用する場合
 - イ 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となった場合
 - ウ 伝染病、その他の危険の発生が予想される場合
 - エ 給食用物資の入手が困難な場合
 - オ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

- (4) 被害状況の報告

給食関係の被害状況の掌握と災害に伴う準要保護児童、生徒給食補助のため、群馬県地域防災計画の定めるところにより速やかに報告するものとする。

9 避難者の援護と授業との関係

学校が指定避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

なお、授業の再開については、6 (1)により、速やかに教室を確保して実施するものとする。

〈関係資料〉

資料編 3-2-11 公立学校教育施設被害状況報告

第3節 文化財の災害応急対策

《産業観光部、教育部》

1 気象状況の把握

文化財の所有者・管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

2 文化財の安全性の点検

文化財の所有者・管理者は、大規模な地震が発生したときは、文化財施設の損壊状況を確認し、当該施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、安全に十分留意した上で文化財周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検するものとする。

3 利用者・観覧者等の安全確保

災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、次により利用者・観覧者等の安全を確保するものとする。

- (1) 文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の敷地内に利用者・観覧者等がいる時に被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者等を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全確保

文化財の所有者・管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、シートや土嚢等による養生、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。

5 災害情報の連絡

文化財の所有者・管理者は、利用者・観覧者等及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて市（文化財担当部局）等関係機関に連絡するものとする。

6 応急修復

- (1) 文化財の所有者・管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、専門家等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 市は、(1)の応急修復について積極的に協力するものとする。

〈関係資料〉

資料編 7-7

文化財関係

第4節 労働力の確保

《防災危機管理課》

1 実施主体

- (1) 災害応急対策の実施に必要な労働力は、市長が必要に応じ当該地域内から確保するものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合の災害応急対策の実施に必要な労働力は、市長に救助の実施が委任されているものを除き、知事が確保するものとする。

2 災害救助法による労働者の雇い上げ

災害救助法が適用された場合の労働者の雇い上げは「群馬県地域防災計画」の定めるところによるものとし、その概要は次のとおりとする。

(1) 労働者の雇い上げの範囲

次の救助を実施するため必要があるときは、必要最小限の労働者を雇い上げるものとする。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産における移送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救済用物資の整理、輸送及び配分
- カ 死体の搜索
- キ 死体の処理
- ク その他

(2) 雇い上げ期間

被災者の避難の場合は被害が発生し、又はそのおそれのある1日程度とし、他は当該救助の実施が認められる期間とする。

(3) 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第2による。

3 災害救助法によらない労働者の雇い上げ等

(1) 災害救助法によらない労働者の雇い上げ

災害救助法の適用によらない災害応急対策の実施に必要な労働者の雇い上げは、市長が必要と認める場合に前記(2)に準じて行うものとする。

(2) 職業安定機関への要請

市長は、職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定に基づく労働者の直接募集のみでは労働力の確保が不十分であるときは、桐生公共職業安定所長に求人の申込みと職業紹介の要請を行うものとする。

なお、桐生公共職業安定所長に求人の申込みを行う場合は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ア 職種別所要募集人数
- イ 作業場所及び内容
- ウ 労働条件
- エ 宿泊施設の有無
- オ その他の必要事項

(3) 労働者に対する費用の負担

災害救助法によらない災害応急対策の実施に必要な労働者に対する報酬については、市の地域における通常の賃金を考慮のうえ、市が負担する。

- (4) その他市長は、桐生公共職業安定所長の措置する雇用の確保について、資料の提供、求職者に対する連絡等、積極的に協力するものとする。

第5節 災害救助法の適用

《防災危機管理課》

1 災害救助法に基づく救助の実施

知事(危機管理課)は、当該災害が、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施するものとする。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。

- (1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、本市の場合は、次表のA欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 群馬県の区域内において、1,500以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、本市の場合は、次表のB欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (3) 群馬県の区域内において、7,000以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。
- (5) 上記(1)から(4)によるもののほか、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された政府本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

災害救助法適用基準表

市町村	人口(人)	A	B
みどり市	49,648	60	30

3 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、2(5)による救助の種類は、(1)のうち避難所の設置である。

4 救助の実施機関

災害救助は知事(危機管理課及び関係課)が実施し、市長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市長が行うこととすることができる。

5 救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、内閣府が定める「災害救助基準」によるものとする。

6 適用手続

災害救助法の適用手続は、次による。

- (1) 知事(危機管理課)は、市からの被害報告に基づき災害救助法が適用されるか否かを判断する。
- (2) 知事(危機管理課)は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を周知するとともに、内閣府政策統括官(防災担当)に報告する。
- (3) 知事(危機管理課)は、救助の一部を市長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに周知する。

7 費用負担

- (1) 災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。
- (2) 国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が100万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、次表のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	2/100以下の部分	2/100～4/100の部分	4/100超の部分
国庫負担率	50/100	80/100	90/100

〈関係資料〉

資料編 8－1 災害救助基準

第6節 動物愛護

《市民部、保健福祉部、産業観光部》

災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。

1 動物愛護の実施

(1) 実施機関

県は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、「動物救護本部」（事務局：県食品・生活衛生課）を設置し、家庭動物等の収容対策等を実施することとする。

(2) 実施方法

動物救護本部は、次の事項を実施することとする。

- ア 飼養されている動物に対する餌の配布
- イ 負傷した動物の収容・治療・保管
- ウ 放浪動物の収容・保管
- エ 飼養困難な動物の一時保管
- オ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- カ ボランティアの受入れ・派遣・管理
- キ 一時保護施設の設置・運営・管理
- ク 動物に関する相談の実施等

(3) 市は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。

(4) 家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

2 動物の保護・収容

市及び防災関係者は、災害発生時において、住民により飼養（家畜を含む）されている動物に対して次の対策を行うものとする。

- (1) 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。
- (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。
- (3) 仮設救護センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。
- (4) 危険動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、警察機関との連絡体制を図り管理に努める。

第7節 帰宅困難者支援

《防災危機管理課、政策企画部、保健福祉部》

災害時には、鉄道等の交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には交通機関の復旧までの避難場所の確保等が必要となる。このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援などを計画する。

1 情報の提供

市は、鉄道事業者、バス運行事業者と連携して、帰宅困難者発生状況を把握し、帰宅に困難な情報提供を行うものとする。

2 帰宅困難者の支援

市は、帰宅行動を支援するために、飲料水・食料を配布するよう努めるものとする。

徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるように努め、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

また、鉄道等の途絶による帰宅困難者は、最寄りの公共施設に誘導するよう鉄道事業者等に協力を求めるものとする。

3 帰宅困難者に対する取組み

(1) 普及啓発

市は、事業所等における一斉帰宅の抑制及び食料等の備蓄の促進等必要な対策を行うよう、普及啓発に努めるものとする。

(2) 一時避難施設の提供

市は、帰宅困難者のための、既存の避難所など、一時避難施設の提供に努めるものとする。

4 事業所等の取組み

(1) 従業員の待機

事業所等は、従業員等の安全を確保するため、事業所建物の被災状況を確認のうえ、必要に応じて従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

事業所等は、従業員等が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

第3部 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、県及び市が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

《防災危機管理課》

1 災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市は、市長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動の一元化を図るものとする。

2 基本方向の決定

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

3 住民の参加

被災地の復旧・復興に当たっては、市及び県が主体となって住民の意向を尊重しつつ、国の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

4 国等に対する協力の要請

市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

第2節 原状復旧

《市民部、都市建設部》

1 被災施設の復旧等

- (1) 市は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- (2) 市は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- (3) 市は、市長が管理する道路の災害復旧事業に関する工事について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事で市長に代わって県又は国（国土交通省）が行うことが適当であると考えられるときは、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、県（道路管理課）又は国（国土交通省）へ要請を行う。
- (4) 市は、市長が管理を行う、一級河川以外の河川で市長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国が市長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。
- (5) 市は、災害が発生した場合において、市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、市における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を国が市長に代わって行うことが適当と認められるものは、市長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、国へ支援の要請を行う。
- (6) 土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
- (7) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。
- (8) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

2 災害廃棄物の処理

(1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国（環境省、防衛省）が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(2) リサイクルの励行

市は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能なかぎりリサイクルを図るよう努めるものとする。

(3) 環境への配慮

市は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。

なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省令和5年4月）及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」（群馬県アスベスト対策関係課所 令和3年3月）によるものとする。

(4) 広域応援

市は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとする。

第3節 計画的復興の推進

《防災危機管理課、都市建設部》

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。
- (2) 市の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 市は復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障害者、高齢者等の要配慮者など多様な住民の意見を反映するよう努める。
- (4) 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

2 防災まちづくり

- (1) 防災まちづくりの実施
 - ア 市及び県は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。
 - イ 防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- (2) 被災市街地復興特別措置法等の活用

市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (3) 市及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。
- (4) 市及び県は、既存の不適合建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- (5) 市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り適正かつ円滑・迅速に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。
- (6) 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

第4節 被災者等の生活再建の支援

《総務部》

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 罹災証明書の交付

- (1) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。
- (2) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (3) 市は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

2 被災者台帳の作成

- (1) 市は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- (2) 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

3 災害弔慰金の支給等

市は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行うものとする。

市は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るものとする。

主な支援制度は、次のとおりである。

- (1) 災害弔慰金
- (2) 災害障害見舞金
- (3) 災害援護資金
- (4) 群馬県災害見舞金
- (5) 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法、群馬県・市町村被災者生活再建支援制度）
- (6) 生活福祉資金（災害援護資金）

4 税の徴収猶予及び減免等

市は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずるものとする。

5 雇用の確保

(1) 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

公共職業安定所は、災害によりその雇用される適用事業所（災害救助法が適用された地域に限る。）が休業するに至ったため一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給するものとする。

(2) 被災者に対する就労支援等

公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、男女のニーズの違いに配慮するなど被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うものとする。

6 住宅再建・取得の支援

市及び県は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図るものとする。

(1) 災害復興住宅融資

ア 建設資金

イ 購入資金

ウ 補修資金

(2) 地すべり等関連住宅融資

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金（住宅資金）

7 恒久的な住宅確保の支援

市及び県は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用するものとする。

8 安全な地域への移転の推奨

市及び県は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

9 復興過程における仮設住宅の提供

市及び県は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

10 支援措置の広報等

市及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、市外に避難した被災者に対しても、市と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供するものとする。

11 災害復興基金の設立等

市は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第5節 被災中小企業等の復興の支援

《産業観光部》

1 中小企業の被災状況の把握

市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2 中小企業者に対する低利融資等の実施

市は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- (1) 経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）
- (2) 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）
- (3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇
- (4) 既往貸付金の貸付条件の優遇
 - ア 中小企業高度化資金

被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる
- (5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例
 - ア 激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円
 - イ 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証（災害別枠保証）

通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

3 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

市は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- (1) 助成措置
- (2) 経営資金
- (3) 事業資金
- (4) 農漁業用施設資金
- (5) ㈱日本政策金融公庫農林水産事業による貸付け

4 地場産業・商店街への配慮等

市は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

5 支援措置の広報等

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第6節 公共施設の復旧

《関係各部》

1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。
 なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

2 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

(2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

ア	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
イ	公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
ウ	公営住宅法
エ	土地区画整理法
オ	感染症予防法
カ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
キ	予防接種法
ク	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
ケ	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
コ	都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

第7節 激甚災害法の適用

《防災危機管理課》

1 激甚災害の早期指定の確保

- (1) 市長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下この節において「激甚災害法」という。)に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事(関係各課)に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。

〈関係資料〉

資料編 9-1 激甚災害法に基づく特別財政援助の対象

第8節 復旧資金の確保

《総務部》

1 復旧資金の確保

市は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

- ア 普通交付税の繰上交付の要請
- イ 特別交付税の交付の要請
- ウ 一時借入れ
- エ 起債の前借り

震災対策編

震災対策編

第1部 災害予防..... 震災-1

第1章 地震に強いまちづくり.....	震災-1
第1節 まちの保全.....	震災-1
第2節 地震に強いまちづくりの推進.....	震災-3
第3節 建築物の安全化.....	震災-4
第4節 ライフライン施設の機能確保.....	震災-5
第5節 液状化対策.....	震災-5
第6節 危険物施設等の安全確保.....	震災-5
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	震災-6
第1節 緊急地震速報と地震情報.....	震災-7
第2節 情報の収集・連絡体制の整備.....	震災-9
第3節 通信手段の確保.....	震災-9
第4節 職員の応急活動体制の整備.....	震災-9
第5節 防災関係機関の連携体制の整備.....	震災-9
第6節 防災中枢機能等の確保.....	震災-9
第7節 救助・救急及び保健医療活動体制の整備.....	震災-9
第8節 消火活動体制の整備.....	震災-10
第9節 緊急輸送活動体制の整備.....	震災-10
第10節 避難の受入体制の整備.....	震災-11
第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備.....	震災-12
第12節 広報・広聴体制の整備.....	震災-12
第13節 二次災害の予防.....	震災-12
第14節 複合災害対策.....	震災-12
第15節 防災訓練の実施.....	震災-12
第3章 住民等の防災活動の促進.....	震災-13
第1節 災害被害を軽減する住民運動の展開.....	震災-13
第2節 防災思想の普及.....	震災-14
第3節 住民の防災活動の環境整備.....	震災-14
第4章 要配慮者対策.....	震災-15
第1節 要配慮者対策.....	震災-15
第5章 その他の災害予防.....	震災-16
第1節 孤立化集落対策.....	震災-16
第2節 帰宅困難者対策.....	震災-17
第3節 災害廃棄物対策.....	震災-18
第4節 罹災証明書の発行体制の整備.....	震災-18
第5節 学校施設等の災害予防.....	震災-18
第6節 文化財の災害予防.....	震災-18

第2部 災害応急対策..... 震災-19

第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保.....	震災-19
第1節 地震情報の収集・連絡.....	震災-19
第2節 災害情報の収集・連絡.....	震災-21
第3節 通信手段の確保.....	震災-21
第2章 活動体制の確立.....	震災-22
第1節 災害対策本部の設置.....	震災-22
第2節 災害対策本部の組織.....	震災-23
第3節 災害対策連絡調整.....	震災-24

第4節	災害警戒本部等の設置	震災-24
第5節	職員の非常参集	震災-25
第6節	広域応援の要請等	震災-26
第7節	自衛隊への災害派遣要請	震災-26
第8節	応急措置	震災-26
第3章	救助・救急、医療及び消火活動	震災-27
第1節	救助・救急活動	震災-27
第2節	医療活動	震災-27
第3節	消火活動	震災-27
第4章	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	震災-28
第1節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	震災-28
第2節	交通の確保	震災-28
第3節	緊急輸送	震災-28
第4節	障害物除去	震災-28
第5章	避難の受入活動	震災-29
第1節	避難誘導	震災-29
第2節	指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営	震災-29
第3節	応急仮設住宅等の提供	震災-29
第4節	広域一時滞在	震災-29
第5節	県境を越えた広域避難者の受入れ	震災-29
第6章	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	震災-30
第1節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	震災-30
第7章	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	震災-31
第1節	保健衛生活動	震災-31
第2節	防疫活動	震災-31
第3節	行方不明者の捜索及び遺体の処置	震災-31
第8章	被災者等への的確な情報伝達活動	震災-32
第1節	広報・広聴活動	震災-32
第9章	社会秩序の維持に関する活動	震災-33
第1節	社会秩序の維持	震災-33
第10章	施設、設備の応急復旧活動	震災-34
第1節	施設、設備の応急復旧	震災-34
第2節	公共土木施設の応急復旧	震災-34
第3節	電力施設の応急復旧	震災-34
第4節	ガス施設の応急復旧	震災-34
第5節	上下水道施設の応急復旧	震災-34
第6節	電気通信設備の応急復旧	震災-34
第11章	二次災害の防止活動	震災-35
第1節	二次災害の防止	震災-35
第12章	自発的支援の受入れ	震災-36
第1節	ボランティアの受入れ	震災-36
第2節	義援物資・義援金の受入れ	震災-36
第13章	要配慮者対策	震災-37
第1節	要配慮者の災害応急対策	震災-37
第14章	その他の災害応急対策	震災-38
第1節	学校の災害応急対策	震災-38
第2節	文化財の災害応急対策	震災-38
第3節	労働力の確保	震災-38
第4節	災害救助法の適用	震災-38
第5節	動物愛護	震災-38
第6節	帰宅困難者支援	震災-38

第3部 災害復旧・復興..... 震災-39

第1節	復旧・復興の基本方向の決定.....	震災-39
第2節	原状復旧.....	震災-39
第3節	計画的復興の推進.....	震災-39
第4節	被災者等の生活再建の支援.....	震災-39
第5節	被災中小企業等の復興の支援.....	震災-39
第6節	公共施設の復旧.....	震災-39
第7節	激甚災害法の適用.....	震災-39
第8節	復旧資金の確保.....	震災-39

第1部 災害予防

地震に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大規模地震が発生しても、それに耐えられるまちをつくる
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する
- 住民の防災活動を推進する
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める

特に住民の防災活動の推進に関しては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る必要がある。

第1章 地震に強いまちづくり

地方公共団体は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項、建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。(災対法第8条第2項第2号、第3号、第4号)

このため、市は、次の計画の実現に向けて努力するものとする。

第1節 まちの保全

《産業観光部、都市建設部》

1 水害防止事業の推進

- (1) 本市には大小の農業用ため池があることから、地震による堤防や水門等の損壊に伴う水害の発生を防止するため、農業用排水施設管理者その他堤防・水門等の管理者は、それぞれが管理する施設について平常時から巡視・点検を励行し、危険度の高い箇所から順次計画的に補強又は改修を進めるものとする。
- (2) 市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

2 土砂災害防止事業の推進

- (1) 地震による土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の土砂災害の発生を防止するため、土砂災害防止事業の各実施機関は、土砂災害に係る危険箇所を「砂防指定地」(砂防法)、「地すべり防止区域」(地すべり等防止法)、又は「急傾斜地崩壊危険区域」(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)の指定の推進に努めるとともに、危険度の高い箇所から順次計画的に砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、及び治山事業を計画的に進めるものとする。
- (2) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等に関する基礎調査を行い、市長の意見を聴きながら、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定を行うものとする。
- (3) 市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを県(危機管理課、建築課)、国(国土交通省)等と協力して作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。
- (4) 市は、盛土による災害防止に向けた総点検や宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく既存盛土等調査を踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各

法令に基づき、速やかに監督処分や改善命令など、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

〈関係資料〉

資料編 2－1	災害危険区域一覧
資料編 2－2	砂防指定地
資料編 2－3	急傾斜地崩壊危険箇所
資料編 2－4	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
資料編 2－5	山腹崩壊危険地区
資料編 2－6	地すべり危険区域
資料編 2－7	崩壊土石流出危険区域
資料編 2－9	みどり市内水防重要箇所

第2節 地震に強いまちづくりの推進

《関係各部》

1 地震に強いまちづくりの推進

市は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努めるものとする。

また、都市計画を定めるに当たっては、地震に強い都市構造の形成のため、必要に応じて、「防火地域」又は「準防火地域」を定め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上重要な市街地の整備を推進するとともに、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努めるものとする。

特に、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地帯などについては、計画的に整備するよう努めるものとする。

さらに、災害時における電気・水道・ガス・通信サービス等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努めるものとする。

2 都市防災構造化推進事業の利用

市は、地震に強いまちづくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて利用するものとする。

- ①災害危険度判定等調査事業
- ②住民等のまちづくり活動支援事業

第3節 建築物の安全化

《防災危機管理課、都市建設部》

1 建築物の耐震性の確保

市は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)

現行の建築基準法の適用を受けない既存建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下この節において「耐震改修促進法」という。)の規定により、耐震診断及び耐震改修に努めることとされている。

建築主事を置く本市は、必要に応じて、学校や病院などの多数の者が利用する建築物等の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について指導及び助言等の措置を行うものとする。

(2) 群馬県耐震改修促進計画

耐震改修促進法では、大規模地震に備えて多数の者が利用する建築物や住宅の耐震診断及び耐震改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の策定を都道府県に義務付けている。

群馬県が策定した群馬県耐震改修促進計画では、多数の者が利用する建築物及び住宅(耐震シェルター等により減災化した住宅を含む。)の耐震化の数値目標を令和7年度までに95%としている。

(3) 耐震改修に係る支援制度

群馬県耐震改修促進計画の目標達成に向けて、市と県が協働し、一定の条件の下で活用可能な耐震化の支援制度を設けているため、その周知を図ることとする。

2 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保

(1) 市及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な下記施設については、耐震性の確保に特に配慮するものとする。特に、避難場所等防災拠点においては、災害対策機能の整備及び飲料水の確保や消防水利の整備を推進する。

- ①市役所、公民館等の建築物のうち不特定多数の者が利用するもの
- ②学校、体育館
- ③病院、診療所
- ④劇場、観覧場、集会場、展示場、演芸場
- ⑤百貨店、卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ⑥運動施設
- ⑦ホテル又は旅館
- ⑧賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿
- ⑨老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- ⑩博物館、美術館又は図書館
- ⑪遊技場、公衆浴場
- ⑫飲食店、料理店その他これらに類するもの
- ⑬理髪店、質屋、銀行その他これに類するサービス業を営む店舗
- ⑭工場
- ⑮車両の停車場
- ⑯自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- ⑰郵便局、保健所その他これらに類する公益上必要な建築物

なお、市は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

(2) 市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

(3) 市は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

3 一般建築物の安全性の確保

地震による建築物の被害は、重大な人的被害の発生をもたらすとともに、火災の発生源ともなり、地震被害の軽減対策上極めて重要であるため、一般建築物についても、耐震化の知識の普及を図るも

のとする。その際、建築設備、ブロック塀、自動販売機、窓ガラス、看板、屋内の家具等の転落・落下対策についても周知を図る。

4 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

市及び建築物の所有者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

5 文化財の保護

市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。
年1回以上転倒・倒壊対策、消防設備の整備状況等その管理状況を調査し、これに基づき必要な措置を講ずる。

6 空き家等の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

〈関係資料〉

資料編 7-7

文化財関係

第4節 ライフライン施設の機能確保

(風水害・雪害対策編第1部第1章第8節「ライフライン施設の機能確保」に準ずる。)

第5節 液状化対策

《関係各部》

1 公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び病院、学校、百貨店、ホテル等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施するものとする。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行うものとする。

2 液状化対策の知識の普及

市は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等のマニュアル等による普及を始め、住民への液状化対策の知識の普及を図るものとする。

第6節 危険物施設等の安全確保

《防災危機管理課》

危険物施設が損傷すると、周辺住民のみならず広範囲にわたる被害をもたらすおそれがあることから、危険物施設等の現況を適確に把握しておくとともに、法令上の基準の遵守及び施設・設備等の耐震化に関する指導の徹底並びに自衛消防組織による訓練等の充実や防災関係機関との連携体制の強化を進めるものとする。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

災害時の備えとして、市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、地震が発生し、大規模な被害が発生した場合は、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるための活動を行う。

また、市は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

災害応急対策の内容は、最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）の実施である。

特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床（ベッド）、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、住民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、NPO等で取り組むものとする。

また、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。（以下震災対策編において、「高齢者等避難」及び「避難指示」をまとめて「避難指示等」という。）

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

さらに、効果的・効率的な防災対策を行うためには、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフラインの応急復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止という段階を踏んで災害応急対策が進められていくものである。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第1節 緊急地震速報と地震情報

《防災危機管理課》

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

緊急地震速報（警報）は、震度5弱以上を予想した場合または、長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域または、長周期地震動階級3以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、気象庁が発表する。緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上が予想される場合または長周期地震動階級4が予想される場合は特別警報（地震動特別警報）に位置づけられる。

緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	区域の名称	郡市町村名
群馬県	群馬県北部	沼田市、吾妻郡〔中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町〕、利根郡〔片品村、川場村、昭和村、みなかみ町〕
	群馬県南部	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、 みどり市 、北群馬郡〔榛東村、吉岡町〕、多野郡〔上野村、神流町〕、甘楽郡〔下仁田町、南牧村、甘楽町〕、佐波郡〔玉村町〕、邑楽郡〔板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町〕

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は気象庁から日本放送協会（NHK）に伝達される。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）経路による市の防災無線等を通して住民に伝達される。

2 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の2区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発

	・都市部など著しい被害が発生する可能性のある地域で規模の大きな地震を観測した場合	表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長期地震動階級1以上を観測した場合	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を10分程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

(1) 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

(2) 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月ごとまたは週ごとに作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週ごとの資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日午後（金曜日が休日の場合は、それ以降の最初の平日）に発表している。

4 南海トラフ地震関係

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震の切迫性が高まってきている。

気象庁では、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の発表を行う。

情報の種類と発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表	（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	（巨大地震警戒）	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	（巨大地震注意）	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	（調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報		○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

《防災危機管理課》

1 緊急地震速報の伝達体制等の整備

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

また、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。

なお、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

（その他の事項は風水害・雪害対策編第1部第2章第4節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。）

第3節 通信手段の確保

（風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「通信手段の確保」に準ずる。）

第4節 職員の応急活動体制の整備

（風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。）

第5節 防災関係機関の連携体制の整備

（風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。）

第6節 防災中枢機能等の確保

（風水害・雪害対策編第1部第2章第8節「防災中枢機能等の確保」に準ずる。）

第7節 救助・救急及び保健医療活動体制の整備

（風水害・雪害対策編第1部第2章第9節「救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備」に準ずる。）

第8節 消火活動体制の整備

《消防団、消防機関》

1 消防力の整備

市は、「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努めるものとする。

また、地震による火災に備え、「消防水利の基準」に適合するように消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、農業用水等の自然水利、水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配置に努めるものとする。

2 出火の防止

(1) 住民に対する啓発

消防機関及び市は、地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を教授するものとする。

(2) 防火管理等の教育

消防機関は、防火管理者の講習において、地震時の防災対策について教育するものとする。

(3) 予防査察における指導

消防機関は、防火対象物の状況を把握し、予防査察において関係者に対し地震時の防火安全対策を指導するものとする。

3 住民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。

また、初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取り組むことがもっとも効果大きい。

このため、消防機関及び市は、次の対策を講ずるものとする。

(1) 地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化を図る。

4 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震による火災は、同時多発的に発生し、道路の損壊も加わり、迅速な消防活動が困難となる場合が多い。

このため、消防機関は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平常時から消火訓練を行うものとする。

また、当該計画には、救急活動、救助活動及び消火活動の振り分け又は優先順位を盛り込むこととし、必要に応じ広域応援又は県(危機管理課)を通じての県警察、自衛隊の応援を要請することを予定しておくものとする。

第9節 緊急輸送活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第10節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

第10節 避難の受入体制の整備

《保健福祉部、都市建設部、教育部》

震災時には、建物の損壊、焼損等による二次災害の発生及び避難住民の大量発生が予想される。

このため、市は、住民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、指定避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

1 避難誘導計画

- (1) 市は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 市は、消防機関、桐生警察署等と協議して地域防災計画等の中に避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。
なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (5) 劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。
なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。
- (6) 市は、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ。）を速やかに避難誘導するため、第2部第4章第1節により、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。
- (7) 市は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (8) 市は、外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備に努めるものとする。また、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人の避難支援等が適切に行われるよう努めるものとする。
- (9) 市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (10) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

（その他の事項は風水害・雪害対策編第1部第2章第11節「避難の受入体制の整備」に準ずる。）

第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第11節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備」に準ずる。)

第12節 広報・広聴体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第12節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

第13節 二次災害の予防

《防災危機管理課、都市建設部》

1 被災建築物・宅地の応急危険度判定技術者の確保

- (1) 市は、地震等に伴う建物の倒壊による二次災害を防止するとともに、恒久的復旧までの間建物の使用に対する住民の不安を取り除くため、「群馬県被災建築物応急危険度判定実施要綱」に基づき被災建築物応急危険度判定実施本部を組織し判定業務に当たるとともに、被災建築物の危険度を応急的に判断する被災建築物応急危険度判定士の養成・登録等の施策を推進するものとする。
- (2) 市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士の養成・登録等の施策を推進するものとする。
- (3) 市は、地震後の降雨等による洪水、土石流、急傾斜地崩壊等の二次災害を防止するため、「群馬県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき危険度判定実施本部を組織し判定業務に当たるものとする。

2 危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、地震によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行うものとする。

3 木造住宅密集地域における避難誘導体制の整備等

市は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

4 災害関連死の予防

被災後の避難生活で体調を崩すこと等により亡くなってしまう災害関連死を予防するため、市は、快適な避難所環境や被災者の健康維持の取組について平時から検討するものとする。

第14節 複合災害対策

(風水害・雪害対策編第1部第2章第15節「複合災害対策」に準ずる。)

第15節 防災訓練の実施

(風水害・雪害対策編第1部第2章第16節「防災訓練の実施」に準ずる。)

第3章 住民等の防災活動の促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、市に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動することが重要である。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

さらに、発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。このため、住民には、地震発生時に、初期消火を行う、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、市が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、市は、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1節 災害被害を軽減する住民運動の展開

（風水害・雪害対策編第1部第3章第1節「災害被害を軽減する住民運動の展開」に準ずる。）

第2節 防災思想の普及

《防災危機管理課》

1 緊急地震速報の普及、啓発

防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

また、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとする。

（住民が緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動）

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して火を消そうとしない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ○丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

（その他の事項は風水害・雪害対策編第1部第3章第2節「防災思想の普及」に準ずる。）

第3節 住民の防災活動の環境整備

（風水害・雪害対策編第1部第3章第3節「住民の防災活動の環境整備」に準ずる。）

第4章 要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

（風水害・雪害対策編第1部第4章第1節「要配慮者対策」に準ずる。）

第5章 その他の災害予防

第1節 孤立化集落対策

(風水害・雪害対策編第1部第5章第1節「孤立化集落対策」に準ずる。)

第2節 帰宅困難者対策

《防災危機管理課、政策企画部、保健福祉部》

震災時には、鉄道等の交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、多数の徒歩帰宅者による緊急路を含む道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には交通機関の復旧までの滞在所の確保等が必要となる。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援などを、平素から検討しておく必要がある。

1 帰宅困難者の予測

群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）では、帰宅困難者を「群馬県民が県内の他市町村へ通勤・通学等で外出し、滞在先で地震が発生したために自宅に戻れずに外出先に滞留する人」と定義し、交通手段は問わず、鉄道の機能障害により帰宅することができない人の数を予測した。

その結果は、以下のとおりであり、県内でも多くの帰宅困難者が発生する可能性があることが明らかとなった。

【帰宅困難者数の予測結果一覧表】

（群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）から抜粋）

単位：人

通勤者・通学者			関東平野北西縁 断層帯主部		太田断層		片品川左岸断層	
市町村 内から	市町村 外から	合計	帰宅 困難者	徒歩 帰宅者	帰宅 困難者	徒歩 帰宅者	帰宅 困難者	徒歩 帰宅者
909,462	370,537	1,279,999	146,100	1,133,899	104,401	1,175,598	0	1,279,999

2 帰宅困難者に対する取組み

(1) 普及啓発

市は、企業等における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 一時滞在施設の提供

市は、帰宅困難者のための、指定している既存の指定避難所など、一時滞在施設の提供に努める。特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が予想されることから事前に観光客用の避難施設を指定しておくよう努める。

(3) 備蓄物資の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(4) 情報提供の体制づくり

市は、一時滞在施設等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を防災拠点における張り紙や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。

(5) 徒歩帰宅者の支援対策

市は、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。

また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

3 事業所等の取組み

(1) 従業員の待機

事業所等は、交通機関が運行停止となり、運行の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所付近の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、必要に応じて、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

事業所等は、従業員が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める

ものとする。

(3) 事業所等における環境整備

事業所等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒防止等、従業員が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

(4) 事業継続計画（BCP）等への位置づけ

事業所等は、事業継続計画（BCP）等において、従業員等の待機及び帰宅の方針等をあらかじめ定めておき、従業員への周知に努めるものとする。

(5) 安否確認方法の周知

事業所等は、地震等発生時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段活用の周知に努めるものとする。

4 大規模集客施設等の取組み

大規模な集客施設や駅など不特定多数の者が利用する施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導体制の整備に努めるものとする。

5 各学校の取組み

各学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

第3節 災害廃棄物対策

（風水害・雪害対策編第1部第5章第2節「災害廃棄物対策」に準ずるものとするが、市、施設管理者及び建築物所有者は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化に努めるものとする。）

第4節 罹災証明書の発行体制の整備

（風水害・雪害対策編第1部第5章第3節「罹災証明書の発行体制の整備」に準ずる）

第5節 学校施設等の災害予防

（風水害・雪害対策編第1部第5章第4節「学校施設等の災害予防」に準ずる）

第6節 文化財の災害予防

（風水害・雪害対策編第1部第5章第4節「文化財の災害予防」に準ずる）

第2部 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、第1次的には市が当たり、県は、市を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、県及び市の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

地震発生後、防災関係機関は最初に被害規模等の情報を収集し、関係機関に連絡し、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。さらに、避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害(土砂災害、風水害、建築物倒壊など)の防止を行う。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

地震が発生した場合、地震情報(震度、震源、規模、地震活動の状況等)、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

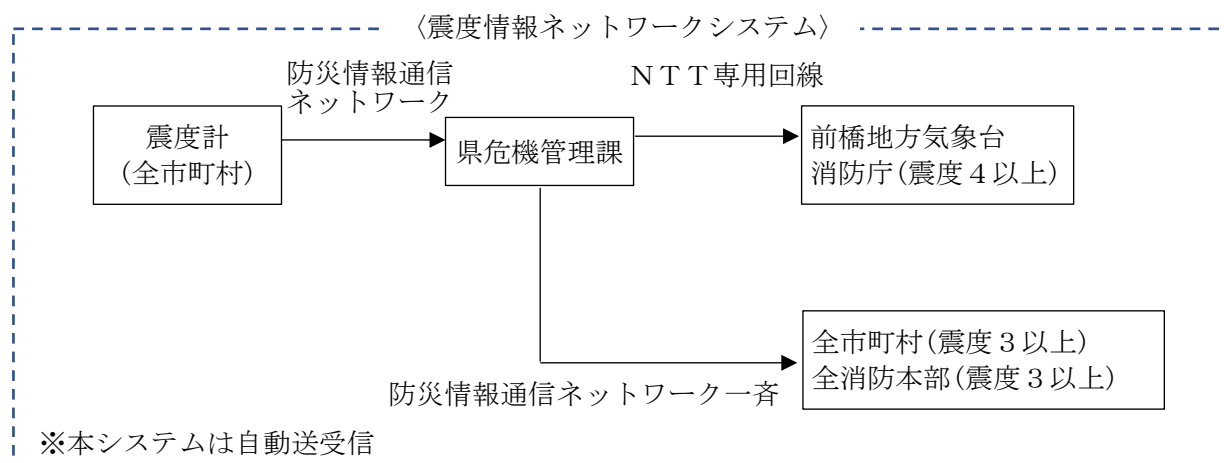
第1節 地震情報の収集・連絡

《防災危機管理課》

1 震度情報の収集及び連絡

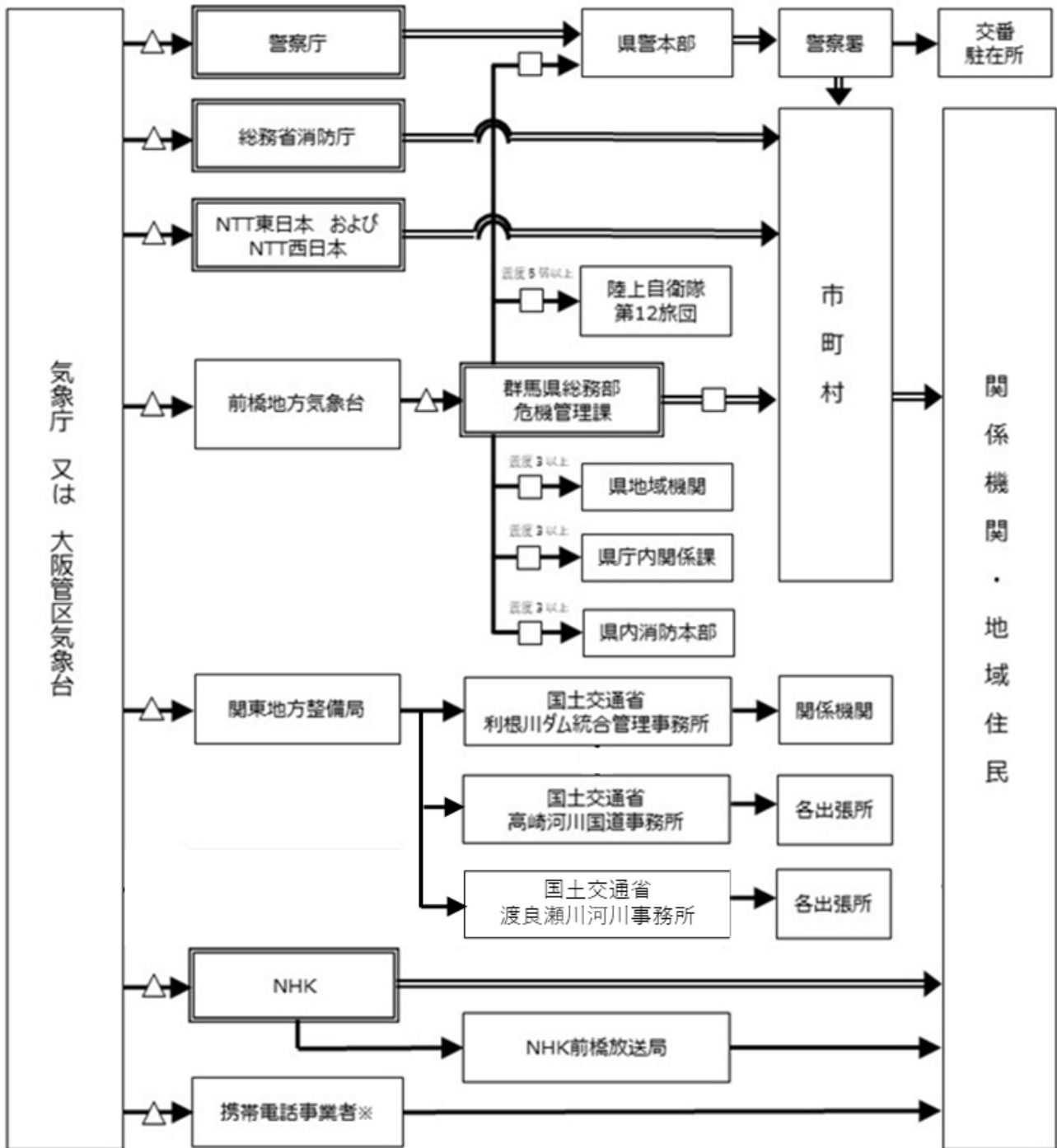
(1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握とその伝達

県(危機管理課)の「震度情報ネットワークシステム」により、県内35市町村(70地点)すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、その情報はN T T一斉F A X (N T T回線の途絶の場合は、県防災行政無線一斉F A X)にて速やかに関係機関に伝達される。



(2) 気象庁ネットワークによる地震情報の伝達

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報(規模、震源、震度等)を気象庁のオンライン及び「防災情報提供システム(インターネット)」により各機関へ伝達するものとし、当該情報を受信した各機関は、次図により決められた周知機関等に伝達するものとする。市へは、群馬県総合防災情報システムにて伝達される。



※ 緊急速報メールは、緊急地震速報（警報）が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

（注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

（注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2から6及び第15条の二の2から5によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

△ 専用回線

□ 県防災情報通信ネットワーク

(3) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による緊急地震速報の伝達

気象庁が取りまとめた地震情報等を消防庁の「全国瞬時警報システム（J-A L E R T）」により、人工衛星を利用して県、市その他の機関に速やかに伝達される。その地震情報は、市内の小中学校等を含む32の公共施設に自動配信され、館内放送設備等により伝達される。

第2節 災害情報の収集・連絡

(風水害・雪害対策編第2部第2章第1節「災害情報の収集・連絡」に準ずる)

第3節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる)

第2章 活動体制の確立

地震による被害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

第1節 災害対策本部の設置

《防災危機管理課》

1 設置の決定

市長は、次のいずれかに該当するときは、防災の推進を図るため、災害対策本部の設置を決定する。

- (1) 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 市内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該被害について災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され、又は適用される見込みがあるとき。
- (3) 震度にかかわらず、市内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため市長が必要と認めたとき。

(その他の事項は風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

第2節 災害対策本部の組織

《防災危機管理課》

災害対策本部の組織及び編成は、「みどり市災害対策本部条例」及び本計画に定めるところによる。

1 災害対策本部の組織編成

災害対策本部の動員体制は、次のとおりとする。

(1) 1号体制：初期活動（地震発生後おおむね30分以内の完了を目標）

部	笠懸庁舎	大間々庁舎	農林業センター	東支所	教育庁舎
緊急総務部	防災総括班 総務部機動班			東市民班	教育部総務班
緊急対応部	政策企画部機動班 市民部総務班 市民部機動班 (競艇事業局) (会計局)	大間々市民班 保健福祉部総務班 保健福祉部機動班 (議会事務局) (監査委員事務局)	産業観光部総務班 産業観光部機動班 都市建設部総務班 都市建設部機動班		教育部機動班
消防団	みどり市消防団				

※ 勤務時間外の発災においても上記班編成を原則とするが、職員の参集状況と災害状況に応じて緊急総務部は職員を振り分けることができる。

※ 各出先機関は、来庁者の安全確保を図るとともに当該施設の安全及び通信の状況確認をする。

(2) 2号体制：対策活動（地震発生後おおむね30分以降における組織）

部	笠懸庁舎	大間々庁舎	農林業センター	東支所	教育庁舎
総務部	防災総括班 総務部機動班			東支所 東市民班	教育部 教育部総務班 教育部機動班
政策企画部	政策企画部機動班				
市民部	市民部総務班 市民部機動班	大間々市民班			
保健福祉部		保健福祉部総務班 保健福祉部機動班 （注　こども未来戦略局と健康づくり局は保健福祉部機動班に含める。）			
産業観光部			産業観光部総務班 産業観光部機動班		
都市建設部			都市建設部総務班 都市建設部機動班		
	（競艇事業局） （会計局）	（議会事務局） （監査委員事務局）			
消防団	みどり市消防団				

2 災害対策本部内の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は、概ね次表のとおりとする。

(1) 1号体制：初期活動（地震発生後おおむね30分以内の完了を目標）

部・局	分掌事務
緊急総務部 総務部長兼危機管理監 政策企画部長 教育部長 東支所長	1 災害対策本部の立ち上げに関すること。 2 市庁舎の機能維持に関すること。 3 通信の確保に関すること。 4 各種情報収集及び取りまとめ・報告に関すること。 5 県及び消防機関との連絡調整及び報告に関すること。 6 報道機関との連絡調整に関すること。 7 その他本部長が命じた事項に関すること。
緊急対応部 市民部長 保健福祉部長 産業観光部長 都市建設部長 健康づくり局長 競艇事業局長 会計管理者 議会事務局長 監査委員事務局長	1 各種情報収集及び伝達・報告に関すること。 2 住民への広報に関すること。 3 消防活動に関すること。 4 その他本部長が命じた事項に関すること。

(2) 2号体制：対策活動（地震発生後おおむね30分以降における組織）

風水害・雪害対策編第2部第3章第2節4「災害対策本部内の事務分掌」に準ずる。

（その他の事項は風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。）

第3節 災害対策連絡調整

（風水害・雪害対策編第2部第3章第3節「災害対策連絡調整」に準ずる。）

第4節 災害警戒本部等の設置

《防災危機管理課》

1 自主警戒体制の設置

自主警戒体制の責任者は、総務部長兼危機管理監とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部の事務分掌に準ずるものとする。

責任者：総務部長兼危機管理監（下記◎は各庁舎等責任者）	
笠懸庁舎	◎政策企画部長、市民部長、会計管理者、各部の連絡員・防災担当者、総務部所属課職員
大間々庁舎	◎保健福祉部長、こども未来戦略局長、健康づくり局長、議会事務局長、監査委員事務局長、各部の連絡員・防災担当者、大間々市民生活課員
農林業センター	◎産業観光部長、都市建設部長
東支所	◎東支所長、東市民生活課員
教育庁舎	◎教育部長、連絡員・防災担当者

（その他の事項は風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「災害警戒本部等の設置」に準ずる。）

第5節 職員の非常参集

《関係各部》

1 意思決定の基準

- (1) 市における震災時の災害対策に係る意思決定は、災害対策基本法に基づき市長（災害対策本部長）が行う。
- (2) 市長が意思決定できない場合（出張等により即座に連絡が取れない場合を含む。）の職務の代理者は、次のとおりとする。

順位	職名
第1順位	副市長
第2順位	教育長
第3順位	総務部長兼危機管理監

2 職員配備体制基準

震災時の職員の配備は次のとおりとする。

なお、災害対策本部体制は、初動活動を的確に行うため、地震直後の最初期から体制が整うまでの応急体制（1号体制）とそれ以降の組織（2号体制）をそれぞれ定めて対応する。

組織体制	災害事象
自主警戒体制 責任者：総務部長兼危機管理監	・市内に震度4以上の地震が発生したとき。
災害警戒本部体制 本部長：総務部長兼危機管理監	・市内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 ・東海地震に関して地震防災対策強化地域判定会が招集されたとき。 ・東海地震に関して大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく警戒宣言が発せられたとき。 ・震度にかかわらず市内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係課相互の緊密な連絡・調整を図るため、総務部長兼危機管理監と関係部長等が協議の上必要と認めたとき。
災害対策本部体制 直後は1号体制 それ以降は2号体制 本部長：市長	・市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 ・市内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該被害について災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、又は適用される見込みがあるとき。 ・震度にかかわらず、市内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため市長が必要と認めたとき。

3 職員の非常参集基準

市における、震災時における職員の非常時動員基準は、下表のとおりとする。

動員体制	動員規模	活動基準
自主警戒体制	災害対策本部 本部員及び連絡員	主として情報の収集・連絡活動を実施するとき。
災害警戒本部体制	各所属の約50%に相当する人数	災害警戒本部を設置し、主として情報の収集・連絡活動を実施するとき。
災害対策本部体制	全職員	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要があるとき。

4 自主登庁

職員は、勤務時間外において地震の発生を知ったときは、次表の基準に従って自主的に登庁しなければならない。

震度	自主登庁する職員
4	自主警戒体制として各所属で定めた者
5弱又は5強	災害警戒本部体制として各所属で定めた者

6 弱以上	全職員

(その他の事項は風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「職員の非常参集」に準ずる。)

第6節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「広域応援の要請等」に準ずる。)

第7節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第8節 応急措置

(風水害・雪害対策編第2部第3章第8節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第3章 救助・救急、医療及び消火活動

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うこと、さらに、災害の拡大を防止するため、消火活動を迅速・的確に行うことは、住民の生命・身体を守るために最優先されるべき課題である。

第1節 救助・救急活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「救助・救急活動」に準ずる。)

第2節 医療活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

第3節 消火活動

《消防団・消防機関》

1 被災地内の消防機関及び住民等による消火活動

(1) 住民及び自主防災組織による消火活動

大規模地震発生直後は、建築物の倒壊、道路施設の損壊等により道路交通網が寸断され、消防機関による消火活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、住民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

(2) 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

(3) 消防機関による消火活動

ア 消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。

イ 消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。

ウ 消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請するよう、直ちに知事(消防保安課)に要求するものとする。

エ 消防機関の具体的な消防活動については、各機関で定める消防計画による。

第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動及び消火活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

（風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。）

第2節 交通の確保

（風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。）

第3節 緊急輸送

（風水害・雪害対策編第2部第6章第3節「緊急輸送」に準ずる。）

第4節 障害物除去

（風水害・雪害対策編第2部第6章第4節「障害物除去」に準ずる。）

第5章 避難の受入活動

地震発生後、速やかに指定緊急避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる必要がある。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

第1節 避難誘導

（風水害・雪害対策編第2部第1章第3節「避難誘導」に準ずる。）

第2節 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

（風水害・雪害対策編第2部第7章第1節「指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずる。）

第3節 応急仮設住宅等の提供

（風水害・雪害対策編第2部第7章第2節「応急仮設住宅等の提供」に準ずる。）

第4節 広域一時滞在

（風水害・雪害対策編第2部第7章第3節「広域一時滞在」に準ずる。）

第5節 県境を越えた広域避難者の受入れ

（風水害・雪害対策編第2部第7章第4節「県境を越えた広域避難者の受入れ」に準ずる。）

第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

市は、被災者の生活を維持するために必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B－P L o）を活用し、情報共有を図るものとする。

第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

（風水害・雪害対策編第2部第8章第1節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給」に準ずる。）

第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

市は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第1節 保健衛生活動

（風水害・雪害対策編第2部第9章第1節「保健衛生活動」に準ずる。）

第2節 防疫活動

（風水害・雪害対策編第2部第9章第2節「防疫活動」に準ずる。）

第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

（風水害・雪害対策編第2部第9章第3節「行方不明者の捜索及び遺体の処置」に準ずる。）

第8章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第1節 広報・広聴活動

（風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。）

第9章 社会秩序の維持に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

第1節 社会秩序の維持

（風水害・雪害対策編第2部第11章第1節「社会秩序の維持」に準ずる。）

第10章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止ための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

第1節 施設、設備の応急復旧

（風水害・雪害対策編第2部第12章第1節「施設、設備の応急復旧」に準ずる。）

第2節 公共土木施設の応急復旧

（風水害・雪害対策編第2部第12章第2節「公共土木施設の応急復旧」に準ずる。）

第3節 電力施設の応急復旧

（風水害・雪害対策編第2部第12章第3節「電力施設の応急復旧」に準ずる。）

第4節 ガス施設の応急復旧

（風水害・雪害対策編第2部第12章第4節「ガス施設の応急復旧」に準ずる。）

第5節 上下水道施設の応急復旧

（風水害・雪害対策編第2部第12章第5節「上下水道施設の応急復旧」に準ずる。）

第6節 電気通信設備の応急復旧

（風水害・雪害対策編第2部第12章第6節「電気通信設備の応急復旧」に準ずる。）

第11章 二次災害の防止活動

地震又は降雨等による水害・土砂災害、地震による建築物・構造物の倒壊等に備え、二次災害対策を講ずる必要がある。

第1節 二次災害の防止

《防災危機管理課、都市建設部、消防機関、土地改良区》

1 二次災害の防止活動

市は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

2 水害・土砂災害対策

- (1) 河川管理者、農業用排水施設管理者その他のダム、水門、水路等の管理者及び土砂災害防止事業実施機関は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行うものとする。
- (2) 上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

3 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

- (1) 市は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。
- (2) 市は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

4 危険物、有害物質等による二次災害対策

- (1) 消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。
- (2) 毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、有害物質の漏えいによる二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、漏えいのおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。
- (3) 市は、危険物、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

5 空き家の二次災害対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当部局と情報を共有するものとする。

第12章 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられる。このため、市は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

第1節 ボランティアの受入れ

（風水害・雪害対策編第2部第13章第1節「ボランティアの受入れ」に準ずる。）

第2節 義援物資・義援金の受入れ

（風水害・雪害対策編第2部第13章第2節「義援物資・義援金の受入れ」に準ずる。）

第13章 要配慮者対策

第1節 要配慮者の災害応急対策

(風水害・雪害対策編第2部第14章第1節「要配慮者の災害応急対策」に準ずる。)

第14章 その他の災害応急対策

第1節 学校の災害応急対策

《教育部》

1 地震情報の把握

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

2 学校施設の安全性の点検

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎の損壊状況を確認し、学校施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

(その他の事項は風水害・雪害対策編第2部第15章第2節「学校の災害応急対策」に準ずる。)

第2節 文化財の災害応急対策

(風水害・雪害対策編第2部第15章第3節「文化財の災害応急対策」に準ずる。)

第3節 労働力の確保

(風水害・雪害対策編第2部第15章第4節「労働力の確保」に準ずる。)

第4節 災害救助法の適用

(風水害・雪害対策編第2部第15章第5節「災害救助法の適用」に準ずる。)

第5節 動物愛護

(風水害・雪害対策編第2部第15章第6節「動物愛護」に準ずる。)

第6節 帰宅困難者支援

(風水害・雪害対策編第2部第15章第7節「帰宅困難者支援」に準ずる。)

第3部 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、市が主体的に取り組むとともに、県及び国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

（風水害・雪害対策編第3部第1節「復旧・復興の基本方向の決定」に準ずる。）

第2節 原状復旧

（風水害・雪害対策編第3部第2節「原状復旧」に準ずる。）

第3節 計画的復興の推進

（風水害・雪害対策編第3部第3節「計画的復興の推進」に準ずる。）

第4節 被災者等の生活再建の支援

（風水害・雪害対策編第3部第4節「被災者等の生活再建の支援」に準ずる。）

第5節 被災中小企業等の復興の支援

（風水害・雪害対策編第3部第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。）

第6節 公共施設の復旧

（風水害・雪害対策編第3部第6節「公共施設の復旧」に準ずる。）

第7節 激甚災害法の適用

（風水害・雪害対策編第3部第7節「激甚災害法の適用」に準ずる。）

第8節 復旧資金の確保

（風水害・雪害対策編第3部第8節「復旧資金の確保」に準ずる。）

原子力災害対策編

原子力災害対策編

第 1 部 県外の原子力施設事故対策..... 原子力-1

第 1 章 災害予防.....	原子力-1
第 1 節 基本方針.....	原子力-1
第 2 節 情報の収集・連絡体制等の整備.....	原子力-1
第 2 章 災害応急対策.....	原子力-2
第 1 節 情報の収集・連絡.....	原子力-2
第 2 節 モニタリング体制の強化.....	原子力-2
第 3 節 住民等への情報伝達・相談活動.....	原子力-3
第 4 節 水道水、飲食物の摂取制限等.....	原子力-4
第 5 節 風評被害等の未然防止.....	原子力-4
第 6 節 各種制限措置の解除.....	原子力-4
第 3 章 災害復旧対策.....	原子力-5
第 1 節 モニタリングの継続実施と結果の公表.....	原子力-5
第 2 節 風評被害等の影響軽減.....	原子力-5
第 3 節 健康への影響と対策の検討.....	原子力-5

第1部 県外の原子力施設事故対策

第1章 災害予防

第1節 基本方針

《関係各部》

1 目的

群馬県内には、原子力施設（原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき定める「原子力災害対策指針」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲※にも本県の地域は含まれていない。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、今までの想定を超える事態が発生している。

本県においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率のモニタリング強化や県産農林水畜産物等の放射性物質検査を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。

本対策では、これらの災害対応を踏まえ、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、県が関係機関等と連携して実施するべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な事項を定め、県民の不安を解消することを目的とする。

※ 平成27年12月1日現在、原子力災害対策重点区域設定の目安となる範囲は、実用発電用原子炉に係る原子力施設について、最大でも「原子力施設からおおむね30km」とされている。

2 原子力施設事故災害対策において尊重すべき指針

県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を十分に尊重するものとし、必要に応じて、随時本対策を見直すものとする。

3 みどり市地域防災計画における本対策の位置づけ

この対策において定めのない事項については「風水害・雪害対策編」によるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

《関係各部》

1 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、県外に立地する原子力施設の事故に対し、万全を期すため、県との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

2 情報の分析整理

市は、収集した情報の分析整理に当たり、必要に応じ専門家の意見を聞き、活用するため、専門家による支援体制の整備を図る。

第2章 災害応急対策

第1節 情報の収集・連絡

《関係各部》

市は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、関係省庁（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府、総務省消防庁等）や県等からの情報収集に努めることとする。

第2節 モニタリング体制の強化

《関係各部》

市は、県外に立地する原子力施設における異常事象等発生の情報を得た場合は、放射性物質又は放射線の影響を早期に把握するため、必要に応じて、関係部局が連携し以下の対応を実施する。実施結果等については、住民などへ積極的に広報するものとする。

1 空間放射線量率モニタリング

市は、県が平常時に行っているモニタリングポスト等によるモニタリング結果について、県より提供を受けるものとする。

2 水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査

市は必要に応じて水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施するものとする。

第3節 住民等への情報伝達・相談活動

《関係各部》

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は、国や県と連携し、異常事象等に関する情報を広く住民に向けて提供し、市内における異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。
- (2) 市は、住民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解する上で参考となる情報等を併せて提供する。
- (3) 市は、伝達する情報について、県等と連絡を取り、その内容を十分に確認する。
- (4) 市は、県から提供を受けた情報等を、必要に応じて、報道機関の協力、防災行政無線、広報車、ホームページを活用し、情報提供するものとする。
- (5) 市は、住民等のニーズに応じた多様な内容を情報提供するように努める。
情報提供すべき内容としては、以下のような事項が想定される。

- 市内の空間放射線量率に関する情報
- 水道水、県産農林水畜産物、上下水処理等副次産物、焼却灰等の放射性物質に関する検査結果
- 相談窓口の設置状況

2 相談窓口等の設置

- (1) 市は、国や県と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。
想定される相談窓口としては、以下のようなものが挙げられる。

- 放射線による健康相談窓口
- 水道水、飲食物等の放射性物質に関する相談窓口
- 市内の空間放射線量に関する相談窓口

- (2) 市は、住民からの相談等で、十分な情報がない場合は、関係機関と速やかに連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

第4節 水道水、飲食物の摂取制限等

《関係各部》

1 水道水の摂取制限等

市は、原子力災害対策指針の指標や、国土交通省又は環境省から示された管理目標に基づく指示及び要請に基づき、県から摂取制限等の措置及び広報の要請を受けた場合は、群馬東部水道企業団と協力してこれを実施するものとする。

2 農林水畜産物等の採取及び出荷制限

市は、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び要請に基づき、県が農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行った場合、又は市にこれらの措置を指示した場合には、これに協力するものとする。

3 食料及び飲料水の供給

市は、風水害・雪害対策編第2部第8章の「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給」に基づき、県と協力して関係住民への応急措置を講ずるものとする。

第5節 風評被害等の未然防止

《関係各部》

市は、国及び県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を行う。

第6節 各種制限措置の解除

《関係各部》

市は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

第3章 災害復旧対策

第1節 モニタリングの継続実施と結果の公表

《関係各部》

市は、必要に応じて、原子力事業者及び群馬東部水道企業団その他関係機関と協力して水道水や上下水処理等副次産物の放射性物質検査を継続して行い、その結果を速やかに公表する。

第2節 風評被害等の影響軽減

《関係各部》

市は、国及び県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。

第3節 健康への影響と対策の検討

《関係各部》

市は、モニタリング調査の結果等により、住民への健康の影響が懸念される場合は、放射線治療や放射線測定の特任家からなる有識者会議などを活用し、影響の程度や対策について検討する。

火災対策編

火災対策編

第1部 林野火災対策..... 火災-1

第1章 災害予防.....	火災-1
第1節 林野火災に強い地域づくり.....	火災-1
第2節 林野火災防止のための情報の充実.....	火災-2
第3節 情報の収集・連絡体制の整備.....	火災-2
第4節 通信手段の確保.....	火災-2
第5節 職員の応急活動体制の整備.....	火災-3
第6節 防災関係機関の連携体制の整備.....	火災-3
第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備.....	火災-3
第8節 緊急輸送活動体制の整備.....	火災-3
第9節 避難の受入体制の整備.....	火災-3
第10節 広報・広聴体制の整備.....	火災-4
第11節 防災訓練の実施.....	火災-4
第12節 防災思想の普及.....	火災-4
第13節 住民の防災活動の環境整備.....	火災-5
第2章 災害応急対策.....	火災-6
第1節 災害情報の収集・連絡.....	火災-6
第2節 通信手段の確保.....	火災-7
第3節 災害対策本部の設置.....	火災-7
第4節 災害対策本部の組織.....	火災-7
第5節 職員の非常参集.....	火災-7
第6節 広域応援の要請等.....	火災-7
第7節 自衛隊への災害派遣要請.....	火災-7
第8節 救助・救急活動.....	火災-7
第9節 医療活動.....	火災-7
第10節 消火活動.....	火災-8
第11節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	火災-9
第12節 交通の確保.....	火災-9
第13節 避難の受入活動.....	火災-9
第14節 施設、設備の応急復旧活動.....	火災-9
第15節 広報・広聴活動.....	火災-9
第16節 二次災害の防止活動.....	火災-9
第17節 その他の災害応急対策等.....	火災-9
第3章 災害復旧.....	火災-10
第1節 災害復旧.....	火災-10

第1部 林野火災対策

第1章 災害予防

本市においては、北部に足尾山地、南部には丘陵が点在しており、林野の面積が多くを占めている。今後、利用者が増加するとともにハイカーその他の者によるタバコ、焚火等の不始末等による林野火災の発生が危惧される。

林野火災は建物火災と異なり、交通、水利の便も悪く、発見、通報が遅れがちで急速な延焼拡大のおそれがある実態から、林野火災予防思想の普及徹底等、林野火災予防の徹底を図る。

第1節 林野火災に強い地域づくり

《防災危機管理課》

1 総合的事業計画の作成

- (1) 市は、共同で県(消防保安課、林政課)と協議して、「林野火災特別地域」を決定するものとする。
- (2) 市は、県(消防保安課、林政課)と協議して、当該地域の特性に配慮した林野火災対策に係る総合的な事業計画として「林野火災特別地域対策事業計画」を作成し、その推進を図るものとする。

2 監視パトロール等の強化

市は、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災多発時期における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。

第2節 林野火災防止のための情報の充実

《防災危機管理課》

1 火災に係る気象情報の充実

前橋地方気象台は、大規模な火事災害を防止するため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。

2 火災気象通報

- (1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県(危機管理課)に通報するものとする。
- (2) 県(危機管理課)は、(1)の通報を受けたときは、消防法第22条第2項の規定に基づき、直ちにこれを市及び桐生市消防本部に通報するものとする。

3 火災警報

桐生市消防本部は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、火災に関する警報として「火災警報」を発表するものとする。

4 林野火災注意報

桐生市消防本部は、11月から5月の期間において、以下のいずれかの条件に該当する場合は、屋外での火の使用中止を促す林野火災注意報を発令するものとする。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、この限りでない。

- (1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下
- (2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下、かつ、乾燥注意報が発表

5 林野火災警報

桐生市消防本部は、11月から5月の期間において、上記林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合は、屋外での火の使用を制限する林野火災警報を発令するものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

風水害・雪害対策編第1部第2章第4節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。

第4節 通信手段の確保

風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「通信手段の確保」に準ずる。

第5節 職員の応急活動体制の整備

風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。

第6節 防災関係機関の連携体制の整備

風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。

第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

《防災危機管理課、健康づくり局》

1 救助・救急活動体制の整備

消防機関は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努め、市はそれを支援するものとする。

2 医療活動体制の整備

- (1) 公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努め、市はそれを支援するものとする。
- (2) 消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

3 消火活動体制の整備

- (1) 桐生市消防本部は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努め、市はそれを支援するものとする。
- (2) 市は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。
- (3) 桐生市消防本部は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努め、市はそれを支援するものとする。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

風水害・雪害対策編第1部第2章第10節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。

第9節 避難の受入体制の整備

風水害・雪害対策編第1部第2章第1節「避難誘導體制の整備」及び同章第11節「避難の受入体制の整備」に準ずる。

第10節 広報・広聴体制の整備

風水害・雪害対策編第1部第2章第13節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。

第11節 防災訓練の実施

《防災危機管理課》

1 防災訓練の実施

- (1) 消防機関は、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。
- (2) 訓練は、消防機関、市、警察機関、県(危機管理課、消防保安課)、自衛隊、林業関係機関、地域住民等が相互に連携して実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第12節 防災思想の普及

《防災危機管理課》

1 防災知識の普及

- (1) 市及び消防機関は、全国火災予防運動等を通じ、住民に対し、大規模な火事の危険性を周知させるとともに、災害時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。具体的には以下に示すような方法で普及徹底を図る。
 - ア 広報車、広報紙等
 - イ 春秋の火災予防運動の実施
 - ウ 消防団による年末警戒及び防火広報の実施
 - エ その他防火思想の普及に必要な事項の実施
- (2) 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

第13節 住民の防災活動の環境整備

《防災危機管理課》

1 消防団の育成

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

2 自主防災活動の育成・助長

林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、市は、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。

第2章 災害応急対策

大規模な林野火災時における応急対策は、本節の定めるところによるものとする。

第1節 災害情報の収集・連絡

《防災危機管理課》

1 災害情報の収集・連絡

- (1) 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに桐生行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 桐生行政県税事務所又は県消防保安課への連絡は、「火災・災害等即報要領」第1号様式(火災)による。

〈関係資料〉

資料編 3-1 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

第2節 通信手段の確保

風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。

第3節 災害対策本部の設置

風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。

第4節 災害対策本部の組織

風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。

第5節 職員の非常参集

風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「職員の非常参集」に準ずる。

第6節 広域応援の要請等

風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「広域応援の要請等」に準ずる。

第7節 自衛隊への災害派遣要請

《防災危機管理課》

市長は、消防機関等のみでは消火が困難と認めたときは、火災状況を勘案のうえ、自衛隊の派遣要請を県に依頼するものとする。

なお、自衛隊の派遣要請は、風水害・雪害対策編第2部第3章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。

第8節 救助・救急活動

風水害・雪害対策編第2部第5章第1節「救助・救急活動」に準ずる。

第9節 医療活動

風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。

第10節 消火活動

《消防団・消防機関》

1 被災地域内の消防機関等による消火活動

(1) 住民及び自主防災組織による消火活動

住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

(2) 消防機関による消火活動

ア 消防機関は、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するものとする。

イ 消防機関は、管内の消防力では対応できないと判断したときは、時期を失することなく近隣の消防機関に応援を要請し、又は県(消防保安課)に対し防災ヘリコプターによる空中消火を要請するなど、早期消火に努めるものとする。

2 消防本部の措置

(1) 関係機関への通報

消防長は、市の区域内に林野火災が発生した場合は、速やかに県(消防保安課)及び桐生森林事務所に火災状況の通報を行うものとする。

(2) 他の消防機関への応援要請

消防長は、当該消防職・団員のみでは消火が困難と判断したときは、火災状況を勘案したうえで、風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「広域応援の要請等」の定めるところにより、他の消防機関への応援の要請を行うものとする。

(3) 防御活動等の措置

消防長は、消火活動に当たっては、次の事項を十分検討して最善の措置をとるものとする。

なお、林野火災はその発生場所、風向及び地形等の現地の状況によって延焼方向などが常に変化するため、隊員の安全を最優先として現場の状況に即した臨機応変の措置をとるものとする。

- ア 出動部隊の出動順路と防御担当区域
- イ 携行する消火資機材及びその他の器具
- ウ 指揮命令及び連絡方法並びに通信の確保
- エ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- オ 応急防火線の設定
- カ ヘリポートの設定
- キ その他必要事項

3 消火資機材の整備

市及び消防本部は、林野火災の防御に必要な資機材の備蓄整備に努めるものとする。

(1) 空中消火に必要な資機材(県管理)

空中消火に必要な資機材は、県が所有しており、県内8の消防本部に分散配置している。

(2) 地上消火に必要な資機材(消防本部保有)

第11節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。

第12節 交通の確保

風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。

第13節 避難の受入活動

風水害・雪害対策編第2部第1章第3節「避難誘導」及び同部第7章第1節「指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずる。

第14節 施設、設備の応急復旧活動

風水害・雪害対策編第2部第12章「施設、設備の応急復旧活動」に準ずる。

第15節 広報・広聴活動

風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。

第16節 二次災害の防止活動

林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがある。

このため、土砂災害防止事業実施機関及び市は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止施策として、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第17節 その他の災害応急対策等

風水害・雪害対策編第2部第14章「要配慮者対策」及び同部第15章「その他の災害応急対策」に準ずる。

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧

《関係各部》

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

公共施設の管理者は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。

2 林野火災跡地の復旧

森林所有者は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を指導・実施するものとする。

資料編

資料編

1	組織関係	資-1
1-1	防災関係機関一覧表	資-1
1-2	みどり市災害対策本部条例	資-7
1-3	みどり市防災会議条例	資-8
1-4	みどり市防災会議委員	資-10
1-5	みどり市職員動員計画	資-11
2	災害危険区域関係	資-19
2-1	災害危険区域一覧	資-19
2-2	砂防指定地	資-20
2-3	急傾斜地崩壊危険区域指定	資-21
2-4	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	資-22
2-5	山腹崩壊危険地区	資-34
2-6	地すべり危険区域	資-36
2-7	崩壊土砂流出危険区域	資-37
2-8	災害危険区域に関する類似用語の説明	資-41
2-9	みどり市水防重要箇所	資-42
3	被害状況等報告関係	資-43
3-1	被害状況等報告一覧	資-43
4	通信関係	資-76
4-1	防災行政無線一覧表	資-76
4-2	全国消防団波（153.35MHz）無線一覧表	資-78
4-3	災害時優先電話一覧	資-80
4-4	群馬県地方通信ルート	資-81
5	相互応援協定等締結一覧	資-82
5-1	災害時相互応援協定（基本法）	資-82
5-2	消防相互応援協定書（消防組織法第21条）	資-92
5-3	災害時覚書	資-96
5-4	その他協定書	資-100
5-5	大規模災害時における防災関係機関の活動拠点	資-111
6	自衛隊応援要請関係	資-118
6-1	災害派遣要請書（県知事あて）	資-118
7	応急活動関係	資-119
7-1	避難関係	資-119
7-2	物資供給関係	資-154
7-3	輸送・交通関係	資-174
7-4	衛生関係	資-176
7-5	遺体収容関係	資-177
7-6	ボランティア関係	資-178
7-7	文化財関係	資-179
8	応急復旧関係	資-184
8-1	災害救助基準	資-184

8－2	災害応急対策業務に関する基本協定	資-190
9	復旧・復興関係	資-200
9－1	激甚災害法に基づく特別財政援助の対象	資-200

1 組織関係

1-1 防災関係機関一覧表

1 一部事務組合・事務委託等

機関名	所在地	防災担当部署	電話	F A X
桐生市消防本部	〒376-0027 桐生市元宿町13-38	警防課	0277-47-1704	0277-46-4666
桐生みどり消防署	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美1912-6		0277-77-1177	0277-47-1177
大間々新里分署	〒376-0102 みどり市大間々町桐原247		0277-73-1555	0277-73-1555
黒保根東分署	〒376-0306 みどり市東町荻原188		0277-97-2609	0277-97-2609
桐生市清掃センター	〒376-0122 桐生市新里町野461	庶務課	0277-74-1010	0277-74-1011
桐生市斎場	〒376-0013 桐生市広沢町5-4746-5		0277-54-1204	0277-54-1206
桐生地域医療組合 桐生厚生総合病院	〒376-0024 桐生市織姫町6-3	総務課	0277-44-7171	0277-44-7170

2 群馬県の機関

機関名	所在地	防災担当部署	電話	F A X
総務部危機管理課	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1		027-226-2244	027-221-0158
桐生警察署	〒376-0026 桐生市清瀬町1-16	警備課	0277-43-0110	
桐生警察署 大間々分庁舎	〒376-0102 みどり市大間々町桐原1563		0277-72-0110	
笠懸町交番	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美1483-6		0277-76-2218	
赤城駅前交番	〒376-0101 みどり市大間々町大間々2394-5		0277-73-0303	
浅原駐在所	〒376-0114 みどり市大間々町浅原1531		0277-72-3920	
沢入駐在所	〒376-0301 みどり市東町沢入531		0277-95-6440	
花輪駐在所	〒376-0307 みどり市東町花輪246		0277-97-2404	
桐生行政県税事務所	〒376-0011 桐生市相生町2-331	総務振興係	0277-54-4482	0277-52-4580
桐生保健福祉事務所	〒376-0011 桐生市相生町2-351		0277-53-4131	0277-52-1572
桐生土木事務所	〒376-0011 桐生市相生町2-331		0277-53-0121	0277-52-2904
桐生森林事務所	〒376-0011 桐生市相生町2-331		0277-52-7373	0277-54-5132
東部環境事務所	〒373-0033 太田市西本町60-27		0276-31-2517	0276-31-7410
東部農業事務所	〒373-0033 太田市西本町60-27		0276-31-3824	0276-31-8388
東部教育事務所	〒373-0033 太田市西本町60-27		0276-31-7151	0276-31-7101

3 災害時相互応援市町

機関名	所在地	防災担当部署	電話	F A X	備考
山形県 高畠町	〒992-0392 東置賜郡高畠町大字高畠436	総務課	0238-52-1111 0238-52-3744	0283-52-1543	
桐生市	〒376-8501 桐生市織姫町1-1	共創企画部 防災・危機管理課	0277-46-1111 0277-46-1151	0277-43-1001	
太田市	〒373-8718 太田市浜町2-35	総務部 危機管理室	0276-47-1111 0276-47-1916	0276-47-1888	
館林市	〒374-8501 館林市城町1-1	総務部 安全安心課	0276-72-4111 0276-47-5114	0276-72-3297	
栃木県 足利市	〒326-8601 足利市本城3-2145	総合政策部 危機管理課	0284-20-2222 0284-20-2247	0284-20-2273	
栃木県 佐野市	〒327-8501 佐野市高砂町1	行政経営部 危機管理課	0283-24-5111 0283-20-3056	0283-22-9104	
栃木県 日光市	〒321-1292 日光市今市本町 1	企画総務部 総務課	0288-22-1111 0288-21-5166	0288-21-5137	
埼玉県 八潮市	〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1	生活安全部 危機管理防災課	048-996-2111 内線804	048-995-7367	
茨城県 水戸市	〒310-8610 水戸市中央1-4-1	市民協働部 防災・危機管理課	029-224-1111 029-232-9152	029-233-0523	

4 消防団相互応援市

機関名	所在地	消防団担当部署	電話	F A X
桐生市消防本部	〒376-0027 桐生市元宿町13-38	総務課	0277-47-1701	0277-46-4666
太田市消防本部	〒373-0063 太田市烏山下409-1	消防総務課	0276-33-0200	0276-33-0302
伊勢崎市消防本部	〒372-0031 伊勢崎市今泉2-895	総務課	0270-25-3511	0270-26-9995

5 指定地方行政機関

(*印は勤務時間外の連絡先)

機関名	所在地	防災部署	電話	F A X
関東財務局 前橋財務事務所	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1	総務課	027-221-4491 027-896-2001*	027-224-4426
関東地方整備局	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1	防災室	048-600-1333 内線2165	048-600-1376
高崎河川国道事務所	〒370-0841 高崎市栄町6-41	河川管理課 道路管理第二課 防災課 *情報連絡員	027-345-6041 内線331・441 027-345-6043 内線441 027-354-6044 内線208 027-345-6070	027-345-6091 027-345-6093 027-345-6094 027-345-6099
桐生国道維持出張所	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美1485-1		0277-76-2523	0277-76-2315
渡良瀬川河川事務所	〒326-0822 足利市田中町661-3	流域治水課(出水) 管理課(地震等) 砂防調査課(土砂災害)	0284-73-5558 0284-73-5557 0284-73-5559	0284-73-6215 0284-73-5571 0284-73-5572
桐生出張所	〒376-0004 桐生市小梅町1-7		0277-44-3724	0277-43-1498
大間々砂防出張所	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1204		0277-72-1664	0277-72-1669
群馬労働局 桐生労働基準監督署	〒376-0045 桐生市末広町13-5		0277-44-3523	0277-44-1331
ハローワーク桐生	〒376-0023 桐生市錦町2-11-14		0277-22-8609	0277-22-5014
東京管区气象台 前橋地方气象台	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1	防災業務担当	027-896-1220	027-896-1164
関東森林管理局 群馬森林管理署	〒371-8508 前橋市岩神町4-16-25	総務企画部 企画調整課	027-210-1150	—
関東農政局 群馬県拠点	〒371-0025 前橋市紅雲町1-2-2	地方参事官室	027-221-1181	027-221-7015

6 陸上自衛隊

(*印は勤務時間外の連絡先)

機関名	所在地	防災担当部署	電話	F A X
第12旅団				
司令部	〒370-3503 北群馬郡榛東村大字新井1017-2	第3部防衛班	0279-54-2011 内線2286・2287*2208	0279-54-2011 内線2239
第12高射特科隊		情報班	0279-54-2011 内線2430・2433	

7 指定公共機関

機関名	所在地	防災担当部署	電話	F A X
日本郵便株式会社 大間々郵便局	〒376-0199 みどり市大間々町大間々 1477		0277-72-4411	0277-73-4508
(桐生郵便局)	〒376-8799 桐生市巴町2-1113		0277-45-2495	
(藪塚本町郵便局)	〒379-2399 太田市大原町610-1		0277-78-2131	0277-78-2883
(笠懸郵便局)	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美 1502-4		0277-76-2050	0277-76-9679
(笠懸鹿郵便局)	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿3132-5		0277-77-1041	0277-77-1040
(大間々南郵便局)	〒376-0101 みどり市大間々町大間々 467-4		0277-73-6920	0277-73-6921
(花輪郵便局)	〒376-0307 みどり市東町花輪244		0277-97-2401	0277-97-2805
(沢入簡易郵便局)	〒376-0301 みどり市東町沢入962-1		0277-95-6727	
東日本旅客鉄道株式会社 岩宿駅	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美1500		0277-76-2088	
N T T 東日本株式会社 群馬支店	〒370-0827 高崎市高松町3	災害対策室	027-321-5660 平昼 027-325-7999 休夜	027-330-3008
株式会社N T T ドコモ 群馬支店	〒370-0829 高崎市高松町13	株式会社ド コモ C S 群 馬支店 ネットワー ク部エリア 品質担当	027-393-6414	027-393-6423
東京電力パワーグリッド 株式会社 太田支社	〒373-0026 太田市東本町56-39	カスタマーセ ンター	0120-99-5222 027-898-3646 休夜	0276-22-4111
独立行政法人水資源機構 渡良瀬川総合管理所	〒376-0303 みどり市東町座間564-6	管理グループ	0277-97-2131	0277-97-3035
日本赤十字社群馬県支部 みどり市地区	〒376-0192 みどり市大間々町大間々 1511	社会福祉課	0277-76-0975	0277-76-9089

8 指定地方公共機関

機関名	所在地	防災担当部署	電話	F A X
一般社団法人 桐生市医師会	〒376-0027 桐生市元宿町1863-1		0277-47-2500	0277-22-2422
桐生瓦斯株式会社	〒376-0035 桐生市仲町3-6-32	導管管理センター	0277-44-8141	0277-22-0117
大間々ガス協同組合	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1099-2		0277-72-1719	0277-72-1719
東武鉄道株式会社 赤城駅	〒376-0101 みどり市大間々町大間々2445-3		0277-72-1138	
上毛電気鉄道株式会社 赤城駅	〒376-0101 みどり市大間々町大間々2445-3		0277-72-1138	
わたらせ渓谷鐵道株式会社 大間々駅	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1375		0277-72-1117	
待矢場両堰土地改良区	〒373-0063 太田市烏山下町402-1	事務局長	0276-33-7181	0276-31-3291
大間々用水土地改良区	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1549		0277-73-5599	0277-72-2500
岡登堰土地改良区	〒379-2301 太田市藪塚町1265		0277-78-4729	0277-78-4753
藪塚台地土地改良区	〒379-2301 太田市藪塚町1867-7		0277-78-5695	0277-78-5636
阿左美沼土地改良区	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美2887-33		0277-76-4481	0277-76-1660
早川土地改良区	〒376-0194 桐生市新里町武井693		0277-74-2217	0277-74-1338
勢多郡東村土地改良区	〒376-0307 みどり市東町花輪237		0277-47-7724	0277-47-7725

9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	所在地	防災担当部署	電話	F A X
新田みどり 農業協同組合	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿235-2		0277-30-8511	0277-30-8611
笠懸支店	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿235-2		0277-76-2511	0277-76-8458
大間々支店	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1524		0277-72-2323	0277-73-0651
黒保根東支店	〒376-0141 桐生市黒保根町水沼26-7		0277-96-2121	0277-96-2768
桐生広域森林組合	〒376-0011 桐生市相生町3-560-5		0277-55-0077	0277-55-0071
わたらせ森林組合	〒376-0307 みどり市東町花輪237		0277-97-2126	0277-97-2127
みどり市商工会	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1549		0277-73-6611	0277-72-2588
笠懸町商工会	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿3003-1		0277-76-2507	0277-76-7814
みどり市社会福祉協議 会本所	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1511		0277-47-7066	0277-72-4051
笠懸支所	〒379-2395 みどり市笠懸町鹿2952		0277-76-4111	0277-76-2828
東支所	〒376-0307 みどり市東町花輪114-3		0277-97-2828	0277-97-3738
関東開発株式会社 桐生競艇場	〒379-2398 みどり市笠懸町阿左美2887	総務部	0277-76-2411	0277-76-2639

1-2 みどり市災害対策本部条例

平成18年3月27日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、みどり市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

1-3 みどり市防災会議条例

平成18年 3 月 27日

条例第 2 0 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号)第 1 6 条第 6 項の規定に基づき、みどり市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の事務をつかさどる。

- (1) みどり市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) みどり市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 群馬県の知事の部局内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 群馬県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部局内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 市の消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- 6 委員の定数は、別に定める。
- 7 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び災害対策に関し識見のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

1-4 みどり市防災会議委員

区分	職名	備考
会長	みどり市長	
条例第3条第5項第1号	関東地方整備局渡良瀬川河川事務所長	
〃 〃	関東地方整備局高崎河川国道事務所 桐生国道維持出張所長	
〃 第2号	桐生みどり振興局長（桐生行政県税事務所長）	
〃 〃	桐生保健福祉事務所長	
〃 〃	桐生土木事務所長	
〃 第3号	桐生警察署長	
〃 第4号	みどり市副市長	
〃 〃	みどり市総務部長兼危機管理監	
〃 〃	みどり市政策企画部長	
〃 〃	みどり市市民部長	
〃 〃	みどり市保健福祉部長	
〃 〃	みどり市産業観光部長	
〃 〃	みどり市都市建設部長	
〃 〃	みどり市教育部長	
〃 第5号	みどり市教育長	
〃 第6号	みどり市消防団長	
〃 第7号	独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所長	
〃 〃	日本郵便株式会社薮塚本町郵便局長	
〃 〃	日本郵便株式会社大間々郵便局長	
〃 〃	一般社団法人桐生市医師会長	
〃 〃	N T T 東日本株式会社群馬支店長	
〃 〃	東京電力パワーグリッド株式会社太田支社長	

1-5 みどり市職員動員計画

				1. 災害時：災害警戒本部 震災時震度 4									
部	班	課等	時間帯	勤務時間内					勤務時間外				
			庁舎	笠懸	大間々 (教育)	農林業セ ンター	東	教育	笠懸	大間々 (教育)	農林業セ ンター	東	教育
総務部長兼危機管理監				1					1				
総 務 部	防災総務班	防災危機管理課	6						6				
	機動班	総務課	1						1				
		財政課											
	(競艇事業局)	競艇事業局	1						1				
	(会計局)	会計局											
	(議会事務局)	議会事務局											
	(監査委員事務 局)	監査委員事務局											
	部 計			9					9				
政策企画部長				1					1				
政 策 企 画 部	機動班	企画課											
		地域創生課											
		秘書課											
	部 計			1					1				
東 支 所	東支所長						1						
	東市民班	東市民生活課					1						
	支所計						2						
市 民 部	市民部長		1						1				
	総務班	税務課	1						1				
	機動班	納税課	1						1				
		市民課											
		保険年金課											
		SDGs推進課											
	部 計			3					3				
保 健 福 祉 部	保健福祉部長				1					1			
	総務班	社会福祉課			1					1			
	機動班	介護高齢課			1					1			
		こども課											
		子育て相談課			1					1			
		健康管理課											

		スポーツ振興課										
	部 計			4				4				
産 業 観 光 部	産業観光部長				1					1		
	総務班	農林課			1					1		
	機動班	商工課			1					1		
		観光課										
		農業委員会事務局										
	部 計				3					3		
都 市 建 設 部	都市建設部長				1					1		
	総務班	都市計画課			1					1		
		建設課			1					1		
		建築住宅課										
		簡水下水道課										
	部 計				3					3		
	教育部長					1					1	
	総務班	教育総務課				1					1	
		給食センター										
		学校教育課				1					1	
		各施設(学校)										
		社会教育課										
		各施設(社会教育施設)										
		文化財課										
		各施設(博物館)										
		富弘美術館										
		部 計					3					3
職員総計			13	4	6	2	3	13	4	6	2	3
消 防 団	消防団本部団員											
	消防団員（分団詰所集合）											
	団 計											

				2. 災害時：災害対策本部 (1号動員)									
部	班	課等	時間帯	勤務時間内					勤務時間外				
			庁舎	笠懸	大間々(教育)	農林業センター	東	教育	笠懸	大間々(教育)	農林業センター	東	教育
総務部長兼危機管理監				1					1				
総務部	防災総務班	防災危機管理課	6					6					
	機動班	総務課	4					4					
		財政課	4					4					
	(競艇事業局)	競艇事業局	2					2					
	(会計局)	会計局	2					2					
	(議会事務局)	議会事務局		1					1				
	(監査委員事務局)	監査委員事務局		1					1				
	部 計			19	2				19	2			
政策企画部長				1					1				
政策企画部	機動班	企画課	3					3					
		地域創生課	3					3					
		秘書課	2					2					
	部 計			9					9				
東支所	東支所長					1						1	
	東市民班	東市民生活課				2						2	
	支所計					3						3	
市民部	市民部長		1					1					
	総務班	税務課	5					5					
	機動班	納税課	2					2					
		市民課	4	3				4	3				
		保険年金課	3					3					
		SDGs推進課	3					3					
	部 計			18	3				18	3			
保健福祉部	保健福祉部長			1					1				
	総務班	社会福祉課		5					5				
	機動班	介護高齢課		4					4				
		こども課		3					3				
		子育て相談課		2					2				
		健康管理課		5					5				
		スポーツ振興課		3					3				
	部 計				23				23				

産 業 観 光 部	産業観光部長				1					1		
	総務班	農林課			4					4		
	機動班	商工課			2					2		
		観光課			3					3		
		農業委員会事務局			1					1		
	部　　計				11					11		
都 市 建 設 部	都市建設部長				1					1		
	総務班	都市計画課			3					3		
		建設課			4					4		
		建築住宅課			3					3		
		簡水下水道課			3					3		
	部　　計				14					14		
	教育部長						1					1
	総務班	教育総務課					2					2
		給食センター					1					1
		学校教育課					3					3
		各施設(学校)										
		社会教育課					2					2
		各施設(社会教育施設)	3	1		1		3	1		1	
		文化財課	1					1				
		各施設(博物館)	1					1				
		富弘美術館				2					2	
		部　　計		5	1		3	9	5	1		3
職員総計		51	29	25	6	9	51	29	25	6	9	
消 防 団	消防団本部団員											
	消防団員（分団詰所集合）											
	団　　計											

				3. 災害時：災害対策本部 (2号動員)震災時震度5弱・5強										
部	班	課等	時間帯	勤務時間内					勤務時間外					
			庁舎	笠懸	大間々	農 林 業 セ ン タ ー	東	教育	笠懸	大間々	農 林 業 セ ン タ ー	東	教育	
総務部長兼危機管理監				1						1				
総 務 部	防災総務班	防災危機管理課		6						6				
	機動班	総務課		7						7				
		財政課		7						7				
	(競艇事業局)	競艇事業局		3						3				
	(会計局)	会計局		3						3				
	(議会事務局)	議会事務局				2					2			
	(監査委員事務局)	監査委員事務局				2					2			
	部 計			27	4					27	4			
政策企画部長				1						1				
政 策 企 画 部	機動班	企画課		6						6				
		地域創生課		6						6				
		秘書課		3						3				
	部 計			16						16				
東 支 所	東支所長							1					1	
	東市民班	東市民生活課						4					4	
	支所 計							5					5	
市 民 部	市民部長			1						1				
	総務班	税務課		9						9				
	機動班	納税課		4						4				
		市民課		7	5					7	5			
		保険年金課		6						6				
		SDGs推進課		5						5				
	部 計			32	5					32	5			
保 健 福 祉 部	保健福祉部長				1					1				
	総務班	社会福祉課			9					9				
	機動班	介護高齢課			7						7			
		こども課			5						5			
		子育て相談課			3						3			
		健康管理課		1	10					1	10			
		スポーツ振興課			6						6			
	部 計			1	41					1	41			

産業観光部	産業観光部長				1				1		
	総務班	農林課			7				7		
	機動班	商工課			4				4		
		観光課			5				5		
		農業委員会事務局			2				2		
	部 計				19				19		
都市建設部	都市建設部長				1				1		
	総務班	都市計画課			5				5		
		建設課			7				7		
		建築指導課			5				5		
		簡水下水道課			6				6		
	部 計				24				24		
	教育部長						1				1
	総務班	教育総務課					4				4
		給食センター					1				1
		学校教育課					6				6
		各施設(学校)									
		社会教育課					3				3
		各施設(社会福祉施設)	5	2		1		5	2		1
		文化財課	2					2			
		各施設(博物館)	1					1			
		富弘美術館				2					2
	部 計		8	2		3	15	8	2		3
職員総計		84	52	43	8	15	84	52	43	8	15
消防団	消防団本部団員										
	消防団員（分団詰所集合）										
	団 計										

				4. 災害時：災害対策本部 (3 号動員) 震災時震度 6 弱以上									
部	班	課等	時間帯	勤務時間内					勤務時間外				
			庁舎	笠懸	大間々	農林業センター	東	教育	笠懸	大間々	農林業センター	東	教育
総務部長兼危機管理監				1					1				
総務部	防災総務班	防災危機管理課		6					6				
	機動班	総務課		13					13				
		財政課		14					14				
	(競艇事業局)	競艇事業局		6					6				
	(会計局)	会計局		5					5				
	(議会事務局)	議会事務局				4					4		
	(監査委員事務局)	監査委員事務局				3					3		
	部 計			45	7				45	7			
政策企画部長				1					1				
政策企画部	機動班	企画課		12					12				
		地域創生課		12					12				
		秘書課		5					5				
	部 計			30					30				
東支所	東支所長						1					1	
	東市民班	東市民生活課					8					8	
	支所 計						9					9	
市民部	市民部長			1					1				
	総務班	税務課		17					17				
	機動班	納税課		7					7				
		市民課		13	9				13	9			
		保険年金課		11					11				
		SDGs推進課		10					10				
	部 計			59	9				59	9			
保健福祉部	保健福祉部長			1	1				1	1			
	総務班	社会福祉課		18	17				18	17			
	機動班	介護高齢課		14	14				14	14			
		こども課		13	10				13	10			
		子育て相談課			6					6			
		健康管理課		1	20				1	20			
		スポーツ振興課			11					11			
	部 計			1	79				1	79			

産業 観 光 部	産業観光部長				1				1		
	総務班	農林課			13				13		
	機動班	商工課			7				7		
		観光課			10				10		
		農業委員会事務局			4				4		
	部 計				35				35		
都 市 建 設 部	都市建設部長				1				1		
	総務班	都市計画課			10				10		
		建設課			14				14		
		建築指導課			9				9		
		簡水下水道課			11				11		
	部 計				45				45		
	教育部長					1					1
	総務班	教育総務課				8					8
		給食センター				1					1
		学校教育課				12					12
		各施設(学校)	6	5		1	6	5		1	
		社会教育課				5					5
		各施設(社会福祉施設)	9	3		1	9	3		1	
		文化財課	4				4				
		各施設(博物館)	4	1			4	1			
		富弘美術館				4				4	
	部 計		23	9		6	27	23	9	6	27
職員総計		158	104	80	15	27	158	104	80	15	27
消 防 団	消防団本部団員										
	消防団員（分団詰所集合）										
	団 計										

※職員動員計画については、本編に定める基準によるが、災害の程度により変更になる場合もある。

2 災害危険区域関係

2-1 災害危険区域一覧

危険区域		笠懸町地内			大間々町地内			東町地内			計		
重要水防箇所		河川	箇所	延長m	河川	箇所	延長m	河川	箇所	延長m	河川	箇所	延長m
		1	2	1,600							1	2	1,600
砂防指定地		溪流	箇所	面積ha	溪流	箇所	面積ha	溪流	箇所	面積ha	溪流	箇所	面積ha
		1	2	3	9	12	7.5	9	12	12	19	26	22.5
急傾斜地崩壊 危険区域		箇所			箇所			箇所			箇所		
					14			10			24		
山地災害危険地区 (民有林)	山腹崩壊 危険地区	箇所			箇所			箇所			箇所		
					24			46			70		
	地すべり 危険地区	箇所			箇所			箇所			箇所		
								5			5		
	崩壊土砂 流出危険 区域	箇所			箇所			箇所			箇所		
					45			112			157		
	計	箇所			箇所			箇所			箇所		
					66			151			217		

2-2 砂防指定地

平成31年4月1日現在

幹川名	溪流名	指定年月日	告示番号	所在地	指定区分	指定延長(m)	計(ha)	他法令規則等
利根川	早川	H04.12.25	2061	笠懸町西鹿田	標柱		0.04	
利根川	早川	H16.12.02	264	笠懸町西鹿田	標柱		2.618	
渡良瀬川	渡良瀬川	S29.06.22	1141	大間々町大間々	標柱		0.16	
渡良瀬川	小平川	S37.12.10	3008	大間々町小平	標柱	420.0	0.72	一級河川
渡良瀬川	塩沢川	S37.12.10	3008	大間々町塩沢	線	364.0	1.35	
渡良瀬川	マミ穴沢	S40.09.06	2557	大間々町小平	線		0.03	
渡良瀬川	湯沢川	S40.09.06	2557	大間々町下神梅	線		0.09	土石流危険溪流
渡良瀬川	入山沢川	S40.09.06	2557	大間々町浅原	線		0.85	土石流危険溪流・一級河川
渡良瀬川	吉之入川	S40.09.06	2557	大間々町浅原	線		0.07	土石流危険溪流
渡良瀬川	湯沢川	S43.08.30	2446	大間々町下神梅	線		1.01	
渡良瀬川	吉之入川	S43.11.20	3418	大間々町浅原	線		0.76	
渡良瀬川	狸穴川	S43.11.20	3418	大間々町小平	標柱		0.8	
渡良瀬川	狸穴川	H02.01.30	112	大間々町小平	標柱	269.8	0.86	土石流危険溪流
渡良瀬川	茂木川	H05.08.11	1688	大間々町小平	氷柱	229.0	0.8	土石流危険溪流
渡良瀬川	渡良瀬川	S08.07.21	229	東町小夜戸	線	300.0	1.78	一級河川
渡良瀬川	樋之入川	S24.05.06	396	東町座間	標柱	1050.0	2.57	土石流危険溪流・一級河川
渡良瀬川	横川川	S27.01.29	62	東町草木	標柱	320.0	0.97	
渡良瀬川	谷頭沢	S27.01.29	62	東町神戸	標柱	185.0	0.29	土石流危険溪流
渡良瀬川	桑平木沢	S27.01.29	62	東町神戸	標柱	460.0	1.07	土石流危険溪流
渡良瀬川	堀田川	S27.05.14	553	東町座間	標柱	650.0	1.8	
渡良瀬川	堀田川	S29.07.02	1221	東町座間	標柱	360.0	1	
渡良瀬川	樋之入川	S30.11.18	1321	東町座間	標柱		0.19	
渡良瀬川	草木川	S31.09.29	1537	東町草木	標柱		0.87	
渡良瀬川	谷頭沢	S32.09.07	1100	東町神戸	標柱	420.0	0.5	
渡良瀬川	桜木沢	S35.06.01	1008	東町小中	標柱	200.0	0.43	
渡良瀬川	湯舟沢	S43.11.20	3418	東町花輪	標柱		0.7	土石流危険溪流

2-3 急傾斜地崩壊危険区域指定

令和6年4月1日現在

整理 番号	区域名	所在地	字	指定年月日	告示番号
1	川面（川面B）	大間々町高津戸	川面	S48.11.13	710
2	狸原	大間々町小平	狸原	S48.11.13	711
3	上桐原	大間々町桐原	瀬戸ヶ原、沢ノ入、中井、矢畑	S53.12.26	897
4	塩原神社	大間々町塩原	高松、下ノ谷戸、中村	S54.12.11	910
5	中神梅	大間々町上神梅	西山、馬場、道西	S56.11.27	917
6	細谷戸	大間々町小平	細谷戸、宮前	S56.11.27	917
7	上桐原(A)	大間々町桐原	手振山、北原、中井	S58.3.8	167
8	浅原	大間々町浅原	岡貝戸、落内	S61.2.7	68
9	高津戸	大間々町高津戸	要害、山際、岩崎	S63.4.22	333
10	上の台	大間々町桐原	宮原、瀬戸ヶ原	H4.3.3	162
11	塩原神社北	大間々町塩原	高松、中村	H5.6.4	474
12	上桐原(追加)	大間々町桐原	久保、宮岡	S63.4.22	333
13	下ノ台	大間々町塩原	上ノ台	H26.12.26	398
14	町営住宅一B	大間々町高津戸		H27.12.8	376
15	下小中	東町小中	野岸、砂原、桜木坂	S53.12.26	897
16	阿入	東町小中	阿入、阿入沢	S55.9.16	621
17	花輪	東町花輪	中居、愛宕、上野、三嶋	S61.2.7	68
18	宿	東町沢入	西、宿、後山、上橋場	S63.4.22	333
19	高橋	東町荻原	笠作、高橋、宮原、上ノ原	H1.8.22	747
20	三ヶ郷	東町花輪	城、前原、駒戸	H5.1.26	61
21	関守	東町荻原	ゴンズイ、忍野	H6.11.22	646
22	小夜戸	東町小夜戸	猪ノ原、上ノ原、桃ノ沢、大谷戸、小貝戸	H6.11.22	646
23	八沢	東町草木	漆久保、押奈幸、八沢	H13.1.12	38
24	東宮	東町沢入		H28.12.26	342

出典：群馬県地域防災計画 資料編（令和7年3月）

2-4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定	指定年月日	告示番号
1	K1611	小夜戸	東町小夜戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
2	K1612-1	花輪-1	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
3	K1612-2	花輪-2	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
4	K1612-3	花輪-3	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
5	K1613	三ヶ郷	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
6	K1614-1	栃原-1	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
7	K1614-2	栃原-2	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
8	K1615	阿久沢	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
9	K1616-1	下小中-1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
10	K1616-2	下小中-2	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
11	K1617-1	小中-1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
12	K1617-2	小中-2	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
13	K1618	腰越	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
14	K1619	下小池	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
15	K1620-1	上小池-1	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
16	K1620-2	上小池-2	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
17	K1621	柱戸	東町座間	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
18	K1622	八沢	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
19	K1623	東宮	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
20	K1624-1	宿-1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
21	K1624-2	宿-2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
22	K1625-1	向沢入-1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
23	K1625-2	向沢入-2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
24	K1626-1	見沢向-1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
25	K1626-1	見沢向-2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○		R3. 3. 31	121
26	K1627	石坂	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
27	K1628-1	高橋-1	東町荻原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
28	K1628-2	高橋-2	東町荻原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
29	K1629-1	関守-1	東町荻原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
30	K1629-2	関守-2	東町荻原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
31	K1630	柏ヶ谷1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
32	K1631	平2	東町座間	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
33	K1632-1	黒坂石9-1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
34	K1632-2	黒坂石9-2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
35	K1633	石坂1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
36	K1634-1	名越2-1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
37	K1634-2	名越2-2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
38	K1635	押手3	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
39	K1636	見沢向1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
40	K1637	横川4	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
41	K1638	柱戸1	東町座間	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
42	K1639-1	原7-1	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
43	K1639-2	原7-2	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
44	K1640	原9	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
45	K1641-1	三ヶ郷3-1	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
46	K1641-2	三ヶ郷3-2	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
47	K1642	大平17	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
48	K1643	栃原1	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
49	K1644	三ヶ郷2	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
50	K1645	荒神山	笠懸町阿左美	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
51	K1646	沢田	笠懸町阿左美	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
52	K1647	稲荷山	笠懸町阿左美	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
53	K1648	山際	笠懸町鹿	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
54	K1650	琴平山	笠懸町阿左美	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
55	K1651	堀上	笠懸町阿左美	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
56	K1652-1	馬見岡-1	笠懸町西鹿田	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
57	K1652-2	馬見岡-2	笠懸町西鹿田	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
58	K1653	吹上1	笠懸町鹿	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
59	K1654	清水5	笠懸町鹿	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
60	K1655	堀上1	笠懸町阿左美	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
61	K1656	山際イ	笠懸町鹿	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
62	K1658	高津戸	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
63	K1659-1	町営住宅-A	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
64	K1659-2	町営住宅-B	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
65	K1660	戸沢	大間々町桐原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
66	K1661-1	上桐原(A)-1	大間々町桐原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
67	K1662-1	上桐原-1	大間々町桐原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
68	K1662-2	上桐原-2	大間々町桐原	急傾斜地の崩壊	○		R3. 3. 31	121
69	K1663	瓜久保(A)	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
70	K1664-1	瓜久保(B)-1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
71	K1664-2	瓜久保(B)-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
72	K1664-3	谷田	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
73	K1665-1	細谷戸-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
74	K1665-2	細谷戸-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
75	K1666-1	狸原-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
76	K1666-2	狸原-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
77	K1666-3	狸原-3	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
78	K1667	三本木	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
79	K1668	塩原神社	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
80	K1669	塩原神社北	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
81	K1670	下の台	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
82	K1671-1	中神梅-1	大間々町上神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
83	K1671-2	中神梅-2	大間々町上神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
84	K1671-3	中神梅-3	大間々町上神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
85	K1671-4	中神梅-4	大間々町上神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
86	K1671-5	中神梅-5	大間々町上神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
87	K1672	穴原	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
88	K1673-1	浅原-1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
89	K1673-2	浅原-2	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
90	K1673-3	浅原-3	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
91	K1674	上神梅	大間々町上神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
92	K1675	塩沢	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
93	K1676-1	貴船神社前-1	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
94	K1676-2	貴船神社前-2	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
95	K1676-3	貴船神社前-3	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
96	K1677	瀬見	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
97	K1678	北原口	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
98	K1679-1	町営住宅-1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
99	K1679-2	町営住宅-2	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
100	K1679-3	町営住宅-3	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
101	K1680-1	川面(B)-1	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
102	K1680-2	川面(B)-2	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
103	K1680-3	川面(B)-3	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
104	K1681	上の台	大間々町桐原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
105	K1682-2	遠ノ久保-2	大間々町桐原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
106	K1683-1	折ノ内3-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
107	K1683-2	折ノ内3-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
108	K1683-3	折ノ内3-3	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
109	K1683-4	折ノ内3-4	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
110	K1683-5	折ノ内3-5	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
111	K1684	舟原2	大間々町上神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
112	K1685-1	寺前6-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
113	K1685-2	寺前6-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
114	K1686	浅原2	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
115	K1687	塩沢12	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
116	K1688	上ノ台1	大間々町桐原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
117	K1689-1	上ノ台2-1	大間々町桐原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
118	K4030-1	阿入-1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
119	K4030-2	阿入-2	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
120	K4030-3	阿入-3	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
121	K4030-4	阿入-4	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
122	K4031	楡沢4	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
123	K4032-1	楡沢6-1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
124	K4032-2	楡沢6-2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
125	K4033	萩平1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
126	K4034	萩平2	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
127	K4035	萩平3	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
128	K4036	平仁手2	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
129	K4037	平仁手3	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
130	K4038	平仁手4	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
131	K4039	平仁手7	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
132	K4040	臼木1	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
133	K4041	阿久沢1	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
134	K4042	足越1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
135	K4043	足越2	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
136	K4044	柏ヶ谷2	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
137	K4045	暮坪1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
138	K4046	暮坪2	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
139	K4047	釜抜1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
140	K4048	袖丸1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
141	K4049	袖丸2	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
142	K4050	袖丸3	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
143	K4051	袖丸4	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
144	K4052	袖丸7	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
145	K4053	腰越1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
146	K4054	平3	東町座間	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
147	K4055	黒坂石3	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
148	K4056	足渡1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
149	K4057	足渡4	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
150	K4058	石坂2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
151	K4059	石坂3	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
152	K4060-1	名越1-1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
153	K4060-2	名越1-2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
154	K4060-3	名越1-3	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
155	K4060-4	名越1-4	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
156	K4061	宿4	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
157	K4062	宿5	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
158	K4063	押手1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
159	K4064	押手2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
160	K4065	押手4	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
161	K4066	春場見1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
162	K4067	春場見2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
163	K4068	春場見3	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
164	K4069	西2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
165	K4070	沢向1	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
166	K4071	寒沢平1	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
167	K4072	曲久保1	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
168	K4073	原5	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
169	K4074	原10	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
170	K4075	横川1	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
171	K4076	横川2	東町草木	急傾斜地の崩壊	○		R3. 3. 31	121
172	K4077	横川3	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
173	K4078	寒沢1	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
174	K4079	上草木	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
175	K4080-1	横川5-1	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
176	K4080-2	横川5-2	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
177	K4081	蕨平	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
178	K4082	西3	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
179	K4083	諸沢2	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
180	K4084	小池5	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
181	K4085	原8	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
182	K4086-1	宿1-1	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
183	K4086-2	宿1-2	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
184	K4087	宿2	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
185	K4088	柳平2	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
186	K4089	柳平3	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
187	K4090	柳平4	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
188	K4091	柳平5	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
189	K4092	三ヶ郷4	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
190	K4093	中野11	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
191	K4094	中野12	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
192	K4095	中野13	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
193	K4096	中野14	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
194	K4097	松島1	東町小夜戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
195	K4098	下小夜戸1	東町小夜戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
196	K4099	大畑3	東町小夜戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
197	K4100	大畑4	東町小夜戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
198	K4101	大畑6	東町小夜戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
199	K4102	大畑7	東町小夜戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
200	K4104	大畑9	東町小夜戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
201	K4105	石見1	東町小夜戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
202	K4106	石見2	東町小夜戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
203	K4107	牛沢1	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
204	K4108-1	大平14-1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
205	K4108-2	大平14-2	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
206	K4109	大平15	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
207	K4110	三ヶ郷1	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
208	K4111	中野10	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
209	K4112	宿7	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
210	K4113	中井4	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
211	K4114	中井5	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
212	K4115	中井6	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
213	K4116	中井1	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
214	K4117-1	関守1-1	東町荻原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
215	K4117-2	関守1-2	東町荻原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
216	K4118	関守2	東町荻原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
217	K4120	関守4	東町荻原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
218	K4121	関守5	東町荻原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
219	K4122	向山	笠懸町西鹿田	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
220	K4123	清水4	笠懸町鹿	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
221	K4124	馬見岡1	笠懸町西鹿田	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
222	K4125	岩宿1	笠懸町阿左美	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
223	K4126-1	川面-1	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
224	K4126-2	川面-2	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
225	K4127-1	小友1-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
226	K4127-2	小友1-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
227	K4128-1	小友2-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
228	K4128-2	小友2-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
229	K4129	小友3	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
230	K4130	小友4	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
231	K4131-1	小友5-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
232	K4131-2	小友5-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
233	K4132-1	小友6-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
234	K4132-2	小友6-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
235	K4133	小友8	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
236	K4134-1	小友9-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
237	K4134-2	小友9-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
238	K4135	猿橋1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
239	K4136	猿橋2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
240	K4137	茂木1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
241	K4138	茂木2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
242	K4139	茂木3	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
243	K4140-1	茂木4-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
244	K4140-2	茂木4-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
245	K4140-3	茂木4-3	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
246	K4141	茂木7	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
247	K4142-1	茂木8-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
248	K4142-2	茂木8-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
249	K4143	茂木9	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
250	K4144	茂木10	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
251	K4145-1	茂木13-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
252	K4145-2	茂木13-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
253	K4146	茂木14	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
254	K4147	茂木15	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
255	K4148-1	茂木16-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
256	K4148-2	茂木16-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
257	K4149	茂木17	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
258	K4150	小友11	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
259	K4151	狸原2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
260	K4152	狸原3	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
261	K4153	狸原6	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
262	K4154	狸原7	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
263	K4155	瀬見1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
264	K4156	瀬見2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
265	K4157	瀬見3	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
266	K4158-1	瀬見4-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
267	K4158-2	瀬見4-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
268	K4159-1	瀬見5-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
269	K4159-2	瀬見5-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
270	K4160	瀬見6	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
271	K4161	瀬見7	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
272	K4162-1	瀬見8-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
273	K4162-2	瀬見8-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
274	K4163	瀬見9	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
275	K4164	折ノ内1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
276	K4165-1	折ノ内2-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
277	K4165-2	折ノ内2-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
278	K4166	舟原3	大間々町上神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
279	K4167	舟原4	大間々町上神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
280	K4168	寺前1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
281	K4169	寺前2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
282	K4170	寺前3	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
283	K4171	寺前4	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
284	K4172	寺前5	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
285	K4173	寺前7	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
286	K4174	三本木8	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
287	K4175	三本木9	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
288	K4176-1	三本木11-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
289	K4176-2	三本木11-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
290	K4177	長尾根2	大間々町長尾根	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
291	K4178	長尾根3	大間々町長尾根	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
292	K4179-1	宮前2A-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
293	K4179-2	宮前2A-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
294	K4179-3	宮前2A-3	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
295	K4180-1	宮前3-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
296	K4180-2	宮前3-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
297	K4181	入山1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
298	K4182	胡桃貝戸1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
299	K4183-1	胡桃貝戸2-1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
300	K4183-2	胡桃貝戸2-2	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
301	K4183-3	胡桃貝戸2-3	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
302	K4184-1	胡桃貝戸3-1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
303	K4184-2	胡桃貝戸3-2	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
304	K4185-1	胡桃貝戸4-1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
305	K4185-2	胡桃貝戸4-2	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
306	K4186	浅原1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
307	K4187-1	浅原3-1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
308	K4187-2	浅原3-2	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
309	K4187-3	浅原3-3	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
310	K4187-5	浅原3-5	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
311	K4187-6	浅原3-6	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
312	K4187-7	浅原3-7	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
313	K4188	浅原4	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
314	K4189	浅原5	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
315	K4190-1	浅原6-1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
316	K4190-2	浅原6-2	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
317	K4191	浅原7	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
318	K4192	浅原8	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
319	K4193	塩沢1	大間々町長尾根	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
320	K4194	塩沢2	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
321	K4195-1	塩沢3-1	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
322	K4195-2	塩沢3-2	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
323	K4195-3	塩沢3-3	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
324	K4196-1	塩沢4-1	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
325	K4196-2	塩沢4-2	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
326	K4197	塩沢5	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
327	K4198	塩沢6	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
328	K4199	塩沢7	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
329	K4200	塩沢8	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
330	K4201	塩沢9	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
331	K4202	塩沢10	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
332	K4203-1	塩沢11-1	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
333	K4203-2	塩沢11-2	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
334	K4203-3	塩沢11-3	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
335	K4204	上ノ台3	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
336	K4205	高松1	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
337	K4206-1	中村14-1	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
338	K4206-2	中村14-2	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
339	K4207-1	中村15-1	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
340	K4207-2	中村15-2	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
341	K4208	中村16	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
342	K4209-1	上ノ台4-1	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
343	K4209-2	上ノ台4-2	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
344	K4209-3	上ノ台4-3	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
345	K4210-1	塩原1-1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
346	K4210-2	塩原1-2	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
347	K4211	塩原2	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
348	K4212-1	下の台1-1	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
349	K4212-3	下の台1-3	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
350	K4212-4	下の台1-4	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
351	K4212-6	下の台1-6	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
352	K4213	下神梅1	大間々町下神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
353	K4214	川面1	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
354	K4215-1	川面2-1	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
355	K4215-2	川面2-2	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
356	K4216	権現山1	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
357	K4218-1	下桐原1-1	大間々町桐原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
358	K4218-2	下桐原1-2	大間々町桐原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
359	K5254	清水イ	笠懸町鹿	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
360	K5255	清水ロ	笠懸町鹿	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
361	K5256	鹿の川イ	笠懸町阿左美	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
362	K5257	上神梅イ	大間々町上神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
363	K5258	塩沢イ	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
364	K5259	浅原イ	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
365	K5260	小友7	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
366	K5261-1	茂木11-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
367	K5261-2	茂木11-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
368	K5262	狸原4	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
369	K5263	狸原5	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
370	K5264	狸原1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
371	K5265	瀬見	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
372	K5266	瀬見口	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
373	K7183	牛沢2	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
374	K7184	牛沢3	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
375	203- I -016	西寺ノ入沢	笠懸町阿左美	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
376	309- I -501	高橋沢	東町荻原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
377	309- I -502	松ノ木沢	東町荻原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
378	309- I -503	房川	東町荻原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
379	309- I -504	中井沢	東町荻原	土石流	○		R3. 3. 31	121
380	309- I -505	堤沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
381	309- I -506	不動沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
382	309- I -507	童神沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
383	309- I -508	寺ノ沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
384	309- I -509	唐沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
385	309- I -510	中野不動沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
386	309- I -511	中ノ沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
387	309- I -512	駒戸沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
388	309- I -513	前原沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
389	309- I -514	平沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
390	309- I -515	栃原沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
391	309- I -516	阿久沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
392	309- I -517	大豆久保沢	東町小中	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
393	309- I -518	谷頭沢	東町神戸	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
394	309- I -519	小池沢	東町神戸	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
395	309- I -520	草木沢	東町草木	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
396	309- I -521	深井戸沢	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
397	309- I -522	竹の久保沢	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
398	309- I -523	宮の沢	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
399	309- I -524	後山沢	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
400	309- I -525	神戸谷戸沢	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
401	309- I -526	向沢入沢	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
402	309- I -527	見沢向沢	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
403	309- I -528	ナラトチ沢	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
404	309- I -529	座間沢	東町座間	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
405	309- I -530	樋之入沢	東町座間	土石流	○		R3. 3. 31	121
406	309- I -531	小夜戸川	東町小夜戸	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
407	309- I -532	下の沢	東町小夜戸	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
408	309- I -533	鹿生沢	東町小夜戸	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
409	309- I -534	ヒル沢	東町小夜戸	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
410	309- I -535	樽沢	東町小夜戸	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
411	484- I -001	荒神沢	笠懸町阿左美	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
412	501- I -501	桐原沢	大間々町桐原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
413	501-I-502	沢之入沢	大間々町桐原	土石流	○	○	R3.3.31	121
414	501-I-503	根岸川	大間々町下神梅	土石流	○		R3.3.31	121
415	501-I-504	北下神梅沢	大間々町下神梅	土石流	○	○	R3.3.31	121
416	501-I-505	下西川沢	大間々町下神梅	土石流	○	○	R3.3.31	121
417	501-I-506	西川沢	大間々町下神梅	土石流	○		R3.3.31	121
418	501-I-507	湯沢川	大間々町下神梅	土石流	○		R3.3.31	121
419	501-I-508-1	滝ノ沢-1	大間々町上神梅	土石流	○	○	R3.3.31	121
420	501-I-508-2	滝ノ沢-2	大間々町上神梅	土石流	○	○	R3.3.31	121
421	501-I-509	北上ノ台二ノ沢	大間々町塩原	土石流	○	○	R3.3.31	121
422	501-I-510	八王子沢	大間々町塩原	土石流	○	○	R3.3.31	121
423	501-I-511	下八王子沢	大間々町塩原	土石流	○	○	R3.3.31	121
424	501-I-512	岩久保沢	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3.3.31	121
425	501-I-513	中山沢	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3.3.31	121
426	501-I-514	吉之入沢	大間々町浅原	土石流	○		R3.3.31	121
427	501-I-515	上吉之入沢	大間々町浅原	土石流	○	○	R3.3.31	121
428	501-I-516	狸原沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
429	501-I-517	三本木沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
430	501-I-518	東鍾乳洞沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
431	501-I-519	鍾乳洞沢	大間々町小平	土石流	○		R3.3.31	121
432	501-I-520	狸穴沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
433	501-I-521	高貝戸沢	大間々町浅原	土石流	○	○	R3.3.31	121
434	501-I-522	細貝戸沢	大間々町浅原	土石流	○	○	R3.3.31	121
435	501-I-523	中曽根沢	大間々町浅原	土石流	○	○	R3.3.31	121
436	501-I-524	金屑沢	大間々町高津戸	土石流	○	○	R3.3.31	121
437	501-I-525	東高津戸沢	大間々町高津戸	土石流	○	○	R3.3.31	121
438	309-II-501	関場沢	東町荻原	土石流	○	○	R3.3.31	121
439	309-II-502	東関場沢	東町荻原	土石流	○	○	R3.3.31	121
440	309-II-503	下高橋沢	東町荻原	土石流	○	○	R3.3.31	121
441	309-II-504	湯船沢	東町花輪	土石流	○	○	R3.3.31	121
442	309-II-505	長久保沢	東町花輪	土石流	○		R3.3.31	121
443	309-II-506	矢木沢	東町花輪	土石流	○	○	R3.3.31	121
444	309-II-507	下阿久沢	東町花輪	土石流	○	○	R3.3.31	121
445	309-II-508	鍋割沢	東町花輪	土石流	○	○	R3.3.31	121
446	309-II-509	中ノ沢	東町花輪	土石流	○	○	R3.3.31	121
447	309-II-510	臼木沢	東町花輪	土石流	○	○	R3.3.31	121
448	309-II-511	上臼木沢	東町花輪	土石流	○	○	R3.3.31	121
449	309-II-512	柏ヶ谷沢	東町小中	土石流	○	○	R3.3.31	121
450	309-II-513	下之沢	東町小中	土石流	○	○	R3.3.31	121
451	309-II-514-1	袖丸沢-1	東町小中	土石流	○	○	R3.3.31	121
452	309-II-514-2	袖丸沢-2	東町小中	土石流	○	○	R3.3.31	121
453	309-II-515	阿入沢	東町小中	土石流	○	○	R3.3.31	121
454	309-II-516	北大平沢	東町小中	土石流	○		R3.3.31	121
455	309-II-517	牛沢	東町神戸	土石流	○	○	R3.3.31	121
456	309-II-518	桑平木沢	東町神戸	土石流	○	○	R3.3.31	121
457	309-II-519	寒沢川	東町草木	土石流	○	○	R3.3.31	121
458	309-II-520	八沢	東町草木	土石流	○	○	R3.3.31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
459	309-Ⅱ-521	境沢	東町草木	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
460	309-Ⅱ-522	上境沢	東町草木	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
461	309-Ⅱ-523	名越沢	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
462	309-Ⅱ-524	楡沢川	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
463	309-Ⅱ-525	西石坂沢	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
464	309-Ⅱ-526	石坂沢	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
465	309-Ⅱ-527	足渡戸沢	東町沢入	土石流	○		R3. 3. 31	121
466	309-Ⅱ-528	鳥渕沢	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
467	309-Ⅱ-529	横川	東町草木	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
468	309-Ⅱ-530-1	東の沢-1	東町座間	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
469	309-Ⅱ-530-2	東の沢-2	東町座間	土石流	○		R3. 3. 31	121
470	309-Ⅱ-531	小野沢	東町座間	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
471	309-Ⅱ-532	下小夜戸沢	東町小夜戸	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
472	309-Ⅱ-533	大畑沢	東町小夜戸	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
473	309-Ⅱ-534	茂木沢	東町小夜戸	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
474	309-Ⅱ-535	分の久保沢	東町小夜戸	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
475	309-Ⅱ-536	上の久保沢	東町小夜戸	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
476	501-Ⅱ-501	北上ノ台一ノ沢	大間々町塩原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
477	501-Ⅱ-502	上ノ台沢	大間々町塩原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
478	501-Ⅱ-503	塩原沢	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
479	501-Ⅱ-504	スガキ沢	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
480	501-Ⅱ-505	入の山沢	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
481	501-Ⅱ-506	北入の山沢	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
482	501-Ⅱ-507	上塩沢	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
483	501-Ⅱ-508	北上塩沢	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
484	501-Ⅱ-509	上東塩原沢	大間々町塩原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
485	501-Ⅱ-510	東塩原沢	大間々町塩原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
486	501-Ⅱ-511	下東塩原沢	大間々町塩原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
487	501-Ⅱ-512	中浅原沢	大間々町浅原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
488	501-Ⅱ-513	上浅原沢-1	大間々町浅原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
489	501-Ⅱ-514	入山沢	大間々町浅原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
490	501-Ⅱ-515	入山沢川	大間々町浅原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
491	309-Ⅱ-516	月下沢	大間々町浅原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
492	309-Ⅱ-517	瀬見沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
493	309-Ⅱ-518	北瀬見沢	大間々町小平	土石流	○		R3. 3. 31	121
494	309-Ⅱ-519	次石沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
495	309-Ⅱ-520	上次石沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
496	309-Ⅱ-521-1	奥猿沢-1	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
497	309-Ⅱ-521-2	奥猿沢-2	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
498	309-Ⅱ-522	茂木沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
499	309-Ⅱ-523	前茂木沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
500	309-Ⅱ-524	小友沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
501	501-Ⅱ-525-1	南檜沢-1	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
502	501-Ⅱ-525-2	南檜沢-2	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
503	501-Ⅱ-526	落合沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
504	501-Ⅱ-527	上巢沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
505	501-Ⅱ-528	南狸原沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
506	501-Ⅱ-529	東次石沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
507	501-Ⅱ-530	東小平右沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
508	501-Ⅱ-531	折ノ内沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
509	501-Ⅱ-532	下折ノ内一ノ沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
510	501-Ⅱ-533	下折ノ内二ノ沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
511	501-Ⅱ-534	南三本木沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
512	501-Ⅱ-535	長尾根南沢	大間々町長尾根	土石流	○		R3. 3. 31	121
513	501-J-501	北下神梅沢上ノ沢	大間々町下神梅	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
514	501-J-505	塩沢	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
515	501-J-506	塩沢川	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
516	501-J-507	上東塩原沢一ノ沢	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
517	501-J-508	上東塩原沢二ノ沢	大間々町塩原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
518	501-J-509	浅原一ノ沢	大間々町浅原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
519	501-J-510	浅原二ノ沢	大間々町浅原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
520	501-J-511	浅原三ノ沢	大間々町浅原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
521	501-J-512	木の宮沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
522	501-J-513	西狸原沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
523	501-J-514	小平川-2	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
524	501-J-519	東次石沢上ノ沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
525	501-J-520	次石沢東一ノ沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
526	501-J-521	次石沢東二ノ沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
527	501-J-522	北瀬見沢東ノ沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
528	501-J-524	東小平右沢下ノ沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
529	501-J-525	細入沢川	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
530	501-J-526	折ノ内沢上ノ沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
531	501-J-527	長尾根一ノ沢	大間々町長尾根	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
532	501-J-528	長尾根二ノ沢	大間々町長尾根	土石流	○		R3. 3. 31	121
533	501-J-529	長尾根三ノ沢	大間々町長尾根	土石流	○		R3. 3. 31	121
534	501-J-530	長尾根四ノ沢	大間々町長尾根	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
535	501-J-531-1	長尾根五ノ沢-1	大間々町長尾根	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
536	501-J-531-2	長尾根五ノ沢-2	大間々町長尾根	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
537	501-J-533	北高津戸沢	大間々町高津戸	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
538	501-J-534	北高津戸沢下ノ沢	大間々町高津戸	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
539	309-新-001	名越沢2	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
540	210	阿久沢	東町花輪	地すべり	○		R3. 3. 31	121
541	309-001	関守	東町荻原	地すべり	○		R3. 3. 31	121
542	309-002	荻原	東町荻原	地すべり	○		R3. 3. 31	121

出典：群馬県地域防災計画 資料編（令和7年3月）

2-5 山腹崩壊危険地区

番号	地区番号	位置		危険度
		町	大字・字	
1	212-001	東町	沢入 峠向	B
2	212-002	東町	沢入 峠	B
3	212-003	東町	沢入 名越沢	C
4	212-004	東町	小中 倉本	C
5	212-005	東町	小中 平仁手向	C
6	212-007	東町	小中 山中山	B
7	212-008	東町	小中 峰久保	B
8	212-009	東町	小中 犬目	C
9	212-010	東町	小中 小中山	B
10	212-011	東町	沢入 小畑	C
11	212-012	東町	沢入 石坂	A
12	212-013	東町	沢入 山梨子	C
13	212-014	東町	沢入 山梨子	C
14	212-015	東町	沢入 尾沢	C
15	212-016	東町	沢入 白井平	C
16	212-017	東町	沢入 奥小屋	B
17	212-018	東町	沢入 畑ノ平	C
18	212-019	東町	沢入 椀名条	B
19	212-020	東町	沢入 陣場平	B
20	212-021	東町	沢入 奥小屋	B
21	212-022	東町	小中 コブキ	B
22	212-023	東町	小中 久々戸	B
23	212-024	東町	小中 桜木坂	C
24	212-025	東町	花輪 城	B
25	212-026	東町	小夜戸 梅ノ木平	B
26	212-027	東町	神戸 釜戸	C
27	212-028	東町	草木 下草木	C
28	212-029	東町	沢入 向沢入	A
29	212-030	東町	草木 田黒山	B
30	212-031	東町	小中 小中山	B
31	212-032	東町	小夜戸 狩生	B
32	212-033	東町	花輪 椽坂	C
33	212-034	東町	座間 樋ノ入	B
34	212-035	東町	沢入 菅仁田	B
35	212-036	東町	萩原 岩下	B
36	212-037	東町	座間 柱戸北山	C
37	212-038	東町	萩原 ワミ	C
38	212-039	東町	座間 柱戸南	B
39	212-040	大間々町	小平 小友	C
40	212-041	大間々町	小平 桧沢	B
41	212-042	大間々町	小平 越沢	B
42	212-043	大間々町	小平 茂木	C
43	212-044	大間々町	小平 中道	A
44	212-045	大間々町	小平 瀬見	A
45	212-046	大間々町	浅原 瓜久保	A
46	212-047	大間々町	浅原 釜ノ渕	A
47	212-048	大間々町	塩原 高松	B
48	212-049	大間々町	塩原 上ノ台	B
49	212-050	大間々町	塩原 上ノ台	C
50	212-051	大間々町	塩原 上ノ台	C

51	212-052	大間々町	桐原 手振山	B
52	212-053	大間々町	上神梅 小垂	B
53	212-054	大間々町	塩沢 笹久保	C
54	212-055	大間々町	高津戸 川久保	A
55	212-056	大間々町	塩原 桜木	B
56	212-057	大間々町	小平 小友	C
57	212-058	大間々町	下神梅 中道	C
58	212-059	大間々町	上神梅 向山	B
59	212-060	大間々町	小平 向平	B
60	212-200	東町	神戸 見沢	B
61	212-201	東町	沢入 吉ノ沢	B
62	212-202	東町	神戸 桑平木	C
63	212-203	東町	沢入 大龍	B
64	212-204	大間々町	小平 茂木	B
65	212-205	東町	座間 滝ノ上	C
66	212-206	東町	沢入 入奥小屋	B
67	212-207	東町	草木 井戸向	C
68	212-208	東町	座間	B
69	212-209	大間々町	浅原 高名木	C
70	212-210	大間々町	塩原 上ノ台	A

出典：群馬県地域防災計画 資料編（令和7年3月）

2-6 地すべり危険区域

番号	地区番号	位置		危険度
		町	大字・字	
1	309-1	東町	荻原 関守	B
2	309-2	東町	荻原 荻原	B
3	309-3	東町	沢入 石坂	C
4	309-4	東町	沢入 黒坂石上流	C
5	309-5	東町	沢入 楡沢	C

出典：群馬県地域防災計画 資料編（令和7年3月）

2-7 崩壊土砂流出危険区域

番号	地区番号	位置		危険度
		町	大字・字	
1	212-1	東町	沢入 楡沢	A
2	212-2	東町	沢入 ナカノハタ	B
3	212-3	東町	沢入 大名	C
4	212-4	東町	沢入 大名	B
5	212-5	東町	沢入 峠	C
6	212-6	東町	沢入 峠向	B
7	212-7	東町	沢入 吉沢	B
8	212-8	東町	沢入 ホウズキ久保	B
9	212-9	東町	沢入 名越沢	B
10	212-10	東町	沢入 尾沢入	C
11	212-11	東町	沢入 入奥小屋	B
12	212-12	東町	花輪 倉本	C
13	212-13	東町	花輪 平仁手	C
14	212-14	東町	小中 追付橋	C
15	212-15	東町	小中 柏ヶ谷	B
16	212-16	東町	小中 釜坂	C
17	212-17	東町	小中 西矢塚	B
18	212-18	東町	小中 西矢塚	A
19	212-19	東町	草木 八沢	B
20	212-20	東町	草木 柿木沢	B
21	212-21	東町	草木 井戸向	B
22	212-22	東町	沢入 深井戸	A
23	212-23	東町	沢入 竹ノ久保	A
24	212-24	東町	沢入 竹ノ久保	A
25	212-25	東町	沢入 後山	A
26	212-26	東町	沢入 大竜	B
27	212-27	東町	沢入 向沢入	B
28	212-28	東町	沢入 小畑	B
29	212-29	東町	沢入 穴ノ久保	A
30	212-30	東町	沢入 ナラトチ	B
31	212-31	東町	沢入 見沢向	C
32	212-32	東町	沢入 笹平	A
33	212-33	東町	沢入 藤川畑	A
34	212-34	東町	沢入 川ヲス刈	A
35	212-35	東町	沢入 足渡戸	B
36	212-36	東町	沢入 加藤畑	B
37	212-37	東町	沢入 加藤畑	C
38	212-38	東町	沢入 インカガ沢	B
39	212-39	東町	花輪 矢詰	A
40	212-40	東町	花輪 高平	A
41	212-41	東町	花輪 神原	A
42	212-42	東町	花輪 阿久沢	B
43	212-43	東町	花輪 阿久沢	B
44	212-44	東町	花輪 畑平	C
45	212-45	東町	花輪 津谷	C
46	212-46	東町	花輪 栃原	B
47	212-47	東町	小中 腰越	A
48	212-48	東町	小中 竈場	A
49	212-49	東町	小中 バッタリ沢	B
50	212-50	東町	神戸 下牛沢山	A

番号	地区番号	位置		危険度
		町	大字・字	
51	212-51	東町	神戸 上小池	B
52	212-52	東町	座間 柱戸北山	A
53	212-53	東町	荻原 セキバ	A
54	212-54	東町	荻原 高橋	B
55	212-55	東町	荻原 宮原	B
56	212-56	東町	荻原 宮原	A
57	212-57	東町	花輪 湯舟平	A
58	212-58	東町	花輪 月見沢	B
59	212-59	東町	花輪 城	B
60	212-60	東町	花輪 前原	B
61	212-61	東町	小夜戸 清水	A
62	212-62	東町	小夜戸 宮添	B
63	212-63	東町	小夜戸 ヒル沢	A
64	212-64	東町	小夜戸 七久保	A
65	212-65	東町	小夜戸 坂上	A
66	212-66	東町	座間 樋ノ入	A
67	212-67	東町	草木 八沢	B
68	212-68	東町	草木 八沢	B
69	212-69	東町	花輪 上野	B
70	212-70	東町	座間 栃沢	B
71	212-71	東町	花輪 愛宕	B
72	212-72	東町	座間 赤仁田沢	B
73	212-73	東町	荻原 菅ノ沢	A
74	212-74	東町	座間 柱戸南	B
75	212-75	東町	座間 柱戸山	B
76	212-76	東町	座間 柱戸南	B
77	212-77	東町	沢入 イボ沢	A
78	212-78	東町	座間 掛巣沢	A
79	212-79	東町	小中 腰越	C
80	212-80	東町	小中 小中	B
81	212-81	東町	座間 小野沢	A
82	212-82	東町	小中 下替戸	B
83	212-83	東町	沢入 向沢入A	B
84	212-84	東町	小中 足越	C
85	212-85	東町	沢入 小嶽	B
86	212-86	東町	草木 千ノ平	B
87	212-87	東町	花輪 三嶋	B
88	212-88	東町	花輪 中居	B
89	212-89	東町	沢入 神戸谷戸	C
90	212-90	大間々町	小平 大荷場	A
91	212-91	大間々町	小平 大荷場	A
92	212-92	大間々町	小平 出入	C
93	212-93	大間々町	小平 下出	B
94	212-94	大間々町	小平 間ノ沢	A
95	212-95	大間々町	小平 越沢	B
96	212-96	大間々町	小平 桧沢	C
97	212-97	大間々町	小平 孫	B
98	212-98	大間々町	小平 下出	B
99	212-99	大間々町	小平 狸原	C
100	212-100	大間々町	小平 青梅ヶ窪	C
101	212-101	大間々町	小平 台ノ入	C
102	212-102	大間々町	小平 掛ノ入	A
103	212-103	大間々町	小平 掛ノ入	C

番号	地区番号	位置		危険度
		町	大字・字	
104	212-104	大間々町	小平 新井橋	B
105	212-105	大間々町	小平 瀬見	A
106	212-106	大間々町	浅原 田ノ入	B
107	212-107	大間々町	浅原 田ノ入	B
108	212-108	大間々町	浅原 落内	B
109	212-109	大間々町	長尾根 下山	B
110	212-110	大間々町	塩沢 入ノ山	B
111	212-111	大間々町	塩沢 松山	C
112	212-112	大間々町	塩沢 下ノ台	C
113	212-113	大間々町	塩沢 上ノ台	B
114	212-114	大間々町	上神梅 芦ノ沢	B
115	212-115	大間々町	上神梅 野中	A
116	212-116	大間々町	上神梅 野中	B
117	212-117	大間々町	下神梅 七曲り	B
118	212-118	大間々町	下神梅 南山	B
119	212-119	大間々町	下神梅 前山	B
120	212-120	大間々町	下神梅 日光	B
121	212-121	大間々町	下神梅 道東	C
122	212-122	大間々町	高津戸 殿ノ入	B
123	212-123	大間々町	浅原 高谷戸	B
124	212-124	大間々町	浅原 馬場	A
125	212-125	大間々町	小平 向平	B
126	212-126	大間々町	上神梅 向山	C
127	212-128	大間々町	小平 孫	B
128	212-200	東町	小夜戸 石沢入	B
129	212-201	大間々町	浅原 宇当坂	B
130	212-202	東町	座間 樋ノ入	B
131	212-203	大間々町	小平 小友	B
132	212-204	東町	座間 三境	B
133	212-205	東町	沢入 入奥小屋	B
134	212-206	東町	小中 栗生	C
135	212-207	大間々町	小平 孫	B
136	212-208	東町	花輪 矢木沢	C
137	212-209	東町	沢入 尾沢向	B
138	212-210	東町	沢入 見上坂	C
139	212-211	東町	荻原 戸屋沢	C
140	212-212	東町	小中 小中山	B
141	212-213	東町	小中 小中山	C
142	212-214	大間々町	浅原 月下沢	C
143	212-215	東町	神戸 上小池	C
144	212-216	大間々町	桐原 沢ノ入	B
145	212-217	東町	花輪 臼木	C
146	212-218	東町	座間 柱戸山	B
147	212-219	東町	沢入 山梨子	B
148	212-220	東町	沢入 山梨子	C
149	212-221	東町	座間 柱戸道上	C
150	212-222	東町	小夜戸 桃ノ沢	A
151	212-223	東町	座間 柱戸山	C
152	212-224	大間々町	塩原 塩原	B
153	212-225	東町	沢入 梔名条	C
154	212-226	大間々町	塩沢 笹久保	C
155	212-227	東町	座間 柱戸山	B
156	212-228	東町	沢入 金山	B

番号	地区番号	位置		危険度
		町	大字・字	
157	212-229	東町	座間 柱戸南	B

出典：群馬県地域防災計画 資料編（令和7年3月）

2-8 災害危険区域に関する類似用語の説明

区分	用語	所管省庁	説明
土石流	砂防指定地	国土交通省	砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定する土地
	崩壊土砂流出危険地区	林野庁	山腹の崩壊等により発生した土砂、火山噴出物が土石流となって流出するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区
地すべり	地すべり防止区域	国土交通省 農林水産省	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定に基づき、地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域であって、公共の利害に密接な関連を有するものとして、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する区域
	地すべり危険地区	林野庁	地すべりが発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区
急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区域	国土交通省	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により、相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊を防止するために一定の行為を制限すべき土地として、都道府県知事が指定する区域
	山腹崩壊危険地区	林野庁	山腹の崩壊が発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区
雪崩	雪崩危険箇所	国土交通省	雪崩が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所
	なだれ危険箇所	林野庁	雪崩が発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する箇所

2-9 みどり市水防重要箇所

ダムの概要

名称	所在地	総貯水量	有効貯水量	関係機関	電話	担当部
高津戸ダム	大間々町高津戸地内	689,000t	530,000t	群馬県渡良瀬発電事務所	73-0717	危機管理課
草木ダム	東町座間地内	60,500,000t	50,500,000t	独立行政法人 水資源機構 渡良瀬川ダム 総合管理所	97-2131	東支所
黒坂石ダム	東町沢入地内	117,000t	90,000t	群馬県 渡良瀬発電事務所	73-0717	東支所

主な調整池の概要

名称	所在地	貯水量	面積㎡	通常 水位 m	警戒水 位	関係機関	電話	担当部
阿左美新沼（東貯水池）	笠懸町 阿左美地内	約70,000t	169,575	9.85	約 10.15	関東開発・ 市他	76-2411	産業観光部 他
阿左美旧沼	笠懸町 阿左美地内	約100,000t	123,787	1.50	約2.00	阿左美沼土 地改良区	76-4481	産業観光部
鹿の川沼	笠懸町 鹿地内	約50,000t	39,104	1.70	約2.00	鹿の川沼水 利組合 藪塚台地土 地改良区	76-3404 78-5695	産業観光部
早川貯水池	大間々町 桐原地内	約 1,200,000t	97,000			早川土地改 良区	74-2111	産業観光部
東電福岡 発電所調 整池	大間々町 塩原地内		30,000			東京電力(株) 太田支社	0276-90 -2210	総務部

3 被害状況等報告関係

3-1 被害状況等報告一覧

1 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

(1) 即報の種類(火災・災害等即報要領)

即報名	報告の時期	報告先	様式
災害概況即報	災害覚知後30分以内で 可能な限り早く	群馬県 消防庁(直接即報基準該当災害)	第4号様式 (その1)
被害状況即報	報告事項の判明したも のから逐次報告	群馬県 消防庁(消防庁長官より要請の場合)	第4号様式 (その2)
〃 (確定)	応急対策を終了した後 10日以内	群馬県	

(2) 即報基準(県に報告)

1. 一般基準 ・災害救助法の適用基準に合致したとき ・市が災害対策本部を設置したとき 2. 個別基準 ・地震が発生し、市内で震度4以上を記録したとき ・崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたとき ・雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたとき ・道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたとき ・火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたとき 3. 社会的影響基準 一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、社会的影響度が高いと認められる場合には報告

(3) 直接即報基準(県と消防庁に第1報を報告)

地震が発生し、市内で震度5強以上を記録した場合(被害の有無を問わない。)

(4) 報告方法

1. 群馬県へは、群馬県防災行政無線のシステムにより報告
2. 消防庁へは、ファックス等により報告(県報告し印字したもの)

(5) 記入要領

「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づく

火災・災害等即報要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告を

するものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にでき

ないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

- (5) 上記(1)から(4)までにかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(i) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反對象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(ii) 林野火災

a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

b 空中消火を要請又は実施したもの

c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(iii) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(iv) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(i) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(ii) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(iii) 特定事業所内の火災 ((i)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(i) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(ii) 負傷者が5名以上発生したもの

(iii) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(iv) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(v) 海上、河川への危険物等流出事故

(vi) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(i) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(ii) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(iii) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(iv) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (i) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (ii) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (i) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (ii) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (i) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ii) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (iii) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (i) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ii) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (i) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (ii) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(iii)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(i)、(ii)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(i)、(ii)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

- (i) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
- (ii) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイからオまでのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(i) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防

査察の経過

(ii) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

- (i) 発見及び通報の状況
- (ii) 延焼拡大の理由
 - a 消防事情
 - b 都市構成
 - c 気象条件
 - d その他

(iii) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(iv) 罹災者の避難保護の状況

(v) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(i) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

- (ii) 林野の植生
- (iii) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (iv) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- (v) 覚知時の林野火災警報又は林野火災注意報の発令状況、対象区域内外

エ 交通機関の火災

- (i) 車両、船舶、航空機等の概要
- (ii) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

防災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。
なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(i) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(ii) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(i) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(ii) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(iii) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(iv) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

また、市町村ごとの人的被害・住家被害については、第4号様式（その2）別紙を用いて報告をすること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(i) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(ii) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(iii) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた 理 由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建 物 の 概 要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ ha
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署)		台		人	
	消 防 団		台		人	
	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況			出場機関	出場資機材
			事業所 自衛防災組織	人
			共同防災組織	人
			その他	人
			消防本部(署)	台人
			消防団	台人
			消防防災ヘリコプター	機人
			海上保安庁	人
			自衛隊	人
			その他	人
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)		負傷者等 人 (人)	
	計 人		{	重症 人 (人)
				中等症 人 (人)
	不明 人		軽症 人 (人)	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)			救 助 人 員	
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 （消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷者		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人		半壊			棟	床下浸水		棟		
		不明		人		軽傷者			人	一部破損		棟	未分類	
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 													

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(避難指示等の発令状況)

都道府県名 ()

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式(その2)
(被害状況即報)

[illegible]

※Ⅰ 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

被害認定基準（災害概況即報・被害状況即報・被害確定報告）

（災害報告取扱要領）

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

2 その他関係法令による報告等

N o	様式名	該当部	頁	備考
1	市有財産被害状況報告	財産管理各部	63	
2	社会福祉施設被害報告	保健福祉部	64	
3	医療機関被害状況報告	保健福祉部	65	
4	防疫関係被害状況報告	保健福祉部	66	
5	清掃施設被害及び清掃関係事業等状況報告	市民部	67	
6	水道施設被害状況報告書	都市建設部	68	
7	農地・農業用施設被害状況報告	産業観光部	69	
8	農作物被害状況報告	産業観光部	70	
9	商業関係被害状況報告	産業観光部	71	
10	公共土木施設関係被害報告	都市建設部	72	
11	公立学校教育施設被害状況報告	教育部	73	

市有財産被害状況報告

市有財産被害状況報告(概況・中間・確定)

課(学校) 月 日 時 分現在

災害の原因		災害発生日時	
災害発生場所			
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

その1 建物

種別	全壊		半壊		一部破損		被害見込額
	棟数	被害見込額 千円	棟数	被害見込額 千円	棟数	被害見込額 千円	合計 千円

(注) 種別は庁舎、公舎、学校、病棟、住宅等とする。

その2 土地

地目 区分	被害面積			被害見込額 千円
	流失	埋没	計	
	ha	ha	ha	

社会福祉施設被害状況報告

社会福祉施設被害状況報告（速報・確定）

災害発生月日： 月 日 保健福祉部
 災 害 の 種 類： 月 日 時 分現在

市町村名							合計
区分							
入 所 施 設	全 壊	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	半 壊	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	一 部 破 損	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	床 上 浸 水	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	床 下 浸 水	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	被害金額		千円				
そ の 他	保育所		棟				
	被害金額		千円				

- (注) 1 「入所人員」とは、被害を受けた棟等に入所している現員とする。
 2 炊事場、浴場等が別棟になっている場合は、それぞれ1棟とし、「入所人員」欄には入所現員数を記入すること。

医療関係被害状況報告

医療関係被害状況報告（概況・中間・確定）

みどり市 月 日 時 分現在

災害の原因			災害発生日時			
災害発生場所						
報告の日時		日 時 現在	受信機関			
発信機関				受信者		
発信者						
被害状況						
区分		施設名 (市町村別)	施設数	被害程度	被害金額(千円)	摘要
病院	公的					
	私的					
	計					
診療所	公的					
	私的					
	計					
歯科 診療所	公的					
	私的					
	計					
助産所	公的					
	私的					
	計					
その他	公的					
	私的					
	計					

（注）公的は、国・県・市町村・公共立を含む。

防疫関係被害状況報告

防疫関係被害状況報告月報（日報）（概況・中間・確定）

みどり市 月 日 時 分現在

災害の原因		災害発生日時	
災害発生場所			
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	
措置	1. そ族昆虫駆除の地域指定の要否 2. 代執行の必要の有無 3. 災害救助法の適用の有無 4. 感染症指定医療機関の被害状況の有無 5. 応援の必要の有無（機材・人員等） 6. その他参考となる事項		
防疫活動	1. 患者発生数 病名 真症 名（累計 名） 死者 名（累計 名） 保菌者 名（累計 名） 死者 名（累計 名） 2. 防疫活動状況 検病調査戸数 戸（延 戸） 検診件数（人員） 名（延 名） 防疫活動従事者 保健福祉事務所 名（延 名） 本庁職員 名（延 名） 市町村関係 名（延 名） 3. 災害救助法の適用の有無 消毒方法実施 戸（延 戸） そ族昆虫駆除実施 戸（延 戸） 集団避難所数及び収容人員 カ所 名（延 名） 汚染井戸及び消毒済井戸数 汚染 カ所 消毒済 カ所（延 カ所） 4. 感染症法による生活用水の供給人員 名（延 名） 地区名 5. 災害救助法による飲料水の供給人員 名（延 名） 地区名 6. その他		

清掃施設被害及び清掃関係事業等状況報告

清掃施設(含下水道終末処理場)被害及び清掃関係事業等状況報告（概況・中間・確定）

みどり市 月 日 時 分現在

災害の原因				災害発生日時					
災害発生場所									
発信機関				受信機関					
発信者				受信者					
災害 の 状 況	施設名	区分		単価	所要金額	備考			
				円	円				
災害のために必要となった清掃事業									
し尿処理					ごみ処理				
区分	員数	単価	金額	備考	区分	員数	単価	金額	備考
人夫賃				汲取戸数 戸 処理量 k l 清掃期間 月 日 ～ 月 日	人夫賃				処理量 t 清掃期間 月 日 ～ 月 日
借上料					借上料				
器具器材費					器具機材費				
桶					スコップ				
					燃料費				
ガソリン					ガソリン				
その他					その他				
合計					合計				
緊急応援の 必要性									

水道施設被害状況報告

水道施設被害状況報告（概況・中間・確定）

みどり市 月 日 時 分現在

災害の原因				災害発生日時			
災害発生場所							
発信機関				受信機関			
発信者				受信者			
飲用水供給状況記録簿							
供給 年月日	供給区域	供給戸数	供給人口	給水用機械器具			備考
				名称	数量	所有者数	
災害 の 状 況	施設名	区分	復旧工事内容	員数	単価	所要金額	備考
					千円	千円	
災害 状 況				断 減 水 の 状 況			
応 急 措 置			緊 急 応 援 の 必 要 性				

農地・農業用施設被害状況報告

市有財産被害状況報告（概況・中間・確定）

農漁業被害調査報告要領（様式4 別紙）

連絡受付年月日 _____ 時 _____ 分 _____ 連絡受付者 _____

報告 _____ みどり市役所 産業観光部 _____ 報告者名 _____

1. 災害発生年月日及び災害名

_____ 月 _____ 日～ _____ 月 _____ 日（ _____ 災害）

（1）農地

工種	箇所数	面積(ha)	延長(m)	金額(千円)	関係機関、被害状況
畦畔					
田					
畑					
計					

（2）農業用施設

工種	箇所数	延長(m)	金額(千円)	関係機関、被害状況
ため池				
頭首工				
水路				
揚水機				
堤防				
道路				
橋梁				
農地保全				
計				

（1）＋（2）＝合計 _____ 箇所 _____ 千円

2. 主な被災地及び雨量

市町村名	観測月日	雨量 (mm)				風速等	観測所名
		連続雨量		時間雨量			
		時間	雨量	時間	雨量		

3. 第 _____ 回目報告 _____ 継続・最終の別

[illegible]

商業関係被害状況報告

商業関係被害状況報告（概況・中間・確定）

みどり市 月 日 時 分現在

災害の原因			災害発生日時	
災害発生場所				
発信機関			受信機関	
発信者			受信者	
区分	被害件数	被害金額	備考（店舗であって、住所と別である） （ガバキ住宅）（街灯、ウインドー、広告等） （アーケード、ゲージ等）	
建物	棟	千円		
施設	件	千円		
共同施設	件	千円		
商品		千円		
その他		千円		

（注）「その他」は具体的に記入すること。

公共土木施設関係被害報告

みどり市		市町村コード 102121		第	報	報 告 者				平成		年	月	日	時現在
異常気象名						災害発生日月日		自	月	日	至	月	日		
気象データ	みどり市	連続雨量最大：				被災中心地：									
	連続雨量	mm		日	時～	日	時	mm		日	時～	日	時		
	最大日雨量	mm		日	時～	日	時	mm		日	時～	日	時		
	最大時間雨量	mm		日	時～	日	時	mm		日	時～	日	時		
	最大平均風速	m/秒	日	時	分～	時	分	m/秒	日	時	分～	時	分		
	その他														
一般被害等	人 的 被 害						住 家 被 害								
	区 分	人数	原因（がけ崩れ、転落等）				区 分	戸数	原因（破堤、溢水、内水等）						
	死 者						全 壊								
	行方不明						半 壊								
	負 傷 者						一部損壊								
	遭 難 者						床上浸水								
	避難勧告						床下浸水								
災害救助法適用発令月日		平成	年	月	日										
工 種	県 工 事			市 町 村 工 事			計								
	箇所数	金 額（千円）		箇所数	金 額（千円）		箇所数	金 額（千円）							
河 川															
海 岸															
砂 防 施 設															
地すべり防止施設															
急傾斜地崩壊防止施設															
道 路															
橋 梁															
下 水 道															
公 園															
計															
道路施設・被害 橋梁を除く主な	区 分 河川・海岸名等	被災位置 (字名)		被災延長 m		被害額 千円		応急工法の 概要(期間)		被 害 状 況 等 (原因、状況等)					
主な道路・橋梁施設	区 分 河川・海岸名等	被災位置 (字名)		被災延長 m		被害額 千円		応急工法の 概要(期間)		迂回路の 有無	交通規制 月日 全面・一部	被 害 状 況 等 (原因、状況、バス路線、孤立集落の有無)			
全 面 通行止	県管理国道	路線 箇所	箇所	市町村道	路線 箇所	箇所	一 部 通行規制	県管理国道	路線 箇所	箇所	市町村道	路線 箇所	箇所		
	都道府県道	路線 箇所	計	路線 箇所	路線 箇所	計		都道府県道	路線 箇所	計	路線 箇所	計	路線 箇所		

公立学校教育施設被害状況報告

公立学校教育施設被害状況報告(概況・中間・確定)

みどり市 月 日 時 分現在

災害の原因				災害発生日時										
災害発生場所														
発信機関				受信機関										
発信者				受信者										
被害状況										工 作 物 被 害 金 額	土 地 被 害 金 額	設 備 被 害 金 額	被 害 金 額 合 計	
被害 学校 名	建物													
	要新築				要補修				計					
	全壊		半壊		大・中破		小破		面積					金額
	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額						
	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円				
応 急 対 策 そ の 他														

4 通信関係

4-1 防災行政無線一覧表

4-1-1 同報系防災行政無線

種類	名称	局名	設置場所
親局	ぼうさいみどりしかさかけ	笠懸庁舎	笠懸町鹿2952番地
遠隔制御局	ぼうさいみどりしおおまま	大間々庁舎	大間々町大間々1511番地
	ぼうさいみどりしあずま	東支所	東町花輪205番地2
屋外拡声子局	笠01	笠懸庁舎	笠懸町鹿2952番地
	笠02	旧笠懸幼稚園（みどり市こどもの居場所）	笠懸町鹿4590番地1
	笠03	渡良瀬特別支援学校	笠懸町鹿2812番地
	笠04	桐生大学	笠懸町阿左美606番地7
	笠05	笠懸町第1区公民館	笠懸町阿左美3196番地6
	笠06	笠懸町第3区公民館	笠懸町阿左美1428番地6
	笠07	笠懸町第4区公民館	笠懸町阿左美2220番地1
	笠08	笠懸町第6区公民館	笠懸町久宮325番地8
	笠09	笠懸町第10区公民館	笠懸町西鹿田798番地3
	笠10	たけのこ保育園	笠懸町西鹿田26番地4
	大01	大間々庁舎	大間々町大間々1511番地
	大02	大間々東小学校	大間々町大間々456番地1
	大03	大間々町第8区集会所	大間々町大間々311番地1
	大04	大間々町第6区公民館	大間々町大間々1705番地1
	大05	桐原上ノ台公園	大間々町桐原521番地
	大06	大間々老人憩の家	大間々町桐原1251番地
	大07	塩原生活改善センター跡地	大間々町塩原435番地1
	大08	旧福岡中央小学校	大間々町浅原1509番地5
	大09	市消防団第9分団神梅詰所	大間々町上神梅115番地11
	大10	小平親水公園	大間々町小平甲774番地
	大11	大間々町第14区集会所	大間々町高津戸559番地5
	大12	大間々町塩沢公民館	大間々町塩沢248番地
	東01	関守	東町荻原465番地
	東02	荻原改善センター	東町荻原116番地
	東03	花輪地区運動広場	東町花輪524番地
	東04	花輪2区集会所	東町花輪920番地
	東05	松島橋	東町小夜戸28番地1
	東06	腰越	東町小中379番地3
	東07	神戸改善センター	東町神戸557番地1

種類	名称	局名	設置場所
	東08	東運動公園	東町座間399番地
	東09	旧国民宿舎サンレイク草木	東町草木1654番地1
	東10	草木地区住民センター	東町草木86番地9
	東11	いきがい(旧沢入小)	東町沢入413番地1
	東12	黒坂石バンガローテント村	東町沢入1146番地
	東13	市消防団第12分団詰所	東町小夜戸1012番地4
	東14	東宮	東町沢入25番地2

4－1－（2）移動系防災行政無線

種類	局名	設置場所
基地局(統制局)	笠懸庁舎	笠懸町鹿2952番地
基地局	大間々庁舎	大間々町大間々1511番地
	東支所	東町花輪205番地2
中継局	大間々庁舎	大間々町大間々1511番地
	塩原生活改善センター跡地	大間々町塩原435番地1
	小中集会所	東町小中591番地1
	いきがい(旧沢入小)	東町沢入413番地1
陸上移動局	(半固定型)	(市長が必要と認める場所： 4台) ※教育庁舎及び拠点避難所(3箇所)
	(車載型)	(市長が必要と認める場所： 20台)
	(携帯型)	(市長が必要と認める場所： 100台)

4-2 全国消防団波（153.35MHz）無線一覧表

1 みどり市消防団

施設名	局名	備考		
		設置場所	出力	
陸上移動局	車載無線機	みどりだんしき 1	本部指揮 1 (150.33Mhz)	10w
		みどりだんしき 2	本部指揮 2 (150.33Mhz)	10w
		みどりだんしき 3	本部指揮 3 (150.33Mhz)	10w
		みどりだん 1	第 1 分団	5w
		みどりだん 2	第 2 分団	5w
		みどりだん 3	第 3 分団	5w
		みどりだん 4	第 4 分団	5w
		みどりだん 5	第 5 分団	5w
		みどりだん 6	第 6 分団	5w
		みどりだん 7	第 7 分団	5w
		みどりだん 8	第 8 分団	5w
		みどりだん 9	第 9 分団	5w
		みどりだん 20	第 9 分団	5w
		みどりだん 10	第 10 分団	5w
		みどりだんけい 3	第 10 分団	5w
		みどりだん 11	第 11 分団	5w
		みどりだん 12	第 12 分団	5w
		みどりだん 13	第 13 分団	5w
		みどりだん 14	第 14 分団	5w
		みどりだん 15	第 15 分団	5w
		みどりだんけい 1	搬送車	5w
		みどりだんけい 2	搬送車	5w
		みどりだん 19	予備車	5w
		みどりだん 21	予備車	5w
		みどりだん 22	予備車	5w
		みどりだん 23	予備	5w
	携帯無線機	みどりだんしき 01	団本部	5w
		みどりだんしき 02		5w
		みどりだんしき 03		5w
		みどりだんしき 04		5w
		みどりだんしき 05		5w
		みどりだんしき 06		5w
		みどりだん 011	第 1 分団	5w
		みどりだん 012		5w
		みどりだん 021	第 2 分団	5w
		みどりだん 022		5w

施設名	局名	備考		
		設置場所	出力	
	みどりだん０３１	第３分団	１w	
	みどりだん０３２		１w	
	みどりだん０４１	第４分団	１w	
	みどりだん０４２		１w	
	みどりだん０５１	第５分団	１w	
	みどりだん０５２		１w	
	みどりだん０６１	第６分団	１w	
	みどりだん０６２		１w	
	みどりだん０６３		５w	
	みどりだん０７１	第７分団	１w	
	みどりだん０７２		１w	
	みどりだん０７３		５w	
	みどりだん０８１	第８分団	１w	
	みどりだん０８２		１w	
	みどりだん０８３		５w	
	みどりだん０９１	第９分団	１w	
	みどりだん０９２		１w	
	みどりだん０９３		５w	
	みどりだん１０１	第１０分団	１w	
	みどりだん１０２		１w	
	みどりだん１０３		５w	
	みどりだん１１１	第１１分団	１w	
	みどりだん１１２		１w	
	みどりだん１２１	第１２分団	１w	
	みどりだん１２２		１w	
	みどりだん１３１	第１３分団	１w	
	みどりだん１３２		１w	
	みどりだん１４１	第１４分団	１w	
	みどりだん１４２		１w	
	みどりだん１５１	第１５分団	１w	
	みどりだん１５２		１w	
	みどりだんけい１１	搬送車	１w	
	みどりだんけい１２		１w	
	みどりだんけい２１	搬送車	１w	
	みどりだんけい２２		１w	
	みどりだんけい３１	第１０分団	１w	
	みどりだんけい３２		１w	
	みどりだん１９１	予備車	５w	
	みどりだん１９２		５w	

4-3 災害時優先電話一覧

1 東日本電信電話(株)群馬支店

電話番号	設置部署	備考
76-2169	笠懸庁舎	防災危機管理課
76-2449		総務課 (FAX)
73-1491 73-1492 73-1493	大間々庁舎	
73-2886	教育庁舎	
76-0579 76-2135	社会福祉協議会	
72-1627	塩原浄水場	
76-2211	笠懸公民館	
76-2806	笠懸中学校	
76-6212	笠懸南中学校	
73-1040	大間々中学校	
73-0513	大間々東中学校	
76-2501	笠懸小学校	
76-6663	笠懸東小学校	
76-6898	笠懸北小学校	
70-1181	旧福岡中央小学校	
70-1183	大間々東小学校	
70-1184	大間々北小学校	
70-1185	大間々南小学校	
73-6768	消防団第6分団	
73-5325	消防団第7分団	
72-2087	消防団第8分団	
73-4176	消防団第9分団	
73-5053	消防団第10分団	

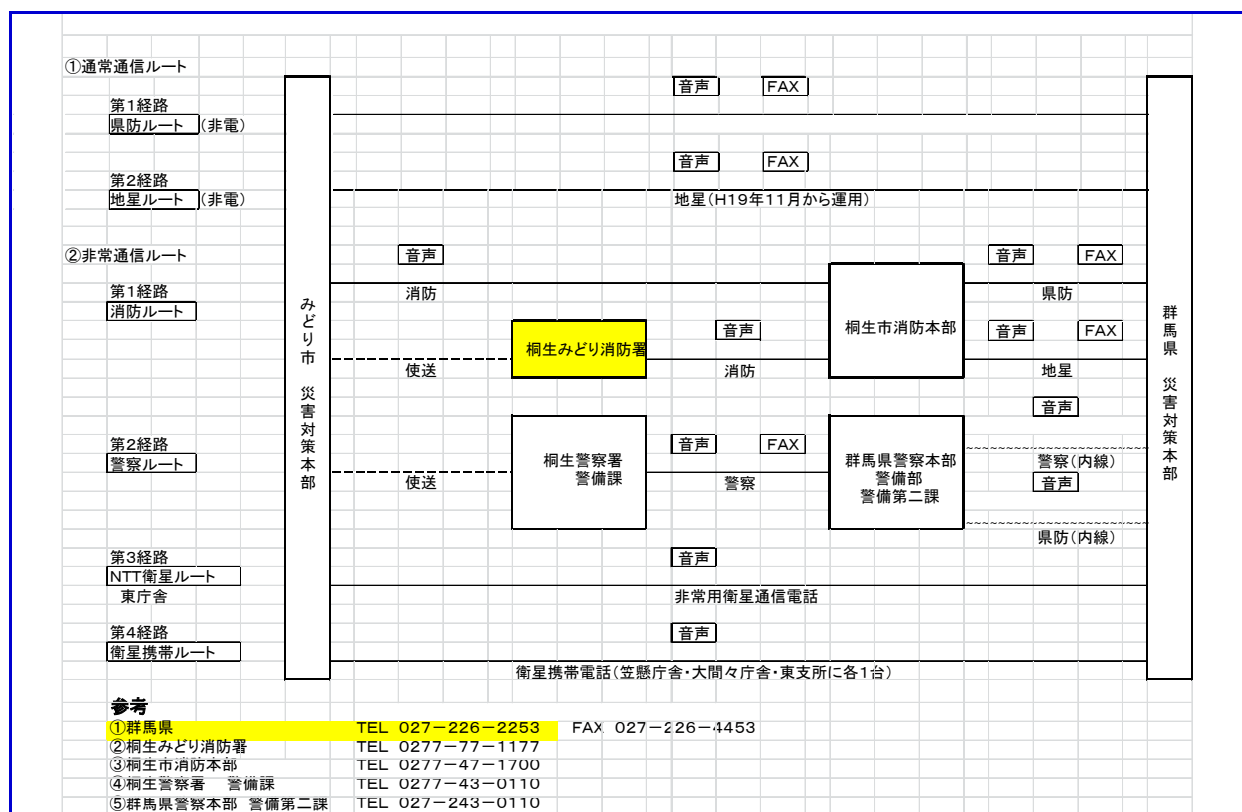
2 (株)NTTドコモ群馬支店

携帯番号	利用形態	備考
090-8816-5013	秘書課保有	

3 衛星携帯電話

携帯番号	利用形態	備考
080-1322-5727	防災危機管理課保有	
080-1322-5728	市民課保有	
090-4378-9580	東市民生活課保有	

4-4 群馬県地方通信ルート



5 相互応援協定等締結一覧

5-1 災害時相互応援協定（基本法）

協定の名称	締結日	締結相手
(1) 災害時における相互応援に関する協定	H18. 3. 27	桐生市
(2) 山形県高畠町と群馬県みどり市との災害時における相互応援協定書	H18. 3. 27	山形県高畠町
(3) 大規模災害時における相互応援に関する協定書	H18. 7. 11	両毛六市 足利市、佐野市、太田市、 館林市、桐生市
(4) 両毛六市水道災害相互応援に関する協定書	H18. 7. 11	両毛六市 足利市、佐野市、太田市、 館林市、桐生市
(5) 災害時におけるみどり市と日光市との相互応援に関する協定	H20. 4. 1	栃木県日光市
(6) 災害時における相互応援に関する協定書	H27. 1. 16	埼玉県八潮市
(7) 原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書	H30. 2. 15	茨城県水戸市

5-1-（1）災害時における相互応援に関する協定書

桐生市とみどり市は、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、相互に隣接する桐生市とみどり市のいずれかの市域において災害が発生した場合に、被災市における応急対策及び復旧対策が円滑に行われるよう、相互の応援体制について必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急復旧活動等に必要の人員の派遣及び車両等の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要の資機材及び物資の提供
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその提供に必要な資器材の提供
- (4) ボランティアの斡旋
- (5) 児童及び生徒の受け入れ
- (6) 被災者に対する住宅の斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(応援の実施)

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応ずるものとする。

（応援のために派遣された人員の指揮）

第5条 応援のために派遣された人員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として要請市が負担するものとする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援市は応分の負担をするものとする。

2 前項の費用負担の具体的内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度、両市で協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償を負うものとする。

（資料の交換）

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市が協議して定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は平成18年3月27日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成18年3月27日

桐生市長 大澤 善隆

みどり市長職務執行者 近藤 昭次

5-1-（2）山形県高畠町と群馬県みどり市との災害時における相互応援協定書

山形県高畠町（以下「甲」という。）と群馬県みどり市（以下「乙」という。）とは、非常災害発生時における相互の応援協力について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条に基づく応急措置に関し、この協

定の定めるところにより相互に応援協力を行うものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びに供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (3) ボランティアの斡旋
- (4) 被災者の一時受け入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲又は乙が特に必要と認めて要請する事項

（応援の手続）

第3条 応援を要請する側は、次の事項を明らかにし、電話又はファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資等の品名、数量等
- (3) 職種別派遣人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他

（応援に要した経費の負担）

第4条 応援に要した経費（輸送費を含む。）は、要請側が負担するものとし、その額については、甲乙協議して定める。

（災害補償）

第5条 第2条第2号の規定により派遣され応援活動に従事した職員に係わる公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

2 前項の職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援を要請した甲又は乙への往復途中に生じたものを除き、要請した側がその賠償の責を負うものとする。

（連絡窓口等）

第6条 相互応援に関する連絡担当窓口を甲乙総務課と定め、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、平常時においてもこの協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じた情報交換を行うものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。

この協定は、平成18年3月27日から効力を発生する。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成18年3月27日

甲 山形県東置賜郡高畠町長 渡部 章

乙 群馬県みどり市みどり市長職務執行者 近藤 昭次

5－1－（3）大規模災害時における相互応援に関する協定書

足利市、桐生市、佐野市、太田市、館林市及びみどり市（以下「両毛六市」という。）は、両毛六市の区域内において大規模な災害が発生した場合に、被災市の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策について相互に応援するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 救助、救援及び応急復旧活動に必要な職員の派遣及び車両等の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (4) ごみ・し尿処理のための車両及び施設の提供
- (5) 火葬場の提供
- (6) 児童及び生徒の受入れ
- (7) 住宅のあっせん
- (8) ボランティアのあっせん
- (9) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、車両の種類及び台数
- (5) 前条第6号及び第7号に掲げる応援を要請する場合にあっては、被災者の人数、提供の期間等
- (6) 応援の場所及びその経路
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援市は必要な支援を行うものとする。

2 前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度要請市と応援市とが協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第6条 応援活動に従事した職員がその活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合における本人又はその遺族に対する補償は、応援市が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

(緊急応援)

第7条 両毛六市は、第2条の規定にかかわらず、両毛六市のいずれかの市域において大規模な災害が発生したことが明らかであって、事態が緊急を要すると認めた場合は、自らの判断により緊急応援活動を実施するものとする。

2 前項の緊急応援活動については、第4条から第6条までの規定を準用する。

(連絡担当部局)

第8条 両毛六市は、相互応援のための窓口としてあらかじめ連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

(平常時の活動)

第9条 両毛六市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の資料を相互に交換するほか、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、両毛六市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、署名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年7月11日

足利市長 吉谷 宗夫
太田市長 清水 聖義

桐生市長 大澤 善隆
館林市長 中島 勝敬

佐野市長 岡部 正英
みどり市長 石原 条

5-1-(4) 両毛6市水道災害相互応援に関する協定書

この協定は、桐生市、太田市、館林市、みどり市、足利市及び佐野市（以下「両毛6市」という。）との間において水道災害時における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第1条 両毛6市が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧等に必要な資材の提供
- (4) 作業に必要な車輛及び機械等の提供

2 両毛6市は、前項に定めるもののほか、特に応援要請のあった事項についても、これに応ずるよう配慮するものとする。

(応援体制の連絡)

第2条 両毛6市は、災害時の応援が円滑に行われるようあらかじめ連絡担当課を定め、毎年4月末日までに相互に連絡交換するものとし、応援の要請、その他他市への連絡は、当該連絡担当課を通して行うものとする。

(応援要請)

第3条 災害時において応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 被害の状況
- (2) 第1条第1項第1号及び第2号に規定する給水量、応援の人数及び期間等

- (3) 第1条第1項第3号及び第4号に規定する品名、規格及び数量等
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) その他必要な事項

(応援活動)

第4条 応援を受ける市は、対策本部を設け、その中に応援担当の責任者を置くものとする。

1 応援をする市は、前項の責任者と密接な連携のもとに応援活動を進めるとともに、応援職員の職種及び人数等を明確にするため、応援職員等一覧表を作成し、応援を受ける市へ送付するものとする。

(費用の負担)

第5条 第1条に規定する応援に要した費用の負担は、法令その他特別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 第1条第1項第1号及び第2号に規定する応援に要した費用は応援を受けた市の負担とすること。
ただし、職員の応援に要した費用（旅費・時間外勤務手当を除く。）は、応援をした市の負担とすること。
- (2) 第1条第1項第3号に規定する応援に要した費用は、応援を受けた市の負担とすること。
- (3) 第1条第1項第4号に規定する応援に要した費用のうち応援期間中の車輛及び器材の燃料費並びにこれらの修繕費は、応援を受けた市の負担とすること。

(協定期間)

第6条 協定期間は、平成18年7月11日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了までに両毛6市いずれの市からもなんらの意思表示がないときは期間満了の日の翌日から1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(既存協定の失効)

第7条 昭和58年6月29日付で桐生市、太田市、館林市、足利市及び佐野市が締結した水道災害相互応援に関する協定（昭和62年5月27日一部変更）は、この協定の締結日をもって、その効力を失する。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項は、その都度両毛6市が協議して定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書6通を作成し、両毛6市の長記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成18年7月11日

桐生市長 大澤 善隆	太田市長 清水 聖義	館林市長 中島 勝敬
みどり市長 石原 条	足利市長 吉谷 宗夫	佐野市長 岡部 正英

5-1-(5) 災害時におけるみどり市と日光市との相互応援に関する協定

みどり市（以下「甲」という。）と日光市（以下「乙」という。）とは、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 甲又は乙の区域において、地震、風水害、火災等による災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧品、生活物資等の備蓄物資の提供
- (2) 救援活動及び災害復興のための職員の派遣
- (3) 被災住民の受入れ
- (4) 災害援助ボランティアの斡旋
- (5) その他災害対策上必要とする応援

(応援の要請手続き)

第3条 甲又は乙は、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じて要請し、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。

- (1) 災害及び被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援にあつては、品名及び数量
- (3) 前条第2号に掲げる応援にあつては、派遣を必要とする職員の職種及び人数
- (4) 前条第3号に掲げる応援にあつては、被災住民の世帯数及び人数
- (5) 前条第4号に掲げる応援にあつては、業務内容及び人数
- (6) 応援を受ける場所、経路及び集結場所
- (7) 応援を必要とする期間
- (8) 全各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援活動の実施)

第4条 甲又は乙は、応援の要請があった場合は、相互信頼に基づき可能な範囲で速やかに応ずるものとする。

2 甲又は乙は、応援の要請を待っている間は応急対策等に支障が出ると予想されるときは、前項の規定にかかわらず自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応急物資の供給及び施設提供に要する経費は、要請した側が負担するものとする。ただし、前条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲乙間で協議して定める。

(災害補償)

第6条 第2条第2号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を別表のとおり定めておくものとし、変更が生じた場合には、速やかに相手側に報告するものとする。

(相互協力)

第8条 甲及び乙は、災害予防活動その他一般防災事務についても相互に協力するように努めるものとする。

(この協定に定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年4月1日

甲 群馬県みどり市笠懸町鹿2952
みどり市
みどり市長 石 原 条

乙 栃木県日光市今市本町1番地
日光市
日光市長 斎 藤 文 夫

5-1-(6) 災害時におけるみどり市と八潮市との相互応援に関する協定書

群馬県みどり市と埼玉県八潮市とは、災害発生時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 両市区域において、地震、風水害、火災等による災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市独自では十分な応急対策及び復旧対策等が実施できない場合において、相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の供給並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動及び災害復興のための職員の派遣
- (4) 被災住民の一時受入れ
- (5) 災害援助ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(応援の要請手続き)

第3条 応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話またはファクシミリ等により連絡担当部署を通じて要請し、後日速やかに公文書を送付する。

- (1) 災害及び被害の状況
- (2) 物資等の品名及び数量
- (3) 派遣を必要とする職員の職種、業務内容及び人数
- (4) 被災住民の世帯数及び人数
- (5) 応援を必要とする災害ボランティアの業務内容及び人数
- (6) 応援を受ける場所、経路及び集結場所
- (7) 応援を必要とする期間

(応援活動の実施)

第4条 応援の要請があった場合は、相互信頼に基づき可能な範囲で速やかに応じるものとする。

2 応援の要請がない場合においても、災害の規模や被害状況等から判断して応援が必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき応援を実施できるものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、法令その他に特段の定めがあるものを除き、応援を要請した市が負担するものとする。ただし、職員の派遣に要する経費は、応援を行う市が負担するものとする。

2 前項の規定により難しい場合には、両市で協議の上、決定するものとする。

(連絡体制)

第6条 この協定に基づく相互応援等が円滑に行われるよう、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておくものとし、災害が発生した場合には速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(相互協力)

第7条 この協定が災害時に有効に機能するよう、平時から必要に応じて相互に情報交換を行うとともに、災害予防活動、一般防災事務等について相互に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の解釈について、疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、双方協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年1月16日

群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 石原 条

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1
八潮市長 大山 忍

5-1-(7) 原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書

みどり市(以下「甲」という。)と水戸市(以下「乙」という。)は東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「原子力災害」という。)における水戸市民の県外広域一時滞在(以下「県外広域避難」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第86条の9の規定及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画(平成27年3月策定)(以下「茨城県広域避難計画」という。)に基づき行う、水戸市民の甲への県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

(県外広域避難の基本的事項)

第2条 原子力災害時において、水戸市民の生命又は身体を災害から保護するため、乙が県外広域避難の必要があると認めたときは、甲は、自らが被災するなど、正当な理由がある場合を除き、水戸市民を受け入れるものとする。

2 水戸市民を受け入れる場所は、甲の指定避難所等のうち、あらかじめ定めた施設の一部(以下「避難所」という。)とする。

3 避難所の開設等受入業務については、乙の要請を踏まえて甲が行うものとし、乙はできるだけ早期に甲から避難所の運営の移管を受ける。

4 県外広域避難の実施に当たっては、乙は、茨城県及び群馬県と連携し、迅速に人員体制を確立するなど、甲の負担が過大とならないよう配慮する。

(県外広域避難の受入要請等)

第3条 甲に対する県外広域避難の受入要請は、乙が行うものとし、あらかじめ、その旨を茨城県及び群馬県に報告するものとする。

- 2 前項の受入要請は、原子力災害における水戸市民の県外広域避難受入要請書（様式1）により行う。
ただし、
緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出する。
- 3 甲は、乙と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに受入準備を開始する。
（受入期間）
- 第4条 前条の規定による要請を受け、甲が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難所の利用状況等を踏まえ、受入機関の見直しが必要となったときは、乙が茨城県及び群馬県並びに甲と協議して決定する。
（避難退域時検査（スクリーニング）等）
- 第5条 県外広域避難を実施する水戸市民に対する避難退域時検査及び除染は、当該避難による汚染の拡大防止及び水戸市民の安全確保のため、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県が実施する。
（必要物資等）
- 第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、乙が茨城県と協力し、確保する。
- 2 前項の必要物資が不足する場合は、乙は、甲に対し、必要物資の一部を貸与し、又は提供してもらうよう要請することができる。
（費用の負担）
- 第7条 県外広域避難に要した費用は、法令そのほか別に定めがある場合を除き、乙が負担する。
- 2 乙は、前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し、当該費用について、一時的に繰替えの支弁を求めることができる。
（情報の交換）
- 第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項が円滑に実施されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行う。
（連絡責任者等）
- 第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙の防災担当課長とする。また、原子力災害における連絡体制（様式2）を整え、毎年度更新する。
（相互応援）
- 第10条 乙は、甲が被災し、復旧のための支援など、応援を必要とする場合においては、全面的に甲に対する支援を行うものとする。
（協議事項）
- 第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年2月15日

甲	みどり市
	みどり市長 石原 条
乙	水戸市
	水戸市長 高橋 靖

5-2 消防相互応援協定書（消防組織法第21条）

覚書の名称	締結日	締結相手
(1) 消防団相互応援協定書	H18. 3. 27	桐生市
(2) 消防相互応援協定書	H18. 3. 27	太田市
(3) 消防団相互応援協定書	H18. 3. 27	伊勢崎市

5-2-（1）消防団相互応援協定書

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定により桐生市とみどり市（以下「協定団体」という）が消防団相互応援協定を締結し、協定団体相互の消防力を活用して、火災による人的及び物的被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援地域）

第2条 この協定による応援地域は、桐生市、みどり市の近接する地域とする。

（相互応援出動）

第3条 前条に定める地域において発生した火災を覚知した消防団隊は、被応援地の要請を待たずして応援出動するものとする。また、出動台数については2台までとする。

（現場活動）

第4条 応援隊の長は、受援地の指揮者と緊密な連携を保ち、効果ある活動を行うものとする。

（応援隊の指揮）

第5条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長とする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、次により処理する。

応援隊側の負担

ア 応援出場に要した消防団隊の諸手当、災害補償費、消防賞じゅつ金及び機械器具の破損修理費及び燃料費等の経費

イ 災害地への出場又は帰路途上において発生した事故処理に要する経費

受援隊側の負担

化学消火薬剤等及び燃料の補給を行った場合、あるいは給食等を必要とした場合の経費

（協議）

第7条 この協定を改正する場合及びこの協定に定める事項以外の事項については、協定団体の長が協議のうえ決定する。

（委任）

第8条 この協定に定めるもののほか細部事項は、協定団体の消防機関の長が協議のうえ定めることができる。

（協定書の保管）

第9条 この協定を証するため正本2通を作成し、協定団体が各1通を保管する。

附 則

この協定は、平成18年3月27日から効力を生ずる。

平成18年3月27日

協定者

桐生市長 大澤 善隆

みどり市長職務執行者 近藤 昭次

5-2-(2) 消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2項の規定により、太田市とみどり市(以下「協定団体」という。)が消防相互応援協定を締結し、火災が発生した場合に、協定団体相互の消防力を活用して人的及び物的損害を最小限度に防止することを目的とする。

(応援地域)

第2条 この協定による応援地域は次のとおりとする。

- (1) みどり市笠懸消防団第1分団及び第5分団の区域に火災が発生した場合は、太田市消防団から消防ポンプ自動車を出動させること。
- (2) 太田市消防団第16分団及び第17分団の区域に火災が発生した場合は、みどり市笠懸消防団から消防ポンプ自動車を出動させること。

(応援出動)

第3条 消防相互応援は、協定団体管内の応援地域において発生した火災を認知し、若しくは受報した場合、下表に定める消防隊は被応援地の要請を待たずして、応援出動するものとする。

応援すべき区域		出動分団	出動車両台数	備考
みどり市	第1分団	太田市消防団第16分団	1	
	第5分団	〃 第17分団	1	
太田市	第16分団	みどり市笠懸消防団第1分団	1	
	第17分団	〃 第5分団	1	

(現場活動)

第4条 応援隊の長は、受援地の指揮者と緊密な連携を保ち、効果ある活動を行うものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長とする。

(費用の負担)

第6条 応援に要した経費は、次により処理するものとする。

- (1) 応援者の負担

応援出動に要した消防隊の諸手当、災害補償費、消防賞じゅつ金、機械器具の破損修理費及び燃料費等の一般的経費

- (2) 受援者側の負担

ア 消火薬剤及び燃料の補給を行った場合、或は給食等を必要とした場合の所要経費

イ 本条に規定した事項又はその他の事項で特に必要がある場合は、その都度当事者間で協議のうえ決定する。

(その他)

第7条 この協定を改正する場合及びこの協定に定める事項以外の事項については、協定団体の長が協議のうえ決定するものとする

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、協定団体記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成 18 年 3 月 27 日

太田市長 清水 聖義

みどり市長職務執行者 近藤 昭次

5-2-(3) 消防団相互応援協定書

(目 的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により伊勢崎市とみどり市（以下「協定団体」という）が消防団相互応援協定を締結し、協定団体相互の消防力を活用して、火災による人的及び物的被害を最小限に防止することを目的とする。

(応援地域)

第2条 この協定による応援地域は、協定団体相互の境界付近で発生した火災の場合とする。

(相互の応援出動)

第3条 前条に定める地域において発生した火災を覚知した別表に定める消防団隊は、被応援地の要請があった場合応援出動するものとする。

ただし、当該団体において災害が発生している場合その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(現場活動)

第4条 応援隊の長は、受援地の指揮者と緊密な連携を保ち、効果ある活動を行うものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長とする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、次により処理する。

(1) 応援隊側の負担

ア 応援出場に要した消防団隊の諸手当、災害補償費、消防賞じゅつ金及び機械器具の破損修理費及び燃料費等の経費。

イ 災害地への出場又は帰路途上において発生した事故処理に要する経費。

(2) 受援隊側の負担

化学消火薬剤等及び燃料の補給を行った場合、あるいは給食等を必要とした場合の経費。

(協 議)

第7条 この協定を改正する場合及びこの協定に定める事項以外の事項については、協定団体の長が協議のうえ決定する。

(委 任)

第8条 この協定に定めるもののほか細部事項は、協定団体の消防機関の長が協議のうえ定めることができる。

(協定書の保管)

第9条 この協定を証するため正本2通を作成し、協定団体が各1通を保管する。

附 則

この協定は、平成18年3月27日から効力を生ずる。

附 則

この協定は、令和6年4月1日から効力を生ずる。

令和6年4月1日

協定者

伊 勢 崎 市 長 臂 泰 雄

み ど り 市 長 須 藤 昭 男

5-3 災害時覚書

覚書の名称	締結日	締結相手
(1) 水道災害時の相互応援における水道本管接続に関する覚書	H18. 3. 27	桐生市
(2) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	H29. 6. 19	東日本電信電話株式会社 群馬支店

5-3-（1）水道災害時の相互応援における水道本管接続に関する覚書

桐生市水道事業桐生市長（以下「甲」という。）とみどり市水道事業みどり市長職務執行者（以下「乙」という。）は、相互間における水道災害時の相互応援について、次のとおり覚書を取りかわす。

（水道本管接続）

第1条 甲と乙は、この覚書に基づき、不時の災害発生に備え、当該被災側への応援給水の迅速化、確実化を図るため、甲・乙の水道本管を接続する。

2 前項の水道管接続については、甲および乙の区域内の本管接続に関する工事は、甲・乙それぞれが施工する

（位置）

第2条 本管接続の位置は次の4箇所とする。

- 1 桐生市川内町四丁目413番地の1地先（県道駒形大間々線）
みどり市大間々町高津戸433番地先（県道駒形大間々線）
- 2 桐生市広沢町二丁目4122番地の3地先（市道223号線）
みどり市笠懸町阿左美3167番地の1地先（市道笠懸2171号線）
- 3 桐生市相生町五丁目36番地の1地先（市道3号線）
みどり市笠懸町阿左美2058番地先（市道笠懸267号線）
- 4 桐生市新里町新川3616番地の4地先
みどり市大間々町桐原51番地の7地先（市道大間々469号線）

（給水の義務）

第3条 被災側からこの覚書による要請があったときは、応援側は、速やかに接続本管の開栓をして給水をするものとする。

2 接続本管の開栓および閉栓は、甲・乙立会いのうえ行うものとする。

（接続経費等）

第4条 第2項の工事に要する経費は、それぞれの負担とする。

2 前項の規定は、当該水道本管の維持管理についても同様とする。

（給水代価）

第5条 被災側は、その給水量に応じた代価を応援側に対し支払うものとする。この場合、単価は応援側の料金単価によるものとする。

（立会い確認）

第6条 本管接続箇所の点検確認のため、年1回程度甲乙双方の職員を立ち合わせ、災害時に有効活用できることを確認するものとする。

2 立会いの日時等については、双方で連絡し合い決定する。

(協議)

第7条 この覚書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有するものとする。

平成18年3月27日

(甲) 桐生市水道事業
桐生市長 大澤 善隆

(乙) みどり市水道事業
みどり市長職務執行者 近藤 昭次

5－3－(2) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

みどり市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災地等の通信の確保を目的とする。

(用語の定義)

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の被害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

(特設公衆電話の設置場所及び設置箇所)

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報という。」）は甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別添1に定める様式をもって相互に通知することとする。

(通信機器等の管理)

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担等で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(電話回線等の配備)

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

(移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。

ただし、設置箇所の移動にかかる費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了に通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙1に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去をおこなうこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成29年6月19日

甲 群馬県みどり市笠懸町鹿2952
契約担当者
みどり市長 石 原 条

乙 群馬県高崎市高松町3番
東日本電信電話株式会社
群馬支店長 日 森 敏 泰

5-4 その他協定書

協定の名称	締結日	締結相手
(1)群馬県防災航空隊支援協定	H18.3.27	群馬県
(2)豪雨等災害情報の提供等に関する協定	H19.7.19	独立行政法人水資源機構 草木ダム管理所
(3)火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定	H19.7.19	群馬県東毛生コンクリート事業 協同組合、桐生市
(4)災害時における災害救助犬の出場に関する協定	H22.1.18	NPO法人災害救助犬ネットワーク
(5)災害時の情報交換に関する協定	H23.3.3	国土交通省関東地方整備局
(6)災害時等における無人遠隔操作航空撮影に関する協定書	H28.5.12	桐生ドローン利活用協議会
(7)災害時における情報伝達及び情報収集等に関する協定書	H28.6.18	群馬県オートバイ事業協同組合
(8)災害時における被災者支援等の協力に関する協定	R1.7.23	群馬県行政書士会桐生支部

5-4-(1) 群馬県防災航空隊支援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震・台風・水火災及び事故の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長及び消防長(以下「市町村長等」という。)が群馬県防災航空隊(以下「防災航空隊」という。)の支援を求める場合の必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 本協定は、市町村長等の求めに応じ、防災航空隊が支援出動した場合において、当該市町村長等の管轄区域についてのみ適用する。

(支援出動の要請)

第3条 この協定に基づく支援出動の要請は、災害発生地を管轄する市町村長等が、次のいずれかに該当し、群馬県防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の運航が必要と認める場合に、群馬県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 市町村長等の消防力によっては、災害の防除または軽減が困難と認められる場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (3) 防災ヘリの運航により災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合
- (4) その他救急搬送等緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(支援出動の要請の方法)

第4条 支援出動の要請は、防災航空隊に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 支援の種別
- (2) 災害発生(又は覚知)の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の場所及び地上支援体制

(6) その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により支援出動の要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による支援出動の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに市町村長等に回答するものとする。

(市町村長等と防災航空隊との連携)

第6条 前条第1項の規定により支援出動した場合の防災航空隊は、災害現場を管轄する市町村長等との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 支援出動の要請に基づき防災航空隊員(消防本部派遣職員に限る)が消防活動に従事する場合には、非常事態発生地消防長から隊員を派遣している消防長に対し、消防相互応援協定(昭和50年12月8日付締結)第3条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担等)

第8条 この協定に基づく支援出動に要する派遣経費は、県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、県及び市町村長等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成18年3月27日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月27日

群馬県知事 小寺 弘之

みどり市長職務執行者 近藤 昭次

5-4-(2) 豪雨等災害情報の提供等に関する協定

独立行政法人水資源機構草木ダム管理所長(以下「甲」という。)とみどり市長(以下「乙」という。)は、乙が豪雨等による災害に関する情報を提供することについて、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 本協定は、豪雨等による災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、甲が、乙の依頼により、草木ダム下流の渡良瀬川沿川の住民(以下「下流住民」という。)に対して当該災害に関する情報(避難に関するものを含む。)を提供するため、甲が管理する放流警報設備(以下単に「放流警報設備」という。)の操作(以下「情報提供操作」という。)を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(情報提供操作の実施)

第2条 甲は、乙から情報提供操作の実施について依頼があった場合は、それに応ずるものとする。ただし、草木ダムの管理上支障があるときは、この限りでない。

2 甲及び乙は、情報提供操作の実施に当たっては、あらかじめ、提供する情報の内容、提供の時期、提供方法その他必要な事項について、十分に調整するものとする。

（対象設備等）

第3条 情報提供操作は、別表に掲げる設備を用いて、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- 一 警報局に取り付けられたスピーカーを用いた音声放送
- 二 電光掲示板を用いた文字表示

（費用負担）

第4条 甲は、情報提供操作に要する費用について、乙に負担を求めないものとする。

2 情報提供操作の実施に当たり、新たに整備が必要となった設備（通信回線等を含む。）の設置及び維持、運用に要する費用は、乙が負担するものとする。

（責任）

第5条 情報提供操作の実施により生じた事項については、乙が一切の責任を負うものとする。

（協定外事項等）

第6条 本協定に定めのない事項若しくは本協定について疑義が生じた事項の取扱い又は本協定の変更については、その都度、甲及び乙が協議して必要な措置を執るものとする。

（実施要領）

第7条 本協定を実施するために必要な要領は、甲及び乙が別途協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成19年7月19日

甲 独立行政法人水資源機構
草木ダム管理所長 白川 信之

乙 群馬県みどり市
みどり市長 石原 条

警 報 局 舎 一 覧 表

警報局名	所在地	警報の種類	備考
西	群馬県みどり市東町小夜戸西9-3	スピーカー	無線
花 輪	群馬県みどり市東町花輪578-1	スピーカー	無線
萩 原	群馬県みどり市東町萩原369-2	スピーカー	無線
下神梅	群馬県みどり市大間々町下神梅314-4	スピーカー	無線
ダム左岸	群馬県みどり市東町座間	電光表示盤	N T T
ダム右岸	群馬県みどり市東町神戸	電光表示盤	N T T
東橋	群馬県みどり市東町花輪	電光表示盤	N T T
萩原	群馬県みどり市東町萩原	電光表示盤	N T T

警報局名	所在地	警報の種類	備考
貴船橋	群馬県みどり市大間々町上神梅	電光表示盤	N T T
福岡橋	群馬県みどり市大間々町上桐原	電光表示盤	N T T

５－４－（３）火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定書

（目的）

第1条 この協定は、桐生市並びにみどり市（以下「甲」という。）が火災又は地震等（以下「災害時」という。）の消火活動等に関し、群馬県東毛生コンクリート事業協同組合（以下「乙」という。）に水の供給応援を要請する場合の必要な事項を定めることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 この協定は、災害時において火災の消火のために甲が必要があると認めるときは、甲の要請により、乙に所属する組合員の所有するコンクリートミキサー車の積載水を消防隊の消火活動に活用するため、防火水槽等の消防水利の補水作業等の応援業務について定めるものとする。

（出動の要請）

第3条 甲は、消火活動を実施するうえで乙に応援要請をする場合は、次に掲げる事項を明示して、乙の応援を別記様式1の要請書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- （1） 災害の状況及び応援を必要とする事由
- （2） 応援を必要とする車両数及び人数
- （3） 応援を必要とする日時及び補水場所
- （4） その他参考となる事項

（業務の実施）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り通常業務に優先して実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により応援に従事した場合は、速やかに甲に対し次に掲げる事項を別記様式2の実施報告書により報告するものとする。

- （1） 応援に従事した組合員（会社）名
- （2） 応援に従事した車両数及び人数
- （3） 応援に従事した日時及び補水場所
- （4） その他必要事項

（経費の負担）

第6条 第4条の規定による業務に要した費用は、甲の内、災害発生市の長が負担するものとする。なお、料金算定にあたっては、実費の請求により甲乙協議のうえ決定するものとする。

（事故等）

第7条 乙の供給した応援コンクリートミキサー車が故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該コンクリートミキサー車を交換してその活動を継続するものとする。

2 乙はコンクリートミキサー車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）

第8条 応援活動に係わる従事者が災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

等の関係法令に基づき補償、または、群馬県市町村総合事務組合非常勤消防団員等公務災害補償条例（平成2年10月12日条例第15号）に定める基準に従い、補償するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

（適用）

第10条 この協定は、締結の日から適用する。

（附則）

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し甲乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成11年2月 2日 締結

平成19年7月19日 市町村合併に伴う名称変更等により再締結

（甲） 桐生市長 亀山 豊文

（甲） みどり市長 石原 条

（乙） 群馬県東毛生コンクリート事業協同組合 理事長 中田 美昭

5－4－（4）災害時における災害救助犬の出動に関する協定

群馬県みどり市（以下「甲」という。）とNPO法人災害救助犬ネットワーク（以下「乙」という。）は、みどり市内において地震災害等が発生した場合に、被災者の搜索活動（以下「搜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、搜索活動のために必要があると認めるときは、災害救助犬出動要請書（別記様式1）により乙に対して、災害救助犬の出動を要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 災害救助犬の出動頭数等は、災害の種類及び規模等を考慮し甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 乙は、出動体制が整ったときは、速やかに出動部隊の構成等必要事項を記載した出動部隊連絡表（別記様式2）により甲へ連絡するものとする。

ただし、文書をもって連絡するいとまがないときは、電話等の手段を用いて連絡し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（搜索活動の実施）

第3条 乙に属する災害救助犬チームの会員（以下「会員」という。）は、出動した災害現場においては、出動要請時に甲が定める現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い搜索活動を実施するものとする。

(搜索活動の終了)

第4条 この協定による搜索活動の終了は、甲の現場指揮者が搜索活動の終了を告げたとき、又は災害救助犬による搜索活動の続行が不可能となったときとする。

(損害補償)

第5条 この協定に基づく出動又は搜索活動に伴って、会員並びに災害救助犬に生じた損害補償（第三者を含む。）は次のとおりとする。

(1) 甲が負担するもの

甲は、乙の会員が搜索活動中に死亡若しくは負傷し、又は搜索活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、群馬県市町村総合事務組合非常勤消防団員等公務災害補償条例に基づきその損害を補償する。

(2) 乙が負担するもの

ア 会員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

イ 災害救助犬が出動時の往復途上又は搜索活動中に、自ら被害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

(訓練の参加)

第6条 乙は、この協定による搜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練の参加に努めるものとする。

(活動状況の通知)

第7条 乙は、出動部隊の帰着後速やかに活動状況通知書（別記様式3）にて活動状況を甲に通知するものとする。

(会員等の名簿の提出)

第8条 乙は、甲に毎年1回、会員及び災害救助犬の名簿を提出するものとし、甲はその名簿を登録しておくものとする。ただし、会員等に異動があったときは、その都度甲に通知するものとする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第10条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲及び乙が1通ずつ保管する。

附 則

この協定は、平成22年1月18日から効力を生じる。

平成22年1月18日

甲 群馬県みどり市笠懸町鹿2952

みどり市

みどり市長 石原 条

乙 富山県富山市北代3915番地

NPO法人災害救助犬ネットワーク理事長 西坂 直樹

5-4-(5) 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、みどり市長 石原条（以下「乙」と

いう。)とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、みどり市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ確かな災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の開始時期)

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 みどり市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 みどり市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

(情報交換の内容)

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

(情報連絡員（リエゾン）の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年3月3日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 下保 修

乙) 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 石原 条

5-4-(6) 災害時等における無人遠隔操作航空撮影に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と、桐生ドローン利活用協議会（以下「乙」という。）は、災害時等における無人遠隔操作航空撮影（以下「空撮」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、みどり市内に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に規定する災害(以下「災害」という。)等が発生した場合に、乙が行う空撮について必要な事項を定めるものとする。

(協力)

第2条 災害時において、甲から空撮の要請があったときは、乙は、当該要請に協力するものとする。

2 乙は、速やかに撮影した映像の処理を行い、甲に提供するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、気象条件等の特別な理由があるときは、甲の要請に協力しないことができる。

4 第1項に掲げるもののほか、特に要請があった場合については、可能な範囲において、これに協力するものとする。

(要請)

第3条 甲は、前条第1項及び第4項の要請を無人遠隔操作航空撮影要請通知書(様式第1号。以下「通知書」という。)により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲において通知書を作成する時間的余裕がないときは、前条第1項の要請を口頭で行うことができる。この場合において、甲は、後日速やかに通知書を乙に提出するものとする。

(費用負担)

第4条 空撮に係る費用については、乙の負担とする。

(連絡責任者)

第5条 甲又は乙は、空撮が円滑に実施できるよう、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名押印の上、各1通を保有する。

甲 みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 石原 条

乙 桐生市宮前町一丁目3番21号
桐生ドローン利活用協議会
代表 塩崎 泰雄

5-4-(7) 災害時における情報伝達及び情報収集等に関する協定書

みどり市(以下「甲」という。)と群馬県オートバイ事業協同組合(以下「乙」という。)とは、災害時における情報伝達及び情報収集等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、みどり市内に地震その他の災害が発生した場合において、甲が行う応急対策活動に対する、乙の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(活動の内容)

第2条 甲が乙に協力を要請することができる事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 乙による人員協力
- (2) 乙組合員所有の自動二輪車による情報伝達、情報収集及び物資搬送
- (3) 甲が応急対策活動を実施するための自動二輪車の調達
- (4) その他甲が必要と認める業務

(要請の方法)

第3条 甲は、乙に対し、協力の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、電話等により要請し、後日文書を交付するものとする。

- (1) 災害及び被害の状況
- (2) 要請する活動内容
- (3) その他参考となる事項

(協力の実施)

第4条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、対応できる可能な範囲において、協力を行うものとする。

2 甲は、乙に対し、活動が円滑に実施できるよう、情報提供その他必要な協力を行うものとする。

(活動の報告)

第5条 乙は、前条の規定により活動に従事した場合は、速やかに甲に対し、次の各号に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、後日文書を提出するものとする。

- (1) 活動の実施日、実施場所
- (2) 活動実施事業者名
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 第4条の規定により実施した活動に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、第1項に規定する費用について、みどり市財務規則（平成18年みどり市規則第39号）に基づき支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(事故報告)

第7条 乙は、活動に際し、事故等が発生した場合は、速やかに甲に対し文書により報告するものとする。

(補償)

第8条 前条の規定により報告がなされた場合においては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令に基づき補償を受けるものとする。

(連絡体制)

第9条 この協定に基づく活動が円滑に実施できるよう、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとし、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了をしない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年6月15日

(甲)みどり市笠懸町鹿2952番地

みどり市長 石原 条

(乙)高崎市中尾町456番地4

群馬県オートバイ事業協同組合

理事長 城田 新二

5－4－（8）災害時における被災者支援等の協力に関する協定

みどり市（以下「甲」という。）と、群馬県行政書士会桐生支部（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、みどり市において、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、行政書士業務等を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 災害時において甲がみどり市災害対策本部を設置した場合に、円滑な被災者支援のために行政書士業務等の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

(行政書士業務等の範囲)

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務等は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 各種申請書類等の作成及び代理提出等（行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務）
- (2) 被災者支援相談窓口の開設
- (3) 被災証明等の各種申請受付のための甲への会員派遣
- (4) その他甲が必要と認める事項

(申請の手続き等)

第4条 第2条に定める甲の乙に対する要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について平時から連絡調整に努める。

(協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、被災者支援等に積極的に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 第3条の行政書士業務等において必要となる人件費等の費用は、乙が負担する。

(相談者の負担)

第7条 第3条第1号及び第2号の行政書士業務等は無料とし、相談者（被災者）は、負担を負わない。

(報告)

第8条 乙は、実施した行政書士業務等の件数、対象者、相談内容について、随時甲に書面で報告するものとする。

(災害補償)

第9条 甲の要請による行政書士業務等を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償については、甲は責任を負わない。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙は、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年7月23日

群馬県みどり市笠懸町鹿 2 9 5 2 番地

甲 みどり市

代表者 みどり市長 須藤 昭男

群馬県桐生市巴町 2 丁目 1 8 3 2 - 1 2

乙 群馬県行政書士会桐生支部

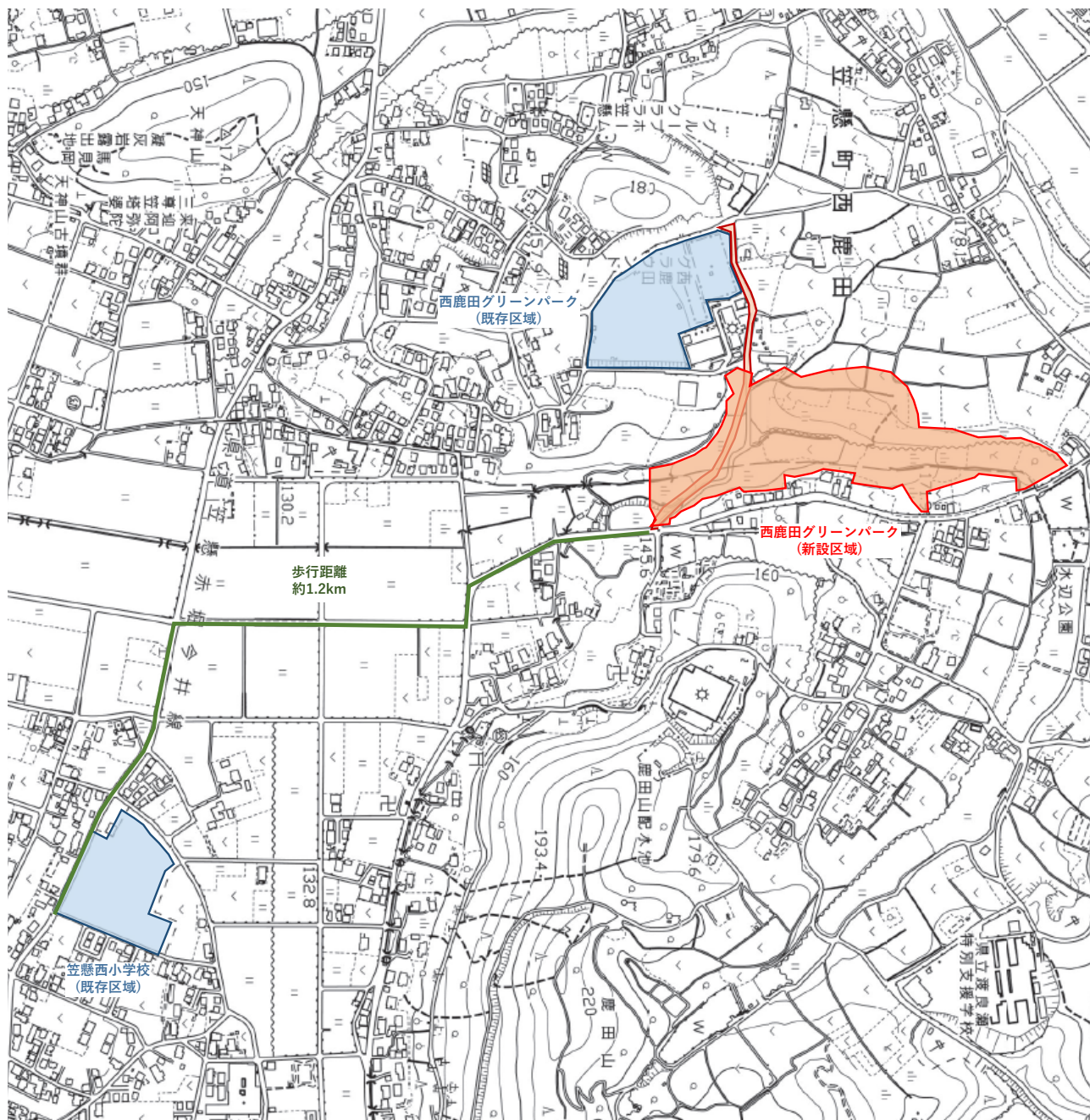
代表者 支部長 中山 一郎

5-5 大規模災害時における防災関係機関の活動拠点

西鹿田グリーンパーク及び笠懸西小学校を自衛隊や消防・警察などの防災関係機関の活動拠点として位置づけ、大規模な災害が発生した場合に応援機関の集結及び駐留拠点などとしての活用を検討するものとする。

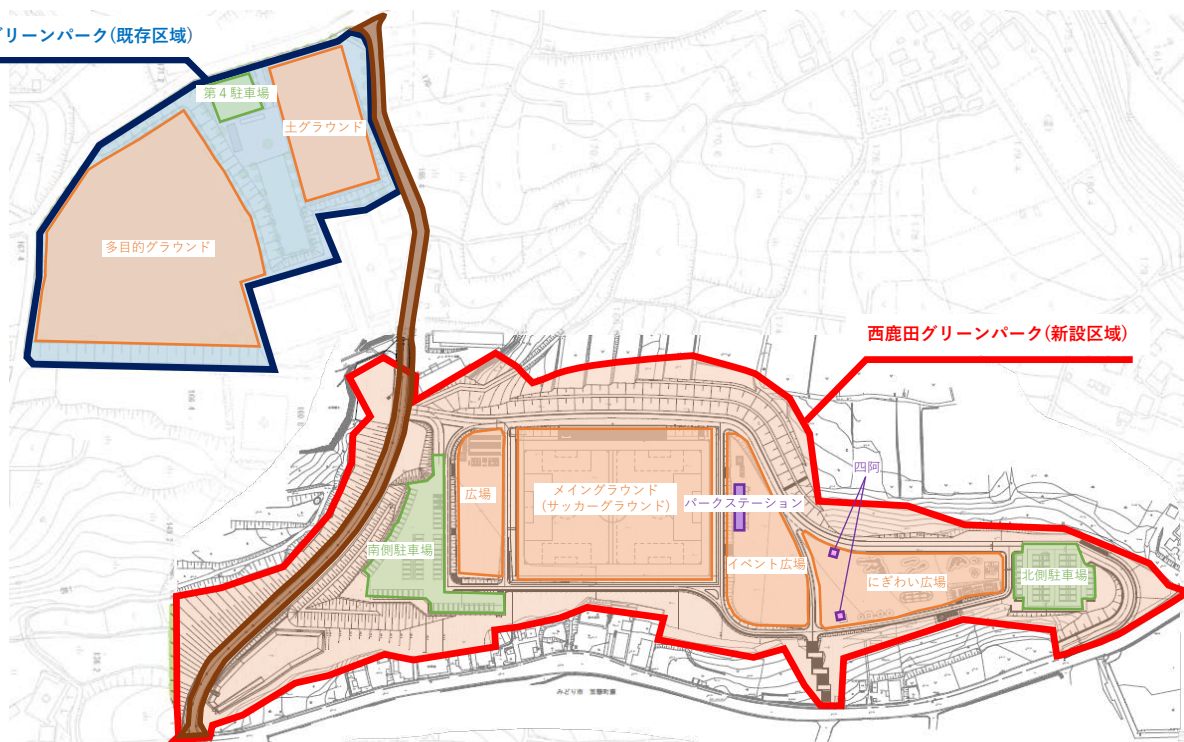
〈災害時の役割及び運営方法〉

施設名称		用途	平常時	災害時【緊急段階】 (発災後概ね3時間から3日)	災害時【応急段階】 (発災後概ね3日から7日)	災害時【応急・復旧段階】 (発災後7日以降)	災害時【復旧復興段階】 (一年後)
西鹿田グリーンパーク	メイングラウンド (サッカーグラウンド)	運動施設	各種大会／各種団体練習	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	メイングラウンド (サッカーグラウンド)
	広場	広場	軽スポーツ／イベント ／遊び機能／レクリエーション／休息	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	広場
	イベント広場	広場	遊び機能／休憩	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	イベント広場
	にぎわい広場	広場	遊び機能／休憩	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	にぎわい広場
	パークステーション	便益施設	更衣室／控室	救援部隊打ち合せスペース	救援部隊打ち合せスペース	救援部隊打ち合せスペース	パークステーション
	四阿	休憩施設	休憩所	救援部隊打ち合せスペース	救援部隊打ち合せスペース	救援部隊打ち合せスペース	四阿
	北側駐車場	便益施設	公園利用者駐車場	駐車場（車中泊用）	駐車場（車中泊用）	駐車場（車中泊用）	北側駐車場
	南側駐車場	便益施設	公園利用者駐車場	駐車場	駐車場	駐車場	南側駐車場
西鹿田グラウンド	土グラウンド	運動施設	各種大会／各種団体練習 ／軽スポーツ／イベント ／遊び機能／レクリエーション	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	応急仮設住宅候補地
	多目的グラウンド	運動施設	各種大会／各種団体練習 ／軽スポーツ／イベント ／遊び機能／レクリエーション	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	応急仮設住宅候補地
	第4駐車場	便益施設	公園利用者駐車場	駐車場	駐車場	駐車場	駐車場
笠懸西小学校	学校校庭	学校施設	学校授業／行事	駐車場（車中泊用）	駐車場（車中泊用）	駐車場（車中泊用）	学校校庭



【平常時】

西鹿田グリーンパーク(既存区域)

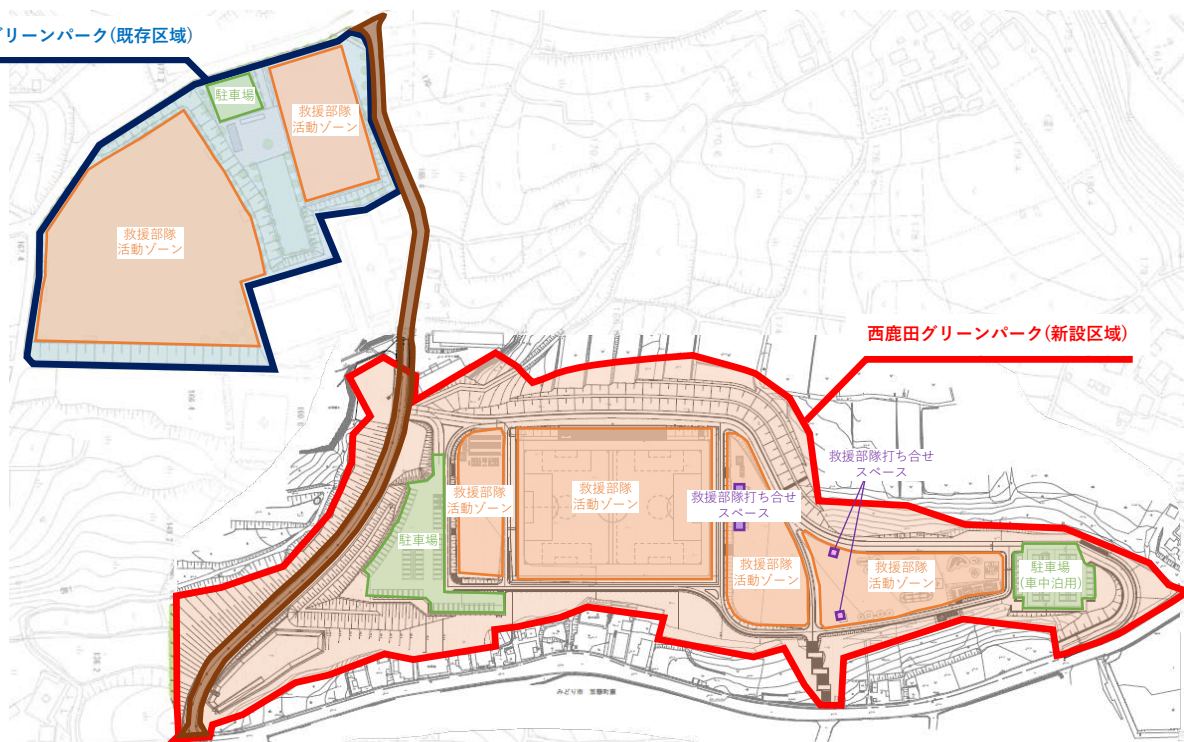


笠懸西小学校(既存区域)



【緊急段階】 発災後概ね3時間から3日

西鹿田グリーンパーク(既存区域)

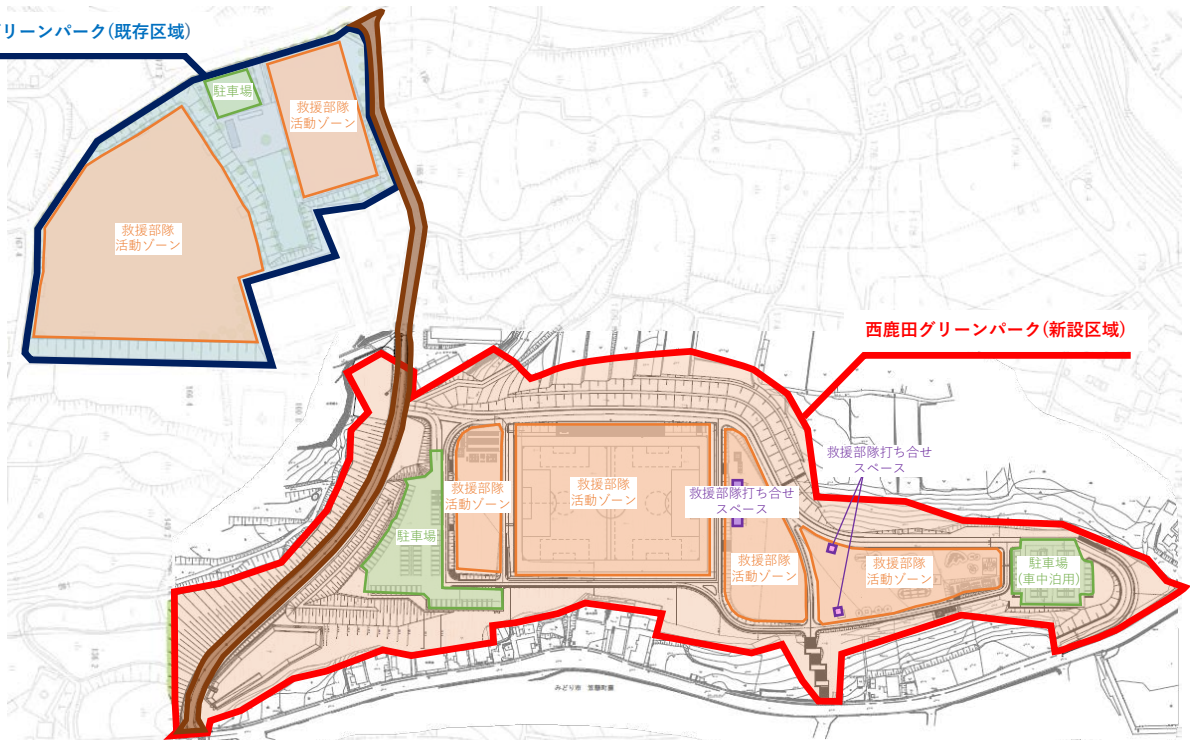


笠懸西小学校(既存区域)



【応急段階】 発災後概ね3日から7日

西鹿田グリーンパーク(既存区域)

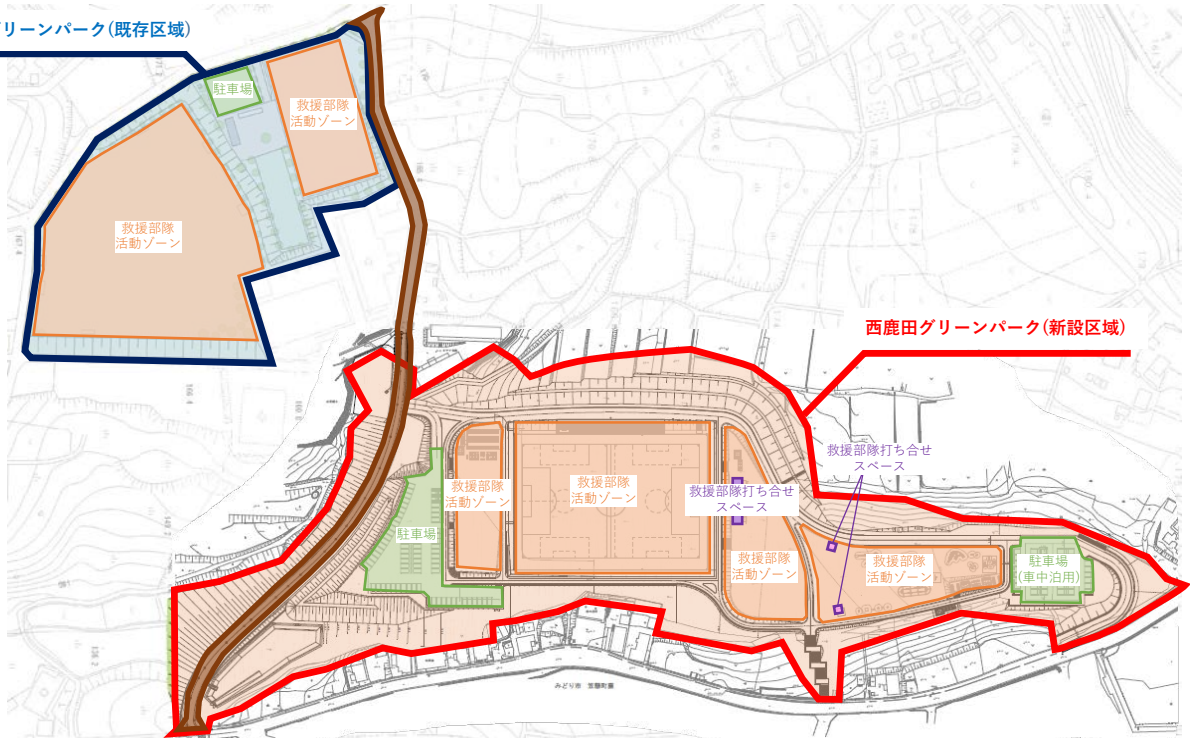


笠懸西小学校(既存区域)



【応急・復旧段階】 発災後7日以降

西鹿田グリーンパーク(既存区域)

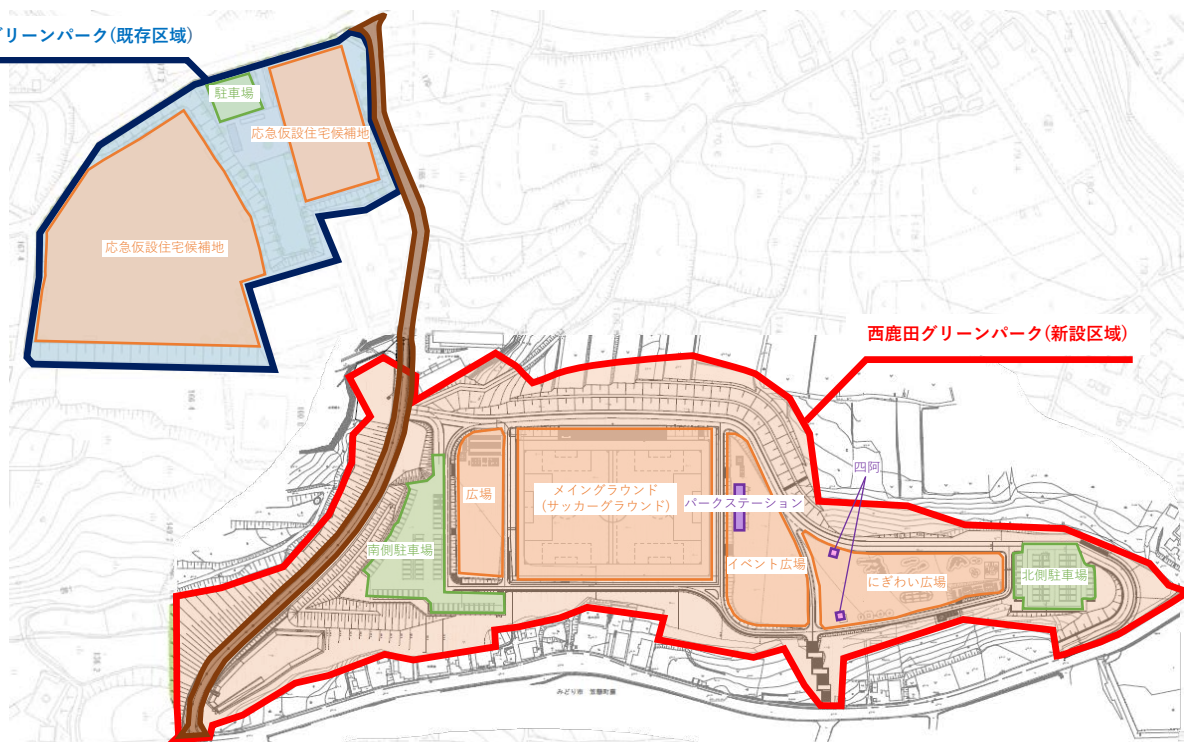


笠懸西小学校(既存区域)



【復旧復興段階】一年後

西鹿田グリーンパーク(既存区域)



笠懸西小学校(既存区域)



6 自衛隊応援要請関係

6-1 災害派遣要請書（県知事あて）

年 月 日

群馬県知事

宛て

みどり市長

印

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう
要求します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

例 ・必要な車両、航空機、資機材
・必要な人員
・連絡場所及び連絡責任者

7 応急活動関係

7-1 避難関係

1 指定避難所、指定待避所、広域避難場所及び指定緊急避難場所一覧

凡例 「○」：適 「－」：不適

名称	所在地	面積	電話	指定避難所	指定待避所	指定緊急避難場所					備考
						洪水災害	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
笠懸公民館	笠懸町阿左美1581-1	3,319㎡	76-2211	○		○	○	○	○	○	
みどり市民体育館 (桐生大学 グリーンアリーナ)	笠懸町阿左美1714-2	2,280㎡	77-1616	○		○	○	○	○	○	防災拠点（蓄電池設備） 拠点避難所
笠懸小学校	笠懸町鹿346	1,383㎡	76-2100	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
笠懸東小学校	笠懸町阿左美1010	1,344㎡	76-6167	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
笠懸北小学校	笠懸町阿左美3730	1,272㎡	76-6833	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
笠懸西小学校	笠懸町鹿3060-1	2,853.17㎡	77-1655	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
笠懸中学校	笠懸町鹿362	2,194㎡	76-2011	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
笠懸南中学校	笠懸町阿左美829	2,418㎡	76-6211	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
みどりのかぜ (旧笠懸第1保育園)	笠懸町阿左美3740	1,354㎡	76-2012	○		○	○	○	○	○	
笠懸町第1区公民館	笠懸町阿左美3196-6	260㎡		○		○	○	－	○	○	
笠懸町第2区公民館	笠懸町阿左美410	402㎡	76-6595	○		○	○	－	○	○	
笠懸町第3区公民館	笠懸町阿左美1428-6	313㎡	76-6596	○		○	○	－	○	○	
笠懸町第4区公民館	笠懸町阿左美2220-1	259㎡	76-6597	○		○	○	－	○	○	
笠懸町第5区公民館	笠懸町阿左美3631-1	263㎡	76-6598	○		○	○	○	○	○	
笠懸町第6区公民館	笠懸町久宮325-9	266㎡		○		○	○	－	○	○	
笠懸町第7区公民館	笠懸町鹿385-1	285㎡	76-4950	○		○	○	－	○	○	
笠懸町第8区公民館	笠懸町鹿2693	214㎡		○		○	－	－	○	○	
笠懸町第9区公民館	笠懸町鹿3735-1	437㎡	76-4952	○		○	○	○	○	○	
笠懸町第10区公民館	笠懸町西鹿田798-3	313㎡	76-6656	○		○	○	○	○	○	
関東開発株式会社 桐生競艇場	笠懸町阿左美2887	69,800㎡	76-2411	○		○	○	○	○	○	

名称	所在地	面積	電話	指定避難所	指定待避所	指定緊急避難場所					備考
						洪水災害	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
学校法人桐丘学園 桐生大学	笠懸町阿左美 606-7		76- 2400	○		○	○	○	○	○	
厚生会館	大間々町桐原 81-2		72- 4054	○		○	○	—	○	○	
大間々老人憩の家	大間々町桐原 1251	3,762㎡	72- 1620	○		○	○	—	○	○	
大間々北小学校	大間々町桐原 653	1,141㎡	72- 1771	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
大間々南小学校	大間々町大間々 884	1,560㎡	72- 1274	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
大間々東小学校	大間々町大間々 456-1	1,547㎡	73- 1733	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
旧神梅小学校	大間々町上神梅 68	1,079㎡		○					○	○	広域避難場所
旧福岡中央小学校	大間々町浅原 1500-2	1,205㎡	72- 1264		○	—	—	—	—	—	
多世代交流館	大間々町塩原 363	11,447㎡		○		○	○	○	○	○	広域避難場所
大間々中学校	大間々町桐原 217	1,749㎡	73- 1049	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
大間々東中学校	大間々町大間々 1829-1	2,517㎡	73- 0516	○		○	○	○	○	○	拠点避難所 広域避難場所
赤城保育園	大間々町大間々 775-1		72- 2061	○		○	○	○	○	○	
二葉保育園	大間々町大間々 2261			○		○	○	○	○	○	
大間々保育園	大間々町大間々 792-2		72- 1182	○		○	○	○	○	○	
東保育園	大間々町大間々 471-1		73- 4188	○		○	○	○	○	○	
大間々南幼稚園	大間々町大間々 895		73- 0067	○		○	○	○	○	○	
大間々町第1区 公民館	大間々町大間々 1196	506㎡	73- 1254	○		○	○	—	○	○	
大間々町第2区 公民館	大間々町大間々 1059-4	495㎡		○		○	○	—	○	○	
大間々町第3区 集会所	大間々町大間々 1339	178㎡		○		○	○	—	○	○	

名称	所在地	面積	電話	指定避難所	指定待避所	指定緊急避難場所					備考
						洪水災害	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
大間々町第4区集会所	大間々町大間々1389-3	870㎡		○		○	○	—	○	○	
大間々町5丁目クラブ	大間々町大間々1496-7	228㎡		○		○	○	—	○	○	
大間々町第6区公民館	大間々町大間々1075-1	1,173㎡		○		○	○	—	○	○	
大間々町第7区公民館	大間々町大間々762-6	946㎡		○		○	○	—	○	○	
大間々町第8区集会所	大間々町大間々311-1	796㎡	73-1020	○		○	○	○	○	○	
大間々町第9区公民館	大間々町桐原173-1	229㎡		○		○	○	—	○	○	
大間々町第10区公民館	大間々町桐原525-1	732㎡		○		○	○	—	○	○	
大間々町第11区公民館	大間々町桐原991-1	2,266㎡			○	—	—	—	—	—	
大間々町第12区公民館	大間々町桐原1040-1	2,178㎡	73-0008	○		○	○	—	○	○	
大間々町第13区集会所	大間々町大間々1955-2	2,000㎡		○		○	○	○	○	○	
大間々町第14区集会所	大間々町高津戸559-5	367㎡	73-4987		○	—	—	—	—	—	
大間々町塩原公民館	大間々町塩原434	540㎡		○		○	○	—	○	○	
大間々町第16区集会所	大間々町塩原616-1	1,747㎡		○		—	○	—	○	—	
大間々町福岡中央公民館	大間々町浅原1240	8,914㎡			○	—	—	—	—	—	
大間々町長尾根公民館	大間々町長尾根150	695㎡		○		○	○	○	○	○	
大間々町塩沢公民館	大間々町塩沢248	1,473㎡			○	—	—	—	—	—	
東公民館	東町花輪205-2	200㎡	97-2721		○	—	—	—	—	—	
あずま小中学校	東町神戸10	926㎡	97-3800	○		○	○	○	○	○	拠点避難所 広域避難場所
花輪1区集会所	東町花輪132	100㎡			○	—	—	—	—	—	

名称	所在地	面積	電話	指定避難所	指定待避所	指定緊急避難場所					備考
						洪水災害	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
沢入会館	東町沢入932	100㎡			○	—	—	—	—	—	
東運動公園 (社会体育館)	東町座間378-4	200㎡	97-3031	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
沢入体育館	東町沢入491	800㎡			○	—	—	—	—	—	
高齢者 生活福祉センター	東町花輪114-3	400㎡	97-2828		○	—	—	—	—	—	
神戸 生活改善センター	東町神戸556-4	100㎡		○		○	○	—	○	○	
青年研修センター	東町座間26-1	100㎡	97-2554		○	—	—	—	—	—	
座間集会所	東町座間259	132㎡		○		○	○	○	○	○	
小夜戸集会所	東町小夜戸901-2			○		○	○	—	○	○	
小中集会所	東町小中591-1			○		○	○	○	○	○	
草木集会所	東町草木208-1			○		○	○	—	○	○	
※笠懸グラウンド	笠懸町阿左美1719-1		76-4919	—	—	○	○	○	○	○	広域避難場所 指定緊急避難場所
※西鹿田グラウンド	笠懸町西鹿田1383-1			—	—	○	○	○	○	○	広域避難場所 指定緊急避難場所
※大間々グラウンド	大間々町大間々1958		73-0777	—	—	○	○	○	○	○	広域避難場所 指定緊急避難場所
※はねたき広場	大間々町大間々2239			—	—	—	○	○	○	—	広域避難場所 指定緊急避難場所
※かどや公園	笠懸町鹿381-3			—	—	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所
※桐原上ノ台公園	大間々町桐原521			—	—	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所

※ 広域避難場所又は指定緊急避難場所のみ(又はその両避難場所)に該当

【説明】

指定緊急避難場所：災害が差し迫った状況や発災時に、緊急的に避難し、身の安全を確保することができる避難場所

指定避難所：円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、被災者が一定期間滞在する施設

指定待避所：土砂災害に注意し、一時的に避難することができる施設

広域避難場所：大地震また大規模火災発生時に延焼火災やその他の危険から避難者の安全を確保することができる場所

【異常な現象ごとの指定緊急避難場所指定基準】

異常現象	指定基準
洪水災害	浸水想定区域内に立地していない施設や場所。若しくは、想定水位以上の高さに避難者を受け入れる部分があり、かつ避難上有効な経路がある施設。（２階以上の階に避難できる施設等）
土砂災害	土砂災害警戒区域等の危険箇所内に立地していない施設や場所。若しくは、鉄筋コンクリート造などの強固な構造の施設。
地震	地震に対して安全な構造（新耐震基準）を有している施設。若しくは、その周辺に地震発生時に生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物等がない場所。
大規模火事	大規模火事による輻射熱等の影響が及ばない施設や場所等。
内水氾濫	洪水災害に同じ。

2 福祉避難所一覧

	名称	所在地	電話	備考
(1)	特別養護老人ホーム かさかけの里	笠懸町鹿3033-1	40-5167	
(2)	特別養護老人ホーム ながめの郷	大間々町桐原1511-1	32-5069	
(3)	グループホーム ヴェルデ	東町神戸95-2	47-6951	
(4)	特別養護老人ホーム プロヴァンス笠懸	笠懸町阿左美500-3	76-8800	
(5)	介護老人保健施設 サンホープ笠懸	笠懸町鹿2646-1	76-1100	
(6)	通所介護施設 サンホープケアパーク阿左美	笠懸町阿左美574-3	76-1175	
(7)	ショートステイ サンホープケアヴィレッジ・ソレイユ	笠懸町阿左美500-1	70-7200	
(8)	サービス付き高齢者向け住宅 サンテ笠懸	笠懸町鹿3215-2	47-7800	
(9)	特別養護老人ホーム のぞみの苑	桐生市相生町5丁目493	54-9535	
(10)	デイサービス のぞみの苑	桐生市相生町5丁目493	54-9536	
(11)	療育センター きぼう	大間々町大間々22-4	73-2605	
(12)	障害者デイサービス おおぞら	大間々町大間々24-14	73-2790	
(13)	ケアハウス サンフレッシュ	桐生市相生町5丁目493	54-9535	

2-（１）災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 美幸会（以下「乙」という。）とは、災害発生時の避難生活

において、高齢者、障がい者、妊産婦及び乳幼児のうち、何らかの特別な配慮を必要とする者で、一般の避難所での

生活が困難な者（以下「災害時要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を

締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、災害時要援護者を当

該避難所に待避させることにより、災害時要援護者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(受入れの要請)

第2条 甲は、災害時において、災害時要援護者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該災害時要援護者の受入れ

を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請に必要な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(指定する施設)

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のと通りの施設とする。

(管理運営)

第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第6条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）

を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 災害時要援護者への相談等に応じる介助員等の配置及び日常生活上の支援
- (2) 災害時要援護者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求

(手続)

第5条 第2条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合

は、この限りでない。

- (1) 災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況及び報告先
- (2) 家族等身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(費用負担)

第6条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用）
- (2) 災害時要援護者に要する食費
- (3) その他生活必需品の購入等に要した費用

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害時要援護者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への災害時要援護者の移送は、原則として当

該災害時要援護者の家族等が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食料その他の福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が災害時要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助員の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖

に努めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事務所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の解除)

第14条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月29日

甲 みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 石原 条

乙 みどり市笠懸町鹿3033番地1
社会福祉法人 美幸会
理事長 近藤 秀明

別表 (第3条関係)

No.	施設名	住所
1	特別養護老人ホーム かさかけの里	みどり市笠懸町鹿3033番地1

2- (2) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 ラ・クール（以下「乙」という。）とは、災害発生時の避難生活において、高齢者、障がい者、妊産婦及び乳幼児のうち、何らかの特別な配慮を必要とする者で、一般の避難所での生活が困難な者（以下「災害時要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を

締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、災害時要援護者を当

該避難所に待避させることにより、災害時要援護者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、災害時において、災害時要援護者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該災害時要援護者の受入れ

を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請に必要な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のと通りの施設とする。

（管理運営）

第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第6条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）

を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 災害時要援護者への相談等に応じる介助員等の配置及び日常生活上の支援
- (2) 災害時要援護者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求

（手続）

第5条 第2条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合

は、この限りでない。

- (1) 災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況及び報告先
- (2) 家族等身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第6条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用）
- (2) 災害時要援護者に要する食費
- (3) その他生活必需品の購入等に要した費用

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時要援護者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への災害時要援護者の移送は、原則として当

該災害時要援護者の家族等が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料その他の福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が災害時要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助員の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事務所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の解除)

第14条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月29日

甲 みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 石原 条

乙 みどり市大間々町桐原1511番地1
社会福祉法人 ラ・クール
理事長 蓮沼 実紀

別表 (第3条関係)

No.	施設名	住所
1	特別養護老人ホーム ながめの郷	みどり市大間々町桐原1511番地1

2- (3) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

みどり市 (以下「甲」という。) と社会福祉法人 徳昌会 (以下「乙」という。) とは、災害発生時の避難生活において、高齢者、障がい者、妊産婦及び乳幼児のうち、何らかの特別な配慮を必要とする者で、

一般の避難所での生活が困難な者（以下「災害時要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、災害時要援護者を当

該避難所に待避させることにより、災害時要援護者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、災害時において、災害時要援護者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該災害時要援護者の受入れ

を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請に必要な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のと通りの施設とする。

（管理運営）

第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第6条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）

を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 災害時要援護者への相談等に応じる介助員等の配置及び日常生活上の支援
- (2) 災害時要援護者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求

（手続）

第5条 第2条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合

は、この限りでない。

- (1) 災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況及び報告先
- (2) 家族等身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第6条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用）
- (2) 災害時要援護者に要する食費
- (3) その他生活必需品の購入等に要した費用

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時要援護者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への災害時要援護者の移送は、原則として当

該災害時要援護者の家族等が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料その他の福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が災害時要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助員の確

保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事務所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の解除)

第14条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年10月1日

甲 みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 須藤 昭男

乙 桐生市川内町1-361-2
社会福祉法人 徳昌会
理事長 山口 典利

別表 (第3条関係)

No.	施設名	住所
1	グループホーム ヴェルデ	みどり市東町神戸95-2

2-(4) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 有為会（以下「乙」という。）とは、災害発生時の避難生活において、高齢者、障がい者、妊産婦及び乳幼児のうち、何らかの特別な配慮を必要とする者で、一般の避難所での生活が困難な者（以下「災害時要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、災害時要援護者を当

該避難所に待避させることにより、災害時要援護者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、災害時において、災害時要援護者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該災害時要援護者の受入れ

を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請に必要な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のと通りの施設とする。

（管理運営）

第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第6条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）

を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 災害時要援護者への相談等に応じる介助員等の配置及び日常生活上の支援
- (2) 災害時要援護者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求

（手続）

第5条 第2条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合

は、この限りでない。

- (1) 災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況及び報告先
- (2) 家族等身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第6条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用）
- (2) 災害時要援護者に要する食費
- (3) その他生活必需品の購入等に要した費用

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時要援護者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への災害時要援護者の移送は、原則として当

該災害時要援護者の家族等が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料その他の福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
2 甲は、乙が災害時要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助員の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事務所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の解除)

第14条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月15日

甲 みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 須藤 昭男

乙 みどり市笠懸町阿左美500番地3
社会福祉法人 有為会
理事長 望月 裕文

別表（第3条関係）

No.	施設名	住所
1	特別養護老人ホーム プロヴァンス笠懸	みどり市笠懸町阿左美500番地3

2－（５）災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と医療法人 日望会（以下「乙」という。）とは、災害発生時の避難生活において、高齢者、障がい者、妊産婦及び乳幼児のうち、何らかの特別な配慮を必要とする者で、一般の避難所での生活が困難な者（以下「災害時要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、災害時要援護者を当

該避難所に待避させることにより、災害時要援護者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、災害時において、災害時要援護者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該災害時要援護者の受入れ

を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請に必要な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のと通りの施設とする。

（管理運営）

第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第6条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）

を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 災害時要援護者への相談等に応じる介助員等の配置及び日常生活上の支援
- (2) 災害時要援護者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求

（手続）

第5条 第2条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合

は、この限りでない。

- (1) 災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況及び報告先
- (2) 家族等身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第6条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用）
- (2) 災害時要援護者に要する食費
- (3) その他生活必需品の購入等に要した費用

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時要援護者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への災害時要援護者の移送は、原則として当

該災害時要援護者の家族等が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食料その他の福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が災害時要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助員の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事務所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の解除)

第14条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月15日

甲 みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 須藤 昭男

乙 みどり市笠懸町鹿2646番地1
医療法人 日望会
理事長 望月 裕文

別表 (第3条関係)

No.	施設名	住所
1	介護老人保健施設 サンホープ笠懸	みどり市笠懸町鹿2646番地1
2	通所介護施設 サンホープケアパーク阿左美	みどり市笠懸町阿左美574番地3

3	ショートステイ サンホープケアヴィレッジ・ソレイユ	みどり市笠懸町阿左美500番地1
4	サービス付き高齢者向け住宅 サンテ笠懸	みどり市笠懸町鹿3215番地2

2－（6）災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 希望の家（以下「乙」という。）とは、災害発生時の避難生活において、高齢者、障がい者、妊産婦及び乳幼児等のうち、何らかの特別な配慮を必要とする者で、一般の避難所での生活が困難な者（以下「災害時要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、災害時要援護者を当該避難所に退避させることにより、災害時要援護者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、災害時において、災害時要援護者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該災害時要援護者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとりの施設とする。

（管理運営）

第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第6条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 災害時要援護者への相談等に応じる介助員等の配置及び日常生活上の支援
- (2) 災害時要援護者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求

（手続）

第5条 第2条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況及び連絡先
- (2) 家族等身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第6条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 災害時要援護者に要する食費
- (3) その他生活必需品の購入等に要した費用

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時要援護者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への災害時要援護者の移送は、原則として当該災害時要援護者の家族等が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食料その他の福祉避難所の運営に必要な物資の調達に務めるものとする。
2 甲は、乙が災害時要援護者を適切に介護できるよう看護師、介助員、ボランティア等の介助員の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入れ可能数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事務所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の解除)

第14条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

甲 みどり市笠懸町鹿 2 9 5 2 番地
みどり市
みどり市長 須藤 昭男

乙 みどり市大間々町大間々 2 2 番地 4
社会福祉法人 希望の家
理事長 野田 真一郎

別表 (第3条関係)

No.	施設名	住所
1	特別養護老人ホーム のぞみの苑	桐生市相生町5丁目493番地

2	デイサービス のぞみの苑	桐生市相生町5丁目493番地
3	療育センターきぼう	みどり市大間々町大間々22番地4
4	障害者デイサービス おおぞら	みどり市大間々町大間々24番地14
5	ケアハウス サンフレッシュ	桐生市相生町5丁目493番地

3 避難所状況（開設・閉鎖）報告書

避難所状況（開設・閉鎖）報告書																	
												【整理番号		—		】	
避難所名						開設・閉鎖日時				年	月	日	時	分			
責任者						報告日時				年	月	日	時	分現在			
避難者の状況																	
避難者総数						人{男						人、女		人}			
内 訳	負傷者					人{重傷者						人、軽傷者		人}			
	乳幼児					人{乳児				人、幼児				人、児童		人}	
	高齢者					人{要援護者						人}					
	要援護者					人											
	その他					人											
応援物資の状況																	
毛布等																	
食糧																	
飲料水																	
生活必需品																	
その他																	
応援活動状況																	
現在までの取り組み																	
今後の対応予定																	
その他																	
避難所施設の被害状況																	
ライフラインの被害状況																	
その他の状況																	

4 避難者名簿

避難者名簿																
														【整理番号	—	】
避難所名																
No	(フリガナ) 氏 名	年齢	性別	住 所 電 話 番 号	避難日時	退所日時	特記事項									
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分										

※ 特記事項欄には、乳児・幼児・児童・高齢者（65歳以上）・要援護者について記入

5 避難所別避難者一覽表

[illegible]

みどり市 避難行動要支援者登録申請書

[illegible]

記入上の注意

「摘要」欄には、本人や家族の意見・希望などがあれば記入する。

個別避難計画

作成日： 年 月 日

ふりがな		男	行政区		
氏 名		女	笠・大・東 区 組(班)		
避難誘導上の特記事項 例) 筆談・つえ・車いす・担架など					必要な支援体制
					① 声かけ程度 ② 1人の介助で避難可能 ③ 車いすまたは2人以上で搬送が必要
避難 支 援 者	氏 名	本人との関係	住 所		電話番号
一時避難場所	①	安否確認欄	②		安否確認欄
収容避難所	① (電話 —)	安否確認欄	② (電話 —)		安否確認欄
地 図 (コピー貼付も可)					

6 みどり市災害時要援護者避難支援全体計画（平成21年10月）

第1章 基本的な考え方

災害発生時に最も重要なことは、自らの身を守る「自助」であるが、災害時要援護者（以下、「要援護者」という。）については、その身体的特性等から「自助」が困難であり、周りの人々からのいろいろな形態の援護が必要とされる。

したがって、要援護者には、行政、行政区等自治組織、自主防災組織、民生委員・児童委員及び福祉団体等が連携し、「共助」、「公助」をもって避難を補完する支援体制の確立が望まれている。

また、国や県においては、近年発生した地震災害等を教訓に、要援護者の対象者や情報の把握・共有の方法などの取組方針を明らかにした「避難支援計画」の策定を各自治体に促し、要援護者対策を速みやかに推進するよう求めている。

については、これらのことに基づき、災害発生時における要援護者への支援を、市及び関係機関・団体等が適切、かつ、円滑に実施できるよう本計画を策定するものである。

第2章 要援護者の対象者

国のガイドラインに示されている要援護者とは、「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々」と位置付けている。

したがって、要援護者の中には、外国人や旅行者等も含むが、本計画においては、次の方々のうち、直接的な援護が必要で、在宅かつ家族による避難支援が困難な方を、要援護者の対象者とする。

- ① 介護保険法における要介護度3・4・5の者
- ② 身体障害者手帳1級及び2級の者
- ③ 療育手帳Aの知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の者
- ⑤ 特定疾患医療を受給している難病患者
- ⑥ 上記に該当しない同程度に支援を要すると市長が認める者

第3章 制度の広報

大規模な災害発生直後においては、行政、消防、警察などの公助による要援護者への即時対応が困難なため、要援護者の避難支援は、「自助」、「共助」を基本と考えざるを得ない。

また、災害発生から一定期間経過した後の公助が必要な時期においても、要援護者の避難所等での生活支援を的確に行うためには、要援護者に関する情報把握が非常に重要である。

このため、「避難支援を希望する者（以下、「避難支援希望者」という。）」には、一人ひとりの「災害時要援護者避難支援個別計画（以下、「個別計画」という。）」を作成し、避難支援体制の確立に当たることが重要である。

したがって、この「個別計画」作成についての理解を得るため、要援護者の対象者及びその家族はもちろんのこと、行政区等自治組織、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び各種障害者団体等に対し、制度の十分な広報を、次のような方法で行う。

（1）一般的な広報

「広報みどり」や市のホームページを活用した広報を行う。

（2）民生委員・児童委員を通した広報

民生委員・児童委員の日常活動を活用した広報を行う。

（3）各組織を通した広報

- ・行政区長会を通し、行政区等自治組織を活用した広報を行う。
- ・自主防災組織を通し、組織を活用した広報を行う。
- ・社会福祉協議会を通し、組織を活用した広報を行う。
- ・老人クラブ、障害者団体等を通し組織を活用した広報を行う。

第4章 避難支援希望の申出

(1) 避難支援希望申出書の提出

避難支援の希望を申出る者は、福祉担当部局に対し、「みどり市災害時要援護者避難支援希望申出書（以下、「避難支援希望申出書」という。）」を提出するものとする。

なお、「避難支援希望申出書」の中には、個人情報の取り扱いに関する同意欄を設け、要援護者本人又は保護者から、避難支援関係者間での情報共有についての同意を得るものとする。

(2) 避難支援希望者の「個別計画」作成支援依頼

避難支援希望者の「個別計画」作成の支援をお願いするため、福祉担当部局に提出された「避難支援希望申出書」の写しと「個別計画」用紙を、行政区代表者等へ送付する。

第5章 避難支援者

(1) 避難支援者

避難支援者とは、災害発生時に要援護者のもとに容易に駆けつけることができる親族や近隣住民で、要援護者への情報伝達や安否確認、避難誘導等の支援ができる人をいう。

なお、避難支援者は要援護者一人につき複数人選定する。

(2) 避難支援者の選定

避難支援者は、要援護者自らが個人的に依頼することを原則とする。個人的に依頼できない場合で、避難支援者を地域で選定する場合は、要援護者本人の意向を極力尊重した上で、行政区等自治組織、自主防災組織、民生委員・児童委員及び社会福祉協議会として対応することとし、特定の個人に過度な負担がかからないよう配慮する。

(3) 避難支援者の役割

避難支援者は、災害時に要援護者への情報伝達や安否確認、避難誘導等の支援を行うほか、平常時から要援護者への声かけや見守りを行い、身体の状態等を把握するなど、要援護者との信頼関係を保つよう努める。

(4) 避難支援者の責任

避難支援者は、あくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行うものであり、災害時に支援実施が出来ない場合や、事故等が発生しても責任が伴うものではない。

第6章 個別計画の作成・管理

個別計画は、別添の様式により、情報共有に同意した避難支援希望者について作成する。

(1) 個別計画の内容

個別計画は、要援護者の必要としている支援内容をもとに、避難支援者や避難誘導に関する事項等、具体的な避難支援の内容を定める。

(2) 個別計画の作成

個別計画の作成は、要援護者が行うことを原則とするが、行政区等自治組織、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び支援者は、要援護者と協議しながら、避難支援のための個別計画を作成することに協力するものとする。

(3) 市の役割

市は、行政区等自治組織、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に対し、積極的に先進的な取組み情報を提供するとともに、個別計画の作成に関わり、市全体の進捗状況を管理、把握する。

(4) 個別計画の管理

個別計画の利用は、避難支援の目的に限定するものとし、その管理は、市、行政区等自治組織の代表者、民生委員・児童委員、避難支援者等が管理し、本人が同意した以外の者が知ることのないよう厳重に管理する。

(5) 情報の更新

要援護者の支援情報に変更があった場合、要援護者又は保護者等は速やかに市に連絡するものとする。

市は、要援護者等からの情報のほか、直接保有する情報や関係機関等からの情報をもとに、要援護者の支援情報を更新するものとする。

第7章 要援護者への配慮等

(1) 避難情報の発令

市は、要援護者の避難行動に比較的長い時間を要することを考慮し、避難準備情報を要援護者避難情報と位置づけ、安全な避難行動が行われるよう配慮するものとする。

(2) 避難所

市は、要援護者の避難先を個々の状況に応じて、市指定避難所のほか、福祉施設等を避難所とするため、当該福祉施設等との協定締結を進めるものとする。

なお、避難先が一般の避難所となる場合においても、要援護者の負担軽減を図るようバリアフリー化された施設を選定する等、最大限の配慮を行うものとする。

(3) ボランティアの協力

避難後の要援護者支援については、行政、地域、福祉団体などのほか、ボランティアによる支援も考慮し、平常時から、そのネットワークを構築するよう努めるものとする。

(4) 防災訓練の実施及び防災意識向上の啓発

計画の実効性を高めるため、防災訓練への要援護者の参加を促進し、防災意識の向上を図るものとする。訓練の内容は要援護者の身体的特性等を考慮したものにするとともに、自主防災組織、NPO、ボランティア団体などと連携し、より実践的なものとなるよう努めるものとする。

また、要援護者、避難支援者、地域住民等に対する防災意識向上を啓発するため、パンフレットの作成・配布や広報PR、防災講演会への参加等を促進し、要援護者支援についての理解と協力を図るものとする。

用語説明：

- 【自助】 自分の手で自分・家族・財産を守る備えと行動
- 【共助】 隣近所と協力して、地域を守る備えと行動
- 【公助】 市や警察、消防などの行政機関やライフラインなどの防災機関が行う応急対策・活動

7 要配慮者利用施設一覧

(1) 児童福祉施設・幼稚園

名称	所在地	電話	備考
認定こども園 みどりのかぜ（旧笠懸第1保育園）	笠懸町阿左美3740	76-2012	
笠懸いずみ保育園	笠懸町阿左美805-2	76-5511	
たけのこ保育園	笠懸町西鹿田21-1	76-2697	
けやき保育園	笠懸町鹿4643-1	76-2054	
赤城保育園	大間々町桐原775-1	72-2061	
二葉保育園	大間々町大間々2261-3	72-1182	
大間々保育園	大間々町大間々792-2	72-1448	
東保育園	大間々町大間々471-1	73-4188	
ちえのみ保育園	東町花輪215	97-3377	
認定こども園 みどりのもり	笠懸町鹿2532-10	76-6508	
認定こども園 笠懸いずみ第二こども園	笠懸町久宮299-1	46-7581	
阿左美幼稚園	笠懸町阿左美967-2	76-7320	
大間々南幼稚園	大間々町大間々895	73-0067	

(2) 老人福祉施設

名称	所在地	電話	備考
サニーヒル	大間々町桐原1476-1	72-1811	特別養護老人ホーム
かさかけの里	笠懸町鹿3033-1	40-5167	特別養護老人ホーム
ながめの郷	大間々町桐原1511-1	32-5069	特別養護老人ホーム
プロヴァンス笠懸	笠懸町阿左美500-3	76-8800	特別養護老人ホーム
いずみ	笠懸町久宮300	76-2123	特別養護老人ホーム
サンホープ笠懸	笠懸町鹿2646-1	76-1100	介護老人福祉施設
プランタンおおま	大間々町桐原1570-498	72-0202	介護老人福祉施設
スマイリングホーム メディス笠懸	笠懸町鹿4385-3	76-0021	有料老人ホーム
カレッタ笠懸	笠懸町鹿3133-7	30-8786	有料老人ホーム
ぐるめ	笠懸町鹿17-1	47-7766	有料老人ホーム
あざみん家	笠懸町阿左美1097-1	30-5585	有料老人ホーム
あざみん家Ⅱ	笠懸町阿左美1095-8	30-5585	有料老人ホーム

名称	所在地	電話	備考
オアシス	笠懸町阿左美3375-7	76-5510	有料老人ホーム
メゾン・ド・グリーン	笠懸町西鹿田279-6	40-5517	有料老人ホーム
eーらいふほーむ 緑	笠懸町西鹿田65	47-6100	有料老人ホーム
朝日ハーモニッククラブ	大間々町大間々563-1	73-0713	有料老人ホーム
リストピア（くすの木）	大間々町大間々427-1	46-7337	有料老人ホーム
ナーシングヴィラT0H0花時計	笠懸町久宮124-1	76-6311	有料老人ホーム
アリスハート	大間々町大間々699-1	47-7011	有料老人ホーム
サンホープ ケアヴィレッジ・フルール	笠懸町阿左美499-1	30-8122	グループホーム
トーホー	笠懸町阿左美3279-3	76-0461	グループホーム
クララ笠懸	笠懸町西鹿田635-4	47-6891	グループホーム
桐の家	大間々町桐原634	72-0218	グループホーム
ヴェルデ	東町神戸95-2	47-6951	グループホーム
ゆいまーる	大間々町大間々464-2	70-1611	小規模多機能型居宅介護
かたくり	笠懸町鹿3033-1	40-5167	ケアハウス
高津戸荘	大間々町高津戸998	73-2003	養護老人ホーム
高齢者福祉センター まごころ	東町花輪114-3	97-2828	生活支援施設
クレイン東邦	笠懸町阿左美3276-5	46-9800	サービス付き高齢者向け住宅
人生の奥座敷 孫の手	笠懸町久宮164-1	46-8071	サービス付き高齢者向け住宅
サンデ笠懸	笠懸町鹿3215-2	47-7800	サービス付き高齢者向け住宅
サンホープケアヴィレッジ・ソレイユ	笠懸町阿左美500-1	70-7200	短期入所生活介護
デイサロン心音	大間々町桐原970-2	46-7324	通所介護・介護予防通所

(3) 障害者福祉施設

名称	所在地	電話	備考
希望の家療育病院	大間々町大間々22-4	73-2605	医療型障害児入所施設
おひさま	大間々町大間々22-4	73-2605	児童発達支援センター 放課後等デイサービス事業所
パステル	笠懸町鹿3592-3	47-7177	放課後等デイサービス事業所
999(スリーナイン)	笠懸町鹿4265-4	32-6699	放課後等デイサービス事業所
メロディーおおま	大間々町大間々561-3	46-6606	放課後等デイサービス事業所
陽だまり	笠懸町鹿256-1	76-2336	放課後等デイサービス事業所
障害者デイサービスおおぞら	大間々町大間々24-14	73-2790	障害福祉サービス事業所
障害者デイサービスオペラ	笠懸町鹿614-2	47-6300	障害福祉サービス事業所

名称	所在地	電話	備考
はーとふるチハヤ	笠懸町鹿3609	76-2335	障害者支援施設
木工工芸館工房ふじ	大間々町小平284	72-2803	障害福祉サービス事業所
街なか作業所につこにつこ倶楽部	大間々町大間々996-1	46-9933	障害福祉サービス事業所
野菜ハウス☆きらり	笠懸町久宮398-22	46-9191	障害福祉サービス事業所
チアフル	笠懸町鹿3592	47-7177	障害福祉サービス事業所
ワークスペースビート	笠懸町鹿614-6	30-5102	障害福祉サービス事業所
クラシック	笠懸町鹿4529-5	47-7285	障害福祉サービス事業所
はなはな	大間々町桐原1235-1	32-3010	障害福祉サービス事業所
赤城めぐみらいファーム	大間々町大間々484-3	55-8677	障害福祉サービス事業所
関口ホーム	大間々町大間々1970 5,6号	73-7588	グループホーム
にわやまホーム	大間々町大間々1196-3	73-7589	グループホーム
真栄ホーム	大間々町大間々1745-9	72-2671	グループホーム
わたぼうしホーム	笠懸町鹿3610-3	76-2335	グループホーム
樺の家	大間々町小平268-1	72-2182	グループホーム
エコー	笠懸町鹿490-7	77-0082	障害福祉サービス事業所
グループホーム大地	笠懸町鹿491-1	76-8711	グループホーム
地域活動支援センターつばさ	笠懸町阿左美1567-2	76-4800	地域活動支援センター
地域活動支援センターおおま	大間々町桐原1150-3	72-0234	地域活動支援センター
地域活動支援センターわたらせ	東町花輪205-2	76-0984	地域活動支援センター

(4) 医療提供施設

名称	所在地	電話	備考(診療科目)
桐生厚生総合病院	桐生市織姫町6-3	44-7171	内、循内、神内、児、外、血管外、呼外、整、脳外、皮、泌、産婦、眼、耳鼻、麻、放、歯口外
会田医院	大間々町大間々1063	72-1182	内、整、皮、肛
アイダ痛みのクリニック	大間々町大間々382-6	30-7077	内、麻
青木眼科	大間々町大間々29-1	72-7070	眼
稲葉医院	大間々町大間々1572-2	72-1655	内
岩宿クリニック	笠懸町阿左美1506-3	46-7200	産婦

名称	所在地	電話	備考(診療科目)
小保方医院	大間々町大間々964	73-2790	内、児、皮
関内科医院	大間々町大間々1838-8	73-2022	内、形外、皮
きたむらクリニック	大間々町大間々687-1	30-7577	内、児、泌
希望の家療育病院	大間々町大間々22	73-2605	内、児、整、耳鼻、神内、歯、リハ、リウ、アレ
くりた医院	笠懸町阿左美1321-7	70-7800	内、心内、泌
恵愛堂病院	大間々町大間々504-6	73-2211	外、内、呼、児、消、整、
木の実クリニック	大間々町大間々2319-3	46-6373	内、外、婦、皮
斉藤医院	大間々町大間々676	72-1730	内、児、神内
さいとう内科クリニック	笠懸町久宮164-12	47-7770	内、循内、糖内
さくら耳鼻咽喉科	笠懸町鹿2566-12	76-1133	耳鼻
志鳥クリニック	笠懸町鹿4650	76-9998	内、児
須永医院	大間々町大間々922	73-5811	内、呼、児、アレ
寺田内科小児科医院	笠懸町阿左美1896-5	77-1100	内、児、循
東邦病院	笠懸町阿左美1155	76-6311	外、内、呼、循内、省内、整皮、眼、神内、糖内、乳外、脳外、腎内、内分泌、心臓血管、放、麻、リウ、リハ、歯口外
萩原医院	大間々町大間々1534	72-1025	内、児
花輪診療所	東町花輪212-3	97-2009	内、外
松井内科医院	笠懸町鹿3322-1	70-7610	内、呼、循、消、児
クリニック樹	笠懸町阿左美1449-5	30-8808	内、呼、児、泌、消、皮、胃
みどり市国保診療所	笠懸町鹿250	76-2135	内、循
みどり病院	笠懸町鹿2646-2	76-1110	内、循、胃、リハ
みらいこどもクリニック	笠懸町阿左美658-2	47-8200	児、アレ
森の診療所	笠懸町久宮124-1	47-8118	内
かぶらぎ内科クリニック	笠懸町鹿2439-15	70-7575	
かさかけ整形外科クリニック	笠懸町鹿4712-10	46-9746	
かねこ耳鼻咽喉科クリニック	笠懸町阿左美1311-1	46-8723	
あずま歯科クリニック	東町花輪230-2	97-2575	
天田デンタルクリニック	笠懸町阿左美1934-1	77-1184	
大島デンタルクリニック	笠懸町鹿4632-12	76-1876	
笠間歯科医院	大間々町大間々974	72-1242	
かとう歯科	大間々町大間々556-1	46-6480	

名称	所在地	電話	備考(診療科目)
グリーン歯科・矯正歯科クリニック	笠懸町阿左美1698-6	46-6070	
香村デンタルクリニック	大間々町大間々40	70-1282	
古室歯科クリニック	笠懸町阿左美1528	30-5757	
なのはな歯科・口腔クリニック	笠懸町鹿3926-1	32-4182	
小森谷歯科医院	笠懸町阿左美880-5	77-1180	
ささい歯科医院	大間々町大間々889	30-7217	
しもやま歯科医院	笠懸町鹿4237-8	76-1182	
すが歯科医院	大間々町大間々1381	72-1491	
須永歯科医院	大間々町大間々1060	73-3232	
はしづめ歯科医院	笠懸町阿左美1316-4	30-8469	
引田歯科医院	笠懸町鹿331-2	76-5116	
ほしの歯科医院	大間々町大間々2407-4	73-6474	
松本歯科医院	笠懸町久宮165-2	30-8211	
粂山歯科医院	笠懸町鹿59-2	76-8266	
わかつき歯科	大間々町大間々442-41	72-1183	

(5) 学校

名称	所在地	電話	備考
笠懸小学校	笠懸町鹿346	76-2100	
笠懸東小学校	笠懸町阿左美1010	76-6167	
笠懸北小学校	笠懸町阿左美3730	76-6833	
笠懸西小学校	笠懸町鹿3060-1	77-1655	
大間々北小学校	大間々町桐原653	72-1771	
大間々南小学校	大間々町大間々884	72-1274	
大間々東小学校	大間々町大間々456-1	73-1733	
笠懸中学校	笠懸町鹿362	76-2011	
笠懸南中学校	笠懸町阿左美829	76-6211	
大間々中学校	大間々町桐原217	73-1049	
大間々東中学校	大間々町大間々1829-1	73-0516	
あずま小中学校	東町神戸10	97-3800	
大間々高等学校	大間々町桐原193-1	73-1611	
渡良瀬特別支援学校	笠懸町鹿2812	76-7321	

(6) その他

名称	所在地	電話	備考
笠懸小学校学童クラブ	笠懸町鹿4636	76-6046	
第1笠懸東学童クラブ	笠懸町阿左美1010	76-9977	笠懸東小学校内
第2笠懸東学童クラブ	笠懸町阿左美804-16	76-9954	
笠懸北小学童クラブ	笠懸町阿左美3730	76-8839	笠懸北小学校内
笠懸西小学童クラブ	笠懸町鹿3060-1	47-7371	笠懸西小学校内
こじか学童クラブ	笠懸町鹿256-1	76-2336	
大間々北学童保育所	大間々町桐原653	73-7399	大間々北小学校内
大間々南学童保育所	大間々町大間々884	73-7331	大間々南小学校内
大間々東学童保育所	大間々町大間々456-1	73-7555	大間々東小学校内
ちえのみ学童保育所	東町花輪2215	97-3377	ちえのみ保育園内

8 応急仮設住宅建設予定地

名称	所在地	面積 (東西)×(南北)	所有者	備考
笠懸中学校	笠懸町鹿362	15,701㎡ 173×90	みどり市	80戸 A B 20
笠懸南中学校	笠懸町阿左美829	15,400㎡ 135×100	みどり市	80戸 A B 20
笠懸グラウンド	笠懸町阿左美1717-1	19,160㎡ 103×157	みどり市	90戸 A 9 B 18
西鹿田グラウンド	笠懸町西鹿田1383-1	17,973㎡ 130×120	みどり市	70戸 A 9 B 13
大間々グラウンド	大間々町大間々1958	20,000㎡ 104×192	みどり市	120戸 A 12 B 24
桐原グラウンド	大間々町桐原370	9,987㎡ 107×92	みどり市	56戸 A 28 B
東運動公園 (グラウンド)	東町座間399	10,031㎡ 107×94	みどり市	44戸 A 10 B 6
合計				540戸 A 68 B 101

A棟は、2戸タイプ

B棟は、4戸タイプ

9 災害時避難施設に関する基本協定

みどり市（以下「甲」という。）と関東開発株式会社（以下「乙」という。）とは、避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告又は避難指示が発令された場合（以下「避難勧告発令等」という。）における市民の安全を確保するため、次のとおり基本協定を定めるものとする。

（目 的）

第1条 この協定は、避難勧告発令等において、乙の管理する桐生競艇場を避難施設として使用することの基本事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、避難勧告発令等において、避難収容活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し施設利用の協力を要請することができる。

2 乙は、要請があった時は甲に対し速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第3条 避難所として使用した場合に要した費用は、甲が負担する。

（損害補償）

第4条 災害対策基本法に基づき、甲から従事命令が発せられ、第2条の規定により避難収容活動に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、これを補償するものとする。なお、従事命令が発せられない場合にあっては、甲乙協議の上解決するものとする。

（雑 則）

第5条 この協定に定めない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成19年3月11日から適用する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

平成19年3月11日

甲 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 石 原 条

乙 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号
関東開発株式会社
代表取締役社長 津 田 豊 彰

10 災害時における協力体制に関する基本協定

みどり市（以下「甲」という。）と桐生大学（以下「乙」という。）とは、みどり市における地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、次のとおり基本協定を締結するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、市民、在勤者等（以下「市民等」という。）の安全確保や生活復興等の災害対策を迅速に推進するため甲及び乙の協力体制について整備することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1)避難所として大学施設の提供
- (2)応急救護所としての大学施設の提供及び応急処置の実施
- (3)応急医療品及び備蓄物資の提供
- (4)甲から指定された被災場所及び避難所への職員及び学生ボランティアの派遣
- (5)その他協議による必要事項

（協力要請）

第3条 甲は、乙に前条の規定により協力を要請する場合は、甲乙双方の担当者を通じて行うものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定により協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（施設提供期間）

第5条 第2条第1項の規定による大学施設の提供期間は、原則として災害発生直後の1週間程度とし、市民等が帰宅し、みどり市が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定による協力を要した経費は、原則として甲が負担するものとする。

（有効期間）

第7条 この基本協定の有効期間は、締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙双方からの変更又は廃止について申し立てがない場合は、1年間更新するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

平成22年7月16日

甲 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市
みどり市長 石 原 条

乙 群馬県みどり市笠懸町阿左美606番7
桐生大学

学校法人桐丘学園理事長 関崎 悦子

7-2 物資供給関係

1-1 市内備蓄品一覧

令和7年10月1日現在

【笠懸地区】

保管場所	備蓄品名称	数量	容量	購入日	賞味/使用 期限
笠懸小(北側日赤倉庫)	アルファ米(わかめ)	250 食	100g	2021.9.28	2027.1
	アルファ米(五目)	500 食	100g	2025.3.21	2030.6.30
	保存水	960 本	500ml	2021.9.28	2027.1
笠懸北小(体育館5番倉庫)	アルファ米(わかめ)	1,000 食	100g	2023.1.5	2028.6
	保存水	960 本	500ml	2025.3.21	2030.6.30
	クラッカー	140 人分	26枚	2023.1.5	2028.4
笠懸東小(南側日赤倉庫)	アルファ米(わかめ)	1,000 食	100g	2021.9.28	2027.1
	保存水	960 本	500ml	2021.9.28	2027.1
笠懸西小学校(体育館防災倉庫)	アルファ米(五目)	950 食	100g	2025.3.21	2030.6.30
	保存水	1,056 本	500ml	2021.9.28	2027.1
笠懸中(体育館ステージ横器具庫)	アルファ米(五目)	1,000 食	100g	2024.2.29	2029.7
	保存水	960 本	500ml	2023.1.5	2028.6
笠懸南中(体育館女子更衣室)※女子トイレ右隣	アルファ米(わかめ)	1,000 食	100g	2023.1.5	2028.6
	保存水	960 本	500ml	2021.9.28	2027.1
市民体育館(東側外倉庫)	アルファ米(わかめ)	1,000 食	100g	2023.1.5	2028.6
	アルファ米(五目)	500 食	100g	2024.2.29	2029.7
	アルファ米(五目)	500 食	100g	2025.3.21	2030.6.30
	保存水	1,272 本	500ml	2021.9.28	2027.1
	備蓄用保存ようかん	230 本	60g程度	2025.3.21	2030.8.10
	簡易トイレ	90 個	5個	2010.2.10	—
	簡易トイレ	80 個	5個	2011.2.20	—
	簡易トイレ用便袋	400 枚	200枚	2014.2.26	—
	簡易トイレ用便袋	400 枚	200枚	2015.2.27	—
	簡易トイレ用便袋	400 枚	200枚	2016.2.10	—
	トイレットペーパー	960 個	12個	2013.3.19	—
	トイレットペーパー	960 個	12個	2014	—
	トイレットペーパー	960 個	12個	2015	—
	ラップボン・トレッカー	1 個	1個	2023.3.8	—

	専用消耗品セットBタイプ	1 個	1個	2023. 3. 8	—
	専用消耗品セットBタイプ	5 個	5個	2024. 3. 29	—
	ラップボン・トレッカー付 属品	1 個	1個	2023. 3. 8	—
	毛布	328 枚	10枚	2015. 2. 27	—
	クラッカー	840 人分	26枚	2023. 1. 5	2028. 4
	液体ミルク	96 缶	240ml	2025. 5. 30	2026. 6. 30
	粉ミルク	14 缶	800g	2025. 5. 30	2027. 3. 6
	避難所用シート	60 枚	10枚	2019. 3. 25	—
	マスク	600 枚	50枚	2020. 5. 8	—
	ハンディ型サーマルカメラ	1 台	1台	2020. 5. 22	—
	手指消毒用アルコールジェ ル	0 本	1L		
	レインコート	42 個	1個	2020. 7. 9	—
	ビニール手袋L	10 箱	100枚	2020. 7. 9	—
	ビニール手袋M	10 箱	100枚	2020. 7. 9	—
	ペーパータオル	14 パック	200枚	2020. 7. 9	—
	ポンプ式ハンドソープ	20 本	250ml	2020. 7. 9	—
	ペダル式ゴミ箱	2 個	45L	2020. 7. 28	—
	手指消毒液(アルコール)	5 本	300ml	2024. 3. 8	2026. 10. 31
	非接触型温度計	2 台		2020. 7. 28	—
	フェイスシールド	50 枚	10枚	2020. 7. 9	—
	ぞうきん	100 枚	10枚	2020. 12. 1	—
	クリップ付きえんぴつ	250 本	50	2020. 12. 1	—
	ゴミ袋 (靴入れ用)	1,500 枚	300枚	2020. 11. 25	—
	弾性ストッキング S	10 足	1足	2021. 2. 22	2026. 2. 21
	弾性ストッキング M	15 足	1足	2021. 2. 22	2026. 2. 21
	弾性ストッキング L	5 足	1足	2021. 2. 22	2026. 2. 21
	非常用生理用品	300 枚	(15枚×2) ×10パック	2021. 11. 24	2031. 11
	ラップポントイレ	1 セット		2023. 3. 8	—
	パワー・ムーバー	1 台	1台	2025. 8. 29	—
	フラワーライト	1 セット		2025. 9. 5	—
市民体育館 (北側日赤倉 庫)	避難所用間仕切り	12 張	1張	2019. 3. 25	—
	段ボールベッド	6 個	1個	2019. 9. 24	—
	防災ルーム180	1 張	1張	2020. 10. 29	—

	パイプテント	1 張	2間×3間	2020. 10. 29	—
	エアベッド(ダブル)	10 個		2020. 11. 2	—
	電動エアコンプレッサー	1 個		2020. 11. 10	—
	非常用おむつ (子供用) S	164 枚	82枚×2パ ック	2021. 12	2031. 12
	非常用おむつ (子供用) M	128 枚	64枚×2パ ック	2021. 12	2031. 12
	非常用おむつ (大人用) M	88 枚	22枚×4パ ック	2022. 4	2032. 3
	非常用おむつ (大人用) L	80 枚	20枚×4パ ック	2022. 4	2032. 3
笠懸庁舎 (北倉庫)	アルファ米 (わかめ)	250 食	100g	2022. 3. 25	2027. 7
	保存水	264 本	500ml	2022. 3. 25	2027. 8
	毛布	70 枚	10枚	2016	—
	段ボールベッド	12 個	1個	2019. 9. 24	—
笠懸庁舎 (防災危機管理課)	マスク	2,400 枚	50枚	2020. 7. 9	—
	マスク	6,000 枚	50枚	2020. 10. 13	—
	マスク	1,100 枚	50枚	2020. 10. 22	—
	マスク	3,200 枚	50枚	2020. 8. 7	—
	フェイスシールド	50 枚	10枚	2020. 7. 9	—
	非接触型温度計	2 台		2020. 7. 28	—
	手指消毒用アルコールジェ ル	28 本	1L	2020. 9. 15	2023. 9. 14
桐生ボートレース場 (北 ウィング3階)	段ボールベッド	150 個	1個	2020. 9. 25	—
	避難所用間仕切り	70 張	1張	2020. 9. 25	—
	防災ルーム180	6 張	1張	2020. 10. 29	—
各行政区	非接触型温度計	32 台		2020. 7. 28	—

【大間々地区】

大間々庁舎 (地下機械 室)	アルファ米 (五目)	250 食	100g	2025. 3. 21	2030. 6. 30
	保存水	360 本	500ml	2021. 9. 28	2027. 1
	毛布	7 枚	7枚	2017. 8. 28	—
	毛布	40 枚	10枚	2016	—
	クラッカー	210 人分	26枚	2023. 1. 5	2028. 4
	簡易トイレ用便袋	600 個	200枚	2010. 2. 10	—
	トイレトーパー(シン グル)	864 個	12個	2019. 3. 25	—
	段ボールベッド	8 個	1個	2019. 9. 24	—

大間々東中(体育館剣道場 更衣室)	アルファ米（わかめ）	250 食	100g	2021. 9. 28	2027. 1
	アルファ米（五目）	350 食	100g	2025. 3. 21	2030. 6. 30
	保存水	120 本	500ml	2021. 9. 28	2027. 1
	保存水	48 本	500ml	2025. 3. 21	2030. 6. 30
	備蓄用保存ようかん	100 本	60g程度	2025. 3. 21	2030. 8. 10
	簡易トイレ	5 個	5個	2010. 2. 10	—
	簡易トイレ用便袋	600 枚	200枚	2017. 8. 28	—
	トイレットペーパー	576 個	12個	2016. 3. 29	—
	トイレットペーパー	792 個	12個	2017. 12. 20	—
	ラップボン・トレッカー	1 個	1個	2023. 3. 8	—
	専用消耗品セットBタイプ	1 個	1個	2023. 3. 8	—
	専用消耗品セットBタイプ	5 個	5個	2024. 3. 29	—
	ラップボン・トレッカー付 属品	1 個	1個	2023. 3. 8	—
	毛布	80 枚	10枚	2016	—
	クラッカー	280 人分	26枚	2023. 1. 5	2028. 4
	粉ミルク	8 缶	800g	2025. 5. 30	2027. 3. 6
	液体ミルク	48 缶	240ml	2025. 5. 30	2026. 6. 30
	避難所用シート	70 枚	10枚	2019. 3. 25	—
	避難所用間仕切り	10 張	1張	2019. 3. 25	—
	使い捨て哺乳瓶	230 個	230個	2019. 3. 25	—
	段ボールベッド	12 個	1個	2019. 9. 24	—
	マスク	350 枚	50枚	2020. 5. 8	—
	ハンディ型サーマルカメラ	1 台	1台	2020. 5. 22	—
	手指消毒用アルコールジェ ル	16 本	1L	2020. 7. 7	2023. 7. 6
	レインコート	42 個	1個	2020. 7. 9	—
	ビニール手袋L	10 箱	100枚	2020. 7. 9	—
	ビニール手袋M	10 箱	100枚	2020. 7. 9	—
	ペーパータオル	14 パック	200枚	2020. 7. 9	—
	ポンプ式ハンドソープ	20 本	250ml	2020. 7. 9	—
	ペダル式ゴミ箱	2 個	45L	2020. 7. 28	—
	手指消毒液(アルコール)	5 本	300ml	2024. 3. 8	2026. 10. 31
	非接触型温度計	2 台		2020. 7. 28	—
	フェイスシールド	50 枚	10枚	2020. 7. 9	—
	防災ルーム180	1 張	1張	2020. 10. 29	—

	パイプテント	1 張	2間×3間	2020. 10. 29	—
	エアベッド(ダブル)	10 個		2020. 11. 2	—
	電動エアコンプレッサー	1 個		2020. 11. 10	—
	ぞうきん	100 枚	10枚	2020. 12. 1	—
	クリップ付きえんぴつ	250 本	50	2020. 12. 1	—
	ゴミ袋 (靴入れ用)	1, 500 枚	300枚	2020. 11. 25	—
	弾性ストッキング S	10 足	1足	2021. 2. 22	2026. 2. 21
	弾性ストッキング M	15 足	1足	2021. 2. 22	2026. 2. 21
	弾性ストッキング L	5 足	1足	2021. 2. 22	2026. 2. 21
	非常用生理用品	300 枚	(15枚×2) ×10パック	2021. 11. 24	2031. 11
	非常用おむつ (子供用) S	164 枚	82枚×2パ ック	2021. 12	2031. 12
	非常用おむつ (子供用) M	128 枚	64枚×2パ ック	2021. 12	2031. 12
	非常用おむつ (大人用) M	88 枚	22枚×4パ ック	2022. 4	2032. 3
	非常用おむつ (大人用) L	80 枚	20枚×4パ ック	2022. 4	2032. 3
	ラップポントイレ	1 セット		2023. 3. 8	—
	パワー・ムーバー	1 台	1台	2025. 8. 29	—
	フラワーライト	1 セット		2025. 9. 5	—
大間々東中 (体育館北西 日赤倉庫	避難所用間仕切り	30 張	1張	2020. 9. 25	—
	防災ルーム180	1 張	1張	2020. 10. 29	—
	エアベット	100 個	1個	2025. 9. 5	—
旧神梅小非常用物資備蓄 庫(体育館裏)	アルファ米 (わかめ)	500 食	100g	2023. 1. 5	2028. 6
	アルファ米 (五目)	250 食	100g	2024. 2. 29	2029. 7
	アルファ米 (五目)	1, 250 食	100g	2025. 3. 21	2030. 6. 30
	保存水	240 本	500ml	2021. 9. 28	2027. 1
	毛布	100 枚	10枚	1998. 9	—
	毛布	100 枚	10枚	1999. 1	—
	毛布	10 枚	10枚	2020. 10. 27	—
	クラッカー	140 人分	26枚	2023. 1. 5	2028. 4
多世代交流館非常用物資 備蓄庫(駐車場1)	アルファ米 (わかめ)	500 食	100g	2023. 1. 5	2028. 6
	アルファ米 (五目)	250 食	100g	2024. 2. 29	2029. 7
	アルファ米 (五目)	250 食	100g	2025. 3. 21	2030. 6. 30
	保存水	240 本	500ml	2021. 9. 28	2027. 1

	保存水	120 本	500ml	2024. 2. 29	2029. 8
	毛布	150 枚	10枚	1998. 9.	—
	毛布	150 枚	10枚	1999. 10.	—
	毛布	170 枚	10枚	2000. 11.	—
	クラッカー	140 人分	26枚	2023. 1. 5	2028. 4
	避難所用シート	50 枚	10枚	2024. 3. 29	—
	手指消毒液（アルコール）	5 本	300ml	2024. 3. 8	2026. 10. 31
旧福岡中央小非常用物資 備蓄庫(体育館裏)	アルファ米（わかめ）	500 食	100g	2023. 1. 5	2028. 6
	アルファ米（五目）	500 食	100g	2025. 3. 21	2030. 6. 30
	保存水	144 本	500ml	2021. 9. 28	2027. 1
	簡易トイレ	5 個	5個	2010. 2. 10	—
	簡易トイレ用便袋	200 枚	200枚	2013. 3. 19	—
	毛布	180 枚	10枚	1998. 9.	—
	毛布	170 枚	10枚	1999. 10.	—
	毛布	170 枚	10枚	2000. 11.	—
	クラッカー	140 人分	26枚	2023. 1. 5	2028. 4
大間々第14区子供広場非 常用物資備蓄庫	アルファ米（わかめ）	500 食	100g	2023. 1. 5	2028. 6
	アルファ米（五目）	250 食	100g	2024. 2. 29	2029. 7
	アルファ米（五目）	250 食	100g	2025. 3. 21	2030. 6. 30
	保存水	240 本	500ml	2021. 9. 28	2027. 1
	毛布	100 枚	10枚	1998. 9.	—
	毛布	100 枚	10枚	1999. 10.	—
	毛布	170 枚	10枚	2000. 11.	—
	クラッカー	140 人分	26枚	2023. 1. 5	2028. 4

【東地区】

東支所2階	アルファ米（わかめ）	950 食	100g	2023. 1. 5	2028. 6
	保存水	717 本	500ml	2021. 9. 28	2027. 1
	保存水	240 本	500ml	2024. 2. 29	2029. 8
	備蓄用保存ようかん	100 本	60g程度	2025. 3. 21	2030. 8. 10
	簡易トイレ	20 個	5個	2011. 2. 20	—
	簡易トイレ用便袋	400 枚	200枚	2019. 3. 25	—
	毛布	10 枚	10枚	2019. 3. 25	—
	クラッカー	210 人分	26枚	2023. 1. 5	2028. 4
	クラッカー	280 人分	13枚	2020. 10. 27	2026. 1
	液体ミルク	24 缶	240ml	2025. 5. 30	2026. 6. 30

	粉ミルク	2 缶	800g	2025. 5. 30	2027. 3. 6
	避難所用シート	30 枚	10枚	2019. 3. 25	—
	避難所用シート		10枚	2024. 3. 29	—
	使い捨て哺乳瓶	230 個	230個	2019. 3. 25	—
	段ボールベッド	20 個	1個	2019. 9. 24	—
	弾性ストッキング S	10 足	1足	2021. 2. 22	2026. 2. 21
	弾性ストッキング M	15 足	1足	2021. 2. 22	2026. 2. 21
	弾性ストッキング L	5 足	1足	2021. 2. 22	2026. 2. 21
	非常用生理用品	300 枚	(15枚×2) ×10パック	2021. 11. 24	2031. 11
	非常用おむつ（子供用）S	164 枚	82枚×2パ ック	2021. 12	2031. 12
	非常用おむつ（子供用）M	128 枚	64枚×2パ ック	2021. 12	2031. 12
	非常用おむつ（大人用）M	88 枚	22枚×4パ ック	2022. 4	2032. 3
	非常用おむつ（大人用）L	80 枚	20枚×4パ ック	2022. 4	2032. 3
あずま小中学校（体育館 裏日赤倉庫）	アルファ米（五目）	500 食	100g	2024. 2. 29	2029. 8
	保存水	240 本	500ml	2021. 9. 28	2027. 1
	簡易トイレ用便袋	400 枚	200枚	2013. 3. 19	—
	簡易トイレ用便袋	200 枚	200枚	2019. 3. 25	—
	ラップボン・トレッカー	1 個	1個	2023. 3. 8	—
	専用消耗品セットBタイプ	1 個	1個	2023. 3. 8	—
	専用消耗品セットBタイプ	5 個	5個	2024. 3. 29	—
	ラップボン・トレッカー付 属品	1 個	1個	2023. 3. 8	—
	毛布	29 枚	10枚	2012. 10. 31	—
	クラッカー	140 人分	26枚	2023. 1. 5	2028. 4
	避難所用シート	10 枚	10枚	2019. 3. 25	—
	避難所用間仕切り	8 張	1張	2019. 3. 25	—
	マスク	150 枚	50枚	2020. 5. 8	—
	ハンディ型サーマルカメラ	1 台	1台	2020. 5. 22	—
	トイレットペーパー	96 個	12個	2019. 3. 25	—
	手指消毒用アルコールジェ ル	9 本	1L	2020. 7. 7	2023. 7. 6
	レインコート	42 個	1個	2020. 7. 9	—

	ビニール手袋L	10 箱	100枚	2020. 7. 9	—
	ビニール手袋M	10 箱	100枚	2020. 7. 9	—
	ペーパータオル	14 パック	200枚	2020. 7. 9	—
	ポンプ式ハンドソープ	19 本	250ml	2020. 7. 9	—
	ペダル式ゴミ箱	2 個	45L	2020. 7. 28	—
	手指消毒液（アルコール）	5 本	300ml	2024. 3. 8	2026. 10. 31
	非接触型温度計	2 台		2020. 7. 28	—
	フェイスシールド	50 枚	10枚	2020. 7. 9	—
	防災ルーム180	1 張	1張	2020. 10. 29	—
	パイプテント	1 張	2間×3間	2020. 10. 29	—
	エアベッド(ダブル)	10 個		2020. 11. 2	—
	電動エアーコンプレッサー	1 個		2020. 11. 10	—
	ぞうきん	100 枚	10枚	2020. 12. 1	—
	クリップ付きえんぴつ	250 本	50	2020. 12. 1	—
	ゴミ袋（靴入れ用）	1,500 枚	300枚	2020. 11. 25	—
	ラップポントイレ	1 セット		2023. 3. 8	—
	パワー・ムーバー	1 台	1台	2025. 8. 29	—
	フラワーライト	1 セット		2025. 9. 5	—

1－2 避難用機器

機器名	設置場所	数量	能力	備考
水蔵	笠懸小学校	2基	1基500ℓ	緊急用直結式 飲料水貯水装置
	笠懸東小学校	2基	1基500ℓ	
	大間々北小学校	2基	1基500ℓ	
	大間々中学校	2基	1基500ℓ	
	大間々東中学校	2基	1基500ℓ	
	あずま小中学校	2基	1基500ℓ	
	旧福岡西小学校	2基	1基500ℓ	
	市民体育館	2基	1基500ℓ	
	東運動公園	2基	1基500ℓ	
	計	18基		
浄水機	笠懸小学校	1台	2.0m ³ /h	
	笠懸北小学校	1台	2.0m ³ /h	
	笠懸東小学校	1台	2.0m ³ /h	
	大間々北小学校	1台	2.0m ³ /h	
	大間々南小学校	1台	2.0m ³ /h	
	大間々東小学校	1台	2.0m ³ /h	
	笠懸南中学校	1台	2.0m ³ /h	

機器名	設置場所	数量	能力	備考
	大間々中学校	1台	2.0m ³ /h	
	あずま小中学校	1台	2.0m ³ /h	
	旧福岡中央小学校	1台	2.0m ³ /h	
	東支所	1台	2.0m ³ /h	
	本部詰所（大間々）	1台	0.5m ³ /h	
		1台	0.5m ³ /h	
		2台	0.5m ³ /h	
		2台	0.5m ³ /h	
		2台	0.5m ³ /h	
	計	19台		

2 生活物資関係協定書

協定の名称	締結日	締結相手
(1) 災害時における応急生活物資供給等に関する協定	H19. 11. 12	笠懸町商工会
(2) 災害時における応急生活物資供給等に関する協定	H20. 1. 29	大間々町商工会
(3) 災害時における応急生活物資供給等に関する協定	H20. 2. 6	東町商工会
(4) 災害時における救援物資提供に関する協定書	H20. 10. 1	三国コカ・コーラボトリング株式会社
(5) 災害時における飲料の提供協力に関する協定書	H21. 6. 1	株式会社ジャパンビバレッジ
(6) 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	H21. 11. 2	生活協同組合コープぐんま
(7) 災害時における生活物資の供給協力に関する協定	H24. 9. 28	株式会社カインズ
(8) 災害時における物資供給に関する協定	H31. 3. 1	株式会社小林ダンボール

2－（１）災害時における応急生活物資供給等に関する協定

みどり市（以下「甲」という。）及び笠懸町商工会（以下「乙」という。）は、地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が行う被災者に対する救援活動等を支援するため、乙が応急生活物資の調達及び安定供給、物価等の生活情報の収集・提供活動、輸送業務等を積極的に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（災害時の協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲がみどり市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（応急生活物資の確保）

第3条 災害時に必要な応急生活物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて乙に加盟する会員（以下「会員店舗」という。）に対して必要な指導を行うものとする。

（費 用）

第4条 第3条の規定により、会員店舗が供給した生活物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（情報の収集・提供）

第5条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものと

する。

(ボランティア活動への支援)

第6条 乙は、災害時に会員店舗員が行うボランティア活動を支援するため、甲の「みどり市地域防災計画」に定める、ボランティア活動の育成・支援の内容に沿って協力するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第7条 乙は、みどり市以外の問屋等との間での連携を強化し、支援協定の締結等広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(連絡会議の設置)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

2 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、連絡会議において協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年11月12日

甲 みどり市笠懸町鹿2952
みどり市長 石 原 条

乙 みどり市笠懸町鹿3033-1
笠懸町商工会
会 長 青 山 正 敏

2- (2) 災害時における応急生活物資供給等に関する協定

みどり市（以下「甲」という。）及び大間々町商工会（以下「乙」という。）は、地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時において甲が行う被災者に対する救援活動等を支援するため、乙 が応急生活物資の調達及び安定供給、物価等の生活情報の収集・提供活動、輸送業務等を積極的に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(災害時の協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲がみどり市災害対策本部を設置し、乙 に対して要請を行った時をもって発動する。

(応急生活物資の確保)

第3条 災害時に必要な応急生活物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて乙に加盟する会員（以下「会員店舗」という。）に対して必要な指導を行うものとする。

(費 用)

第4条 第3条の規定により、会員店舗が供給した生活物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(情報の収集・提供)

第5条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

(ボランティア活動への支援)

第6条 乙は、災害時に会員店舗員が行うボランティア活動を支援するため、甲の「みどり市地域防災計画」に定める、ボランティア活動の育成・支援の内容に沿って協力するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第7条 乙は、みどり市以外の問屋等との間での連携を強化し、支援協定の締結等広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(連絡会議の設置)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

2 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、連絡会議において協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年 1月29日

甲 みどり市笠懸町鹿2952

みどり市長 石 原 条

乙 みどり市大間々町大間々1549

大間々町商工会

会 長 須 藤 健 久

2－(3) 災害時における応急生活物資供給等に関する協定

みどり市（以下「甲」という。）及び東町商工会（以下「乙」という。）は、地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時において甲が行う被災者に対する救援活動等を支援するため、乙が応急生活物資の調達及び安定供給、物価等の生活情報の収集・提供活動、輸送業務等を積極的に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(災害時の協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲がみどり市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(応急生活物資の確保)

第3条 災害時に必要な応急生活物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて乙に加盟する会員（以下「会員店舗」という。）に対して必要な指導を行うものとする。

(費 用)

第4条 第3条の規定により、会員店舗が供給した生活物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(情報の収集・提供)

第5条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

(ボランティア活動への支援)

第6条 乙は、災害時に会員店舗員が行うボランティア活動を支援するため、甲の「みどり市地域防災計画」に定める、ボランティア活動の育成・支援の内容に沿って協力するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第7条 乙は、みどり市以外の問屋等との間での連携を強化し、支援協定の締結等広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(連絡会議の設置)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

2 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、連絡会議において協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年2月6日

甲 みどり市笠懸町鹿2952
みどり市長 石 原 条

乙 みどり市東町花輪103-1
東町商工会
会 長 森 田 米 造

2- (4) 災害時における救援物資提供に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、第2条に定める災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 甲の行政区域内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置されたときには、甲は乙に対し物資の提供を要請できるものとする。

2 乙は、要請された被災地に設置されている地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

- 3 乙は、第1項に定める甲の要請に対し、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。
ただし、道路不通及び停電等の事由により供給に支障が生じた場合は、甲と協議の上対策を講じるものとする。
- 4 乙は、第1項の要請があった時は、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。
- 5 第4項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。

(要請の手続き)

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成20年10月1日

群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地
甲 みどり市長 石 原 条

埼玉県桶川市大字加納180番地
乙 三国コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 平 野 博 史

2-(5) 災害時における飲料の提供協力に関する協定書

みどり市(以下「甲」という)と株式会社ジャパンビバレッジ(以下「乙」という)とは、みどり市において震度5以上の地震、風水害その他により大規模災害が発生した場合(以下「災害時」という)における飲料の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条(協力の要請)

甲は、災害時において飲料の提供が必要となるときは、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が設置した災害対応自動販売機内の飲料の無償提供
- (2) 甲が指定した物流拠点における飲料の提供

第2条(申請手続き)

甲は、飲料の提供を受けようとするときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明示の上、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請する理由
- (2) 要請する飲料の品目、及び数量
- (3) 要請する期間
- (4) 提供を要請する場所
- (5) その他必要な事項

第3条（協力の実施）

乙は、甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

第4条（報告）

乙は、協力を実施したときは、甲に対し、次の各号に掲げる事項を電話等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 提供した飲料の品目、及び数量
- (2) 提供した期間
- (3) 提供した場所
- (4) その他必要な事項

第5条（費用の請求及び価格の決定）

乙は、第4条に規定する文書を提出後、甲の承諾を得て協力に要した費用を請求するものとする。

- 2 乙が提供した飲料の価格は、災害時直前における適正価格を基準とし、甲、乙協議の上で決定するものとする。

第6条（支援体制の整備）

乙は、災害時における円滑な対応を図るため、社内、及びグループ各社と広域応援体制ならびに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

第7条（連絡責任者）

本協定における連絡責任者は、甲においてはみどり市総務課、乙においては株式会社ジャパンビバレッジ伊勢崎支店とする。

第8条（資料交換）

甲、及び乙は、本協定が円滑に運営されるよう資料の交換をおこなうものとする。

第9条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、平成21年6月1日から平成22年5月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日から1ヶ月前までに甲、乙いずれからも更新に異議がない場合は、本協定は従来と同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第10条（疑義等の決定）

本協定に定めのない事項、または本協定の条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙互いに誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上それぞれ1通を保有する。

2009年6月1日

甲 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 石 原 条

乙 埼玉県桶川市大字加納180番地

2－（６）災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープぐんま（以下「乙」という。）は、災害時における市民生活の安定を図るため、応急生活物資供給等に関し協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、みどり市内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが相互に協力して、被災した市民等に対して行う応急生活物資の供給、輸送、ボランティア活動等に関する協力事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲がみどり市災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請）

第3条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、乙に対し商品の供給、輸送について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 災害時に必要な応急生活物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて必要な措置をとるものとする。

（費用）

第5条 前条の規定により、乙が供給した生活物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する生活物資の対価については、災害時直前に組合員に供給していた物資の価格を参考にし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（引渡し）

第6条 応急生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、指定場所への輸送は乙が責任をもって行うものとする。甲は、当該取引場所に職員を派遣し、物資の数量等を確認のうえ引取るものとする。

（情報の収集・提供）

第7条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

（実施に関し必要な事項等の決定）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（発効）

第9条 この協定は、平成21年11月2日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上各1通を保有する。

平成21年11月2日

群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地
甲 みどり市
みどり市長 石 原 条

群馬県桐生市相生町一丁目111番地
乙 生活協同組合コープぐんま
代表理事 理事長 中 嶋 源 治

2－（7）災害時における生活物資の供給協力に関する協定

みどり市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（1）日用品等の生活必需品

（2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年9月28日

甲 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市
みどり市長 石 原 条

乙 群馬県高崎市高関町380番地
株式会社カインズ
代表取締役社長 土 屋 裕 雅

2－（８）災害時における物資供給に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と株式会社小林ダンボール（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、みどり市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て、物資の供給を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシート、段ボールケース及び段ボール間仕切り等）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他乙の取扱商品

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(費用の支払)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙からの請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成31年3月1日

甲 みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 須藤 昭男

乙 桐生市境野町七丁目1753番地1
株式会社小林ダンボール
代表取締役社長 西川 雅貴

7-3 輸送・交通関係

1 県における緊急輸送道路指定路線一覧表（市関係抜粋）

道路種別	路線名	道路管理者	備考(区分・路線番号)
一般国道(指定区間)	一般国道50号	国土交通省	第1次(50)
一般国道(指定区間外)	一般国道122号	群馬県	第1次(122)
主要地方道	桐生伊勢崎線	群馬県	第1次(68)
	大間々世良田線	群馬県	第1次(69)
市町村道	みどり市道2級4号線	みどり市	第1次(-)
主要地方道	前橋大間々桐生線	群馬県	第2次(3)
	桐生伊勢崎線	群馬県	第2次(68)
	伊勢崎大間々線	群馬県	第2次(73)
	太田大間々線	群馬県	第2次(78)
市町村道	みどり市道2級15号線	群馬県	第2次(-)
	みどり市道2級32号線	みどり市	第2次(-)
	みどり市道大間々3447号線	みどり市	第2次(-)
	みどり市道大間々4082号線	みどり市	第2次(-)
	みどり市道大間々4399号線	みどり市	第2次(-)
	みどり市道大間々4462号線	みどり市	第2次(-)
	みどり市道	みどり市	第2次(-)

2 輸送拠点一覧表

令和6年4月1日現在

輸送拠点の名称	所在地	備考
笠懸野文化ホール	笠懸町阿左美1579-1	ステージ(W18m×D18m×H9.5m)
大間々庁舎	大間々町大間々1511	

3 ヘリポート適地一覧表

名称	所在	電話	東西(m)×南北(m)	備考
笠懸中学校	笠懸町鹿362	76-2011	160×120	校庭
笠懸南中学校	笠懸町阿左美829	76-6211	150×130	校庭
笠懸グラウンド	笠懸町阿左美1717-1	76-4919	103×157	運動場
西鹿田グラウンド	笠懸町西鹿田1378-1	—	130×120	運動場
競艇場駐車場	笠懸町阿左美地内	—	106×68	第1駐車場
大間々東小学校	大間々町大間々456-1	73-1733	160×110	運動場
大間々グラウンド	大間々町大間々1960	73-0777	110×200	運動場
県立大間々高等学校	大間々町大間々193-1	73-1611	150×100	運動場
JA東日本くみあい飼料株式会社	大間々町大間々1661	73-2621	80×40	大間々肥料工場
沢入地区多目的運動場	東町沢入453	—	90×60	運動場

名称	所在	電話	東西(m)×南北(m)	備考
東運動公園	東町座間358	97-3031	54×50	第2テニスコート

(注) ヘリポートの表示は、白色で直径約10mの円を描き、中心部にHと書くとともに発煙、旗、吹き流し等により明示する。

7-4 衛生関係

1 市関係清掃施設一覧表

(1) し尿処理施設

施設名	利用市	施設所在地	規模	管理者	電話
桐生市境野水処理センター	桐生市 (委託)みどり市	桐生市境野町3-1511-1	206k1/日	桐生市長	44-6184
みどり市笠懸し尿貯留場	みどり市	みどり市笠懸町阿左美1577-1	全体容積 200m ³	みどり市長	—
みどり市大間々し尿貯留場	みどり市	みどり市大間々町高津戸1343-8	全体容積 120m ³	みどり市長	—
みどり市東し尿貯留場	みどり市	みどり市東町荻原373-2	全体容積 50m ³	みどり市長	—

(2) ごみ処理施設

施設名	利用市	施設所在地	規模	管理者	電話
桐生市清掃センター	桐生市 (委託)みどり市	桐生市新里町野461	450t/日	桐生市長	74-1010

(3) 粗大ごみ処理施設及び資源化施設

施設名	利用市	施設所在地	規模	管理者	電話
桐生市清掃センター ①粗大ごみ処理施設 ②リサイクルセンター	桐生市 (委託)みどり市	桐生市新里町野461	①80t/5h ②1.6t/5h	桐生市長	74-1010

(4) 最終処理施設

施設名	利用市	施設所在地	規模	管理者	電話
桐生市汚泥最終処分場	桐生市 (委託)みどり市	桐生市相生町3-801-27	埋立地面積 4,529m ² 全体容積 25,678m ³	桐生市長	44-6184
桐生市清掃センター 最終処分埋立地	桐生市 (委託)みどり市	桐生市新里町野461	埋立地面積 46,050m ² 全体容積 280,600m ³	桐生市長	74-1010

7-5 遺体収容関係

1 市内遺体収容施設一覧

1 寺院

名称	所在地	代表者名	電話	収容能力
松源寺	大間々町塩原195	松島 賢道	72-3340	体
禅桂寺	大間々町浅原134	松島 賢道	73-3198	体
善雄寺	東町荻原192	真下 俊信	97-2963	20体
祥禅寺	東町花輪321	寺山 隆志	97-3191	30体
大蒼院	東町小中727	市川 俊英	97-2648	10体
高常寺	東町草木264	坂西 啓哉	95-6341	10体
大澤寺	東町沢入380	明峰 祥暢	95-6224	体

※ 市有施設で収容しきれない場合に、協力依頼するものとする。

7-6 ボランティア関係

1 みどり市災害時救援ボランティア連絡会議要綱

平成18年3月27日

訓令第22号

(設置)

第1条 自己完結を前提として災害時救援ボランティア活動を行う各関係機関等の相互連携を図ることにより、災害時におけるボランティアの受入体制の確立及び円滑な救援ボランティア活動の展開に資することを目的として、みどり市災害時救援ボランティア連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置とする。

(構成)

第2条 連絡会議は、前条の設置目的に賛同する関係機関をもって構成する。

(所掌事項等)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 災害時におけるボランティアの受入体制づくり
- (2) 総合的な調整システムの確立のための連絡調整
- (3) その他連絡会議の目的を達成するために必要な事項

(会議)

第4条 連絡会議は、保健福祉部長が主宰し、毎年開催するほか、構成員の要請により随時開催することができる。

2 会議の座長は、構成員による持ち回りとする。

3 連絡会議は、必要があると認める場合は、構成員以外の者の出席を求め、協議を行うことができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

7-7 文化財関係

1 市内指定文化財等一覧表

令和6年10月31日現在

No	文化財の名称	所在及び場所	所有者(管理者)	種別	
1	岩宿遺跡	笠懸町阿左美1781外	みどり市(みどり市教育委員会)	国指定	史跡
2	西鹿田中島遺跡	笠懸町西鹿田882-1外	みどり市(みどり市教育委員会)	国指定	史跡
3	岡登次郎兵衛景能公の墓	笠懸町阿左美1616(国瑞寺)	国瑞寺(みどり市教育委員会)	県指定	史跡
4	阿左美縄文式文化住居跡	笠懸町阿左美986-9、1053-9	東武鉄道、みどり市(みどり市教育委員会)	県指定	史跡
5	桐原郷蔵及び郷蔵文書	大間々町桐原325-3	九友会	県指定	史跡
6	塔ノ沢の石造釈迦涅槃像	東町沢入塔ノ沢1397	沢入共有林	県指定	史跡
7	木造虚空蔵菩薩坐像	大間々町塩沢203	個人	県指定	重文
8	来迎阿弥陀三尊笠塔婆	笠懸町西鹿田139	みどり市(みどり市教育委員会)	市指定	重文
9	中島の薬師如来	笠懸町西鹿田無番地	第10区5-3隣組	市指定	重文
10	馬見岡の阿弥陀三尊・石仏	笠懸町西鹿田73	個人	市指定	重文
11	山際の重制石幢	笠懸町鹿3258	個人	市指定	重文
12	長円寺の阿弥陀三尊	笠懸町鹿3608-2外	長円寺	市指定	重文
13	岩宿遺跡駐車場地点出土石器一括	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館)	みどり市教育委員会	市指定	重文
14	神社裏遺跡出土深鉢形土器	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館)	みどり市教育委員会	市指定	重文
15	清泉寺裏遺跡出土土器一括	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館)	みどり市教育委員会	市指定	重文
16	清水西丘遺跡出土土器	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館)	みどり市教育委員会	市指定	重文
17	阿左美遺跡出土注口土器	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館)	みどり市教育委員会	市指定	重文
18	天神山古墳群3号出土品	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館)	みどり市教育委員会	市指定	重文

No	文化財の名称	所在及び場所	所有者(管理者)	種別	
19	獣脚の鋳型	笠懸町阿左美1790-1（岩宿博物館）	みどり市教育委員会	市指定	重文
20	脇差1口（常省子久幸作）付保管箱1	笠懸町阿左美1790-1（岩宿博物館）	笠懸町第10区（みどり市教育委員会）	市指定	重文
21	金山神社の俳額	笠懸町阿左美1790-1（岩宿博物館）	西鹿田金山神社（みどり市教育委員会）	市指定	重文
22	庚申塔及び大日如来像	大間々町浅原1310	個人	市指定	重文
23	穴原薬師堂	大間々町塩原633	穴原薬師堂保存会	市指定	重文
24	円空仏「月光菩薩立像」	大間々町小平602	個人	市指定	重文
25	円空仏「薬師如来坐像」	大間々町塩原195	禅桂寺	市指定	重文
26	旧大間々銀行	大間々町大間々1030	みどり市（大間々博物館）	市指定	重文
27	ながめ余興場	大間々町大間々1635	みどり市（ながめ余興場）	市指定	重文
28	御用銅蔵	東町花輪92	個人	市指定	重文
29	継送り札・賃銭請い契印他古文書七点	東町花輪92	個人	市指定	重文
30	稲荷神社	東町小夜戸	稲荷神社	市指定	重文
31	石造五重塔	東町小夜戸568-1	個人	市指定	重文
32	奪衣婆坐像と石龕	東町草木1085	八沢地区	市指定	重文
33	木造十一面観音菩薩立像	東町草木地内	八沢地区	市指定	重文
34	木造薬師如来坐像	東町沢入944-1 1	向沢入薬師如来坐像保存会	市指定	重文
35	宝篋印塔	東町荻原192	善雄寺	市指定	重文
36	大蒼院欄間彫刻	東町小中727	個人	市指定	重文
37	生品神社本殿	笠懸町阿左美210-1	生品神社	市指定	重文
38	普門寺の地藏菩薩坐像	東町花輪410-1 1	普門寺	市指定	重文
39	岩穴観音の地藏菩薩坐像及び阿弥陀如来像	大間々町小平1975-3	狸原共有	市指定	重文
40	横町太々神楽	笠懸町阿左美横町（秋葉神社）	横町太々神楽保存会	市指定	無民

No	文化財の名称	所在及び場所	所有者(管理者)	種別	
41	大間々祇園祭り	大間々町大間々地内（1丁目～7丁目）		市指定	無民
42	小中獅子舞	東町小中地内（鳥海神社）	小中獅子舞保存会	市指定	無民
43	小夜戸小正月飾り	東町小夜戸地内	小夜戸小正月飾り保存会	市指定	無民
44	岡登用水三俣分水口	笠懸町阿左美1998外	みどり市（みどり市教育委員会）	市指定	史跡
45	天神山古墳群3号墳	笠懸町西鹿田139の一部	みどり市（みどり市教育委員会）	市指定	史跡
46	山田氏及び里見兄弟の墓	大間々町高津戸596-1 1	自音寺	市指定	史跡
47	深沢の角地藏	大間々町上神梅228-3	深沢共有	市指定	史跡
48	岩穴観音	大間々町小平1975-3	狸原共有	市指定	史跡
49	浅原の百観音	大間々町浅原乙637	浅原百観音観音講	市指定	史跡
50	五覧田城址	東町荻原（石尊山山頂）	みどり市他（みどり市教育委員会）	市指定	史跡
51	防空監視哨跡	東町花輪352	個人	市指定	史跡
52	かやの木	笠懸町鹿1156	社福法人チハヤ養護園（みどり市教育委員会）	市指定	天記
53	馬見岡凝灰岩露出地	笠懸町西鹿田129	みどり市教育委員会(みどり市)	市指定	天記
54	カタクリ群生地	笠懸町阿左美1798-1外	みどり市（みどり市教育委員会）	市指定	天記
55	鹿の川沼のエノキ	笠懸町鹿247	みどり市（みどり市教育委員会）	市指定	天記
56	小平の大杉	大間々町小平1460	茂木共有	市指定	天記
57	小平鍾乳洞	大間々町小平459	みどり市（小平の里）	市指定	天記
58	モリアオガエル	東町沢入付近	みどり市教育委員会	市指定	天記
59	小中のムレ杉	東町小中47	個人	市指定	天記

No	文化財の名称	所在及び場所	所有者(管理者)	種別	
				市指定	天記
60	大蒼院のキリシマツツジ	東町小中727	個人	市指定	天記
61	旧花輪小学校校舎・門柱・今泉嘉一郎胸像所	東町花輪191	みどり市（みどり市教育委員会）	国登録	有形
62	旧今泉家住宅主屋・塀・蔵・表門	東町花輪96	みどり市（みどり市観光課）	国登録	有形
63	高草木家住宅主屋・稲荷社	東町花輪92-1	個人	国登録	有形
64	野口家住宅主屋	大間々町大間々1331	個人	国登録	有形
65	相澤忠洋蒐集考古資料	笠懸町阿左美1790-1（岩宿博物館）	みどり市（岩宿博物館）	国登録	有形
66	上神梅駅本屋及びプラットホーム	大間々町上神梅193-2外	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
67	笠松トンネル	東町沢入字峠向	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
68	吉ノ沢架樋	東町沢入	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
69	名越トンネル	東町沢入	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
70	沢入駅上り線プラットホーム及び待合所	東町沢入甲965-2外	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
71	沢入駅下り線プラットホーム及び待合所	東町沢入甲962-1外	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
72	神戸駅本屋及び下り線プラットホーム	東町神戸886-1外	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
73	神戸駅休憩所	東町神戸886-1	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
74	神戸駅上り線プラットホーム	東町神戸886-2外	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
75	神戸駅危険品庫	東町神戸878-2外	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
76	第二神土トンネル	東町神戸	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
77	第一神土トンネル	東町神戸	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
78	小中川橋梁	東町小中及び東町花輪	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
79	唐沢橋梁	東町花輪	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形

No	文化財の名称	所在及び場所	所有者(管理者)	種別	
80	小黒川橋梁	東町荻原及び桐生市黒保根町水沼	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
81	深沢橋梁	大間々町上神梅及び桐生市黒保根町宿廻	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
82	第三神梅トンネル	大間々町下神梅	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
83	第二神梅トンネル	大間々町下神梅	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
84	第一神梅トンネル	大間々町桐原	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
85	手振山架樋	大間々町桐原	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
86	大間々駅本屋及び下り線プラットホーム	大間々町大間々1360-1外	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
87	大間々駅上り線プラットホーム	大間々町大間々1360-1外	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
88	岡直三郎商店大間々工場店舗兼主屋	大間々町大間々1013	株式会社岡直三郎商店	国登録	有形
89	岡直三郎商店大間々工場文庫蔵	大間々町大間々1013	株式会社岡直三郎商店	国登録	有形
90	相澤忠洋関係資料	笠懸町阿左美1790-1（岩宿博物館）	みどり市（岩宿博物館）	県登録	有形

8 応急復旧関係

8-1 災害救助基準

令和6年12月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 350円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、上記の金額に加え、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	(1) 建設型応急住宅 設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費 6,883,000円以内	災害発生の日から20日以内に着工	1 1戸当たりの規模は29.7㎡を基準とし、地域の実情、世帯構成等に応じた規模とする。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最大2年以内 4 解体撤去及び土地の原状回復費用 当該地域における実費
		(2) 賃貸型仮設住宅 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げて提供	供与期間 最大2年以内

救助の種類	対象	費用の限度額			期間	備考		
炊き出し その他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,330円以内			災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費			災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区分	1人世帯	2人世帯		3人世帯	4人世帯	5人世帯
		全壊	夏	19,800		25,400	37,700	45,000
		全焼	冬	32,800		42,400	59,000	69,000
		流失	夏	6,500		8,700	13,000	15,900
		半壊	冬	10,400		13,600	19,400	23,000
		半焼						
		床上浸水						
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具、破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上		

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	災害のため住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	1 世帯当り 51,500円以内	災害発生の日から10日以内に完了	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。
被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	1 住家が半壊(焼)、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	1 2に掲げる世帯以外の世帯 717,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の 給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品の喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む）及び中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒も含む）及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり 5,200円 中学校生徒 1人当たり 5,500円 高等学校等生徒 1人当たり 6,000円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 226,100円以内 小人（12歳未満） 180,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,600円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,700円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 140,000円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
災害が発生するおそれ段階での救助（法第2条第2項） 避難所の設置	災害のおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり350円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、上記の金額に加え、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	法第2条2項による救助を開始した日から、災害発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった期間。	費用は、避難所の設置、維持及び管理のための建物等の使用謝金、光熱水費とする。
要配慮者の輸送	高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者。	地域の実情に応じた額（実費）	法第2条2項による救助を開始した日から、災害発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった期間。	避難所へ輸送するためのバス借り上げ等に係る費用。 避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のための必要となる賃金職員雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、

その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

8-2 災害応急対策業務に関する基本協定

協定の名称	締結日	締結相手
(1) 災害応急対策業務に関する基本協定	H19. 11. 12	笠懸町商工会
(2) 災害応急対策業務に関する基本協定	H20. 1. 29	大間々町商工会
(3) 災害応急対策業務に関する基本協定	H20. 2. 6	東町商工会
(4) 災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定書	H20. 9. 5	みどり市管工事協同組合
(5) 災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定書	H20. 9. 5	みどり市水道組合
(6) 災害時におけるL P ガス等供給協力に関する協定書	H28. 8. 23	群馬県L P ガス協会桐生支部
(7) 災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定	H28. 8. 31	群馬県解体工事業協同組合
(8) 災害救助に必要な物資等の提供に関する協定書	H31. 3. 22	桐生電気工事協同組合

2-（1）災害応急対策業務に関する基本協定

みどり市（以下「甲」という。）と笠懸町商工会（以下「乙」という。）とは、災害発生時における市民の安全を確保するための応急措置（以下「応急対策業務」という。）に関して、次のとおり基本協定を定めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設及び公共建築物等に災害が発生した時の応急対策業務に関する甲と乙との基本事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、応急対策を行う必要が生じた場合は、乙に対し応急対策業務の協力を要請することができる。

2 乙は、要請があった時は甲に対し速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第3条 乙が実施した応急対策業務に要する費用は甲が負担する。

（損害補償）

第4条 災害対策基本法に基づき、甲から従事命令が発せられ、第2条の規定により応急対策業務に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、これを補償するものとする。なお、従事命令が発せられない場合にあつては、甲乙協議の上解決するものとする。

（雑則）

第5条 この協定に定めない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成19年11月12日から適用する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持するも

のとする。

平成19年11月12日

甲 みどり市笠懸町鹿2952
みどり市長 石 原 条

乙 みどり市笠懸町鹿3003-1
笠懸町商工会
会 長 青 山 正 敏

2-（2） 災害応急対策業務に関する基本協定

みどり市（以下「甲」という。）と大間々町商工会（以下「乙」という。）とは、災害発生時における市民の安全を確保するための応急措置（以下「応急対策業務」という。）に関して、次のとおり基本協定を定めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設及び公共建築物等に災害が発生した時の応急対策業務に関する甲と乙との基本事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、応急対策を行う必要が生じた場合は、乙に対し応急対策業務の協力を要請することができる。

2 乙は、要請があった時は甲に対し速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第3条 乙が実施した応急対策業務に要する費用は甲が負担する。

（損害補償）

第4条 災害対策基本法に基づき、甲から従事命令が発せられ、第2条の規定により応急対策業務に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、これを補償するものとする。なお、従事命令が発せられない場合にあつては、甲乙協議の上解決するものとする。

（雑則）

第5条 この協定に定めない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成20年1月29日から適用する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

平成20年1月29日

甲 みどり市笠懸町鹿2952
みどり市長 石 原 条

乙 みどり市大間々町大間々1549
大間々町商工会会長 須 藤 健 久

2-（3） 災害応急対策業務に関する基本協定

みどり市（以下「甲」という。）と東町商工会（以下「乙」という。）とは、災害発生時における市民の安全を確保するための応急措置（以下「応急対策業務」という。）に関して、次のとおり基本協定を定めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設及び公共建築物等に災害が発生した時の応急対策業務に関する甲と乙との基本事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、応急対策を行う必要が生じた場合は、乙に対し応急対策業務の協力を要請することができる。

2 乙は、要請があった時は甲に対し速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第3条 乙が実施した応急対策業務に要する費用は甲が負担する。

（損害補償）

第4条 災害対策基本法に基づき、甲から従事命令が発せられ、第2条の規定により応急対策業務に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、これを補償するものとする。なお、従事命令が発せられない場合にあっては、甲乙協議の上解決するものとする。

（雑則）

第5条 この協定に定めない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成20年2月6日から適用する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

平成20年2月6日

甲 みどり市笠懸町鹿2952
みどり市長 石 原 条

乙 みどり市東町花輪103-1
東町商工会
会 長 森 田 米 造

2－（４）災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と、みどり市管工事協同組合（以下「乙」という。）は、地震、その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧工事等（以下「応急復旧」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、みどり市水道事業及び簡易水道事業の給水区域内に災害が発生し、水道施設が被災したとき、被災住民に飲料水を提供するための水道施設の早期復旧に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、被災した水道施設の応急復旧について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行う場合は、文書又は口頭により、応急復旧の内容、日時、場所、必要な人員及び資機材等を明らかにするものとする。

3 乙の連絡窓口は代表理事とする。

(協力)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急復旧について協力するものとする。

(現場指揮等)

第4条 甲は、応急復旧に関し必要な現場指揮等を行うものとする。

(事前準備)

第5条 乙は、甲の協力要請に速やかに対象できるよう、組合員の動員体制、資機材の保有状況等を把握しておくものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、乙が応急復旧のために要した次の経費（以下「経費」という。）を負担するものとする。

- (1) 人件費
- (2) 車両等の借上料
- (3) 協力要請により使用した乙の組合員の保有する資材費
- (4) その他応急復旧に要した経費

(費用請求)

第7条 乙は、前条の経費について甲の積算基準により算定した額を一括して甲に請求するものとする。

(労災補償及び損害賠償)

第8条 応急復旧において、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は障害になった場合若しくは死亡した場合は、乙の労働者災害補償保険により補償するものとする。ただし、労働者災害補償保険で補償されないやむを得ない理由がある場合において、甲は、必要があると認められるときは、甲乙協議のうえ対処するものとする。

2 応急復旧により、乙が第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、災害発生時における応急復旧を速やかに行えるよう必要に応じて訓練を実施するものとする。

(他市町村の応援要請)

第10条 甲は、他市町村で発生した災害についても、この協定に準じて乙に応急復旧の協力を要請することができる。

(定めのない事項等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定期間は、平成20年9月5日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3箇月前までに、甲乙いずれかの申し出がない限り、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成20年9月5日

甲 みどり市笠懸町鹿2952番地

みどり市長 石原 条

乙 みどり市笠懸町阿左美3709番地
みどり市管工事協同組合
代表理事 篠原 敏

2－（５）災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と、みどり市水道組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧工事等（以下「応急復旧」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、みどり市水道事業及び簡易水道事業の給水区域内に災害が発生し、水道施設が被災したとき、被災住民に飲料水を提供するための水道施設の早期復旧に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、被災した水道施設の応急復旧について、乙は協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行う場合は、文書又は口頭により、応急復旧の内容、日時、場所、必要な人員及び資機材等を明らかにするものとする。

3 乙の連絡窓口は会長とする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急復旧について協力するものとする。

（現場指揮等）

第4条 甲は、応急復旧に関し必要な現場指揮等を行うものとする。

（事前準備）

第5条 乙は、甲の協力要請に速やかに対処できるよう、組合員の動員体制、資機材の保有状況等を把握しておくものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が、応急復旧のために要した次の経費（以下「経費」という。）を負担するものとする。

- (1) 人件費
- (2) 車両等の借上料
- (3) 協力要請により使用した乙の組合員の保有する資材費
- (4) その他応急復旧に要した経費

（費用請求）

第7条 乙は、前条の経費について甲の積算基準により算定した額を一括して甲に請求するものとする。

（労災補償及び損害賠償）

第8条 応急復旧において、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は障害になった場合若しくは死亡した場合は、乙の労働者災害補償保険により補償するものとする。ただし、労働者災害補償保険で補償されない

やむを得ない理由がある場合において、甲は、必要があると認められるときは、甲乙協議のうえ対処するものとする。

2 応急復旧により、乙が第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、災害発生時における応急復旧を速やかに行えるよう必要に応じて訓練を実施するものとする。

(他市町村の応援要請)

第10条 甲は、他市町村で発生した災害についても、この協定に準じて乙に応急復旧の協力を要請することができる。

(定めのない事項等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定期間は、平成20年9月5日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3箇月前までに、甲乙いずれかの申し出がない限り、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成20年9月5日

甲 みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 石原 条

乙 みどり市大間々町大間々981番地
みどり市水道組合
会 長 高草木 喜一

2－(6) 災害におけるL Pガス等供給協力に関する協定

みどり市（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬県L Pガス協会桐生支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるL Pガスの供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、みどり市において地震等の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが相互に協力して、被災者にL Pガスを供給するために必要な事項を定め、住民生活の安定を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し避難場所へのL Pガスの供給について、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力実施)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに可能な限り優先的に協力するものとする。

2 乙は、緊急時に際し、甲の要請に円滑に対応するために、L Pガス及びL Pガス資機材の調達並びに要員の確保を行うこととし、備蓄物資の内容及び数量については、甲と乙が事前に協議のうえ定め

ることとする

(引渡し)

第4条 甲は、乙に供給要請を行う際、予め引き渡し場所を指定し、当該場所へ職員を派遣し、引き受けるものとする。

(費用負担)

第5条 前条の規定により、乙が供給したL Pガスの代金については、甲が負担するものとする。

(情報の提供等)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に機能するため、地域防災にかかわる情報収集や支援活動のあり方について、必要に応じて協議を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年8月23日

甲 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 石原 条

乙 群馬県桐生市錦町3丁目8番7号
一般社団法人群馬県L Pガス協会桐生支部
支部長 関口 公一

2－（7）災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と群馬県解体工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、みどり市内に地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、みどり市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、乙に対して建築物等の解体撤去及び災害廃棄物の収集、運搬、一時保管等の協力を求めるに当たり、その内容、費用負担、その他基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定めるものをいう。
- (3) 解体撤去 建築物等の全部又は一部を取り壊し、その場所から取り除くことをいう。

- (4) 災害廃棄物 災害による建築物等の倒壊、焼失等に伴い発生した廃棄物及び災害による建築物等の解体撤去に伴って発生する廃棄物をいう。

(要請する業務)

第3条 甲は、災害時において、次に掲げる業務（以下「解体撤去等」という。）を乙に要請することができる。

- (1) 応急復旧活動に支障となる建築物等の解体撤去に関する業務
- (2) 被災者の救出等を目的とした建築物等の解体撤去に関する業務
- (3) 災害廃棄物の収集、運搬、一時保管その他これらに関連して必要と認める業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が防災計画に基づき、必要と認める業務

(業務要請手続)

第4条 甲は、乙に対し業務を要請するときには、災害時における建築物等の解体撤去等の協力要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。ただし、やむを得ず様式第1号により要請ができない場合は、電話等により要請し後日様式第1号を提出するものとする。

2 乙は、甲から様式第1号を受領したときは、その内容を確認の上、災害時における建築物等の解体撤去等の協力に係る確認書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

(業務の実施)

第5条 乙は、次に掲げる事項に留意し、解体撤去等を行うものとする。

- (1) 解体撤去等に必要人員、車両、資機材等の調達は、乙が行うこと。
- (2) 騒音、粉じん等により周辺地域の生活環境に支障が生じないように十分配慮すること。
- (3) アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を行うこと。
- (4) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、解体撤去等の現場における分別の徹底等に努めること。

2 乙は、撤去した災害廃棄物を、甲が指定した保管場所又は処理施設（以下「保管場所等」という。）へ運搬するものとする。ただし、状況により甲が災害廃棄物の保管場所等を指定できない場合は、乙は、甲の承諾を得て、乙の判断で災害廃棄物を他の保管場所等に運搬することができるものとする。

(業務報告)

第6条 乙は、解体撤去等を完了した場合は、災害時における建築物等の解体撤去等の協力実施報告書（様式第3号）により甲に報告するものとする。ただし、状況により様式第3号での報告ができない場合は、電話等により報告し後日様式第3号を提出するものとする。

(費用負担)

第7条 業務に関する費用は、原則として甲が負担する。

2 前項に規定する費用については、災害時直前の標準的な費用を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 第1項に規定する費用の支払いについては、別途みどり市財務規則に基づき支払うものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲の責に帰さない事由により、解体撤去等の実施に伴い、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて解体撤去等に従事した者がそのため死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、当該従事者の使用者の責任において行うものとする。

(連絡体制)

第10条 この協定に基づく活動が円滑に実施できるよう、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとし、

必要に応じて情報交換を行うものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年8月31日

（甲） みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 石原 条

（乙） みどり市笠懸町阿左美494番地2
群馬県解体工事業協同組合
理事長 菊地 明仁

2－（8）災害救助に必要な物資等の提供に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と桐生電気工事協同組合（以下「乙」という。）は、災害救助及び応急復旧等に必要な人員並びに資機材及び物資の提供（以下「物資等の提供」という。）について次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合と認めるときは、乙に対して物資等の提供を要請することができるものとする。

2 甲は他の都市で発生した災害で応援要請を受けた場合、その災害の状況に応じ、乙に対し前項の要請をすることができるものとする。

（要請の方法）

第2条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、乙は甲の意思を確認の上、第3条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は第1条の要請を受けたときは、可能な限り物資等の提供に関し甲に協力するものとする。

（費用負担等）

第4条 物資等の提供に要した費用は、災害発生直前時における適正な費用（災害発生前については、通常の適正な費用）を基準として甲、乙協議して定めるものとする。

2 物資等の提供に要した費用の支払いは、甲、乙協議して定めるものとするが、できる限り速やかに支払うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年3月22日

(甲) 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市
みどり市長 須藤 昭男

(乙) 群馬県桐生市新宿一丁目10番18号
桐生電気工事協同組合
理 事 長 小川 悟

9 復旧・復興関係

9-1 激甚災害法に基づく特別財政援助の対象

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第3条）
- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
 - エ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
 - オ 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
 - カ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
 - キ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
 - ク 障害者総合支援法第83条第2項又は第3項の規定により、県又は市町村が設置した障害者支援施設の災害復旧事業
 - ケ 身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
 - コ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
 - サ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - シ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - (i) 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの。
 - (ii) 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行なう排除事業
 - セ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚災害法第5条）

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例（激甚災害法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第7条）

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。

エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚災害法第8条）

（i）天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。

（ii）天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。

オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚災害法第9条）

森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

カ 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助（激甚災害法第10条）

土地改良区等の行なう湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

キ 森林災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第11条の2）

（i）県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。

（ii）県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）

災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。

イ 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（激甚災害法第13条）

小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。

ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第14条）

事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(4) その他の特別の財政援助及び助成

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第16条）

公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第17条）

私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。

ウ 市町村が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例（激甚災害法第19条）

エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（激甚災害法第20条）

特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

オ 水防資材費の補助の特例（激甚災害法第21条）

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。

カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚災害法第22条）

滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市町村が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。

キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚災害法第24条）

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

みどり市地域防災計画

発行日 令和 年 月

発 行 みどり市防災会議

〒379-2395

群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地

T E L 0277-76-0960

企画・編集 みどり市 防災危機管理課
